

厚生労働省 令和4年度障害者総合福祉推進事業

障害児の保育所等への移行支援の実態把握に係る調査研究
報告書

令和5年3月

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

障害児の保育所等への移行支援の実態把握に係る調査研究 事業要旨

本調査研究では、自治体及び障害児通所支援事業所で行われている、障害児の保育所等への移行支援を含むインクルージョン推進の取組実態を詳細に把握することを目的として、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスにおける移行支援の取組状況調査、インクルージョン推進に関する市町村の取組状況調査、保育所等訪問支援の実施状況調査の3つのテーマを設定し、それぞれについて実態把握のための調査を実施した。

検討委員会の開催

本領域に専門的知識を有する有識者や現場の状況に精通している関係者等により構成する検討委員会を設置し、調査研究内容、実施方法、調査結果の取りまとめ等について検討した。

(委員) ◎:座長

氏名	役職
◎ 有村 大士	日本社会事業大学 社会福祉学部 准教授
嘉門 邦岳	株式会社アクト・デザイン 代表取締役
酒井 康年	社会福祉法人からしだね うめだ・あけぼの学園 副園長 一般社団法人全国児童発達支援協議会 事務局長
滝口 圭子	金沢大学 人間社会研究域 学校教育系 教授
田中 一旭	社会福祉法人とんとん 常務理事・施設長 一般社団法人大分県障害児通所支援連合会 代表理事
原口 英之	所沢市こども支援センター 発達支援エリア スーパーバイザー
福島 優子	姫路市総合福祉通園センター 姫路市立白鳥園

児童発達支援事業及び放課後等デイサービスにおける移行支援の取組状況調査

児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける移行支援（併行通園等の事例提供・提案や実現・継続のサポート）について、保護者等の意向の把握から保育所等への定着支援に至るプロセス等に関する好事例等の把握を行うため、事業所を対象としたアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

【調査対象・有効回答数等】

調査対象・種別	調査対象数	有効回答数	有効回答数
アンケート調査	児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施する全事業所（児童発達支援センター、医療型児童発達支援を含む）	（参考値） 25,016	4,658 か所 （参考 18.6%）
ヒアリング調査	児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所	計 5 か所	—

【調査結果の主なポイント】

事業所への調査の結果、現在併行通園等を実施しているこどもの数は平均 9.19 人であり、運営主体が自治体の場合、移行支援・併行通園に関する取組等を積極的に行っている傾向がうかがえた。移行支援に関する加算については、算定の可能性があっても、加算算定の事務が煩雑である、要件に該当するか不明等の理由で算定に至らないケースが多数あることがうかがえた。移行支援を実現する上での課題等の回答では「本人・保護者のニーズと本人の状況に差がある」（29.9%）が最も多く挙げられた。

ヒアリング調査では、事業所間や学校との連携、こども・保護者の支援における多数の工夫が聞かれた一方で、幼稚園・保育園、学校との連携面における課題、運営法人が営利法人であるために、特に公的な事業所からの個人情報の提供がスムーズに行われなかったなど、移行支援、併行通園等に関する複数の課題や悩み等も示された。

インクルージョン推進に関する市町村の取組状況調査

障害児の移行支援にあたり、市町村が保育所等へのつながりを目的として実際に行っている取組や、インクルージョンを推進するための周知・啓発・協議の実施状況等、市町村の取組状況について把握するため、市町村を対象としたアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

【調査対象・有効回答数等】

調査対象・種別	調査対象数	有効回答数	有効回答数
アンケート調査	全国の市町村	1,741 件	709 件 (40.7%)
ヒアリング調査	インクルージョン推進に取り組んでいる市町村	計 5 か所	—

【調査結果の主なポイント】

市町村への調査の結果、「障害児のインクルージョン推進や障害児の移行支援」に関する取組が進んでいない自治体が相当数あること、また小規模な自治体では特に取組が遅れていることが把握された。子ども・子育て支援事業計画や子ども・子育て会議の中に障害児に関する検討が位置づけられていない自治体の割合はともに回答自治体の約 6 割を占めたが、一方で、一般子育て施策を所管する部署が障害児支援を担当している自治体では取組が比較的進んでいることがうかがわれた。

ヒアリング調査では、未就学期～就学期の移行支援、さらに地域のインクルージョン推進まで含めた多様な取組事例が聴取された。

保育所等訪問支援の実施状況調査

児童発達支援センター等が行う保育所等訪問支援について、事業所における活動状況の全体像、及び対象児童の状況に応じた具体的な支援内容等や対象施設の種類による違い等について把握するため、アンケート調査及びタイムスタディ調査を実施した。

【調査対象・有効回答数等】

調査対象・種別	調査対象数	有効回答数	有効回答数
アンケート調査	保育所等訪問支援を実施する事業所	(参考値) 985	433 か所 (参考 44.0%)
タイムスタディ調査	保育所等訪問支援を実施する事業所 (アンケート調査に有効なメールアドレスの回答があった事業所)	367 か所	102 か所 (27.8%)

【調査結果の主なポイント】

アンケート調査及びタイムスタディ調査の結果、回答事業所の 9 割超がいずれかの通所事業を実施しており、通所事業と併行して保育所等訪問支援を行っていることが把握された。また、保育所等訪問支援の対象児童数の規模、訪問先の現地での実施内容や所要時間、訪問の実施体制等は多様であり、事業所や対象児童の状況等によって様々な形態での訪問支援が行われている実態が明らかとなった。また、訪問支援の実施にあたり、現地への訪問以外の時間で行われている一定の関連作業（報告書作成、保護者への報告等）があることや、遠方の施設等への訪問を行うために移動時間を要している事業所があることもうかがわれた。

成果等の公表計画

本事業の成果は、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社のホームページにおいて公開する。

目次

第1章 調査研究の概要	1
1. 調査研究の背景	2
2. 調査研究の目的	2
3. 調査の実施方法	3
第2章 児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける移行支援の取組状況調査	13
I アンケート調査	14
1. アンケート調査実施概要	14
2. 基本情報	15
3. 移行支援を行っているこどもに関すること	22
4. 移行支援に関する事業所の取組に関すること	28
5. 移行支援に関する工夫・課題等	43
II ヒアリング調査	54
1. ヒアリング調査実施概要	54
事例1 児童発達支援・放課後等デイサービス Smile Seed (すまいるしーど)	55
事例2 箕輪町こども発達支援事業所 若草園	61
事例3 児童発達支援センター lapoale	66
事例4 重症心身障がい児者通所支援事業所 ゆいまーる	71
事例5 児童発達支援事業所かめさんち	76
2. 事例集	81
III 調査結果のまとめ	86
第3章 インクルージョン推進に関する市町村の取組状況調査	89
I アンケート調査	90
1. アンケート調査実施概要	90
2. 基本情報	91
3. 地域におけるインクルージョン推進や移行支援に向けた取組状況	115
4. 移行支援に関する個別的なサポートの実施状況	132
5. インクルージョン推進の展望と課題	137
II ヒアリング調査	138
1. ヒアリング調査実施概要	138
事例1 三重県度会町	139
事例2 鹿児島県さつま町	144
事例3 東京都杉並区	149
事例4 福島県いわき市	154
事例5 静岡県藤枝市	160
2. 事例集	165
III 調査結果のまとめ	170

第4章 保育所等訪問支援の実施状況調査	173
I アンケート調査	174
1. アンケート調査実施概要	174
2. 基本情報	175
3. 保育所等訪問支援の実施状況	179
4. 保育所等訪問支援に関する事業所としての取組・効果・課題等	195
II タイムスタディ調査	203
1. タイムスタディ調査実施概要	203
2. 基本情報	208
3. 訪問支援の状況	211
III 調査結果のまとめ	237
巻末資料	239

第1章 調査研究の概要

1. 調査研究の背景

障害者（児）の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進は、障害者の権利に関する条約に定められた原則に基づき、国における障害児支援の在り方に関する検討等においても重要課題の 1 つとされている。特に、こども時代に障害の有無にかかわらずこどもたちが共に過ごすことができる環境の整備は、共生社会の実現への基盤となるものであり、令和 3 年度に国において取りまとめが行われた「障害児通所支援の在り方に関する検討会」報告書でもその重要性が改めて指摘されたところである。

一方で、障害児のインクルージョン推進に関する具体的な取組の状況は、これまで十分に把握されてきたとは言えない。例えば、児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定により、利用児童が保育所等に移行した際に算定できる「保育・教育等移行支援加算」が設けられているが、実際に事業所が併行通園等の実現・サポート等を行うにあたり具体的にどのようなプロセスで取り組むか、市町村や保育所等との連携の進め方等については、各現場に委ねられているのが現状である。

また、主に未就学の障害児の発達支援を行う児童発達支援センターについては、今般成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、地域全体の障害児支援の質の底上げを図るための中核的役割の 1 つとして、地域のインクルージョン推進が明記されたところである。しかし、同センター等が地域の保育所・幼稚園や放課後児童クラブ、小学校・中学校、児童養護施設等に訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的支援・その他必要なサービスを行う「保育所等訪問支援」については、その対象や支援内容等によって多様な実施状況が想定されるものの、その詳細な把握は行われていない。

さらに、こうした障害児通所支援等の事業所における個別の取組に加えて、障害児支援施策と一般子育て支援施策の双方をつなぐ役割を担う市町村について、その取組状況を把握することも、地域全体としての障害児のインクルージョンを推進する上で重要である。

2. 調査研究の目的

そこで、本事業では、自治体及び障害児通所支援等の事業所で行われている、障害児の保育所等への移行支援を含むインクルージョン推進の取組実態を詳細に把握することを目的として、次の 3 つのテーマを設定し、それぞれについて実態把握のための調査を実施した。

【テーマ①：児童発達支援事業及び放課後等デイサービスにおける移行支援の取組状況調査】

児童発達支援事業や放課後等デイサービスにおける移行支援（併行通園等の事例提供・提案や実現・継続のサポート）に係る保護者等の意向の把握から保育所等への定着支援に至るプロセスについて、全国の事業所における取組状況を把握することを目的として実施した。

【テーマ②：インクルージョン推進に関する市町村の取組状況調査】

障害児の移行支援にあたり、市町村が保育所等へのつながりを目的として実際に行っている取組や、インクルージョンを推進するための周知・啓発・協議の実施状況等、市町村の取組状況について、全国の市町村における取組状況を把握することを目的として実施した。

【テーマ③：保育所等訪問支援の実施状況調査】

児童発達支援センター等が保育所等訪問支援として地域の保育所・幼稚園や放課後児童クラブ、小学校・中学校、児童養護施設等に向けて行う、障害児（及び家族）の支援に関する専門的支援・助言の実施状況について、全国の事業所における取組状況を詳細に把握することを目的として実施した。

3. 調査の実施方法

「2. 調査研究の目的」に記載した3つのテーマについて、情報収集・整理、検討を行うため、次の（1）～（5）を実施した。なお、回答者の負担軽減及び調査の効率的実施の観点から、各調査の協力依頼等においては、調査案内を1本に共通化する等の工夫を行った。

（1）検討委員会の設置

障害児通所支援における事業所等の現状を踏まえつつ、インクルージョン推進に向けた課題等に対応するための効果的かつ具体的な調査・検討を行うため、本領域に専門的知識を有する有識者や現場の状況に精通している関係者等により構成する検討委員会を設置し、調査研究内容、実施方法、調査結果の取りまとめ等について検討した。

検討委員会の委員及び開催概要は以下の通りであった。

図表 1 検討委員会 委員構成（敬称略）

氏 名	所属・役職
○ 有村 大士	日本社会事業大学 社会福祉学部 准教授
嘉門 邦岳	株式会社アクト・デザイン 代表取締役
酒井 康年	社会福祉法人からしだね うめだ・あけぼの学園 副園長 一般社団法人全国児童発達支援協議会 事務局長
滝口 圭子	金沢大学 人間社会研究域 学校教育系 教授
田中 一旭	社会福祉法人とんとん 常務理事・施設長 一般社団法人大分県障害児通所支援連合会 代表理事
原口 英之	所沢市こども支援センター 発達支援エリア スーパーバイザー
福島 優子	姫路市総合福祉通園センター 姫路市立白鳥園

（五十音順・敬称略、○印：座長）

【事務局】

鈴木 久也	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 障害児支援専門官
大塚 慎之介	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 障害福祉専門官
佐藤 溪	みずほリサーチ&テクノロジーズ 社会政策コンサルティング部
玉山 和裕	みずほリサーチ&テクノロジーズ 社会政策コンサルティング部
松山 里紗	みずほリサーチ&テクノロジーズ 社会政策コンサルティング部
嘉藤 曜子	みずほリサーチ&テクノロジーズ 社会政策コンサルティング部

(2) 調査① 児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける移行支援の取組状況調査

児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける移行支援（併行通園等の事例提供・提案や実現・継続のサポート）について、保護者等の意向の把握から保育所等への定着支援に至るプロセス等に関する好事例等の把握を行うため、事業所を対象としたアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

1) アンケート調査

障害児の保育所等への移行支援について、すでに取り組を行っている事業所における実施状況の全体像の把握、また移行支援の実施に至っていない事業所における課題等の把握を目的として、以下のとおりアンケート調査を実施した。

【調査対象】

- ・児童発達支援事業所（悉皆）
- ・放課後等デイサービス事業所（悉皆）
- ・児童発達支援センター（悉皆：上記に該当しないもの）

【調査方法】

- ・厚生労働省より自治体を経由し、メールにて該当事業所への調査案内を実施した。
- ・調査専用ウェブサイトを用いたウェブ調査（記名式）とした。

【調査票項目】

- ・児童発達支援、放課後等デイサービス共通の調査票とした。
- ・設問の特性に応じ、児童発達支援事業者のみ（放課後等デイサービス事業者のみ）が答える設問を設けた。

区分	調査項目
1. 基本情報	・事業所概要 ・職員体制 ・児童発達支援または放課後等デイサービスの利用状況
2. 移行支援を行っているこどもに関すること	・事業所を利用しているこどもの状況 ・併行通園の形態別のこどもの数 ・併行通園等を開始した時期別のこどもの数 ・移行支援を実施のきっかけ別のこどもの数 ・受入れ先の候補選定の方法別のこどもの数 ・退所したこどもへのサポートの実施状況

3. 移行支援に関する事業所の取組に関する こと	<移行支援に関する加算に関すること> ・令和3年度中の移行支援に関する加算の算定件数 ・加算の算定をしなかったことがあるか <移行支援のニーズ把握> ・移行支援を積極的に推進しているか ・移行支援に関するこどもや保護者等のニーズ把握の方法 ・移行支援に関するニーズを把握した際の対応 <個別支援計画作成・会議開催等> ・併行通園等に関する地域の施設等との連携の記載状況 ・併行通園等に関する地域の施設等との連携に係る会議の状況（事業所内、事業所外）、参加している関係機関 ・保育所等への移行支援に関する記載状況 ・保育所等への移行支援に係る会議の状況（事業所内、事業所外）、参加している関係機関 ・移行支援に関する事業所と外部機関との連携状況 ・就学・進学時の移行における事業所と学校との連携状況
4. 移行支援に関する工夫・課題等	・移行支援に関し行ったことがある取組 ・移行支援に関する工夫や支援内容 ・移行の段階で特に力を入れて行ったサポートの内容等 ・移行支援を実現する上での課題等 ・併行通園等の提案を断られたことがあるか ・移行支援の実施にあたり苦労した点、行った対応策

【実施時期】

- ・令和4年10月

2) ヒアリング調査

本事業のアンケート調査で把握された情報等をもとに、事業所における移行支援の具体的な取組事例を詳細に把握するため、事例ヒアリング調査を実施した。

【調査対象】

- ・児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所、計5事例を対象として実施した。
- ・調査対象は、先行して実施したアンケート調査の結果をもとに、移行支援の実績を有する事業所の中からヒアリング対象の候補選定を行い、有識者検討会委員等のご推薦、ご助言等も踏まえて決定した。

【調査方法】

- ・ オンライン方式によるヒアリング調査として実施した。

【実施時期】

- ・ 令和 5 年 1 月～2 月

(3) 調査② インクルージョン推進に関する市町村の取組状況調査

障害児の移行支援にあたり、市町村が保育所等へのつながりを目的として実際に行っている取組や、インクルージョンを推進するための周知・啓発・協議の実施状況等、市町村の取組状況について把握するため、市町村を対象としたアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

1) アンケート調査

障害児の移行支援やインクルージョン等に関する取組について、全国の市町村における取組状況の全体像を把握することを目的として、以下のとおりアンケート調査を実施した。

【調査対象】

- ・ 全国の市町村（悉皆）

【調査方法】

- ・ 厚生労働省よりメールにて調査案内を実施した。
- ・ 電子調査票（Excel 形式）の配布、回収による電子調査（記名式）とした。

【調査票項目】

区分	調査項目
1. 基本情報	・ 自治体人口 ・ 障害児通所給付の受給者数 ・ 障害児通所支援事業所数 ・ 保育所・幼稚園等への障害児の受入れ状況 ・ 巡回相談支援の実施状況 ・ 障害児通所支援事業所における地域への移行支援に関する加算の算定状況

2. 地域におけるインクルージョン推進や移行支援に向けた取組状況	・障害児支援に関する業務を主に担当している部署 ・障害児のインクルージョン推進に関する施策の実施体制 ・こどもや障害に関する各種計画における言及状況 ・子ども・子育て会議の状況 ・自立支援協議会の状況 ・会議体等において障害児のインクルージョン推進や障害児の移行支援を議題として取り上げたことがあるか ・障害児のインクルージョン推進や障害児の移行支援を議題として取り上げた啓発資料等を作成したことがあるか ・障害児のインクルージョン推進の風土がどの程度定着しているか ・地域全体の機運醸成のために自治体として取り組んでいることがあるか
3. 移行支援の個別的なサポートの実施状況	・地域への移行支援の観点から障害児通所支援の利用者を対象として行っていることがあるか ・自治体が行っている個別的なサポートの内容 ・個別ケースの移行支援の取組開始後に行っている取組
4. インクルージョン推進の展望と課題	・地域における障害児のインクルージョン推進に向けた今後の課題

【実施時期】

- ・令和4年10月

2) ヒアリング調査

アンケート調査で把握された情報をもとに、インクルージョン推進の取組事例の詳細を把握するため、事例ヒアリング調査を実施した。

【調査対象】

- ・調査対象は、先行して実施したアンケート調査の結果をもとに、ヒアリング対象の候補選定を行い、有識者検討会委員等のご推薦、ご助言等も踏まえて決定した。

【調査方法】

- ・オンライン方式によるヒアリング調査として実施した。

【実施時期】

- ・令和4年12月～令和5年2月

(4) 調査③ 保育所等訪問支援の実施状況調査

児童発達支援センター等が行う保育所等訪問支援について、事業所における活動状況の全体像、及び対象児童の状況に応じた具体的な支援内容等や対象施設の種類の違い等について把握するため、アンケート調査及びタイムスタディ調査を実施した。

1) アンケート調査

事業所における保育所等訪問支援の実施状況の全体像を把握するため、保育所等訪問支援を行う全ての事業所を対象としたアンケート調査を実施した。

【調査対象】

- ・ 保育所等訪問支援を実施している事業所（悉皆）

【調査方法】

- ・ 厚生労働省より自治体を経由し、メールにて該当事業所への調査案内を実施した。
- ・ 調査専用ウェブサイトを用いたウェブ調査（記名式）とした。

【調査票項目】

区分	調査項目
1. 基本情報	・ 事業所の概要
2. 保育所等訪問支援の実施状況	・ 訪問支援員の数 ・ 令和 3 年度における保育所等訪問支援の実績 (訪問先施設の種類の対象児童数、月別の延べ訪問件数、新型コロナウイルス感染症による影響、およその収支状況) ・ 令和 3 年度における保育所等訪問支援の対象児童 (主たる障害の種類の児童数、障害児相談支援の利用状況) ・ 支援開始に至るまでの経緯 ・ 支援の実施頻度別及び訪問 1 回あたりの支援提供時間の状況 ・ 各回の保育所等訪問支援の実施内容 ・ 支援先の施設等への移動に要する時間 ・ 保護者への報告等の状況

3. 保育所等訪問支援に関する事業所としての取組・効果・課題等	・過去3年間に保育所等訪問支援を実施した対象児童の経過 ・支援の終結判断のタイミング ・保育所等訪問支援計画を完遂せずに中断したケースがあるか ・支援終結後の関わり状況 ・保育所等訪問支援の実施に関し事業所として取り組んでいることがあるか ・保育所等訪問支援の事業展開にあたり課題と感じている点
---------------------------------	--

【実施時期】

- ・令和4年10月

2) タイムスタディ調査

先行して実施した「保育所等訪問支援の実施状況調査」の結果を踏まえ、保育所等訪問支援のサービスにおける個別の支援内容やサービス提供にかかる時間、提供体制等の具体的な状況について、詳細な把握を行うことを目的として、タイムスタディ調査を実施した。

【調査対象】

- ・保育所等訪問支援を実施している事業所 367 か所
- ・先行して実施した「保育所等訪問支援の実施状況調査」の回答事業所のうち、有効なメールアドレスの回答があった事業所を調査対象とした。

【調査方法】

- ・電子調査票（Excel ファイル）を用意し、自記式タイムスタディ調査として実施した。
- ・調査事務局より調査対象事業所に対し、メールにて調査資料一式を送付し、事業所において調査票を受領後、指定した調査対象期間内に実施する全ての訪問支援について、その具体的な内容等の記録を行うことを依頼した。回答後の調査票は、メールにより調査事務局へ提出を依頼した。

【調査票項目】

区分	調査項目
1. フェースシート	・回答者情報 ・年齢 ・主たる障害 ・利用開始年月 ・訪問先施設 ・登園・登校頻度 ・訪問頻度(月平均) ・通算何回目の訪問か ・他の利用サービス ・支援のフェーズ
2. タイムスタディ票	・訪問日 ・対象児童 ・移動時間 ・到着時刻 ・訪問支援員の職種 ・経験年数 ・訪問先での実施内容 ・退出時刻 ・訪問時間外での実施内容 ・備考

【実施時期】

- ・令和5年1月16日(月)～2月10日(金)の4週間とした。

(5) 報告書の作成(各調査結果の取りまとめ)

(1)～(4)までの調査結果を踏まえ、【テーマ①：児童発達支援事業及び放課後等デイサービスにおける移行支援の取組状況調査】、【テーマ②：インクルージョン推進に関する市町村の取組状況調査】、【テーマ③：保育所等訪問支援の実施状況調査】のテーマごとに、調査研究の報告を取りまとめを行った。

第2章 児童発達支援事業及び放課後等デイサービスにおける移行支援の取組状況調査

I アンケート調査

1. アンケート調査実施概要

児童発達支援事業、放課後等デイサービスを実施する事業所におけるサービスの実施状況の全体像を把握するため、全事業所を対象したアンケート調査を実施した。

■ 調査対象

調査対象・調査種別	調査対象数（参考値）
児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施する全事業所（児童発達支援センター、医療型児童発達支援を含む）	25,016か所 ※「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書」に記載されている児童発達支援の事業所数（8,298か所：令和3年5月）及び放課後等デイサービスの事業所数（16,718か所：令和3年5月）の合計値。

■ 実施方法

アンケート回答用のウェブサイトインターネット上に構築し、回答者に直接入力・登録していただく方法で実施した。

具体的には、ウェブサイトの URL、アクセス用の ID を含む調査の実施方法が記載された依頼文を、厚生労働省よりサービス事業所の指定権者である都道府県・政令市・中核市に送付し、管内の事業所への調査協力依頼の送付を依頼した。

■ 実施時期

令和4年10月

■ 回収結果

種 類	対象件数※1	有効回答数※2	有効回答率※3
児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施する全事業所（児童発達支援センター、医療型児童発達支援を含む）	（参考値） 25,016	4,658	（参考値） 18.6%

※1 「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書」に記載されている児童発達支援の事業所数（8,298 か所：令和3年5月）及び放課後等デイサービスの事業所数（16,718 か所：令和3年5月）の合計値。

※2 重複と思われる回答等、集計対象として適切でないと考えられる回答を除外した件数。

※3 有効回答数を対象件数（参考値）で除したもの。なお、分母にあたる対象件数は児童発達支援と放課後等デイサービスの各事業所数を単純に合計したものであるのに対し、分子にあたる有効回答数は、両サービスを同一事業所で提供している場合、当事業所からの回答は1つとなるため、有効回答率は真の値より低い数値になっていると考えられる（このため、有効回答率は参考値として表示した）。

2. 基本情報

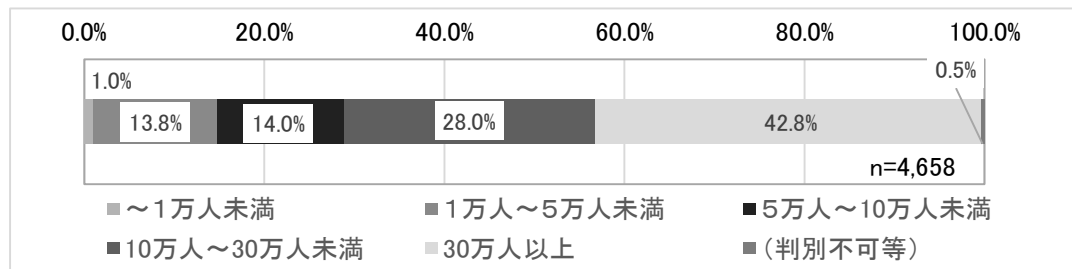
本調査に回答のあった事業所の所在する都道府県は、以下のとおりであった。

図表 2 事業所の所在する都道府県

	件数	割合
北海道	204	4.4%
青森県	61	1.3%
岩手県	15	0.3%
宮城県	72	1.5%
秋田県	38	0.8%
山形県	41	0.9%
福島県	69	1.5%
茨城県	70	1.5%
栃木県	110	2.4%
群馬県	79	1.7%
埼玉県	329	7.1%
千葉県	217	4.7%
東京都	370	7.9%
神奈川県	283	6.1%
新潟県	63	1.4%
富山県	32	0.7%
石川県	44	0.9%
福井県	32	0.7%
山梨県	6	0.1%
長野県	57	1.2%
岐阜県	95	2.0%
静岡県	201	4.3%
愛知県	108	2.3%
三重県	64	1.4%
滋賀県	58	1.2%
京都府	56	1.2%
大阪府	147	3.2%
兵庫県	173	3.7%
奈良県	33	0.7%
和歌山県	37	0.8%
鳥取県	18	0.4%
島根県	35	0.8%
岡山県	84	1.8%
広島県	176	3.8%
山口県	51	1.1%
徳島県	61	1.3%
香川県	25	0.5%
愛媛県	56	1.2%
高知県	42	0.9%
福岡県	262	5.6%
佐賀県	28	0.6%
長崎県	98	2.1%
熊本県	120	2.6%
大分県	64	1.4%
宮崎県	60	1.3%
鹿児島県	146	3.1%
沖縄県	168	3.6%
無回答	0	0.0%
全体	4,658	100.0%

本調査に回答のあった事業所の所在する市町村を人口規模別に集計した結果は、以下のとおりであった。（調査票では人口規模を問う設問を設けなかったため、令和4年1月1日住民基本台帳を参照し、別途事務局で集計した）

図表 3 事業所の所在する市町村の人口規模別集計

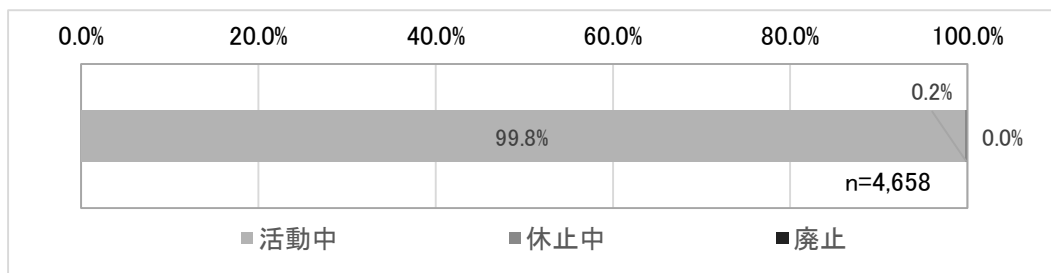


(1) 事業所の概要

1) 活動状況

事業所の活動状況についてみると「活動中」(99.8%)、「休止中」(0.2%)であった。

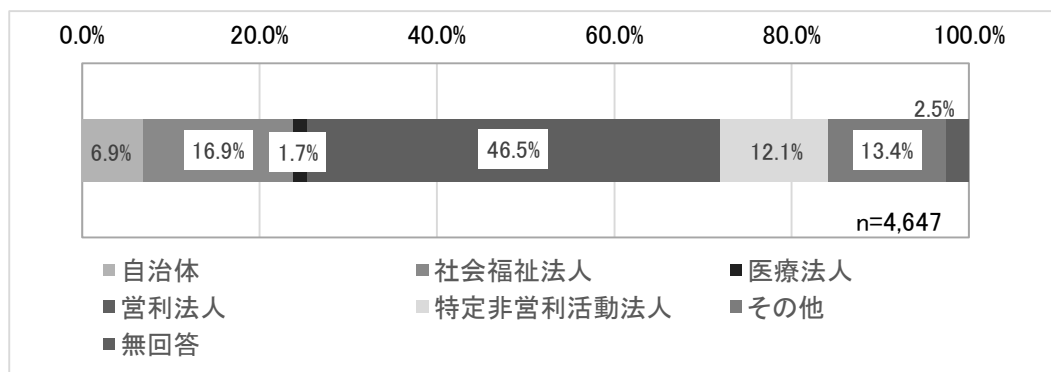
図表 4 活動状況



2) 設置主体

事業所の設置主体は「営利法人」(46.5%)が最も多く、次いで「社会福祉法人」(16.9%)、「その他」(13.4%)であった。

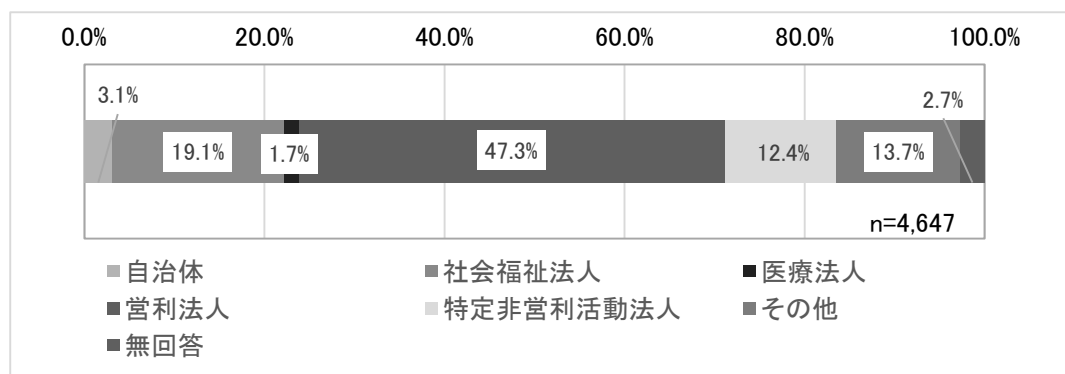
図表 5 設置主体



3) 運営主体

運営主体は「営利法人」(47.3%) が最も多く、次いで「社会福祉法人」(19.1%)、「その他」(13.7%) であった。

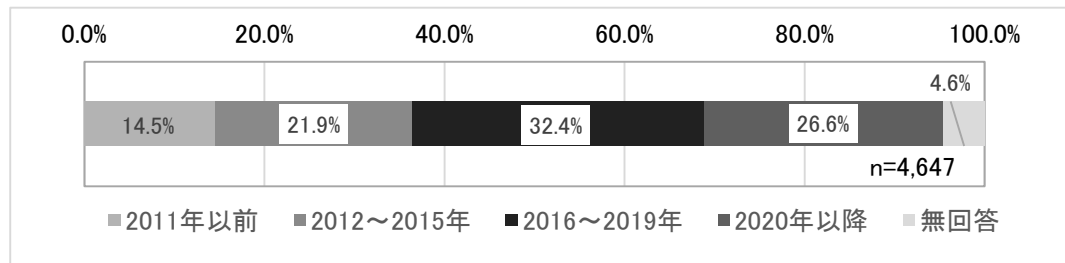
図表 6 運営主体



4) 設立年（西暦）

設立年（西暦）についてみると「2016～2019年」(32.4%) が最も多く、次いで「2020年以降」(26.6%)、「2012～2015年」(21.9%) であった。

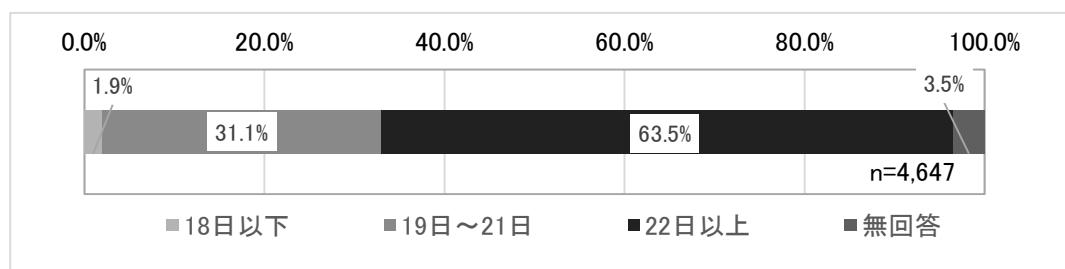
図表 7 設立年（西暦）



5) 令和4年9月の1か月間における開所日数

令和4年9月の1か月間における開所日数の回答では「22日以上」(63.5%) が最も多く、次いで「19日～21日」(31.1%)、「18日以下」(1.9%) であった。

図表 8 令和4年9月の1か月間における開所日数



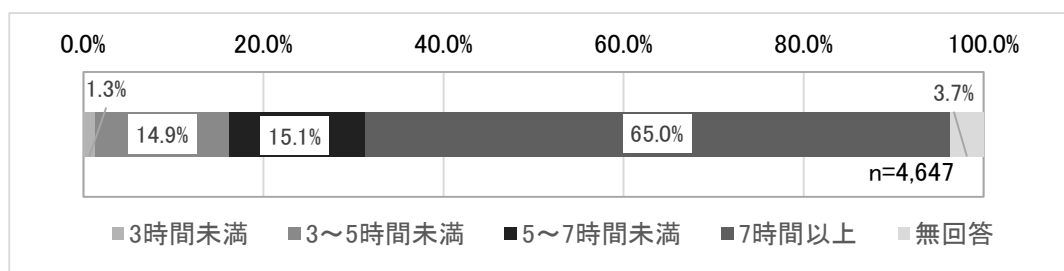
6) 1日あたりの営業時間

1日あたりの営業時間について、平日は「7時間以上」(65.0%)が最も多く、次いで「5～7時間未満」(15.1%)、「3～5時間未満」(14.9%)であった。

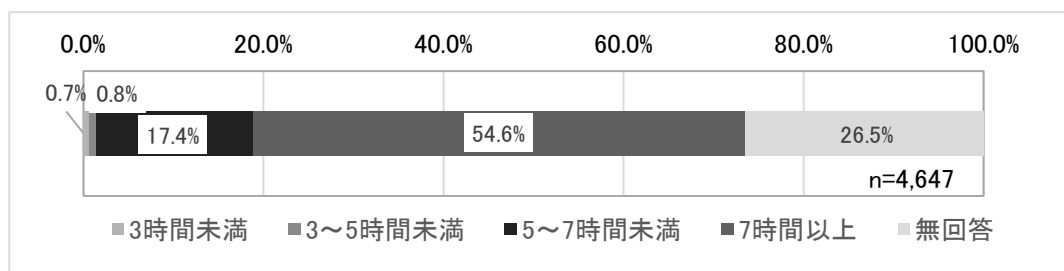
また、休業日の回答では「7時間以上」(54.6%)が最も多く、次いで「5～7時間未満」(17.4%)、「3～5時間未満」(0.8%)であった。

図表 9 1日あたりの営業時間

【平日】



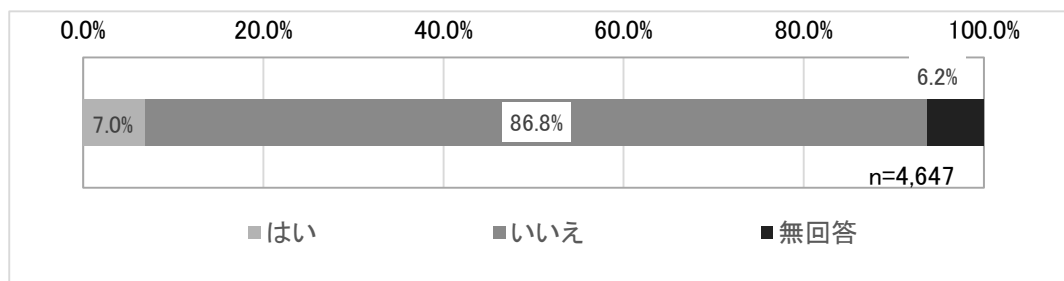
【休業日】



7) 主として重症心身障害児を通わせる事業所であるか

主として重症心身障害児を通わせる事業所であるかについては「いいえ」(86.8%)、「はい」(7.0%)であった。

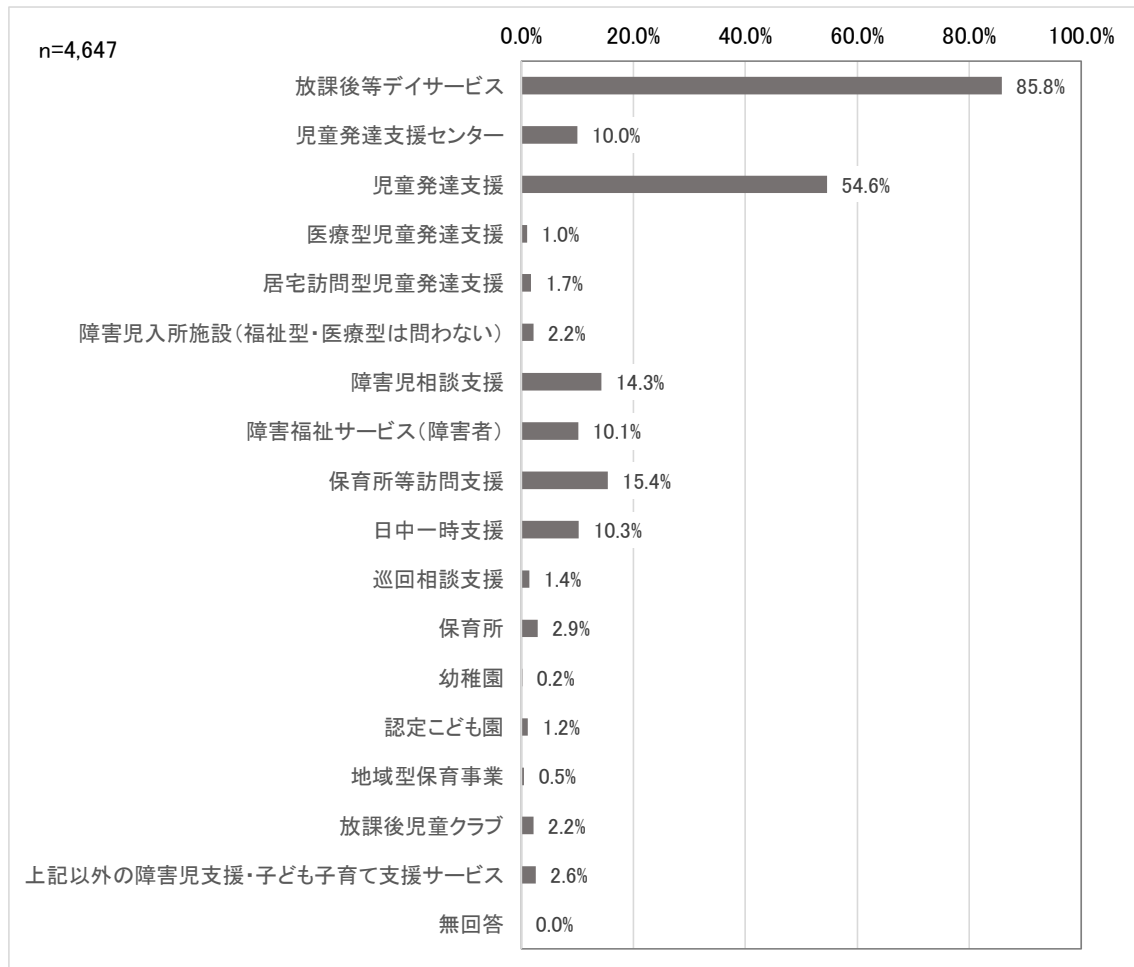
図表 10 主として重症心身障害児を通わせる事業所であるか



8) 法人で実施している事業

法人で実施している事業は「放課後等デイサービス」(85.8%)が最も多く、次いで「児童発達支援」(54.6%)、「保育所等訪問支援」(15.4%)であった。

図表 11 法人で実施している事業



(2) 事業所の職員体制

事業所の職員体制についてみると「児童指導員 常勤職員」(平均 1.74 人)が最も多く、次いで「保育士 常勤職員」(平均 1.56 人)、「児童指導員 非常勤職員」(平均 1.46 人)であった。

図表 12 事業所の職員体制

	合計	平均	中央値	全体
児童発達支援管理責任者 常勤職員	4,752	1.10	1.00	4,306
児童発達支援管理責任者 非常勤職員	73	0.02	0.00	4,306
保育士 常勤職員	6,730	1.56	1.00	4,306
保育士 非常勤職員	3,818	0.89	0.00	4,306
児童指導員 常勤職員	7,490	1.74	2.00	4,306
児童指導員 非常勤職員	6,294	1.46	1.00	4,306
看護師 常勤職員	664	0.15	0.00	4,306
看護師 非常勤職員	848	0.20	0.00	4,306
理学療法士 常勤職員	462	0.11	0.00	4,306
理学療法士 非常勤職員	374	0.09	0.00	4,306
作業療法士 常勤職員	586	0.14	0.00	4,306
作業療法士 非常勤職員	397	0.09	0.00	4,306
言語聴覚士 常勤職員	458	0.11	0.00	4,306
言語聴覚士 非常勤職員	387	0.09	0.00	4,306
心理職(臨床心理士、公認心理師等) 常勤職員	533	0.12	0.00	4,306
心理職(臨床心理士、公認心理師等) 非常勤職員	370	0.09	0.00	4,306
その他上記以外の職員 常勤職員	2,017	0.47	0.00	4,306
その他上記以外の職員 非常勤職員	4,466	1.04	0.00	4,306

(3) 児童発達支援または放課後等デイサービスの利用状況

1) 児童発達支援を利用しているこどもの数

児童発達支援を利用しているこどもの数は「5歳」(平均 6.32 人)が最も多く、次いで「4歳」(平均 5.39 人)、「6歳(就学前)」(平均 4.72 人)であった。¹

図表 13 児童発達支援を利用しているこどもの数

	合計	平均	中央値	全体
0～2歳	3,446	1.91	1.00	1,800
3歳	7,565	3.69	2.00	2,052
4歳	11,435	5.39	3.00	2,120
5歳	13,415	6.32	4.00	2,124
6歳(就学前)	9,895	4.72	3.00	2,096
小学生以上	994	0.83	0.00	1,195

¹ 本集計では、いずれかの年齢に1か所以上の回答があった事業所を集計対象とした。

2) 放課後等デイサービスを利用しているこどもの数

放課後等デイサービスを利用しているこどもの数は「小学生」（平均 17.89 人）が最も多く、次いで「中学生」（平均 4.84 人）、「高校生」（平均 3.39 人）であった。²

図表 14 放課後等デイサービスを利用しているこどもの数

	合計	平均	中央値	全体
小学生	63,252	17.89	15.00	3,535
中学生	15,643	4.84	3.00	3,229
高校生	9,903	3.39	2.00	2,924

3) 主たる障害種別のこどもの数

主たる障害種別のこどもの数は「発達障害」（平均 16.89 人）が最も多く、次いで「知的障害」（平均 7.65 人）であった。

図表 15 主たる障害種別のこどもの数

	合計	平均	中央値	全体
知的障害	28,194	7.65	4.00	3,685
発達障害	62,257	16.89	12.00	3,685
肢体不自由	2,558	0.69	0.00	3,685
聴覚障害	1,155	0.31	0.00	3,685
視覚障害	224	0.06	0.00	3,685
重症心身障害	3,742	1.02	0.00	3,685
その他	4,745	1.29	0.00	3,685
不明	7,706	2.09	0.00	3,685

	合計	平均	中央値	全体
上記のうち、医療的ケアを必要とする子ども	5,026	1.34	0.00	3,742

4) 不登校のこどもの数

不登校のこどもの数の平均は、0.63 人であった。

図表 16 不登校のこどもの数

	合計	平均	中央値	全体
不登校の子ども	2,522	0.63	0.00	4,022

² 本集計では、いずれかの欄に 1 か所以上の回答があった事業所を集計対象とした。

3. 移行支援を行っているこどもに関すること

(4) 移行支援の実施状況

移行支援の実施状況は「現在、併行通園等を実施している子どもの数」が平均 9.19 人、「現在、併行通園等を行っていないが、併行通園等に向けた支援、移行支援を行っている子どもの数」が平均 0.64 人であった。

また、併行通園等を実施しているこどもの数について数量区分別・運営主体別の集計をみると、運営主体が「自治体」では「0 人」が 23.5%と他の運営主体と比べ比較的小さく、また「5 人以上」は 53.8%と、他の運営主体と比べ比較的大きい割合である傾向がみられた。

図表 17 移行支援の実施状況（令和 4 年 9 月 1 日時点）

	合計	平均	中央値	全体
現在、併行通園等を実施している子どもの数※	37,771	9.19	1.00	4,111
現在、併行通園等を行っていないが、併行通園等に向けた支援、移行支援を行っている子どもの数※	2,616	0.64	0.00	4,111

※令和4年9月1日時点

図表 18 現在、併行通園等を実施しているこどもの数（数量区分別・運営主体別）

	合計	問2. (3) 運営主体						
		自治体	社会福祉法人	医療法人	営利法人	特定非営利活動法人	その他	無回答
全体	4545	132	862	75	2171	567	625	113
0 人	43.3%	23.5%	42.1%	29.3%	44.8%	47.4%	40.3%	50.4%
1～2 人	9.1%	6.1%	9.2%	5.3%	10.2%	8.1%	7.8%	5.3%
3～4 人	5.5%	2.3%	4.5%	0.0%	6.0%	5.1%	7.0%	4.4%
5 人以上	32.6%	53.8%	34.8%	48.0%	30.4%	29.1%	36.2%	19.5%
無回答	9.5%	14.4%	9.4%	17.3%	8.6%	10.2%	8.6%	20.4%

図表 19 現在、併行通園等を行っていないが、併行通園等に向けた支援、移行支援を行っているこどもの数（数量区分別・運営主体別）

	合計	問2. (3) 運営主体						
		自治体	社会福祉法人	医療法人	営利法人	特定非営利活動法人	その他	無回答
全体	4545	132	862	75	2171	567	625	113
0 人	73.3%	48.5%	70.6%	54.7%	76.6%	74.1%	72.3%	73.5%
1～2 人	10.6%	18.2%	12.2%	13.3%	9.2%	10.4%	12.8%	2.7%
3～4 人	3.3%	6.8%	3.8%	8.0%	3.1%	3.2%	2.4%	2.7%
5 人以上	3.2%	12.1%	3.9%	6.7%	2.5%	2.1%	3.8%	0.9%
無回答	9.5%	14.4%	9.4%	17.3%	8.6%	10.2%	8.6%	20.4%

「令和3年度中に就学・進学時の移行に向けた支援を行った子どもの数」は平均3.21人、「令和3年度中に移行支援を経て貴事業所を退所し、保育所または放課後児童クラブ等に入所した子どもの数」は平均0.65人であった。

また、令和3年度中に就学・進学時の移行に向けた支援を行ったこどもの数について数量区分別・運営主体別の集計をみると、運営主体が「自治体」では「0人」が21.0%と他の運営主体と比べ比較的小さく、また「5人以上」は55.9%と、他の運営主体と比べ比較的大きい割合である傾向がみられた。

図表 20 移行支援の実施状況（令和3年度中）

	合計	平均	中央値	全体
令和3年度中に就学・進学時の移行に向けた支援を行った子どもの数	13,526	3.21	0.00	4,213
令和3年度中に移行支援を経て貴事業所を退所し、 保育所または放課後児童クラブ等に入所した子どもの数	2,728	0.65	0.00	4,213

図表 21 令和3年度中に就学・進学時の移行に向けた支援を行ったこどもの数
（数量区分別・運営主体別）

	合計	問2. (3) 運営主体						
		自治体	社会福祉 法人	医療法人	営利法人	特定非営 利活動法 人	その他	無回答
全体	4647	143	888	78	2197	577	637	127
0人	56.3%	21.0%	49.5%	34.6%	61.3%	60.0%	56.0%	56.7%
1～2人	10.2%	5.6%	11.0%	14.1%	10.3%	8.5%	10.5%	10.2%
3～4人	6.3%	4.2%	5.2%	5.1%	6.8%	5.2%	8.5%	3.9%
5人以上	17.8%	55.9%	25.1%	29.5%	13.2%	16.3%	16.5%	11.0%
無回答	9.3%	13.3%	9.1%	16.7%	8.5%	10.1%	8.5%	18.1%

図表 22 令和3年度中移行支援を経て貴事業所を退所し、保育所または放課後児童クラブ等に入所したこどもの数（数量区分別・運営主体別）

	合計	問2. (3) 運営主体						
		自治体	社会福祉 法人	医療法人	営利法人	特定非営 利活動法 人	その他	無回答
全体	4647	143	888	78	2197	577	637	127
0人	77.3%	45.5%	70.7%	69.2%	82.4%	77.3%	78.5%	68.5%
1～2人	6.9%	15.4%	9.6%	6.4%	5.0%	7.3%	7.7%	7.1%
3～4人	2.5%	7.7%	3.6%	2.6%	1.9%	1.7%	2.4%	1.6%
5人以上	4.0%	18.2%	7.0%	5.1%	2.2%	3.6%	3.0%	4.7%
無回答	9.3%	13.3%	9.1%	16.7%	8.5%	10.1%	8.5%	18.1%

（５）併行通園等の形態

※（（４）で「現在、併行通園等を実施している」と回答のあったこどもについて集計）
移行支援の実施状況についてみると「一日の中で最初は併行通園先、その後貴事業所で過ごす」（平均 8.32 人）が最も多く、次いで「一日中、事業所または併行通園先のどちらかで過ごす」（平均 5.99 人）、「一日の中で最初は貴事業所、その後併行通園先で過ごす」（平均 3.16 人）であった。³

図表 23 併行通園等の形態

	合計	平均	中央値	全体
一日中、事業所または併行通園先のどちらかで過ごす	10,553	5.99	1.00	1,763
一日の中で最初は貴事業所、その後併行通園先で過ごす	4,944	3.16	0.00	1,566
一日の中で最初は併行通園先、その後貴事業所で過ごす	14,164	8.32	2.00	1,702
時間帯は特に決まっていない	3,153	2.26	0.00	1,395
その他	4,127	2.96	0.00	1,394

※「その他」の具体的な内容（一部）

- ・併行通園先（幼稚園、保育園）の看護師が不在の日のみ、一日中当該事業所で過ごす。
- ・幼稚園が休園の土曜日のみ児童発達支援を利用している。
- ・1 回 60 分の個別療育のため、保護者と一緒に、通園後、または放課後に通所します。
- ・併行通園先で過ごし、事業所で過ごした後、併行通園先へ戻り過ごす。
- ・1 回 1 時間の療育であるため、通園前後や土日など利用者の都合のよい時間に利用している。
- ・併行通園先で一日過ごす、午前・午後の一定時間事業所で過ごし、併行通園先に送迎する。

（６）併行通園等を開始した時期

※（（４）で「現在、併行通園等を実施している」と回答のあったこどもについて集計）
併行通園等を開始した時期は「事業所の利用開始時点から」（平均 14.70 人）、「事業所の利用を開始してから」（平均 2.97 人）であった。

図表 24 併行通園等を開始した時期

	合計	平均	中央値	全体
事業所の利用開始時点から	30,395	14.70	7.00	2,067
事業所の利用を開始してから	5,564	2.97	1.00	1,873

³ 本集計では、いずれかの欄に 1 か所以上の回答があった事業所を集計対象とした。（以下、（８）まで同様）

(7) 移行支援を実施するようになったきっかけ

※((6)で「事業所の利用を開始してから」と回答のあったこどもについて集計)

移行支援を実施するようになったきっかけは「保護者から希望があった」(平均 3.57 人)が最も多く、次いで「併行通園等の実施先を利用できる年齢になった」(平均 1.68 人)、「事業者から働きかけ・促しを行った」(平均 0.75 人)であった。

図表 25 移行支援を実施するようになったきっかけ

	合計	平均	中央値	全体
子ども本人から希望があった	23	0.05	0.00	465
保護者から希望があった	2,775	3.57	2.00	778
貴事業者から働きかけ・促しを行った	400	0.75	0.00	532
併行通園等の実施先や学校からの希望があった	31	0.07	0.00	466
その他の施設・機関等(行政等)から働きかけがあった	77	0.16	0.00	477
併行通園等の実施先を利用できる年齢になった	888	1.68	0.00	529
その他	103	0.22	0.00	468

※「その他」の具体的な内容(一部)

- ・母子分離が難しい児童で、当事業所に通い出し、母子分離ができるようになったので。
- ・当初から児童クラブの利用希望は保護者の中であったが、卒園するタイミングでは利用は難しいという児童クラブ職員からの判断を受け、放課後等デイサービスのみの利用を開始。その後事業所での本児の様子を保護者に伝え、児童クラブとの併用に繋がった。
- ・利用当初から母の就労に伴い保育園利用の意向があった。ケースカンファで支援者間の情報共有は行ったが、併行通園に向けての移行支援は特に行わず、就園後も上手くやれているとのことだったので、必要があれば訪問を行うこととした。
- ・幼稚園の入園とともに移行支援へ。また、当事業所は個別支援となるため集団への移行支援も希望された。
- ・保護者が利用日数を増やしたい意向があり、直接他施設に申し込んだ。移行支援は進学の際に実施。

(8) 受入れ先保育所・放課後児童クラブ等の候補の選定をどのような方法で行ったか

※((6)で「事業所の利用を開始してから」と回答のあったこどもについて集計)

受入れ先保育所・放課後児童クラブ等の候補の選定をどのような方法で行ったかについてみると「本人・保護者自身が選定している」(平均 4.51 人)が最も多く、次いで「担当の障害児相談支援事業所、相談支援専門員に紹介してもらう」(平均 0.56 人)、「事業所の既存の連絡先から紹介する」(平均 0.36 人)であった。

図表 26 受入れ先保育所・放課後児童クラブ等の候補の選定を
どのような方法で行ったか

	合計	平均	中央値	全体
事業所の既存の連絡先から紹介する	175	0.36	0.00	487
本人・保護者自身が選定している	3,797	4.51	2.00	841
担当の障害児相談支援事業所、相談支援専門員に紹介してもらう	282	0.56	0.00	504
行政から紹介してもらう	99	0.21	0.00	477
その他	66	0.14	0.00	457

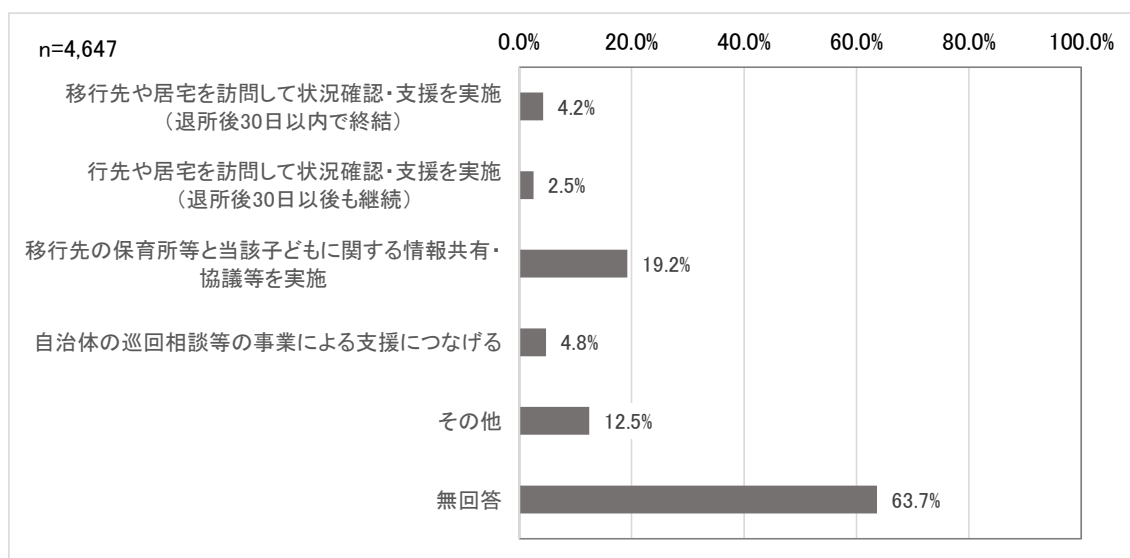
※「その他」の具体的な内容(一部)

- ・児童発達支援センターの担当支援員等からいくつかの園の紹介を受け、保護者・本人が選定している。
- ・小学校入学(副学籍希望)を見据え、居住地域内の子どもが通う保育園を選択し、その地域の同年代の子どもと交流することを目的として選定。
- ・保護者が選んだ園の中から、本人の特性や園の方針支援等を鑑み、当事業と保護者と相談し、最終決定を保護者が行った。
- ・保護者の意向を聞いて、さらに子どもの状況を判断してから、市内の保育園・こども園・幼稚園の情報を伝え、その中から条件の合う移行先を保護者に選択してもらった。
- ・保護者の希望を優先しつつ、体験入園を進めたり情報提供をしたりする等の援助を行いながら選定している。
- ・居住の自治体に一つしかない。

(9) 併行通園等を経て事業所を退所したこどもに対し、何らかのサポートを行っているか

併行通園等を経て事業所を退所したこどもに対し、何らかのサポートを行っているかの回答では「移行先の保育所等と当該子どもに関する情報共有・協議等を実施」(19.2%)が最も多く、次いで「その他」(12.5%)、「自治体の巡回相談等の事業による支援につなげる」(4.8%)であった。

図表 27 併行通園等を経て事業所を退所したこどもに対し、何らかのサポートを行っているか



※「その他」の具体的な内容(一部)

- ・電話などで相談を受けるとともに、夏休みなどの長期休暇や祝日など現通園先がお休みのときに臨時利用という形で通所を受けている。
- ・児童発達支援の併行通園児に対しては、就学前に事業所を退所された場合は、最近の様子などを保育所等と連携を取っています。就学時に退所されたお子さんの場合は、就学先の小学校へ療育での様子を連携しに行っています。
- ・訪問はおこなっていないが、電話等による状況確認をしている。また、移行先からの問い合わせについては、保護者に了解を得たうえで情報共有をすることがある。
- ・移行先の施設に丁寧に対応して、事前に見学の機会を設け、担当者会議等で情報の提供を行い、必要であれば移行後でも相談に乗っている。療育を再開した事例もあります。
- ・月1回の子育て相談会を実施し、退園後の相談に応じている。就学後は夏休み活動の案内をして状況を把握している。
- ・一週間程度過ぎた頃に、母に電話し本人と母の状況の確認をおこなう。必要に応じて母の相談に乗り関係機関に報告を行う。

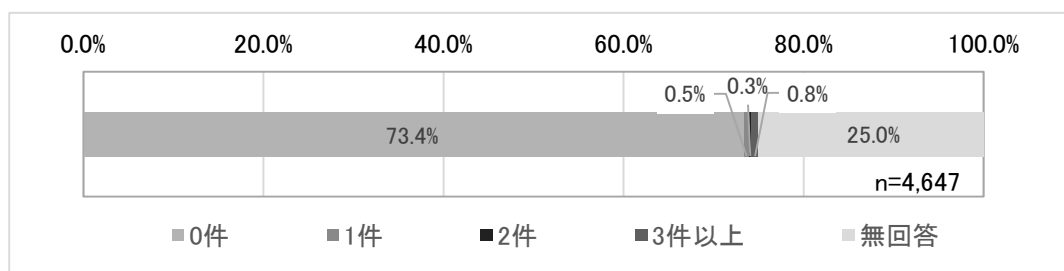
4. 移行支援に関する事業所の取組に関すること

(10) 令和3年度中の移行支援に関する以下の加算の算定件数

1) 保育・教育等移行支援加算

保育・教育等移行支援加算の回答についてみると「0件」(73.4%)が最も多く、次いで「3件以上」(0.8%)、「1件」(0.5%)であった。

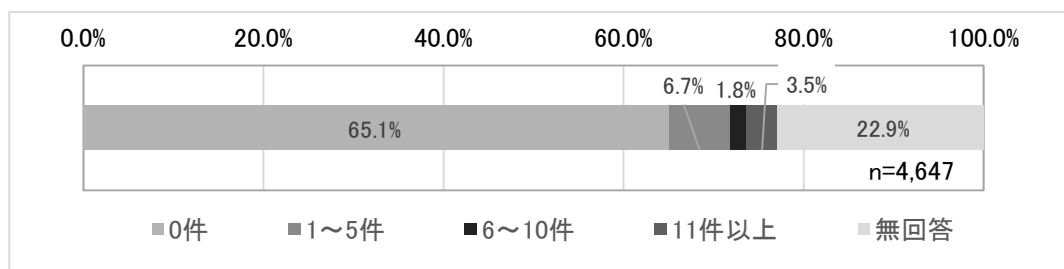
図表 28 保育・教育等移行支援加算



2) 関係機関連携加算（Ⅰ）

関係機関連携加算の回答では「0件」(65.1%)が最も多く、次いで「1～5件」(6.7%)、「11件以上」(3.5%)であった。

図表 29 関係機関連携加算

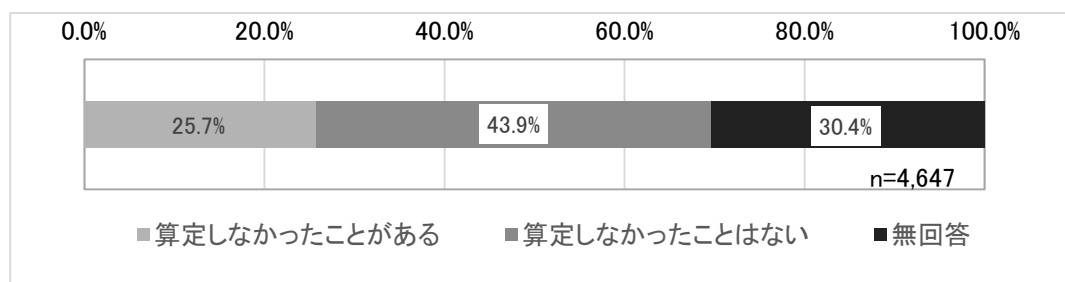


(11) 加算を算定しなかったことがあるか

1) 加算をしなかったことの有無

加算をしなかったことの有無についてみると「算定しなかったことはない」(43.9%)、「算定しなかったことがある」(25.7%)であった。

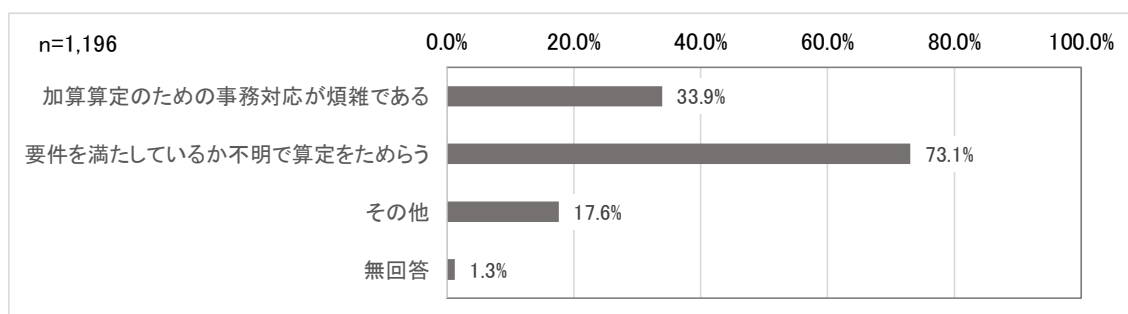
図表 30 加算をしなかったことの有無



2) 算定しなかったことがある場合、その理由

算定しなかったことがある場合、その理由としては「要件を満たしているか不明で算定をためらう」(73.1%)が最も多く、次いで「加算算定のための事務対応が煩雑である」(33.9%)であった。

図表 31 算定しなかったことがある場合、その理由



※「その他」の具体的な内容(一部)

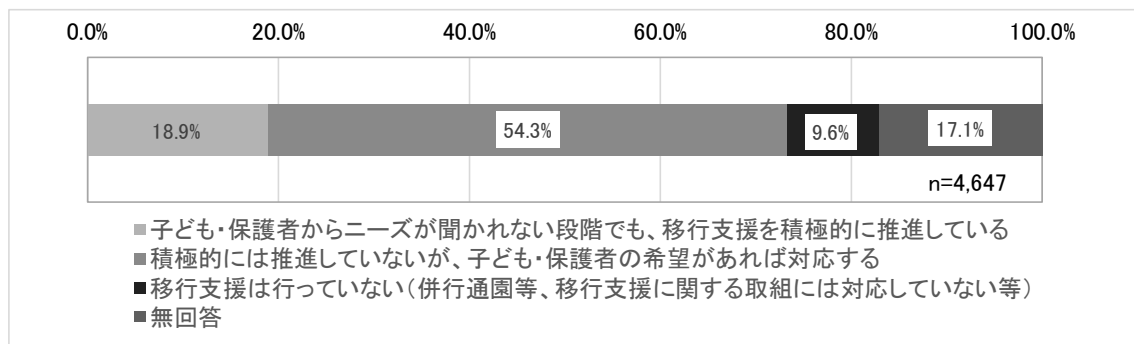
- ・移行先に提出するための書類を作成し、作成に関して面談等も行ったが就学先が通常級のケースが多く、保護者様が合理的配慮を求めることに躊躇される場合が多く、書類が確実に渡せているのか、また、就学先との面談を渋る場合もあり、算定できるかどうか保護者様の意向によって変わるため、昨年度は算定を諦めることとした。
- ・加算のために支援しているようには思われたくないし実際そうではない。信頼関係の問題にもつながる。保護者からの希望があった場合は算定しやすい。
- ・返戻が怖い。要件を満たしているにもかかわらず、返戻されたことがあったため、以降は加算はとらない。ただ情報共有はしている。
- ・移行支援加算を算定した後に、対象児童が再度利用再開することも想定されるため、移行したのかどうかの判断をすることが現実的に難しいです。
- ・小学校の普通級に進学された際に保護者の方から、こういったサービスを利用していると他の子に知られたくないと要望があり、事後の連携が取れなかったため。

(12) 移行支援を積極的に推進しているか

移行支援を積極的に推進しているかについての回答をみると「積極的には推進していないが、子ども・保護者の希望があれば対応する」(54.3%)が最も多く、次いで「子ども・保護者からニーズが聞かれない段階でも、移行支援を積極的に推進している」(18.9%)、「移行支援は行っていない(併行通園等、移行支援に関する取組には対応していない等)」(9.6%)であった。

また、これを運営主体別にみると、自治体では「子ども・保護者からニーズが聞かれない段階でも、移行支援を積極的に推進している」が37.8%と、他の運営主体と比べ比較的大きい傾向がみられた。

図表 32 移行支援を積極的に推進しているか



図表 33 移行支援を積極的に推進しているか（運営主体別）

	問2. (3) 運営主体						
	自治体	社会福祉法人	医療法人	営利法人	特定非営利活動法人	その他	無回答
全体	143	888	78	2197	577	637	127
子ども・保護者からニーズが聞かれない段階でも、移行支援を積極的に推進している	37.8%	23.3%	33.3%	15.4%	18.5%	21.0%	11.0%
積極的には推進していないが、子ども・保護者の希望があれば対応する	35.0%	51.2%	38.5%	58.8%	54.8%	53.2%	33.9%
移行支援は行っていない	6.3%	9.3%	6.4%	10.2%	9.0%	10.7%	4.7%
無回答	21.0%	16.1%	21.8%	15.6%	17.7%	15.1%	50.4%

※「移行支援は行っていない」と回答した場合、その理由(一部)

- ・現在開所したばかりで施設にまだ慣れていない児童もいるため進めていない。また、児童館等でいじめのような事を受け、当施設を利用開始した児童もいるため、積極的に進めていない。
- ・受け入れている主な対象者が医療行為を必要とする児童であり、医療体制が整っていない環境で過ごす事は困難なため。
- ・当事業所でも人数が多いと不安定になる子供が多い。学童は更に利用する人数が多すぎて、子供が安心できない環境であると思う。また、高学年になると学童を利用している子供が少ない。

- ・聴覚障害の場合、通える場所は限られており支援体制が整っているためろう学校などへの移行支援は行わない。地域の保育園・幼稚園・小中学校の場合でもろう学校に地域支援や教育相談があるため、適材適所としてどこが何をするのか住みわけがある。
- ・以前は、保護者からニーズが聞かれない段階でも移行支援を行っていたが、保護者が（仕事、送迎等）何らかの理由で移行支援を受け入れられないため、トラブルになり他事業所へ移られる事例があった。

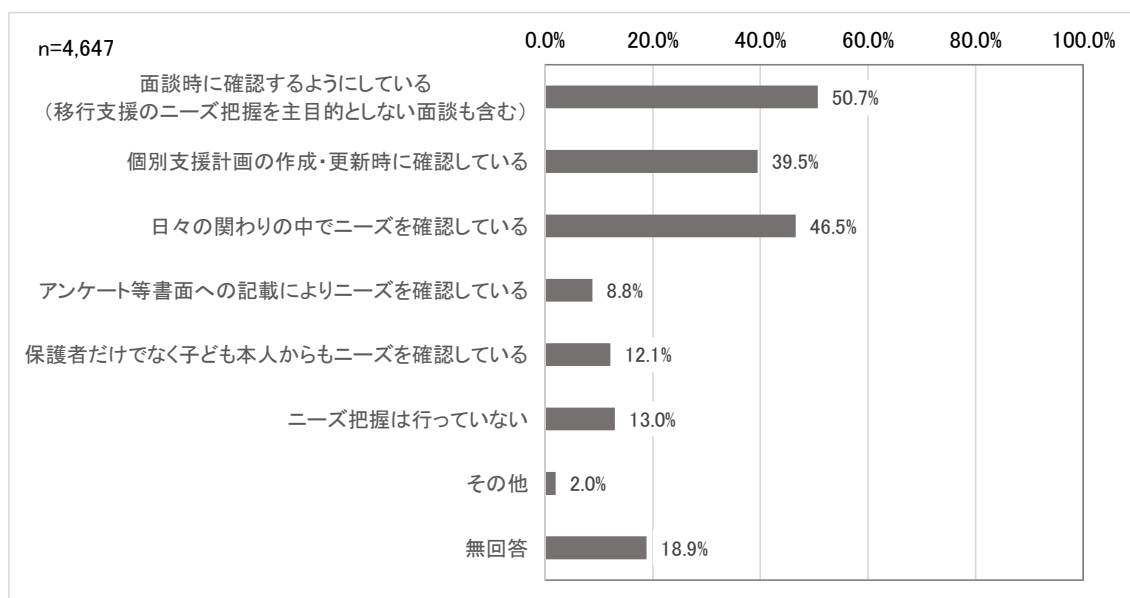
（13）移行支援に関する子どもや保護者等のニーズの把握状況

1）移行支援に関する子どもや保護者等のニーズの把握を行っているか

移行支援に関する子どもや保護者等のニーズの把握を行っているかについては「面談時に確認するようにしている（移行支援のニーズ把握を主目的としない面談も含む）」（50.7%）が最も多く、次いで「日々の関わりの中でニーズを確認している」（46.5%）、「個別支援計画の作成・更新時に確認している」（39.5%）であった。

また、これを問13（移行支援を積極的に推進しているか）の回答結果別にみると、「子ども・保護者からニーズが聞かれない段階でも、移行支援を積極的に推進している」と回答した事業所では、ニーズ把握に関する様々な取組を行っている割合が比較的大きい傾向がみられた。

図表 34 移行支援に関する子どもや保護者等のニーズの把握を行っているか



図表 35 移行支援に関する子どもや保護者等のニーズの把握を行っているか（「問 13」の回答別）

	問13. 貴事業所では、移行支援を積極的に推進していますか。			
	子ども・保護者からニーズが聞かれない段階でも、移行支援を積極的に推進している	積極的に推進していないが、子ども・保護者の希望があれば対応する	移行支援は行っていない	無回答
全体	880	2525	448	794
面談時に確認するようにしている（移行支援のニーズ把握を主目的としない面談も含む）	89.0%	57.3%	19.2%	4.7%
個別支援計画の作成・更新時に確認している	73.1%	43.4%	15.2%	3.4%
日々の関わりの中でニーズを確認している	78.2%	53.7%	21.2%	2.9%
アンケート等書面への記載によりニーズを確認している	17.8%	9.3%	2.2%	0.8%
保護者だけでなく子ども本人からもニーズを確認している	24.3%	12.2%	7.1%	1.0%
ニーズ把握は行っていない	0.7%	14.8%	47.3%	1.3%
その他	2.4%	1.8%	5.4%	0.0%
無回答	0.3%	2.7%	15.8%	92.7%

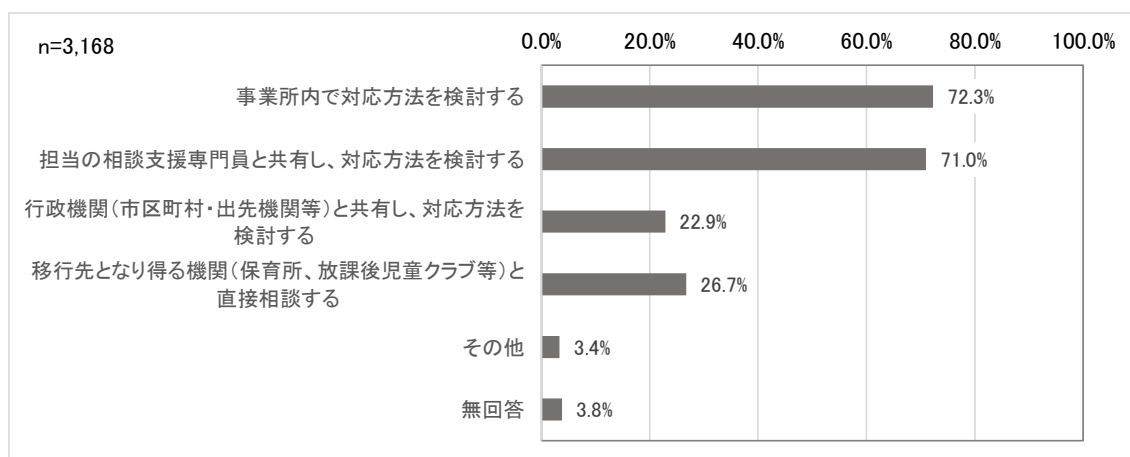
※「その他」の具体的な内容（一部）

- ・小学生高学年からは、中学校や将来に向けての考え方を本人家族と確認し、将来の姿を現実的に保護者に考えていただくようにしている。意識がないまま年齢だけがきてしまい、そこからでは遅いため。
- ・指導会議等通園課内のスタッフの打ち合わせで、発達のアセスメントを行い、定型発達の集団活動の方が発達保障できると判断した場合に、保護者にも積極的に移行を相談している。
- ・医療ケアに対応している事業所は限られており、移行できるのも重心型の児童発達支援や放課後等デイサービス、医療型短期入所となっている。

2) ニーズを把握した際に、どのような対応を行っているか

ニーズを把握した際に、どのような対応を行っているかについては「事業所内で対応方法を検討する」(72.3%)が最も多く、次いで「担当の相談支援専門員と共有し、対応方法を検討する」(71.0%)、「移行先となり得る機関(保育所・放課後児童クラブ等)と直接相談する」(26.7%)であった。

図表 36 ニーズを把握した際に、どのような対応を行っているか



※「その他」の具体的な内容(一部)

- ・保護者と面談し、具体的な進路の方向性を探っていきながら、過去の併用実績や移行実績など事実を保護者に伝え、最終的な判断は保護者に任せるようにしている。
- ・年長児のご家族のご希望があれば、当施設での様子、対応、配慮すべきことなどを記載した「情報共有シート」を作成し、就学先の面談にお持ちいただくよう準備する。
- ・親子通園クラスでは療育後の振り返りの際に、親子分離クラスでは迎えの際に振り返り保護者の悩みやニーズを把握し、必要があれば関係機関と連携を取っている。

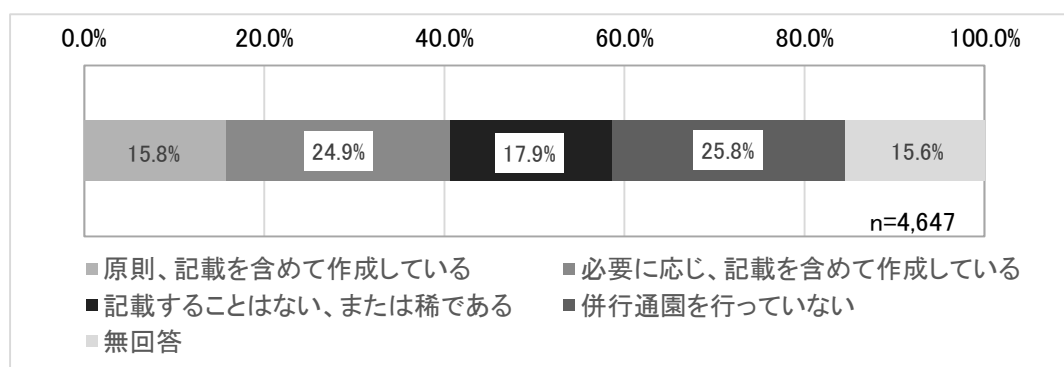
【併行通園等に関する地域の施設等との連携について】

(14) 児童発達支援計画及び放課後等デイサービス計画において、併行通園等に関する地域の施設等との連携について記載を行っているか

児童発達支援計画及び放課後等デイサービス計画において、併行通園等に関する地域の施設等との連携について記載を行っているかについての回答では「併行通園を行っていない」(25.8%)が最も多く、次いで「必要に応じ、記載を含めて作成している」(24.9%)、「記載することはない、または稀である」(17.9%)であった。

また、これを問 13（移行支援を積極的に推進しているか）の回答結果別にみると、「子ども・保護者からニーズが聞かれない段階でも、移行支援を積極的に推進している」と回答した事業所では、「原則、記載を含めて作成している」と回答した割合が比較的大きい傾向がみられた。

図表 37 児童発達支援計画及び放課後等デイサービス計画において、併行通園等に関する地域の施設等との連携について記載を行っているか



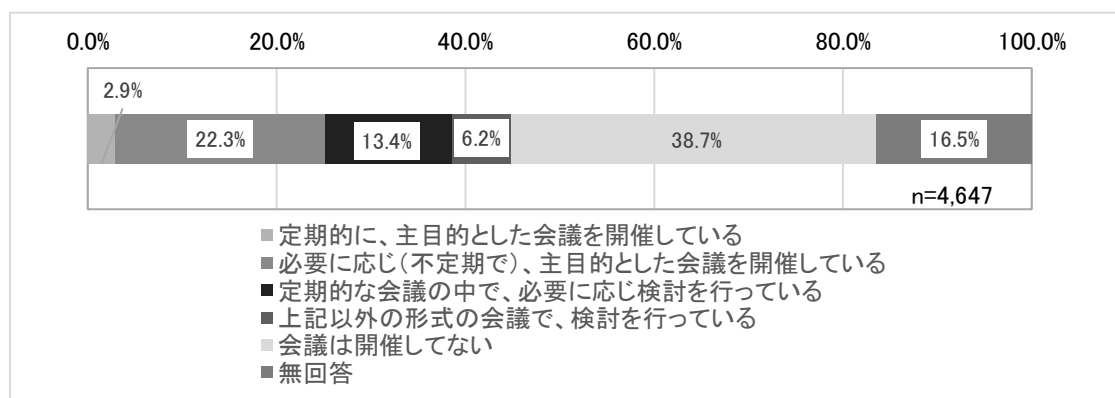
図表 38 児童発達支援計画及び放課後等デイサービス計画において、併行通園等に関する地域の施設等との連携について記載を行っているか（「問 13」の回答別）

	問13. 貴事業所では、移行支援を積極的に推進していますか。			
	子ども・保護者からニーズが聞かれない段階でも、移行支援を積極的に推進している	積極的に推進していないが、子ども・保護者の希望があれば対応する	移行支援は行っていない	無回答
全体	880	2525	448	794
原則、記載を含めて作成している	36.9%	14.1%	6.7%	2.9%
必要に応じ、記載を含めて作成している	39.7%	28.9%	11.6%	3.5%
記載することはない、または稀である	13.4%	25.5%	12.3%	2.0%
併行通園を行っていない	8.2%	30.1%	67.0%	8.4%
無回答	1.8%	1.4%	2.5%	83.1%

(15) 事業所内において、併行通園等に関する地域の施設等との連携に係る会議等を実施しているか

事業所内において、併行通園等に関する地域の施設等との連携に係る会議等を実施しているかについての回答では「会議は開催していない」(38.7%)が最も多く、次いで「必要に応じ(不定期で)、主目的とした会議を開催している」(22.3%)、「定期的な会議の中で、必要に応じ検討を行っている」(13.4%)であった。

図表 39 事業所内において、併行通園等に関する地域の施設等との連携に係る会議等を実施しているか

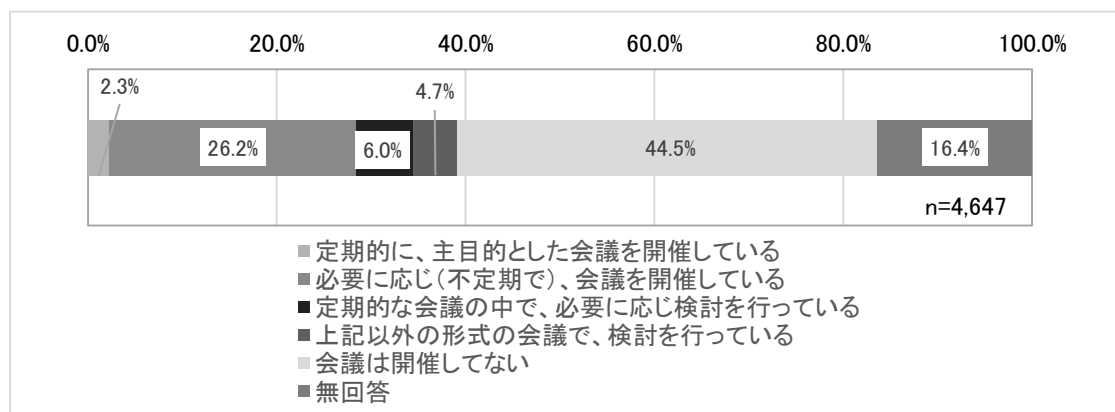


(16) 事業所外の関係機関を含めた、併行通園等に関する地域の施設等との連携に係る会議等の実施状況

1) 事業所外の関係機関を含めて、併行通園等に関する地域の施設等との連携に係る会議等を実施しているか

事業所外の関係機関を含めて、併行通園等に関する地域の施設等との連携に係る会議等を実施しているかの回答では「会議は開催していない」(44.5%)が最も多く、次いで「必要に応じ(不定期で)、会議を開催している」(26.2%)、「定期的な会議の中で、必要に応じ検討を行っている」(6.0%)であった。

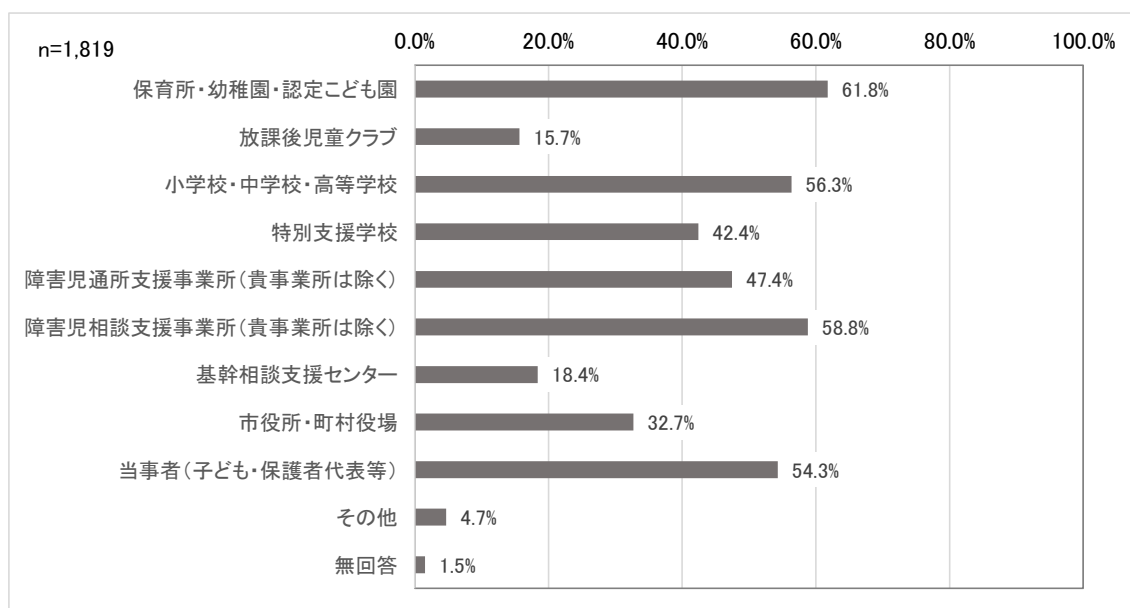
図表 40 事業所外の関係機関を含めて、併行通園等に関する地域の施設等との連携に係る会議等を実施しているか



2) 当該会議に参加している関係機関等

当該会議に参加している関係機関等についてみると「保育所・幼稚園・認定こども園」(61.8%)が最も多く、次いで「障害児相談支援事業所(貴事業所は除く)」(58.8%)、「小学校・中学校・高等学校」(56.3%)であった。

図表 41 当該会議に参加している関係機関等



※「その他」の具体的な内容(一部)

- ・訪問看護ステーションの看護師やリハビリスタッフと情報共有実施。
- ・毎回上記すべてが参加するわけではなく、必要に応じた関係機関が参加して会議を行う。
- ・保育所等訪問支援を実施する中で、保育園・幼稚園・認定こども園・放課後ルーム・小学校・児童発達支援他事業所・相談支援事業所・総合教育センター等と連携、会議を実施している。

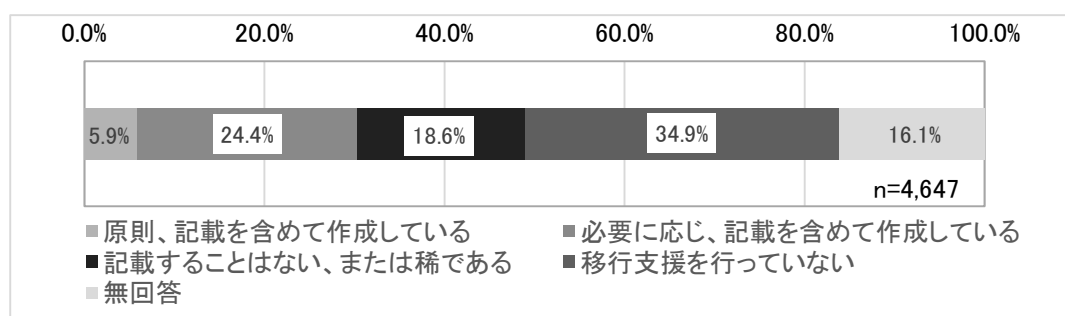
【移行支援について】

(17) 児童発達支援計画及び放課後等デイサービス計画において、保育所等への移行支援について記載を行っているか

各計画において保育所等への移行支援についての記載を行っているかについては「移行支援を行っていない」(34.9%)が最も多く、次いで「必要に応じ、記載を含めて作成している」(24.4%)、「記載することはない、または稀である」(18.6%)であった。

また、これを問13(移行支援を積極的に推進しているか)の回答結果別にみると、「子ども・保護者からニーズが聞かれない段階でも、移行支援を積極的に推進している」と回答した事業所では、「原則、記載を含めて作成している」「必要に応じ、記載を含めて作成している」と回答した割合が比較的大きい傾向がみられた。

図表 42 児童発達支援計画及び放課後等デイサービス計画において、保育所等への移行支援について記載を行っているか



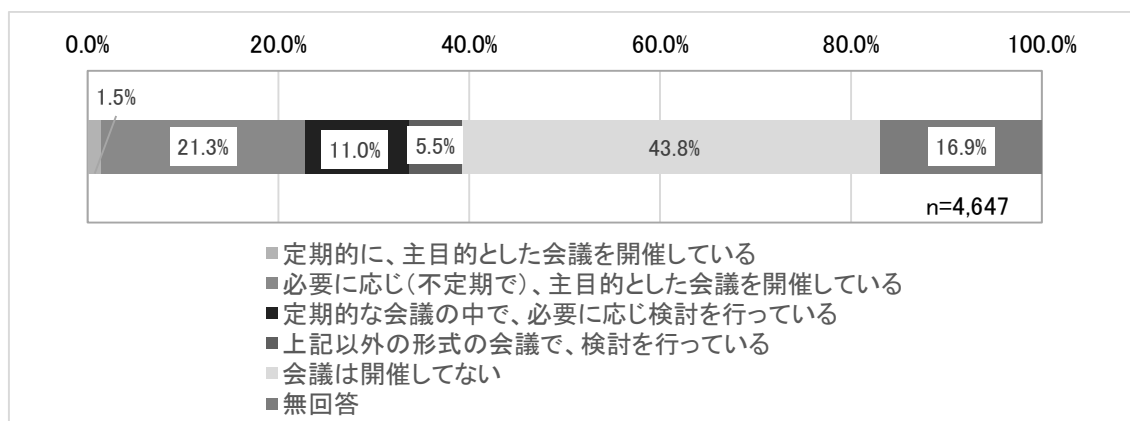
図表 43 児童発達支援計画及び放課後等デイサービス計画において、保育所等への移行支援について記載を行っているか(「問13」の回答別)

	問13. 貴事業所では、移行支援を積極的に推進していますか。			
	子ども・保護者からニーズが聞かれない段階でも、移行支援を積極的に推進している	積極的に推進していないが、子ども・保護者の希望があれば対応する	移行支援は行っていない	無回答
全体	880	2525	448	794
原則、記載を含めて作成している	17.6%	4.2%	1.8%	0.5%
必要に応じ、記載を含めて作成している	49.2%	26.2%	4.7%	2.5%
記載することはない、または稀である	21.0%	25.3%	7.1%	1.3%
移行支援を行っていない	9.9%	41.9%	84.4%	12.6%
無回答	2.3%	2.4%	2.0%	83.1%

(18) 事業所内において、保育所等への移行支援に係る会議等を実施しているか

事業所内において、保育所等への移行支援に係る会議等を実施しているかの回答では「会議は開催していない」(43.8%)が最も多く、次いで「必要に応じ(不定期で)、主目的とした会議を開催している」(21.3%)、「定期的な会議の中で、必要に応じ検討を行っている」(11.0%)であった。

図表 44 事業所内において、保育所等への移行支援に係る会議等を実施しているか

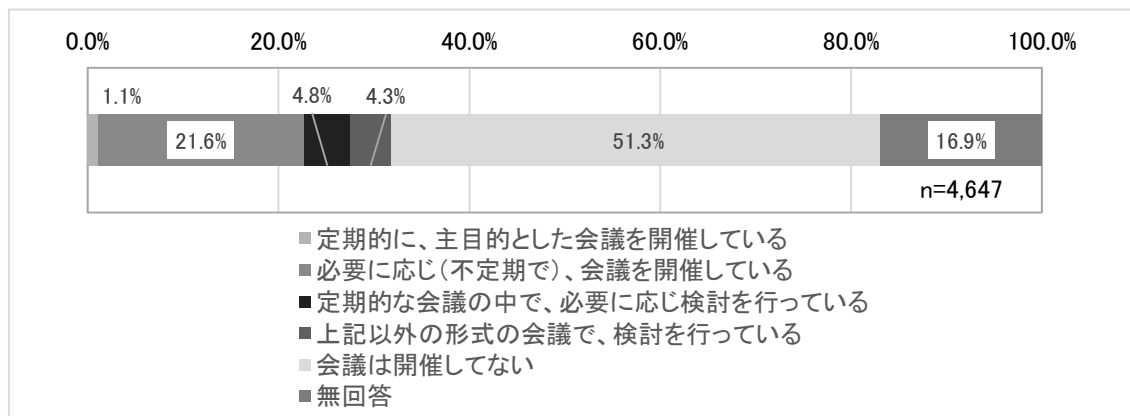


(19) 事業所外の関係機関を含めた、保育所等への移行支援に係る会議等の実施状況

1) 事業所外の関係機関を含めて、併行通園等に関する地域の施設等との連携に係る会議等を実施しているか

事業所外の関係機関を含めて、併行通園等に関する地域の施設等との連携に係る会議等を実施しているかの回答では「会議は開催していない」(51.3%)が最も多く、次いで「必要に応じ(不定期で)、会議を開催している」(21.6%)、「定期的な会議の中で、必要に応じ検討を行っている」(4.8%)であった。

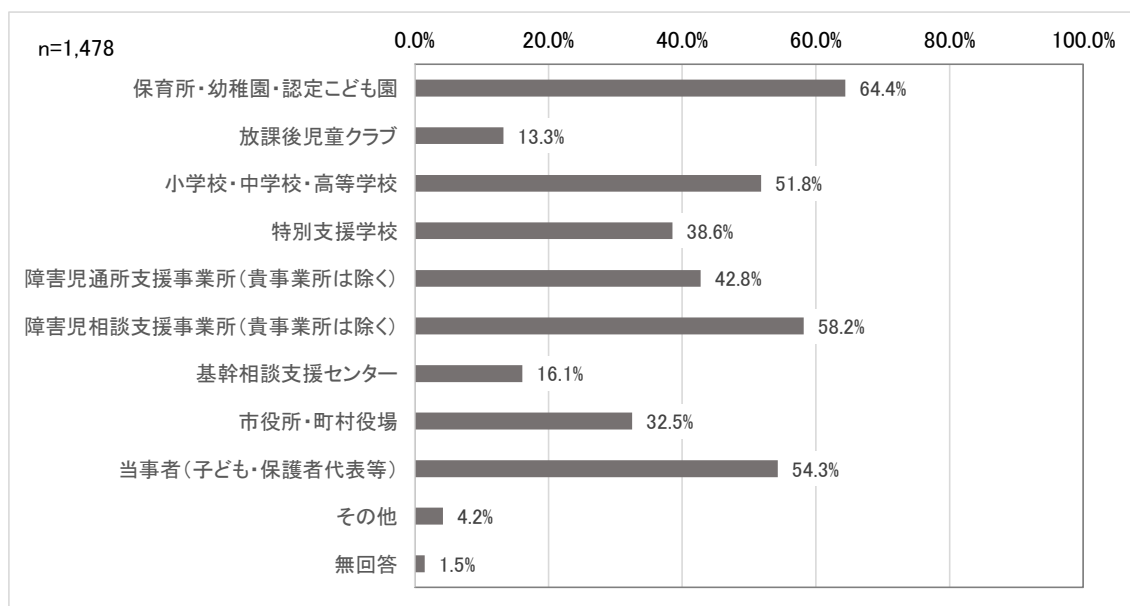
図表 45 事業所外の関係機関を含めて、併行通園等に関する地域の施設等との連携に係る会議等を実施しているか



2) 当該会議に参加している関係機関等

当該会議に参加している関係機関等についてみると「保育所・幼稚園・認定こども園」(64.4%)が最も多く、次いで「障害児相談支援事業所(貴事業所は除く)」(58.2%)、「当事者(子ども・保護者代表等)」(54.3%)であった。

図表 46 当該会議に参加している関係機関等



※「その他」の具体的な内容(一部)

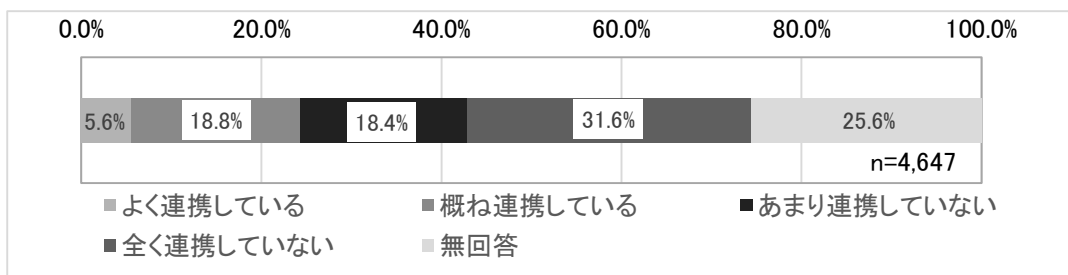
- ・各関係機関と必要に応じて、電話による会議、対面の会議など、形式は異なるが必要に応じて実施している。書面により、支援計画は全ての機関に送付している。
- ・学校主催の移行支援会議や相談支援が主催するサービス担当者会議等に参加し、情報共有や課題等の検討を行っている。

(20) 移行支援に関する事業所と外部機関との連携状況

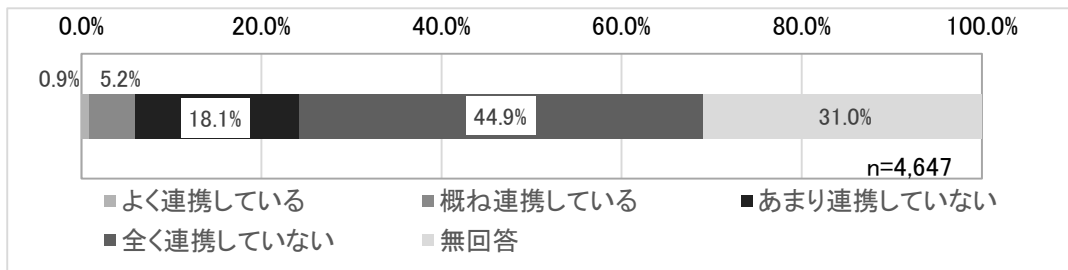
保育所・幼稚園・認定こども園の移行支援に関する事業所と外部機関との連携状況の回答では「全く連携していない」(31.6%)が最も多く、次いで「概ね連携している」(18.8%)、「あまり連携していない」(18.4%)であった。

また、放課後児童クラブの回答では「全く連携していない」(44.9%)が最も多く、次いで「あまり連携していない」(18.1%)、「概ね連携している」(5.2%)であった。

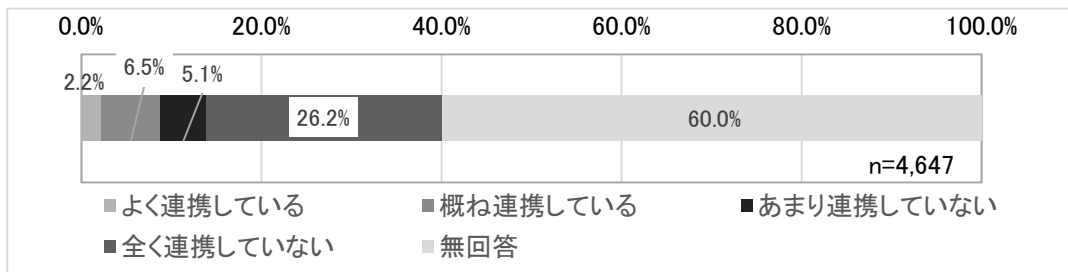
図表 47 移行支援に関する事業所と外部機関との連携状況
(① 保育所・幼稚園・認定こども園)



図表 48 移行支援に関する事業所と外部機関との連携状況
(平均的な連携の時間：② 放課後児童クラブ)



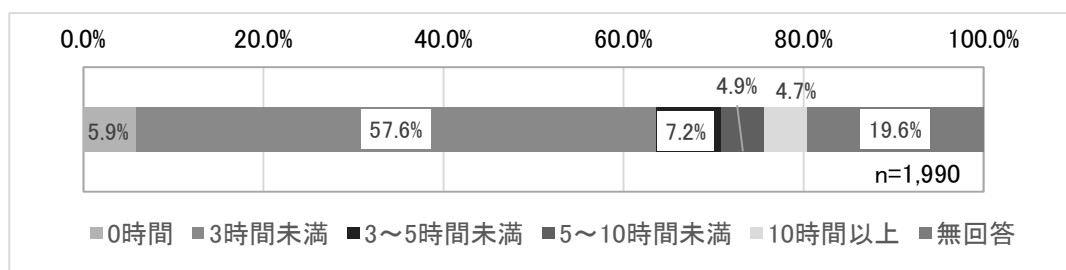
図表 49 移行支援に関する事業所と外部機関との連携状況
(平均的な連携の時間：③ その他)



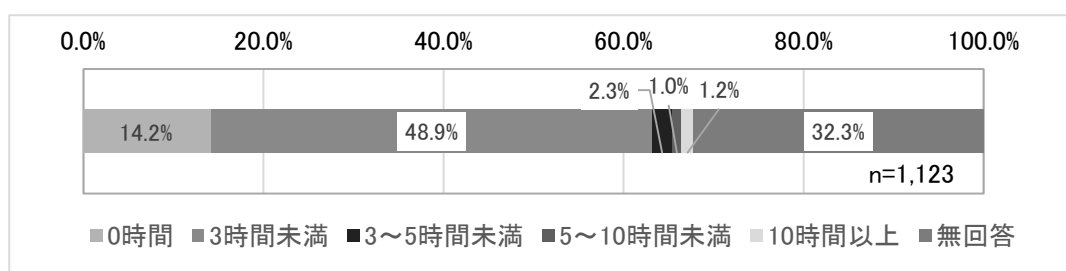
(20) 移行支援に関する事業所と外部機関との連携状況（平均的な連携の時間）

事業所と外部機関との連携の時間に関して、①保育所・幼稚園・認定こども園、②放課後児童クラブ、③その他のいずれにおいても、「3時間未満」の回答が最も多かった。

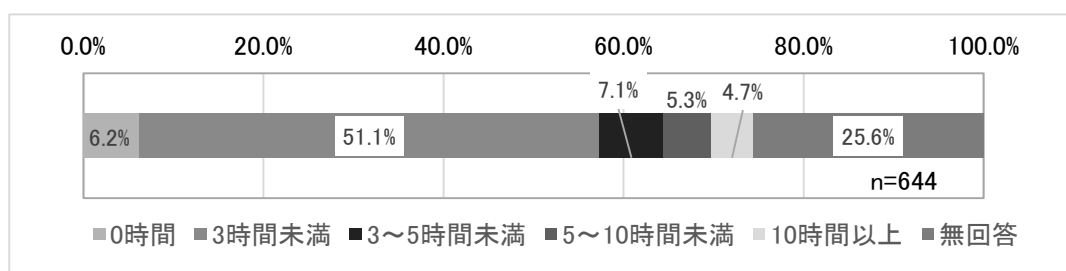
図表 50 移行支援に関する事業所と外部機関との連携状況
（平均的な連携の時間：① 保育所・幼稚園・認定こども園）



図表 51 移行支援に関する事業所と外部機関との連携状況
（平均的な連携の時間：② 放課後児童クラブ）



図表 52 移行支援に関する事業所と外部機関との連携状況
（平均的な連携の時間：③ その他）



※「③ その他」に回答した場合、その機関など(一部)

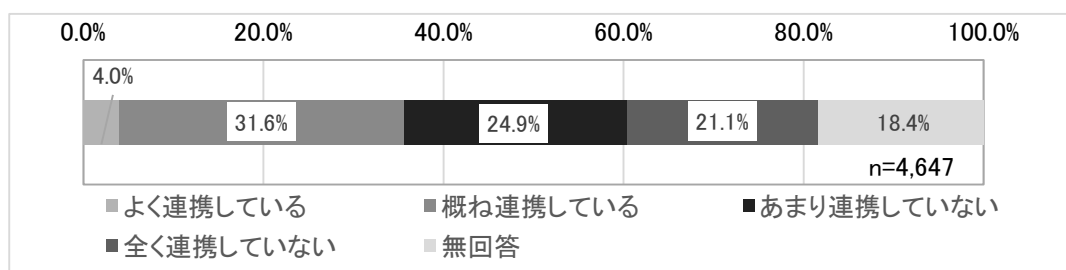
- ・学校あるいは相談支援事業所等。(当事業所においては、長期的に解決をしていくケースがまだなく、各ケース会議のような急ぎの内容について検討する場合は、学校あるいは相談支援事業所等とよく連絡を取り合う機会がある。)
- ・教育機関、医療機関、行政、相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、児童発達支援センター、児童相談所、介護支援専門員、弁護士等。
- ・市町の設置することも支援センター。本調査の「移行支援」とは定義が異なるが、当センターは親子通園で2歳児から受け入れているため、3歳児から受け入れる親子分離施設(市町の設置することも支援センター)に移る児童も多く、この例では良く連携している。
- ・当事業所の放課後等デイサービスは、主として重症心身障害児を対象としているため、特別支援学校との連携がほとんどです。

(21) 就学・進学時(幼稚園・保育所から小学校、小学校から中学校等)の移行における、事業所と学校との連携状況

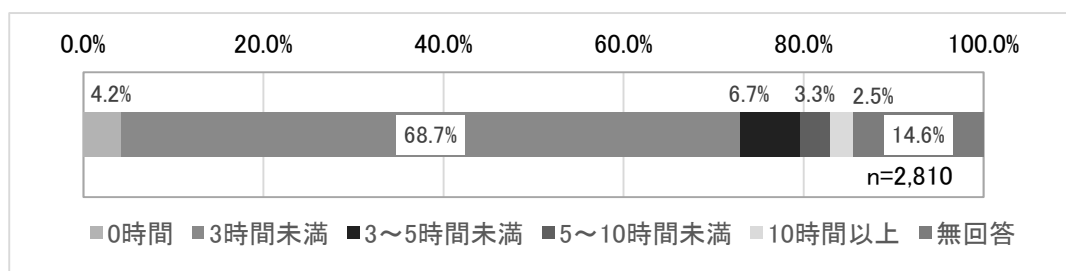
就学・進学時の移行における事業所と学校との連携状況の回答では「概ね連携している」(31.6%)が最も多く、次いで「あまり連携していない」(24.9%)、「全く連携していない」(21.1%)であった。

また、「全く連携していない」以外の回答であった場合の、各関係機関との連携にかけている1か月あたりの平均的な時間数については、「3時間未満」(68.7%)が最も多く、次いで「3～5時間未満」(6.7%)、「5～10時間未満」(3.3%)であった。

図表 53 就学・進学時(幼稚園・保育所から小学校、小学校から中学校等)の移行における、事業所と学校との連携状況



図表 54 各関係機関との連携にかけている1か月あたりの平均的な時間数



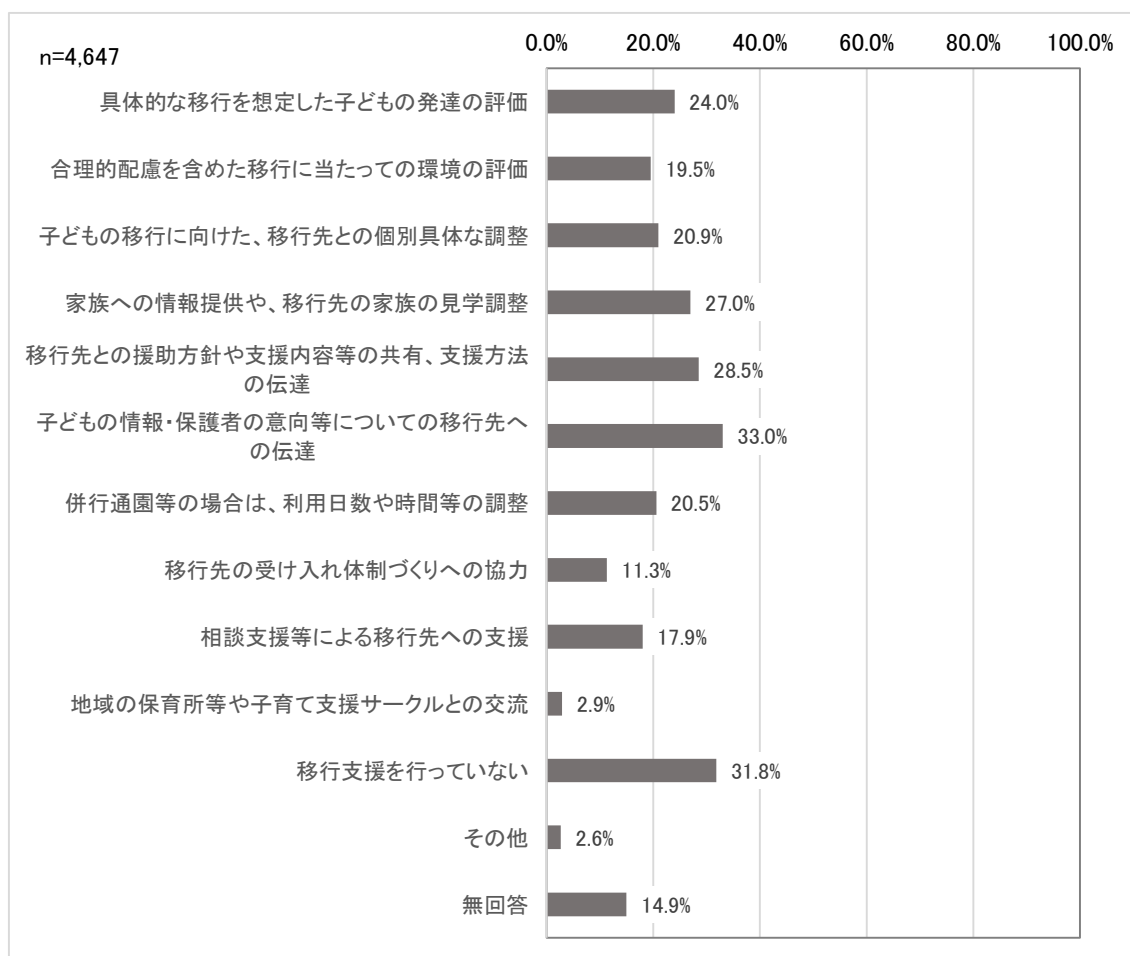
5. 移行支援に関する工夫・課題等

(22) 移行支援に関し、事業所で行ったことがある取組

移行支援に関し、事業所で行ったことがある取組については「子どもの情報・保護者の意向等についての移行先への伝達」(33.0%)が最も多く、次いで「移行支援を行っていない」(31.8%)、「移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の伝達」(28.5%)であった。

また、これを問13(移行支援を積極的に推進しているか)の回答結果別、及び運営主体別にみると、「子ども・保護者からニーズが聞かれない段階でも、移行支援を積極的に推進している」と回答した事業所、または運営主体が自治体の事業所では、様々な取組を比較的多く行っている傾向がみられた。

図表 55 移行支援に関し、事業所で行ったことがある取組



図表 56 移行支援に関し、事業所で行ったことがある取組（運営主体別）

	問2. (3) 運営主体						
	自治体	社会福祉法人	医療法人	営利法人	特定非営利活動法人	その他	無回答
全体	143	888	78	2197	577	637	127
具体的な移行を想定した子どもの発達の評価	41.3%	25.9%	38.5%	21.9%	23.1%	24.3%	19.7%
合理的配慮を含めた移行に当たっての環境の評価	35.0%	22.6%	34.6%	17.5%	18.2%	19.6%	11.0%
子どもの移行に向けた、移行先との個別具体的な調整	44.8%	28.2%	26.9%	16.8%	21.3%	20.7%	11.0%
家族への情報提供や、移行先の家族の見学調整	55.2%	33.6%	38.5%	22.9%	25.5%	27.5%	15.7%
移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の伝達	61.5%	36.7%	39.7%	23.4%	26.9%	29.7%	18.1%
子どもの情報・保護者の意向等についての移行先への伝達	65.7%	39.5%	35.9%	28.4%	31.9%	34.9%	26.0%
併行通園等の場合は、利用日数や時間等の調整	32.2%	25.3%	21.8%	18.0%	20.8%	20.4%	15.7%
移行先の受け入れ体制づくりへの協力	23.1%	15.1%	11.5%	8.8%	12.3%	12.1%	4.7%
相談支援等による移行先への支援	23.1%	23.3%	26.9%	15.7%	17.3%	16.5%	18.9%
地域の保育所等や子育て支援サークルとの交流	12.6%	3.3%	2.6%	2.2%	3.1%	2.5%	2.4%
移行支援を行っていない	6.3%	26.6%	25.6%	35.6%	32.6%	32.0%	29.9%
その他	2.1%	2.7%	1.3%	2.1%	2.9%	4.1%	3.9%
無回答	18.2%	14.8%	16.7%	14.0%	15.4%	15.1%	25.2%

図表 57 移行支援に関し、事業所で行ったことがある取組（「問13」の回答別）

	問13. 貴事業所では、移行支援を積極的に推進していますか。			
	子ども・保護者からニーズが聞かれない段階でも、移行支援を積極的に推進している	積極的に推進していないが、子ども・保護者の希望があれば対応する	移行支援は行っていない	無回答
全体	880	2525	448	794
具体的な移行を想定した子どもの発達の評価	57.3%	21.9%	4.0%	4.8%
合理的配慮を含めた移行に当たっての環境の評価	49.5%	17.0%	2.9%	3.4%
子どもの移行に向けた、移行先との個別具体的な調整	52.0%	18.7%	3.1%	3.7%
家族への情報提供や、移行先の家族の見学調整	59.7%	26.3%	5.4%	5.2%
移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の伝達	65.0%	27.2%	5.6%	5.3%
子どもの情報・保護者の意向等についての移行先への伝達	70.1%	33.3%	5.8%	6.5%
併行通園等の場合は、利用日数や時間等の調整	44.2%	20.2%	4.7%	4.2%
移行先の受け入れ体制づくりへの協力	28.2%	9.7%	3.1%	2.3%
相談支援等による移行先への支援	37.0%	18.0%	4.7%	4.2%
地域の保育所等や子育て支援サークルとの交流	7.8%	2.2%	1.3%	0.5%
移行支援を行っていない	6.5%	36.6%	76.6%	19.5%
その他	3.0%	2.3%	5.4%	1.8%
無回答	4.8%	4.4%	4.0%	65.7%

※「その他」の具体的な内容（一部）

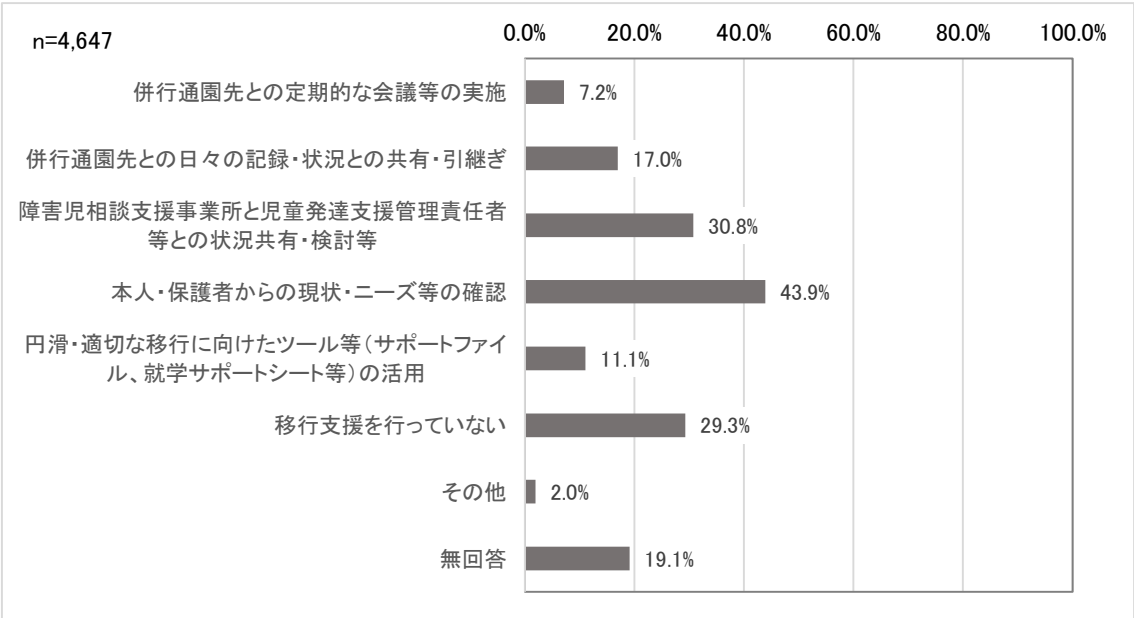
- ・利用者様の将来に向け最良の方法を模索しています。保護者様目線ではなく利用者様の将来を最優先に働きかけるよう心がけております。
- ・重心児（医ケア児）が地元小学校への入学を希望、町の教育委員会の調査に立ち会う。教育委員会より入学は難しいとの返答あり。保護者が再度教育委員会へ要望書を提出するのに入学者が難しい理由への解決策を保護者と検討した。
- ・先輩保護者の経験談を聞くことができる機会として利用者の保護者に声をかけて情報交換のための会を企画開催。
- ・移行支援は行っていないが、面談等で就学・進学に向けての助言をし、保護者の方の1つの選択肢になるようにしている。

(23) 移行支援に関し、事業所が特に留意して行っている工夫や支援内容

移行支援に関し、事業所が特に留意して行っている工夫や支援内容は「本人・保護者からの現状・ニーズ等の確認」(43.9%)が最も多く、次いで「障害児相談支援事業所と児童発達支援管理責任者等との状況共有・検討等」(30.8%)、「移行支援を行っていない」(29.3%)であった。

また、これを問13(移行支援を積極的に推進しているか)の回答結果別にみると、「子ども・保護者からニーズが聞かれない段階でも、移行支援を積極的に推進している」と回答した事業所では、様々な工夫等を比較的多く行っている傾向がみられた。

図表 58 移行支援に関し、事業所が特に留意して行っている工夫や支援内容



図表 59 移行支援に関し、事業所が特に留意して行っている工夫や支援内容(「問13」の回答別)

	問13. 貴事業所では、移行支援を積極的に推進していますか。			
	子ども・保護者からニーズが聞かれない段階でも、移行支援を積極的に推進している	積極的に推進していないが、子ども・保護者の希望があれば対応する	移行支援は行っていない	無回答
全体	880	2525	448	794
併行通園先との定期的な会議等の実施	18.9%	6.0%	1.8%	1.0%
併行通園先との日々の記録・状況との共有・引継ぎ	40.5%	16.2%	1.8%	2.1%
障害児相談支援事業所と児童発達支援管理責任者等との状況共有・検討等	60.3%	33.2%	6.7%	4.0%
本人・保護者からの現状・ニーズ等の確認	80.3%	48.9%	11.8%	5.8%
円滑・適切な移行に向けたツール等(サポートファイル、就学サポートシート等)の活用	30.1%	9.2%	1.8%	1.3%
移行支援を行っていない	6.1%	34.5%	74.8%	13.0%
その他	2.8%	1.8%	3.8%	0.6%
無回答	5.5%	7.0%	7.6%	79.5%

※「その他」の具体的な内容(一部)

- ・当該児童の発達評価について新版 K 式と発達の階層段階理論に基づいて行っています。合理的配慮による環境評価では TEACCH プログラム、コミュニケーションではマカトンを活用しています。
- ・保護者のみの保育園見学、保護者同伴での交流、交流時間の段階付け、交流保育の日数の段階付け、入園予定園の園長の参観、保護者と毎回の状況確認と個別支援計画への反映などスモールステップかつ丁寧な支援を心掛けて取り組んでいる。
- ・移行支援を念頭に置いて、個別支援計画を策定し保護者同意を得る事。移行支援先とのつながりを多く持つことが出来る様、該当児がいなくても地域に働きかけを行うこと。
- ・定期的とは言えないが、必要に応じ情報共有や支援についての連携の実施、また通園先への訪問による児童観察及び助言の実施を行っている。
- ・自事業所で個別に作成したスケジュールや感情表現、選択、適切な行動を視覚化したカードを移行先でも使えるように、そのまま提供することをご提案、了解が得られればお渡しする。

(24) 事業所を退所して、地域の保育所等への移行を行ったケースにおいて、移行の段階で特に力を入れて行ったサポートの内容等

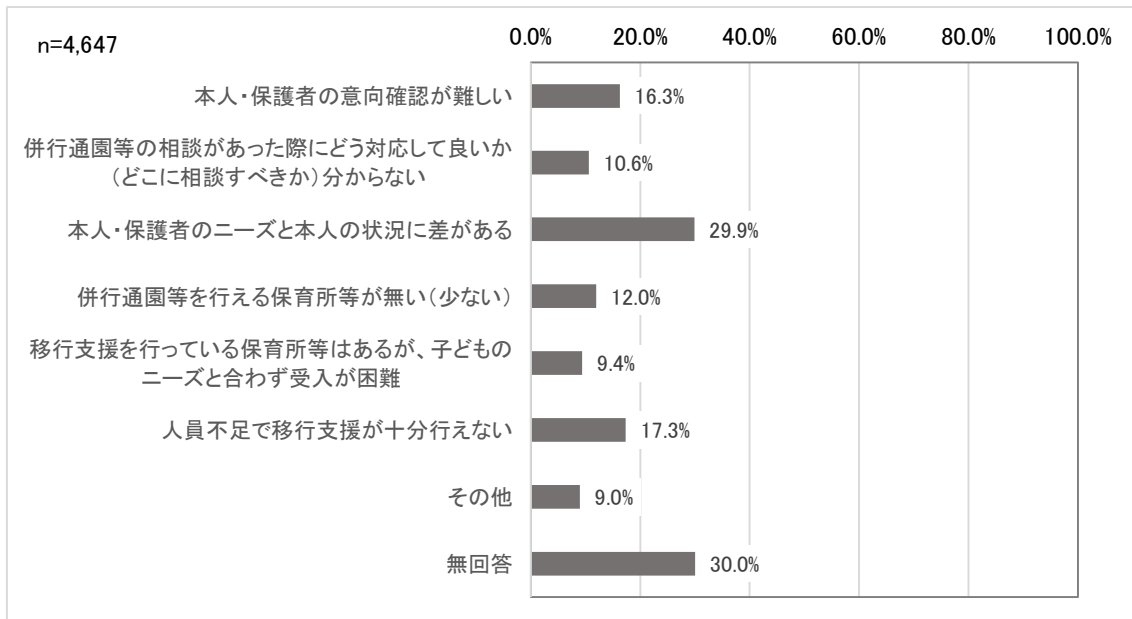
本設問には、以下などの回答が寄せられた（一部を記載）。

・利用時の得意、不得意さをアセスメントし、文書化して移行先へ伝達。当事業所での療育内容や構造化(スケジュールの使用法、活動の終わりの伝え方、集団活動への参加の促し等)を説明し、スムーズに移行出来るように助言。
・保護者が思っているよりも、本人（子ども）は自信を持って色々なことができるようになっていくこと、成長をきちんと把握して頂けるようお願いすると共に、保護者も子どもとの関わり方・見守り方が成長できるように相談援助（助言等）し自信を持っていただいた。また、その後の成長過程において予測される状況（良いことも悪いことも）もお伝えすることで、保護者の不安をより少なくしていった。
・保護者が不安のないよう見学や体験に同行し、個別支援計画や日常の様子を書面に作成し、支援会議では丁寧な引継ぎを行うようにした。実際の支援に必要なツールも用意した。保護者からの相談は丁寧に聞き取り、必要に応じて移行先と共有している。
・個別の支援計画の中に、地域移行の文言＝卒業を入れ、保護者・本人への意識付けを行う。また、地域の中でスムーズに移行しやすいように日数の調整と、少しでも不具合があった場合に、再度、振り返りを入れながら、徐々に移行出来るようにしていく（小学生の場合は、2年ほどかけて卒業に持っていく）。卒業したお子さんに関しても、卒業後に交流を持ちながら、次の卒業に向けて取り組んでいるお子さんの良い道しるべを作っていく。
・子どもの状況に合わせて、ADLの獲得、着席訓練、トイレトレーニング、物の貸し借り、きついときに別室に行きたいなどの自分の意思を表出する練習（言語またはカード）など。保護者に対してはサポートブックの作成、困ったときの対処法の指導、依頼があれば園を訪問して必要なアドバイスをを行うなどしています。
・事業所で取り組んできた支援や状態について一緒に確認をし、保護者が移行先と上手く連携していけるようサポートした。また、退所後であっても困ったときには相談に応じること、必要に応じて移行先との情報共有をおこなうことを伝えた。
・保護者に事前にアンケート調査を行い、希望の転園先への見学を必ず行う。必要に応じて、体験保育や預かり保育等を試みて、転園が適切かを保護者、保育所職員と共に見極める。
・移行先を決める段階から、保護者の園見学の同行を行っている。移行先が決まり、交流後移行となるが、交流の初回には担当職員が同行している。書面のための引継ぎではなく、実際の場面で支援の引継ぎを行うようにし、必要に応じて回数を限らず交流の動向を行っている。
・特別支援保育(障害児保育)のシステムが有効に機能しているため、関連自治体の保育・幼稚園課のスタッフに園での移行対象児の様子を事前に見学してもらったり情報共有を丁寧に行っている。また、市立幼稚園から求めがあれば、保護者の同意のもと、施設の対象児の様子や支援情報の提供を積極的に行っている。移行してから対象児の適応状況等も考慮し、移行先と相談、合意形成しながら保育所等訪問支援や巡回相談等地域支援サービス等も利用する必要がある場合は、保護者にそのサービス情報も提供している。
・小学校へ就学後に担任の先生の理解(普通級、支援級において)がなく情報共有して欲しいと保護者又は相談支援事業所から依頼があり、ケース会議への出席、情報共有シートの作成等を行った。
・小学生であれば、学習支援、自己肯定感を育てる、自己・他己認知を行う、相互交渉の仕方、自由な時間・好きな時間の過ごし方の確立などに力を入れて取り組んでいます。就学前の児童については、感覚運動経験を通じ、試行錯誤する力を育てる、また個別訓練から小集団訓練に移行し、子ども同士での相互交渉の仕方を学ぶことに力を入れています。
・保護者が精神疾患を患ったり知的・発達障害があったりするケースには、相談支援専門員や市町の福祉課担当者と話し合い、移行支援を児童発達支援だけでなく保育所等訪問支援も活用して、移行前に保育所等へ交流保育に行く際に保護者と同行し、関わり方をその場で直接保護者と移行園の職員に伝える。

(25) 移行支援を実現する上での課題等

移行支援を実現する上での課題等の回答では「本人・保護者のニーズと本人の状況に差がある」(29.9%)が最も多く、次いで「人員不足で移行支援が十分行えない」(17.3%)、「本人・保護者の意向確認が難しい」(16.3%)であった。

図表 60 移行支援を実現する上での課題等



※「その他」の具体的な内容(一部)

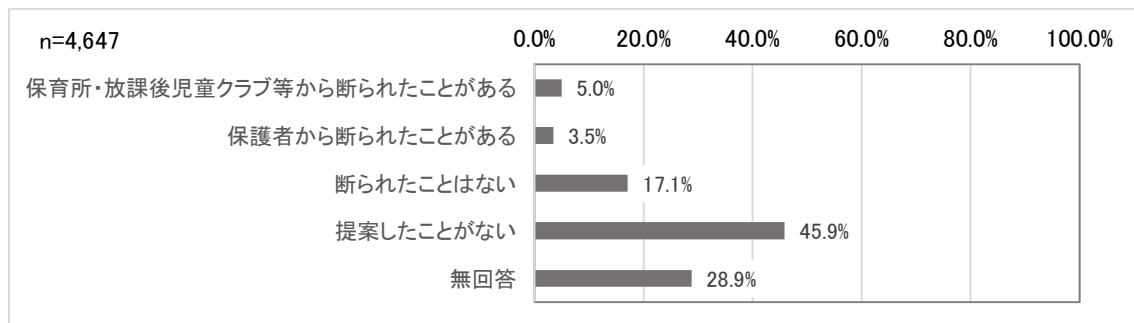
- ・福祉サービスを卒業して、地域の資源で十分生活できると療育の立場から感じていても、本人ではなく、保護者の“離れたくない”不安の強さから地域意向が進まないケースが多くみられる。
- ・受け入れ側が児童発達や放課後デイサービスの存在すら知らないことがある。存在を理解していても介入するとなると受け入れ側の理解が乏しかったり、時間、人員不足、一人の子供に時間をさけない等の意見があり話し合いが困難となる。
- ・移行先(保育所や小学校等)が困っている時のみ相談されるが、困らないと声がかからない。保護者に対して事業所としてできるサポート内容を伝えているが、そこから先につながらない。
- ・小学校への引継ぎでは教員によって過去のデータより実際自分の見立てで判断したいと軽視される方も見え、のちに要支援となり何度も引継ぎ内容を伝えなおす必要がある。
- ・家族が共働き等で現在の通所出来ている状態が安定している事が最優先であり、将来に対して向き合う事が出来ていない事や遅れてしまう事が問題と思われる。事業所が指導的になると家族は余計受け入れが困難になる場合があるため、時間をかけ先ずは、本人と相談し、本人の話したことや気持ちをソフトに家族に知らせる事で意識を持っていただく努力をしている。
- ・保護者の就労等により放課後等デイサービスに通所が必要でも学校内学童への入所できたことを機会に退所するケースが主で、移行支援について保護者からのニーズがない。
- ・併行通園をしている関係機関が対応してくれるか不明。関係機関が連携を望んでいるかも不明。関係機関などで過ごすあたり課題があると保護者から相談があれば相談にのるなど対応するが、地域移行としては対応していない。
- ・保育所や幼稚園、小学校が、児童発達支援事業所が何をすることなのか、発達障害やグレーゾーンのことを知らないという現状が今も尚あるようです。知ってほしい気持ちと、地域連携を図ることによって、一丸となって子どもたちの成長を見守る体制ができればと思っています。

・親の意向に沿い過ぎて、事実よりも軽い症状で申請されているケースがある。事実よりも軽いため、親の意向通りに保育園に入園できるが、保育士の負担が重くなる。また、事業所でも、必要な支援に関する加算が取れなく、採算が合わなくなる。重い症状の子どもでも、きちんと受け入れられるように保育園の人員配置をしてほしい。

(26) 令和3年度の1年間に、事業所から行った併行通園等の提案を保育所・放課後児童クラブ等、及び保護者から断られたことがあるか

令和3年度の1年間に、事業所から行った併行通園等の提案を保育所・放課後児童クラブ等、及び保護者から断られたことがあるかの回答では「提案したことがない」(45.9%)が最も多く、次いで「断られたことはない」(17.1%)、「保育所・放課後児童クラブ等から断られたことがある」(5.0%)であった。

図表 61 令和3年度の1年間に、事業所から行った併行通園等の提案を保育所・放課後児童クラブ等、及び保護者から断られたことがあるか



※断られたことがある場合、その理由(一部)

- ・就学を見据えて学校や保育園見学を進めていたが、視覚障害のお子さんのため環境的な面から保護者が不安になり納得できず、移行はしないと決断された。
- ・併行通園をしていないお子さんの保護者から、就学は地域の小学校へという希望が聞かれたため、保育所との併用利用について提案したが、具体化しなかった。確認していないが、兄妹が通っていることで見られ方を気にした、もしくは保育所に通っている姿を具体的にイメージできなかったという理由だったのではないかと想像している。
- ・ご家族の生活スタイル（両親の仕事）の関係で、他事業所との併用利用を提案したが「当事業所が良い」との理由で母が職を変えたり、親族に送迎を依頼し利用してくださっている。
- ・本人が通ってきたデイサービスを止めて、今更、地域の放課後児童クラブに通うという気持ち（不安要素）を大きくするにはハードルが高すぎる。金額が2倍かかってしまう等。
- ・登園拒否がある利用児で、保護者が付き添って園に連れていくことが出来なかった。そのため、園長先生より卒園証書がだせないこと、小学部では受け入れられない（支援学級がないため）と言われたため。
- ・育児・教育理念の違い。幼稚園側が療育への理解が得られず保護者に注意しているとの事。現在保護者が幼稚園側に迷惑にならない範囲で利用している状況。
- ・移行先からはやはり受け入れると教室進行がかなり滞ってしまう、人手が足りないなど。保護者からは事業所のような手厚い支援がないと不安であるという声がある。
- ・断られはしなかったが、スムーズな移行支援をするために事業所が介入し、事業所の利用をしていたことが受け入れ側が認識する。その後は受け入れ側から積極的な受け入れのスタンスをとってもらえず、ご家族が「利用しない」という決断をした案件があった。
- ・当該児童が事業所において他の児童とのやり取りや生活が落ち着き、併行通園をすることで児童自身の成長があるとの見通しの下提案をしたが、保護者の本人のストレスになる可能性があり無理をさせたくないとの考えでお断りされた。

・幼稚園から「朝から通園できないと受け入れられない」と断られたケースがある。当事業所に迎えに行ってから、幼稚園に送るのは難しいと、断られたケースがある。

(27) 移行支援の実施にあたり、事業所が以下の各場面・事項において苦労した点と、それに対して行った対応策

1) 併行通園等を開始してから移行先等で安定して過ごせるようになるまでのプロセス全般において、苦労した点、対応策（※回答の一部を抜粋）

苦労した点	対応策
移行前の体験が定期的に取り組むことができず、1～3回程度のケースが多い。また、保護者は、移行先の職員体制に不安があり、「しっかり見てもらえないのでは」と思うケースもあった。	安心して移行できることをベースに、母子関係で成功体験が積み重ねられるよう支援してきた。移行先への見学、体験に同行し、支援会議等で丁寧に引き継いだ。サポートブックの作成などに取り組んだ。また、保育所等訪問支援事業の説明も行い、移行後もサポートできるようにした。
事業所では自由時間や個別対応が中心となるが保育園においては集団も大きく、スモールステップを心掛けても保育園の活動の展開も早く、毎回内容が変わってしまうこともあり子どもだけでなく支援する保育士も戸惑ってしまった。	移行園の園長以下、全職員への移行児の行動特徴や特性を日々伝えたり、スケジュール表の作成、教室内の動線確保、園内の行動観察を行いながら、どの場面で、どのタイミングで、または職員ではなく子どもの力を使って少しずつ集団活動、教室活動に導けるように支援してきた。
親子療育、小集団療育という環境から集団生活という初めての場面や環境、生活の流れを知るまでに時間がかかり、落ち着かない様子が見られ、その対応について移行先と連携すること。	移行先での生活を意識しながら、療育場面でも少しずつ援助を減らすことを意識している。また、保護者とも移行先の生活場면을共有しながら、家庭でできることを行ってもらうようにする。
園で本児が頑張り、園以外で本児の気持ちが乱れるため、乱れている期間の効果的な支援が難しくなる。また、保護者の心理不安への対応が難しくなることもあった。	本児の気持ちを受け止めて、ある程度発散を行ってから支援を行っていた。保護者の方には、本児のできていることや、今後の見通しを一緒に伝えることで、気持ちの安定に繋げる話をさせていただいていた。
従前通っていた幼稚園で登園時泣き叫ぶ・暴れるなど渋りが激しく、新しい園に入園したあとも母子分離がうまくいかない状況が容易に想像できたので、その対策として、事前会議をしたかったが、担当教諭が決定するのが4月あとだと言われ、理由を言われ会議を開催してもらえなかった。	担任教諭が決定した時点ですぐに書類に目を通してもらえるように、自己紹介シートを作成し保護者伝いに渡してもらい、支援の方向性を定めてもらえるようにした。やはり母子分離に時間がかかったが、担当教諭におおらかな態度で受け入れしてもらえ、母子ともに納得するタイミングまで待ってもらい登園することができていた。
保育園や幼稚園側が連携をとるための時間の確保が難しいようだった。併行通所している児についての連携について、園側からのアプローチが全くない。こちらからの働きかけや保護者の意向がないと難しい。	対面での時間をとることができなかったため、保育園や幼稚園へ電話連絡等にて療育中の様子や支援内容の情報の共有を行った。
新しい環境に慣れることが簡単ではない特性の児童だったために、移行には保護者様も心配がなかなかぬえなかった。	移行半年前から少しずつ移行先事業所の児童たちとの関わりを持ち、お互いに慣れる事が出来るように、関わる時間を徐々に増やしていきながら、必要な機器や道具も揃えて頂きながらお互いが無理のない移行になるよう対策していった。
保育園との連携においては、現実として、移行支援を受け入れる体制が整っていないため、例えば、実際に双方の施設を行き来して、情報共有を行うといったことが実現しにくい。	電話連絡及びLINE等コミュニケーションツールによる情報共有で対応した。 保護者に対して、連携するための文書を渡し、間接的に情報共有を行った。

2) 就学前のこどもが就学する際に行う移行支援において苦労した点、対応策（※回答の一部を抜粋）

苦労した点	対応策
特性の強いお子さんや登園できないケースなど、個別対応が必要なお子さんの支援や、そのご家族の対応の難しさを感じている。就学先に安心して登校ができるように関係者と検討した。	主治医の助言を元に、家族の意向を受け止めながら個別対応ができるかを確認し、見通しが持てるようタイムスケジュールを作成。支援会議には関係者や就学先の先生に同席してもらい、理解し受け止めてもらえるよう情報共有した。
就学先の学校へ情報提供するため、自己紹介シートを作成し、相談員へも依頼し担当者会議の参加する旨も伝えたが、保護者が会議の開催を嫌がるケースがあった。関係機関だけの会議もしてもよかったが、そこまでの心配はないだろうとのことで開催自体見送られた。	作成した自己紹介シートを保護者に渡し、内容を確認してもらって学校へ渡してもらった。学校からのお迎え時に相談があったのでその都度やり取りをしてきた。会議で話したかった内容やその都度出てくる困り感もその日で聞けたので、アドバイスすることも出来た。
保護者が就学先を検討する上で、本人の状況を理解できていなかったり、保護者の気持ちが一歩化できないこと、子どものメンタル面でのサポート（ナーバスになる子も多い）。	保護者の不安な気持ちを受け止めつつ、関係機関と連携し、様々な方面からアプローチ。または、受け入れ先に情報提供する。子どものプレッシャーにならない声掛けを意識し、就学を意識した活動で就学への期待値を高める。
支援学級への進学が望ましいケースにて、保護者さまのご希望で普通学級となり、ご本人の特性に合わせた対応をお願いしにいった。	保護者の了解を得て、具体的な知的レベルや課題、その他発達特性について関係機関と学校で情報伝達し、普通学級で起きうることに見通しを付け、可能な限りの支援策を検討。
学校見学を促し、学校へ移行支援シートを提出したが、学校の担任の先生が移行支援シートの存在を知らず、学校で引継ぎがなされていなかった。	入学前に移行支援シートを学校に提出して頂いているが、担任の先生が決まってから再度、担任に保護者から直接手渡しし、伝えたい情報を厳選して伝えて頂くよう保護者にお願いしている。
当初目指していた学校ではなく、保護者や本人のニーズ、学校との相性に差異ができてしまい、支援の進行状況を考慮に入れられず、学校選びをしている時。	ストレートに伝えるのではなく、学校の見学や支援計画の見直しを提案。保護者には本人の様子を細かく伝える。「本人が就学先で楽しく安定して過ごせるのか」を、6年間を見据えて考えてもらえるよう、送迎の時や支援計画の相談などを重ねて考えてもらう。
知的障害があると、関係者は特別支援学校に入れたがり、地域校における支援体制についての引継ぎや話し合いに至るまでに時間がかかる。また、支援体制は来年度のことになるため、人員配置などが話し合いの時点では定まっておらず、明確な引継ぎが事実上難しい。	保護者にインクルーシブ教育や合理的配慮は権利であること、地域校に通った障害児が他にもたくさんいることを伝えて、保護者が地域の学校へ行かせたい意思を明確に伝えられるように支援するとともに、関係者にも同様に伝え続ける。
特別支援学校対象の子ども（重症心身障害、医ケア）であるが、保護者が地域に通常級を希望され、教育委員会と保護者の意向の違いがあり、どのようにサポートしていけば良いのか、苦慮した。	保護者の意向も聞きつつ、今後の本人にとってどちらを選択するのが良いのか話したり、学校見学にもお誘いしたが、保護者の意向は変わらず、通常級を見学された。
在宅酸素の子どもで、年長児になった際に日中は酸素をつけずに過ごせるようになっていた。しかしペースメーカーが入っており、運動制限等に配慮が必要であり、血中酸素濃度が下がった場合は緊急連絡等が必要であることから、校区の学校から受入れに対して不安を持たれた。	学園での受け入れ時に、学園での対応方法についての同意書を主治医の意見のもと作成し、保護者から同意を得ていた。主治医にお子さんの対応方法を学校側から確認してもらい、同意書についても保護者の承諾のもとコピーを提供。学園での対応方法についても細かく伝えた。
ご両親とも外国籍のお子さんの就学時支援では、日本の学校制度から説明を行う必要があった。親御さんの日本語を聞き取る力や理解力の問題で、就学相談や学校見学の際に、お子さんの発達状況を就学先に伝えることや、関係機関からの説明を理解することが困難だったため、より丁寧に支援する必要があった。	2カ月に一回の病院受診時に医療機関と発達状況等の情報共有を行っていたため、就学に関わる機関には、必ず保護者に帯同し子どもの発達状況を説明するようにした。保護者には各機関の方が話す言葉をごく簡単な日本語に変えて繰り返しお伝えした。

3) その他上記以外で、移行支援において苦労した点、対応策(※回答の一部を抜粋)

苦労した点	対応策
当該児や保護者の移行先での困り感は十分理解できるが療育においてのしっかりとした評価が事業所としてスキル不足で行えないので幼稚園等を訪問する際に客観的に伝えるためには、どのように伝えればよいのかと考えた。	主観が入りすぎないように事業所の取り組みや様子をそのまま幼稚園の先生に伝えるように心掛けた。こちらのことばかりを伝えるのではなく幼稚園の様子を詳しく聞くことで療育に取り入れたいという姿勢で会議を設けてもらった。
中学校入学に向けて引継ぎのカンファレンスや入学後に本人理解のためのカンファレンスを行ったが、根本的な理解にまで至らず学校生活での本人の混乱と保護者の不安感の増長に繋がってしまっていた。	教育委員会とも連携を図り、医療も含めた関係者でのカンファレンスの中でより具体的に支援の方法について伝え、現場レベルで連携を図っていくことが出来るように関係づくりを行っている。
特に、小学校⇒中学校⇒高校 進学時の子を取り巻く環境変化が課題になっていた。また、障がい児福祉から障がい者にサービスが切り替わる際の不安が多くみられた。	切り替わる直前ではなく、1年前より相談事に課題として提案し、その解決策や他サービスの利用を含めた具体的な見通しや上手いかわないと感じられる日を想定して、その際の解決策を提案し家庭・子への相談支援を行っていた。
本人は、自分のリズムで安定した生活をベースに時間をかけ、また安定した状態を維持し、徐々に変化に対応しなければならない状態だが、家族は、就労継続支援をどうしても諦められない。	常に、本人の過ごした内容をベースに家族と話し合い(引継ぎ時5分程度)本人が安定した状態、環境に慣れることが大切で、生活介護で時間をかけてもその後、本人の本人らしい生き方と相談し、就労に挑戦するなり、どうしたいかを検討する様に時間をかけソフトに訴えている。
保護者自身への支援が必要なケースの場合、保護者は適切に判断できにくかったり、子どもの状態と保護者のニーズにずれがあったりするため、移行に向けてのプロセスがうまく運ばないケースがあった。	地区保健師や教育委員会、医療関係者などと連携を取りながら、関係機関が一貫した保護者対応、支援を行うよう気を付けた。
小学校を卒業する子どもの進学先に、子どもの状況に関する情報提供の機会を持とうとしたが、相手校の事情(年度末・はじめて日程調整が難しい)で、なかなか設定できなかった。	子どもの状況に関する資料をメール送信の形で情報提供するとともに、進学後の様子も含めた情報交換の機会を6月に設定し、実施することができた。
学校側の判断によって「うちの学校では対応できません」と言われるケースもある。支援学校でなく地域の支援クラスで対応可能児であったとしても、学校の状況によっては受けられないこともある。保護者は学校見学時に話し合いをして受け入れ検討してもらっていたのに…と不満を募らせることがあった。	地域の小学校を希望し、かつ重度の発達障害や身体障害のケースの場合には、1年以上前から学校や教育委員会に相談したり見学したりとすることで、受け入れに向けて環境設定してもらったり、先生の配置を検討してもらったりと、保護者にもしっかりと学校へのアプローチを早期に実施してもらっている。地域の小学校へ進学する場合には重度でなくとも、早めの見学と、通学意志を示すように助言している。
それまで通っていた事業所を児童が楽しく利用していたため、移行先でも同じように楽しい気持ちで通えるか、事業所の雰囲気や行っているプログラム等で行くか行かないかを自身で判断してしまうため、保護者は特に不安に思っていた様子。	移行する月日の前に、段階的に体験利用を行うことで、移行先の雰囲気やお友達、職員、プログラム等を体験することにより、本人も移行先がどんなところか把握できたようで、スムーズな移行ができた。
就学相談(教育委員会)に提供した情報について、就学相談担当者が「就学先の学校と情報共有する」と言っていたにもかかわらず、移行先に提供されないこと。	開所時からこの状況が変わらない(何度こういった状況が起きていることを伝えても)ので、伝えてもらえと思うわず、保護者の方から直接学校に情報提供できるようにサポートファイル・サポートブックなどに情報整理することを支援し、学校に直接お渡ししてもらっている。

Ⅱ ヒアリング調査

1. ヒアリング調査実施概要

本事業のアンケート調査で把握された情報等をもとに、事業所における移行支援の具体的な取組事例を詳細に把握するため、事例ヒアリング調査を実施した。

■ 調査対象

児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所、計 5 事例

■ 実施方法

オンライン方式によるヒアリング調査

■ 実施時期

令和 5 年 1 月～2 月

■ 調査項目

調査項目は以下のとおりとした。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 事業所の概要<ul style="list-style-type: none">○ 事業所で提供している障害福祉サービス(特に児童福祉法に基づくサービス)○ 事業所を利用するこどもの人数、職員数○ 移行支援・併行通園等を提供しているこどもの人数 など2. 移行支援、併行通園等に関して事業所・法人が取り組んでいること<ul style="list-style-type: none">○ 事業所で移行支援・併行通園等に関する取組をはじめたきっかけ(課題認識)○ 取組が実施に至るまでの体制づくりのプロセス(準備内容、関係機関等との調整事項等)○ 具体的な活動内容3. 取組の成果<ul style="list-style-type: none">○ 上記で確認した取組の成果、こどもの発達に関する影響、こどもの様子の変化や、保護者の反応など4. 行政の支援内容や既存制度等の活用状況<ul style="list-style-type: none">○ 関連する加算の算定状況(保育・教育等移行支援加算、関係機関連携加算(Ⅰ)など)○ 取組に関する公的な支援や既存制度などの活用の有無5. 移行支援、併行通園等に関する課題、今後の展開<ul style="list-style-type: none">○ 現状感じている課題や、今後取組をどのように進めていきたいか など6. その他移行支援・併行通園等に関する自由意見 |
|--|

事例1 児童発達支援・放課後等デイサービス Smile Seed (すまいるしーど)

◆ 所在地の自治体名	東京都新宿区（人口規模：30万人以上）		
◆ 事業所の運営主体	営利法人		
◆ 提供しているサービス			
	サービスの 有無	※「有」の場合：	
		1日あたり定員数	全利用者数（実人数）
○ 児童発達支援	有	10人	21人
○ 放課後等デイサービス	有	10人	38人

1. 事業所の概要

◇事業所で提供している障害福祉サービス

- ・ 児童発達支援、放課後等デイサービスを実施。利用者数は児童発達支援 21 名、放課後等デイサービスは 38 名。

◇移行支援・併行通園等を提供しているこどもの人数

- ・ 併行通園を実施しているこどもは 14 名、併行通園に向けた移行支援を行っているこどもは 9 名。

【具体的支援】

- ・ こどもの特性に応じて支援している。例えば、基本的な社会的スキル（待つ、並ぶということ）は本人にとってつらさを感じる行為であることも多い。それを、できるだけつらさを感じることなく行えるように支援していく。
- ・ 定員 10 名に対して、多いときは 7～8 名の職員が対応にあたっている（1 対 1 に近い状況）。一方で併行通園に向けては、併行通園先で同様のマンツーマンに近い支援が難しい状況も加味し、あえてマンツーマンにあたる機会を減らし、少しずつ距離をとっていくようにしている。

【背景情報】

- ・ 併行通園で多くのこどもと関わってほしいという気持ちを保護者が持っていても、特にパニックになることが多いこども等の場合は、併行通園先の保育所等では加配された保育士等がほぼメインに関わり、他のこどもとの交流が少ないケースもみられる。これは保護者が望む、多くのこどもと関わってほしいとの希望と異なるため、事業所でも集団での保育に適応できるよう支援することで、併行通園先でも集団生活ができ、多くのこどもと触れ合えるようになるよう努めている。

- ・ 当施設では、施設職員が保育所や幼稚園を訪問し、こどもへの支援方針や保育環境に関する十分な情報を得て、理解し、幼稚園・保育園のスタンスと、保護者の希望の両方を見極めながら、保護者に助言をしている。
- ・ 当該施設での最大預かり時間は9：00～17：00（送迎時間含む・保育園と、さほど変わらない預かり時間）。こうした受け入れ体制がある中で保育園を望む保護者には、保育園・幼稚園に通うこどもと過ごすことで、自分のこどもがより伸びるとの考えを持つ方もおり、そうした保護者は保育園・幼稚園への併行通園を希望することが多い。

2. 移行支援、併行通園等に関して事業所・法人が取り組んでいること

◇事業所で行っている移行支援・併行通園等に関する具体的な取組内容

- ・ 利用形態のパターン
 - 当施設を利用していたこどもが、保育園への併行通園を開始する。
 - 保育園に通園していたこどもが、当施設も併行で利用する。
 - 保育園に通園していたこどもが、当施設のみに切り替える。（5日間利用）

【事業者と併行通園先との連携】

- ・ 当事業所の運営主体が株式会社であるという理由で、適切な手続を踏む前提であっても、連携・引継ぎを断られることがある。特に公立施設では、民間企業に公的機関が有する個人情報を共有してよいかという懸念が根底にあるように思われる。実際、区の発達支援センターには情報提供できるが、民間の事業所には難しいと言われたこともある。

（対応策）

- ・ 上記のような理由で情報共有を断られるケースでは、児童発達支援ガイドラインを見せながら移行支援・併行通園の必要性を説明したり、区の児童発達支援センターに間に入ってもらい、初回のコンタクトをとっている。一度連携が取れるようになれば継続していけることが多い。
- ・ 特にベテラン層の職員には、民間企業にこどもの情報を渡して本当に大丈夫か、という思いがあるように感じられるが、そうした取組を一つ一つ積み重ねることで、相手の認識も変化していくように感じる。ポイントは、お互いが信頼できる方に、間に入ってもらうことである。
- ・ また、連携先の園への最初のアプローチは事業者ではなく保護者から行い、こども・保護者の意向・希望をベースとした移行支援・併行通園等を支援するとともに、突然事業者から連絡することでの不要な警戒感などを持たれないようにしている。

【学校への移行支援】

- ・ 特に入学時の情報の引継ぎ・伝達に関しては、就学前（年度末）に行うことが望ましいが、先生の異動があるかもしれない、担任も決まっていない等の理由で、4月以降での引継ぎ・伝達を依頼されることがある。その場合、引継ぎ・伝達ができるまでの期間は、学校は前情報なしにそのこどもに関わることになる。
- ・ 就学前に学校と連携できる場合も、やはり異動の可能性がある等の理由で、担任ではなく管理職やコーディネーターと引継ぎ・伝達を行うことも多く、その伝達内容が担任に上手く伝達されない場合もある。そもそも年度末の引継ぎ自体を断られたり、当該事業所が民間であるため、情報管理上、学校との相談への同席を断られることもある。

（対応策）

- ・ 元々連携している学校の先生に直接連絡したり、区の教育相談センターを通じて学校への連携依頼をさせてもらう。区の教育相談センターを通すと、公的機関ということで信頼性が高まり、連携の良いきっかけとすることができる。
- ・ 入学前だけでなく、入学式後、入学数ヶ月後といった間隔を空けて予約を取り、必要であれば学校関係者との相談を行うようにしている（状況に応じて保護者同伴とすることもある）。
- ・ このように学校と連携がとれている背景として、当事業所は学校への送迎も行っている放課後等デイサービスであり、送迎の際に学校と日頃から関わり、関係ができているということがある。また、当事業所は療育時間が長く（放課後～17時まで、延長で19時まで）、スタッフはこどもと接している時間が長いので、こどもの様子をよく理解しているため、学校や区の相談支援センターからも、保護者の説明でこどもの状況等が分からない場合に、直接当事業所に連絡がくることがある（学校側が、当該児が当事業所を利用していることを把握している場合）。双方必要に応じ連携し、支え合う関係ができていると考えている。

【就学支援シートの活用】

- ・ 就学支援シートの活用がなされていないと感ずることがある。
- ・ 学校と面談することが多い4～5月時点では、就学支援シートの内容を担任がまだ見していない（先入観をもたないためにあえて読まない場合も含む）こともあり、事前の情報伝達という観点ではうまくいっていないとも考える。

（対応策）

- ・ 就学支援シートの活用に関しては、シートを学校の担任に直接渡すよう、保護者の方

にアドバイスしているが、保護者自身で自分のこどもの支援シートをもって学校に行くこと自体がハードルの高いケースもある。こうした場合や直接事業者からの説明が必要と考えられる場合等は、記載内容の説明を学校に行うこともある。

- ・ 当事業所では、就学支援シートに多くの詳細情報を記載している（例えば、教室内でどの席に座ることが望ましいか、その理由もあわせて説明）。現実には反映されることは少ない。

◇事業所で移行支援・併行通園等に関する取組をはじめたきっかけ（課題認識）

- ・ 当該事業所のスタッフに発達障害のあるこどもを育てた経験があり、その際の経験から、あまり障害児支援等に関する研修も受けておらず、すべき対応を分かっていないと感じる先生たちも多いことが分かった。それらの解決に向けて取り組みたいと考えたことが移行支援・併行通園等に力を入れている理由である。
- ・ なお、当施設が所在している区には、放課後等デイサービスと児童発達支援の連絡協議会がある。事務局を当事業所が担当し、区の障害福祉課と障害発達支援センターに声をかけて設置したものである。

3. 取組の成果

◇学校との連携

- ・ 当事業所内でこどもが自分で色々なことができるようになることも大事だが、学校など他の場面でも同様にできることは、とても大きな成功体験となる。こうした成功体験を実現するためには、環境整備がポイントとなる。
- ・ 知的障害や発達障害があると思われるこどもには、必ずしもきちんと検査をしたり、診断を受けているわけではないケースもある。例えば学校側が、よく教室から飛び出してしまうこどもの特性を ADHD によるものと考え（見立て）、ADHD のこどもに対応するように接していても、うまくいかない。ここに事業所が入り、ASD の傾向があり音に敏感であることが理由では無いかなど、他の可能性も含め一緒に見立てをしておし検討・対応することで、結果的にこどもの飛び出しが減ったというケースがある。学校と事業所が連携したことで支援が密になり、学校もこどもの指導をしやすくなり、こどもにとっても過ごしやすい環境が整った。結果的にできることが増え、成功体験につながるという好循環になる。

4. 行政の支援内容や既存制度等の活用状況

◇関連する加算の算定状況

- ・ 関係機関連携加算（Ⅰ）は算定しているが、保育・教育等移行支援加算は取りにくい。開業して2年目に実地指導が入り、加算に関する様々な指摘を受けた経験もあり、加算取得にはとても細かな記録作成、事務作業が必要で、金額は大きいとその作業にかける時間がもったいないと感じてしまう。その時間があれば少しでも多く支援を進めたい。また要件をきちんと確認しようにも資料が煩雑で確認が難しい。
- ・ 加算をとるための最低ラインの説明を、区職員から受けたことがある。しかし算定の可否に迷うケースも多く、その場合は取らないことにしている。

◇取組に関する公的な支援や既存制度などの活用の有無

- ・ 当事業所では保育所への訪問や、訪問時の相談支援を行っているが、これは保育所等訪問支援などの基準・要件を満たして行っているものではない。区職員からは算定に向けた準備、手続も勧められるが、そのためには専用の場所や適正な人員が必要となり、コストも相応に生じることを考慮すると、そうした準備、手続を進めるのはリスクが高く踏み出せない。
- ・ 一方で、障害福祉サービスの報酬、加算に該当しない支援が実際には多々発生している。日々の当事業所の活動の中で連携する機関、併行通園先の保育園・幼稚園などに適切に気持ちよく支援してもらうためには、当事業所から専門的なアドバイス、支援を行うことがとても重要で、たとえ算定できなくとも移行支援の範疇という位置づけで、無報酬で行っている。例えば、当事業所のこどもが通っている保育園に訪問して支援を行った際、当事業所を利用していない別のこどものケースについて相談を受けるようなケース等が該当する。
- ・ 関係機関連携加算や事業所内相談支援加算は、いずれも月1回までという縛りがある。しかし、実際は何か問題が発生すると対応が必要となる日が集中して続く。例えばこどもに大きなトラブルが生じた場合、その解決に向けた面談等は1回では収まらず、毎日のように1～2時間の対応が必要となることもあるが、加算の算定上はとれないこととなる。

5. 移行支援、併行通園等に関する課題、今後の展開

◇現状感じている課題

- ・ 児童発達支援ガイドラインでは、事業所における幼稚園、保育園、学校との連携等を推奨する内容と認識しているが、一方の幼稚園、保育園、学校に対しては、障害児通所支援事業所等との密な連携をとるべきとする明確な決まり、ガイドライン等が無い

のではないか。これらは同じ内容・レベル感にしないと、取組に際しての双方の温度感の相違につながり、連携が進まない要因になり得ると考える。

事例2 箕輪町こども発達支援事業所 若草園

◆ 所在地の自治体名	長野県箕輪町（人口規模：1～5万人）		
◆ 事業所の運営主体	自治体		
◆ 提供しているサービス			
	サービスの 有無	※「有」の場合：	
		1日あたり定員数	全利用者数（実人数）
○ 児童発達支援	有	10人	12人
○ 放課後等デイサービス	無	-	-

1. 事業所の概要

◇事業所で提供している障害福祉サービス

- ・ 本事業所は町直営の事業所で、児童発達支援を提供している。
- ・ 児童発達支援の現在の利用者数は12名。年齢層は0～5歳で、各年齢で1～2名の利用がある。
- ・ 全体の職員数は9名（うち、1名は本庁の担当課発達療育担当係長として若草園の管理と作業療法士としての直接支援の兼務）、直接こどもの支援に関わる職員数は8名である。

◇そのうち、移行支援・併行通園等を提供しているこどもの人数

- ・ 次年度からの併行通園に向けて支援しているこどもは5名（2歳児3名、3歳児2名）。

2. 移行支援、併行通園等に関して事業所・法人が取り組んでいること

◇事業所で行っている移行支援・併行通園等に関する具体的な取組内容

【併行通園先でのこどもの戸惑い、混乱を低減する工夫】

- ・ 事業所では自由時間が多く、こどもと保育士等の個別対応が中心となるが、保育園は集団も大きく、活動内容も日々変わってしまうことが多いため、スモールステップを心掛け少しずつ理解や活動への慣れを支援しようとしても、変化への対応が難しいこどもにとっては混乱の要因となり、こどもだけでなく支援する保育士も戸惑ってしまう。
- ・ 具体的な困りごとの事例として、以下が挙げられる。

- 年長児 1 名、今年度から週 1 回、保育園に併行通園を開始した。
- 保育園の年長クラスは行事も多く、内容的には遠足など、事業所より複雑であったり、集団が大きかったりするなど多岐多面にわたる活動のものも多い。保育園が慣れた環境であったとしても、毎回行動内容や遊び内容が変わることにこどもがついていけず、保育園で過ごすことが難しいと感じた。
- ・ こうしたことを踏まえ、「保育園に入れて良かった」「早めに療育支援を受けられて良かった」と感じられるよう、以下などの点に留意している。
 - 移行する保育園入園時のクラス替えの有無を確認し、クラスが落ち着いている年度末に移行するのか、新年度が始まってクラス体制やクラスが落ち着く時期を見据えて移行するかを決める。
 - 移行するクラスのこどもたちの状況や保育環境が移行児に合うのかどうかなどを密に検討する。
 - こどもの特性を踏まえながら子育てが楽しく行えて、退園後も地域内で孤立しないように関係機関とつながるよう支援する。

【移行先・併行通園先との情報共有】

- ・ 移行先・併行通園先の園長、全職員にこどもの行動特徴や特性を定期的に、また日々伝えられるよう取り組んでいる。具体的な方法は以下の通り。
 - 4 月初旬に、事業者の児童発達支援管理責任者、担当保育士、併行通園先の保育士とで、こどもの特性に関する情報共有を実施。
 - 上記等の定期的な情報共有に加え、併行通園の際に、事業所の保育士がこどもと一緒に保育園に行ったときに、こどもに日ごろ行っている支援のやり方を、保育園保育士へ直接伝えることもある。

【併行通園先でのこどもへの個別支援】

- ・ スケジュール表の作成、教室内の動線確保、園内の行動観察を行いながら、どの場面で、どのタイミングで支援すればよいかを考えるとともに、職員ではなくこどもの力を伸ばして保育園の集団活動、教室活動に少しずつでも対応できるよう支援してきた。
- ・ 例えば、こども自身が自分でスケジュールを確認できるようになることを目指し、以下のような取組を行った。
 - まず保育士がこどもと一緒に、こども自身が好きなことをたくさんの写真・絵カードから 4 つ選んでもらい（内容的には、お昼寝後の 20 分で全て終了できるような簡単なもの）、それらの写真や絵カードをホワイトボードに貼った。
 - その後、貼った好きなことに順番を決め一つずつ取り組み、実施後に組み込んだ内容をホワイトボードで一つずつ確認するという経験を通じて、最初に決めたことを順番通り取り組む、というスケジュール感を育てていく。

- ・ 視覚的支援によって、こどもへの指示が通りやすくなったということもポイントである。

【併行通園等に向けた取組】

- ・ 併行通園・移行支援を目指しているこどもを対象として、以下のようなスモールステップの積み重ねを進めている。
 - (9月頃) 事業所に保護者と一緒に来て、その後も保護者と一緒に過ごすことが多かったこどもについて、保育園への併行通園に向け、こどもが保護者と離れて過ごす時間を5分程度作った(保護者には遠くから見てもらうようにし、こどもと保育士がやり取りをしてみる:親から離れる練習)。なお、当事業所では2歳児までは保護者と一緒に事業所で過ごし、3歳児から親と離れて過ごすように支援することが多い。
 - こうした支援を進め、1月頃に小集団での活動を取り入れ始め、待つこと等が苦手なこどもであれば、個別活動や小集団の遊びの中にあえて待つ経験を取り入れたり、困ったときには困ったこと、手伝って欲しいことを、まわりの大人が聞いてくれるより先に伝えるといったことを教えている。
 - これらの取組で、自分から助けを求めたり、声掛けによる働きかけが少ない子であったが、以前より自発的な働きかけが増えた印象をもっている。
- ・ 個別と小集団の違いは、こどもの可能性を引き出せる機会が増えるということ。保育士がこどもに1対1でつくと、こどもがどこまでできるのか分かりにくいこともある。保育士が1人で3人を対象に対応をすると、こども自らが、他の子を見て真似る行動をするようなことも起こる。このため、例えば1人の保育士が3人に対応する際も、もう1人保育士が、何かあったときにそなえ、少し距離をもった位置から見守るなど、小集団を保ちつつ突発的な状況にも対応できる体制としている。

◇事業所で移行支援・併行通園等に関する取組をはじめたきっかけ(課題認識)

- ・ 元々は母子通園施設の時代から通園していたこどもが概ね保育園に入園する流れがあり、母子通園施設時代に、より丁寧につなぐ、保護者の不安を共有、軽減、解消して保育園につないでいくという考えや流れがあり、保育体験や交流保育、園長訪問などに取り組んでいた。
- ・ こどもと保護者の関係性はとてもよいが、そのためにこどもが保護者から離れられなかったり、こども本人に自分でできる力があっても頼ったりして甘えてしまう傾向があると思われるケースがある。また、そうした印象について保護者と話すと、保護者も同様の不安を抱えていることが分かった。
- ・ それらの状況を鑑み、保護者と子が少し離れる機会を作りながら、成長の機会を作り、自分でできることを増やしたいと思うようになった。

- ・ なお、併行通園等に向けた支援をどの程度進めていくかは、併行通園等に対する保護者の希望状況を大きな要因として考えることが多い。

◇取組が実施に至るまでの準備

- ・ 取り組む前の準備として、まずこどもが興味をもっているものを見つけ、それらを用意した。
- ・ 次に、こどもが半年で出来そうなことを考え、目標を設定、準備を整えた。
 - 車とスプーンでできる取組の例：
 - ☆ 保育園にあがるにあたって、スプーンで食事ができるようになることを目標に設定。
 - ☆ まずはしっかり体を作ること、大きく手を動かせるようになること、手に負荷のかかる遊びを経験することを考えて、砂場遊びを取り入れた。
 - ☆ 次にあるこどもは車が好きなので、ダンプにビーズをいれ、それをスプーンですくう遊びを開始。こどもは自分の好きな車で興味を持ち、積極的にスプーンで遊ぶ（練習する）ことができる。なお、当事業所には車が好きなこどもが多いので、車を題材にした方法が多く取り入れている。
 - ☆ スプーンの次は、箸への移行を目指している。

3. 取組の成果

◇併行通園先での活動の影響

- ・ 前述の様々な支援を経て併行通園が行えるようになったこどもは、併行通園先で覚えてきた電車ごっこを、事業所に戻ってからも出来るようになった。例えば、職員を並ばせて電車ごっこをしてみるなど。
- ・ また、一人で遊ぶことが多かった子が、保育園で他のこどもに誘われて遊んだ結果、今度は事業所内でも自ら他のこどもにおもちゃを渡して遊ぶこともできるようになるなど、他者への働きかけ、対人関係スキルの向上がみられた。
- ・ クラスで行われる自由遊びが集団の中でできず、自由遊びの時間になると静かなところへ移動してしまうことがあったが、保育園での集団生活を通じて、時間になったり、友達が呼びに行ったら戻って来られるようになった。
- ・ このように、併行通園等によるこどもの変化は大きいものと思われる。

4. 行政の支援内容や既存制度等の活用状況

◇関連する加算の算定状況

- ・ 保育・教育等移行支援加算は4件算定（令和3年度は当該施設に所属、R4年度保育園

へ移行：3名、養護学校へ進級：1名）。関係機関連携加算（Ⅰ）は1件算定。

- ・ 算定にあたって、必ず記録を残すことはもちろんであるが、算定の詳細（算定できるかどうか分からない・迷うケースなど）は担当している事務職員（兼務作業療法士）が把握し、県に確認するなどしている。これは当事業所の運営主体が自治体であり、事務職員が障害福祉を経験していることや母子通園施設の時から直接的な支援や運営に関与していた経緯もあり、そうした知識にも明るいこともあるかも知れないと考える。

5. 移行支援、併行通園等に関する課題、今後の展開

◇現状感じている課題

- ・ 当事業所は部屋数が少ない。少ないがゆえに異なる年齢のこどもや発達障害（疑い）、肢体不自由、重症心身障害のこどもなどがお互いに関与しながら活動できるというメリットもあるが、こども同士を分けたほうがより良い支援が可能な場合などは活動がやりにくいという不便さを感じる。
- ・ 実際に併行通園を行っている中で、保育園の友達と関われることは良い刺激になっているが、一方で集団生活ということで、併行通園を行っている半日程度など、ある程度の時間我慢を強いられることも多い。我慢できず一緒に活動できないと、別室へ移動ということもある。こどもの成長にとって良い面もあるが、これとこども自身の意向、考えが合致しない場合の対応は悩ましい。
- ・ コロナ禍で、何かあると、通園できない状況も生じるので不安定である。

◇今後取組をどのように進めていきたいか

- ・ 児童発達支援での個別支援、年度後半からの小集団経験（支援）からの保育園という大人数の集団への移行という点では、児童発達支援における小集団経験の開始時期や小集団の人数規模的にはもう一段階があれば考える。
- ・ 人員配置の制度的、仕組み的に改善してほしいこととして、人手不足解消につながる支援が必要。個別により適切な支援を進めたくとも人手が足らず、苦慮するケースが多い。こどもの成長にとって、実態に即した人的環境・物理的環境の整備が重要だと思う。
- ・ 多面的な施設運営をしている事業所への評価や児童発達支援の目的として、個から集団への対応・移行ということもあり、保育園等への入園につながった件数に応じた加算支援などは要望したい。
- ・ 令和6年の改正による施設の分類化に対応しながらも、より個から小（大）集団、大集団から小集団が経験できるような流れや体制が作れるのかを検討していきたい。

事例3 児童発達支援センター lapoale

◆ 所在地の自治体名	熊本県熊本市（人口規模：30 万人以上）		
◆ 事業所の運営主体	営利法人		
◆ 提供しているサービス			
	サービスの 有無	※「有」の場合：	
		1 日あたり定員数	全利用者数（実人数）
○ 児童発達支援	有	20 人	69 人
○ 放課後等デイサービス	無	-	-

1. 事業所の概要

◇事業所で提供している障害福祉サービス

- ・ 児童発達支援（児童発達支援センター）を提供している。当事業所ではないが、同法人の別事業所において放課後等デイサービスも行っている。
- ・ 児童発達支援サービス契約者数は 69 名。1 日あたりの定員が 20 名、週 5 日受け入れているため、1 週間の受け入れ延べ人数は 100 名となっている（複数実利用しているケースがあるため契約者数は 69 名）。
- ・ 職員数は 7 名（全員が常勤）。管理者（1 名：指導員兼務）、児童発達支援管理責任者（1 名）、専門職員（3 名）、指導員（1 名）、保育士（1 名）。全員が直接こどもの支援に関わっている。

◇そのうち、移行支援・併行通園等を提供しているこどもの人数

- ・ 移行支援・併行通園等を提供しているこどもは 64 名、現在併行通園等を行っていないがそれらに向けた支援を進めているこどもは 5 名。当事業所の利用者は、保育園・幼稚園に通っている中で、児童発達支援の利用の必要性が出てきたため事業所の利用を開始したこども（当事業者の利用開始時点から併行通園等を行っているこども）が大半である。
- ・ 併行通園等を行っていない 5 名中 3 名は、就園を見据えた支援を継続。ほか 2 名は障害が重度で医療的ケアも必要のため併行通園先が見つけるのが難しく、当事業所を含む児童発達支援事業所等に週 5 回通っている状況である。

2. 移行支援、併行通園等に関して事業所・法人が取り組んでいること

◇事業所で行っている移行支援・併行通園等に関する具体的な取組内容

【移行支援シートの活用】

- ・ 小学校への移行支援に関しては、入学を見据えた移行支援シートを作成している。このシートは保護者に渡し、保護者経由で小学校へ提出してもらうよう助言している。
- ・ 作成にあたり保護者の同意を得ているが、ほぼ全ての保護者が作成に同意する。作成した移行支援シートは保護者にも内容を確認し、適宜相談のうえ加筆修正を加えながら完成させる。
- ・ 移行支援シートは基本的に小学校との情報共有を想定したものであるが、放課後等デイサービスの事業所等へも必要に応じて渡してもらったり、保護者自身がこどもの状況を客観的に理解することにも役立っている。
- ・ 学校によって問い合わせ窓口が異なり、かつ3月に移行支援シートを提出したとしても教職員の異動や多忙さのために、適切な時期に適切な先生へ情報が届かないといった事態も生じる。事業所がこうした情報共有の状況を確認、フォローすることも現実的に難しく、課題と認識している。

【移行支援シートの様式変更】

- ・ 事業所が所在する市では、市が作成している幼稚園・保育園から小学校に入学するこども全員を対象とした移行支援シートの様式を公開している。その書式をもとに、当事業所の必要な情報を付け加える形（一部改変）で当該事業所が移行支援シートを作成した。
- ・ 追加した内容としては、こどもの感覚面の特徴（聴覚優位で音に敏感であるといった特性など）、身体的特徴（拘縮の有無、可動域、姿勢のポイント等）がある。こうした情報は従来の書式では書ききれなかったため、入れ込めるようにした。
- ・ これらの情報を移行支援シートに記載し提供したことで、学校での配慮につながっていることもある。例えば、音がうるさい時は、こどもにイヤーマフを付けるといったことも、教員たちの理解を得やすくなった。また、既存様式を活用しているので、学校の先生にも負担感、抵抗感なく受け入れられる。

【保育所等訪問支援サービス利用の検討】

- ・ 併行通園先の保育所等で、そのこどもを支援する人員確保が望ましいが、保育所等での人員確保が難しいケースがある。その場合は保育所等訪問支援の利用が検討されるが、当事業所は保育所等訪問支援を提供していないため、他事業所の保育所等訪問支援を保護者へ紹介したり、相談支援専門員に問い合わせをするよう依頼したりするな

どの支援をすることがある。その場合は、事業所から相談支援専門員にも連絡をとり、保護者から依頼があった場合に対応してもらえるよう依頼しておく。

- ・ 保護者の許可を得た上で、併行通園先の幼稚園・保育園と連絡をとり、場合によっては、幼稚園・保育園へ出向き情報共有をすることもある。
- ・ 本来は当事業所からの働きかけがなくとも、併行通園先の保育園等で保育所等訪問支援の検討がなされることが望ましいが、サービスの存在そのものを知らない保育園等も多く、適切な支援提供の観点からこうした情報提供は有用と考えられている。

【園との定期的な情報交換】

- ・ 当事業所では、事業所が保育園等でのこどもの様子を適宜把握し、事業所での療育に役立てるために、併行通園先の保育園等に連絡をとる（個人情報を双方共有する）ことに対して、契約時に保護者から同意を得ている。その上で、保護者から担任の氏名を聞き、事業所から幼稚園・保育園に連絡を入れ、必要時は積極的に保育園等に訪問するなど、情報共有を行う。
- ・ 保育園等から事業所側に問い合わせが入り、これがきっかけで訪問につながることもある。ただし、当事業所の利用人数が多いため、共有した情報や相談の内容、保護者の困り具合などを考慮し、逼迫性の高いケースから優先的に訪問を行っている。理想的には、年度内に1回は全てのこどもについて併行通園先と情報共有の機会を設けたいと考えるが、現実的には難しい。
- ・ 逆に保育園の保育士が、当事業所へこどもの療育やトレーニングの内容を見に来ることもあり、有効である。
- ・ 訪問等による個々の保育園等との情報交換の頻度は、概ね半年に1回かそれ以下となっており、こどもの状況や緊急性によって頻度が増えることもある。以前は3～4か月に1回程度の頻度だったが、近年当事業所（児童発達支援センター）の利用者数が大きく増えており、頻回に実施するのは難しい状況となっている。

【学校側との会議】

- ・ 学校側との会議の機会はなかなかとれず、課題である。教職員が多忙であることに加え、1回目の会議のきっかけを作ることが特に難しい。

◇事業所で移行支援・併行通園等に関する取組をはじめたきっかけ（課題認識）

- ・ 移行支援シートの様式修正は、当事業所でのリハビリ提供等にあたり、こどもの身体機能等を詳細に評価することが多く、またそうした情報に基づいた適切な支援が行われず併行通園先でこどもが困ることも多かったことから、その過程で得た情報を適切に関係機関に伝えていきたいとの考えで行っている。
- ・ 様式修正にあたって特段市への相談、働きかけは行っておらず、あくまで事業所独自

の取組である。

3. 取組の成果

◇保護者の反応

- ・ 移行支援シート作成後に、その内容について事業所職員と保護者が一緒に確認をするというプロセスを経て、保護者のこどもに対する理解が深まる機会になっている。
- ・ 保護者からは、療育の専門機関から情報を受け取れることは、保護者の助けにもなっているとの声が寄せられている。

◇連携の成果

- ・ 関係機関連携会議で定期的に情報共有をすることで、療育で配慮している点・実施していることを、併行通園先でも行ってもらえるようにする。そのように保育園等でも適切と思われる配慮等を提供してもらうことで、例えば感覚に過敏なこどもの状態が安定するなど、こどもに良い影響を及ぼしたケースもある。
- ・ また、保育園との良好な関係ができたことで、保育園側から療育が必要と思われるこどもの相談や紹介があり、こどもの療育や支援につながるケースもある。

4. 行政の支援内容や既存制度等の活用状況

◇関連する加算の算定状況

- ・ 関係機関連携加算（Ⅰ）は、昨年度 46 件算定した。電話連絡のみなど、事務負担の煩雑さや監査時の指摘を懸念し、あえて加算を算定しないケースはない。また、要件に合わなければもちろん算定しないが、算定できないことが支援の障壁になるケースもある。
- ・ 具体的には、保育園のほか 2 か所の通所支援事業所を利用しているこどものケースで、この 3 者が集まり会議をした場合、関係機関連携加算（Ⅰ）を算定できるのは会議を開催した事業所であり招集した事業所は算定できないと聞いている。実際、こうした理由で加算が取れないため、事業所から会議への参加を断られることがある。
- ・ 当事業所では完全に保育所等に移行する（当事業所を退所する）こどもはほとんどいないため、保育・教育等移行支援加算の算定は 0 件である。

◇取組に関する公的な支援や既存制度などの活用の有無

- ・ 移行支援シートの作成とそれによる情報提供には加算がつかない。会議を開催しない場合でも、膨大な時間を要する文書作成等も算定できると実状に合う。実際には、こうした移行支援シートのような文書作成と情報提供に対する加算の算定方法があるか

もしれないが、それを十分把握できていないという状況もある。

- ・ 上記なども含め、関係する加算の算定に関する分かりやすい手引きがあると助かる。
- ・ また、学校との連携は手探りで進める状況にある。連携の方法について具体的に記したマニュアルがあるとよい。

5. 移行支援、併行通園等に関する課題、今後の展開

◇現状感じている課題、今後取組をどのように進めていきたいか

- ・ 併行通園をしている園や学校と顔の見える関係を構築することが、併行通園等においてはとても重要である。一方で、学校も保育園等も事業所も全て多忙であり、負担がかからない形で連携をとることも大事である。そうした方法を今後構築していきたい。

事例4 重症心身障がい児者通所支援事業所 ゆいまーる

◆ 所在地の自治体名	熊本県八代市（人口規模：10～30万人）		
◆ 事業所の運営主体	社会福祉法人		
◆ 提供しているサービス			
	サービスの 有無	※「有」の場合：	
		1日あたり定員数	全利用者数（実人数）
○ 児童発達支援	有	5人	5人
○ 放課後等デイサービス	有	5人	5人

1. 事業所の概要

◇事業所で提供している障害福祉サービス

- ・ 2010年に設立し、児童発達支援、放課後等デイサービス、生活介護の3事業のサービス提供を行っている。
- ・ 児童発達支援、放課後等デイサービス、生活介護合わせて定員5名でいずれも、重症心身障害児・者が主対象である。
- ・ うち、移行支援・併行通園等を提供しているこどもの人数は2名。
- ・ 全体の職員数は9名、直接こどもの支援に関わる職員数も同じく9名である。

2. 移行支援、併行通園等に関して事業所・法人が取り組んでいること

◇事業所で行っている移行支援・併行通園等に関する具体的な取組内容

- ・ 重症心身障害児の併行通園を行っている。現在併行通園をしている2名は、いずれも保育園と当該事業所を併行して利用している形である。1人は経口摂取可能で、もう1人は胃ろうがあり、現在は経口摂取の練習を行っているところ。
- ・ 当該事業所には理学療法士が常駐しているのでリハビリや療育を受けることができる（これらは保育園では受けられない）ことから、午前中は当該事業所、昼食後に保育園へ行き、夕方に母が保育園へ迎えに行くというスケジュールとなっている。

◇事業所で移行支援・併行通園等に関する取組をはじめたきっかけ（課題認識）

- ・ 外部専門職からの働きかけなどがきっかけで、併行通園を行っている。具体的な流れはこどもにより異なるが、経口摂取可能なこどもは、保育園に通っていたところ、主治医から早めに療育を開始することを提案された。重症心身障害児ということでADL

訓練が必要という状況等も鑑み、相談員が当事業所に連絡をとりサービス利用開始につながった（保育園スタートで併用通園等が始まった形）。

- ・ 胃ろう有り・経口摂取練習中のこどもは、病院で大きな手術を受け、退院後は当事業所の法人グループの訪問看護を利用していた。その訪問看護ステーションが当事業所を紹介し利用につながった流れである。
- ・ 2名のこどもたちが通っている保育園は、いずれも障害をもっているこどもたちの受け入れに積極的、かつ受け入れの経験もある園である。うち一つは保育園以外にも、障害福祉サービスに関連する事業、放課後等デイサービスも運営している。
- ・ また、上記2名とは別のケースで、過去には当事業所を利用していたこどもが地域の幼稚園に通えるように保護者・事業所が教育委員会に働きかけ、看護師の配置を行ってもらったケースもある。
 - 具体的には、当事業所を利用していたこどもの保護者から、最後の1年だけでも幼稚園に通わせ、他のこどもたちと一緒に過ごす時間を持たせたいという要望を寄せられたことがきっかけとなった。このケースでは、保護者が積極的に行政に働きかけたこともあって教育委員会が検討に関わってくれることとなり、看護師を幼稚園に配置し、当事業所と幼稚園の併行通園の実現に至った。
 - 入園決定後は、当該事業所のスタッフが幼稚園を訪問し、医療的ケアの対応や療育の状況など、幼稚園生活における対応方法について情報提供と提案を行った。

◇取組が実施に至るまでの体制づくりのプロセス

- ・ 併行通園を開始するまでの流れ、プロセスはケースごとに異なる。例えば、前述のケースとは別ケースであるが、育休中の保護者から、育休明けで復帰する仕事先が県をまたいでの新幹線通勤となり、事業所の営業時間と保護者が希望する利用時間が合わないがどうしたらよいかとの相談があった。そこで、併行通園先の保育園と協議し、朝は母がこどもを当事業所に連れてきて、こどもの状況に合わせて事業所スタッフがこどもを保育園へ送り届け、夕方に母が保育園へ迎えに行くといった流れを作るなどの対応をした。
- ・ このケースでは、こどもや保護者への十分な支援体制の確保を目的として、当事業所との関係性が元々できており、相談支援事業所も併設している保育園を選び相談した。
- ・ 保育園への情報共有は、こどもを保育園に送っていくときに行っている。また定期的なモニタリングや担当者会議の場合へ管理者と担当職員が出向き、こどもに関する情報を多職種で共有している。
- ・ 併行通園の実施にあたり、医療的ケアのあるこどもの場合、保護者の就労上の都合で朝～夕方までこどもを預けたい場合も、こどもを安全に預かることができる保育園がなく保護者のニーズに合致しないことがある。就労する重度心身障害のこども、医療的ケアのあるこどもの保護者が増えている印象があり、そのニーズをどう満たしてい

くかが課題。

【就学時の移行支援について】

- ・ 地域の特別支援学校に進学希望するこどもがほとんどであり、就学や引継ぎの流れができていることから苦労した点はあまりないが、医療的ケアが必要なこどもが進学する場合、4月に入ってからでないと看護師のケアを行うための医師の指示書様式が学校からもらえないため、指示書完成まで保護者が付き添わなければならない場合がある。
- ・ こうした課題への対応策として、早い段階で医療的ケアに関する情報提供を学校に行ったり、看護師に事業所へ見学に来てもらうなどの協力依頼を行った。これは保護者を通じて、当該事業所が実施する形であった。
- ・ なお、こうした課題については、1年に3回程度市が開催する「医療的ケア児を支援するための検討部会」などの機会をとらえ、当事業所の管理者が出向き、事業者の声、保護者の声として課題を伝え、制度的・総合的な検討に取り組む等の対応を進めている。こうした会議の場合は、上述の指示書の課題のほか、災害時の対応、学校で生じる課題など、広く課題提起と検討を行える場面となっている。

3. 取組の成果

◇こどもの発達に関する成果・効果

- ・ 教育委員会に呼びかけて幼稚園に通うようになったこどものケースでは、心身の著しい成長が見られた。例えば、栄養は胃ろうからの注入、経口はゼリーを少量といった形で練習していた。幼稚園に入園後、周囲の影響と刺激を受けたことで、食べられるようになり、発話もできるようになった。また、歩行が不安定だったが、走れるようにもなった。身体の機能が安定・発達した。現在は幼稚園を卒園し、特別支援学校に通学中である。
- ・ 事業所ではマンツーマンで手厚い支援をするのに対して、保育園や学校等で集団生活を経験することで、成長面への寄与が大きいものと考えている。
- ・ なお、併行通園を行っている重度心身障害のある2名については、発達や変化がゆるやかなこともあり、このような大きな変化は見られていない。

◇保護者の反応

- ・ 精神面の問題を抱えている保護者のケースでは、併行通園により保育園、児童発達支援センターなど、毎日の預け先ができたことで、保護者のケア時間と負担が軽減され、体調が良くなった。
- ・ 同時に、障害のあるこどもの子育てに不安を抱えている保護者が、保育園や児童発達支援センター等の様々な機関を利用することで、多くの情報や支援を受け、次第に子

育てに自信を持てるようになる傾向もあると考えている。これには二つの要素が影響していると考えられる。一つは、こどもを預けることで、保護者自身に時間的余裕ができる。もう一つは、保育園等でのこどもの様子（他のこどもたちと一緒に取り組んだことや、できるようになったこと）を聞くことで、地域で子育てができるという安心感が育まれることである。

4. 行政の支援内容や既存制度等の活用状況

◇関連する加算の算定状況

- ・ 昨年度は、保育・教育等移行支援加算、関係機関連携加算（Ⅰ）のいずれも 0 件。数年前に保育・教育等移行支援加算を 1 件算定したことがある。
- ・ 関係機関連携加算（Ⅰ）は、これまで取ったことがない。加算の存在は理解しているが、具体的な要件や、実施した支援が算定対象となるか否か等の詳細が十分把握できていない状況。

◇取組に関する公的な支援や既存制度などの活用の有無

- ・ 前述の通り、行政による「医療的ケア児を支援するための検討部会」が年に 3 回程度開催されている。検討部会にはこども担当部署、健康・保健担当部署、教育委員会、在宅医療支援センター、地元の大学の発達支援の有識者等、関係部門の多職種が集まっており、当事業所の管理者は事業所の代表として出席している。
- ・ この検討部会では、課題への対応の協議、個別のケースについて情報共有が行われている。当事業所からは、親の声として要望も届けている。
- ・ 当部会は様々な課題の共有・検討に有用なものであるが、医療的ケア児の問題について行政内の関係部署が双方に把握しきれていない情報もあるため、こうした行政内の情報共有が推進されることで、より効果的な施策運営等につながるのではと感じられることがある。

5. 移行支援、併行通園等に関する課題、今後の展開

◇現状感じている課題

- ・ 医療的ケア児や重症児を受け入れてくれる保育所が、周辺にはまだまだ少ない。具体的には、障害のあるこどもを受け入れている保育所は、市内の約 100 か所のうち 3 か所程度である（幼稚園は 1 か所）。そのため、保護者が希望する保育園にこどもが入るのは難しい状況である。
- ・ 障害のあるこどもの受入先が少ないため、兄弟姉妹もいる家庭では、結果的に、医療的ケアのあるこどもに合わせて遠方の保育園に転園しなくてはならないケースもある。

- ・ このように受け入れが進まない理由の一つは看護師不足である。看護師の立場としては、医師が常にいる中で、経験のない医療的ケアにも一人に対応しなければならない状況は不安が大きいのは理解できる。看護師のサポートのため、例えば常に医師に連絡・相談できる仕組み・体制（相談窓口の構築）が必要ではないかと考える。現在熊本県では、熊本大学が「医療的ケア児支援センター」として、こうした相談窓口として活動しているが、こうした機関がもっと増えることが望ましい。

事例5 児童発達支援事業所かめさんち

◆ 所在地の自治体名	鹿児島県薩摩川内市（人口規模：5～10万人）		
◆ 事業所の運営主体	社会福祉法人		
◆ 提供しているサービス			
	サービスの有無	※「有」の場合：	
		1日あたり定員数	全利用者数（実人数）
○ 児童発達支援	有	10人	28人
○ 放課後等デイサービス	無	-	-

1. 事業所の概要

◇事業所で提供している障害福祉サービス

- ・ 児童発達支援を提供している。利用しているこどもは28名。
- ・ 職員数は8名、うち日々こどもの支援に関わっている職員は7名。

◇そのうち、移行支援・併行通園等を提供しているこどもの人数

- ・ 併行通園を行っているのは20名。併行通園に向けた支援を行い4月からの併行通園先が決まっているこどもが4名である。
- ・ 併行通園を検討したが受け入れ先が見つからなかったこどもも1名いる。この1名は医療的ケアはないが、ADLが基本的に全介助、寝返りはするが一人での姿勢保持は難しく、表情は出るが発語もない重症心身障害のこどもであり、当事業所を含む児童発達支援事業所を2か所併行利用している。併行利用している児童発達支援事業所は隣接市（いちき串木野市）に所在しており、そちらの事業所の利用は週1回である。
- ・ 当事業所の所在する市内には、重症心身障害児や医療的ケアが必要なこどもを受け入れられる事業所がないため、車で30～40分の距離である隣接市の事業所を利用せざるを得ない。また、隣接市で重症心身障害児等を受け入れてくれるその事業所も1か所しかないため、利用希望者が利用枠をとりあっているような状況である。
- ・ 併行通園の形態としては、年少までのこどもは午前中に当事業所、午後から併行通園先の保育園等を利用する形で、それ以降の年齢のこどもは逆に午前中保育園等に通い、午後から当事業所を利用している。ただし、肢体不自由や知的発達の遅れがある等、理由のある場合は年中以降の年齢のこどもでも特例的に午前枠での利用となるケースもある。
- ・ なお、当事業所は給食がないため、午前か午後だけの利用形態となっている。1日利用

はできないため、1日利用が必要という理由で、他の事業所へ移った例もある。

2. 移行支援、併行通園等に関して事業所・法人が取り組んでいること

◇事業所で行っている移行支援・併行通園等に関する具体的な取組内容

【退所後も含め相談しやすい環境の構築】

- ・ 当事業所では、保護者が相談しやすい環境構築に取り組んでいる。幼稚園・保育園入園前の年齢で、療育を希望する保護者から事業所へ連絡や相談が入るケースも多く、丁寧に対応する。相談支援専門員からの紹介を経て、保護者から連絡や相談が入るケースも同様である。
- ・ また、併行通園を経て当事業所を退所し、保育園・幼稚園のみの通園に移行する場合のデメリットとして、保護者にとっての相談先が減る点が挙げられる。このため、こうしたこどもについては、保護者の相談先を確保し不安を軽減するため、移行後も悩みがあるときには当事業所がいつでも相談に乗ることを保護者に伝えている。併行通園後、事業所を退所し幼稚園のみに通園するようになったこどもは、事業所の開設から現在に至るまでで計2名で、実際に退所後に相談があることは多くないが、退所時点の不安軽減には一定の効果があるものとする。
- ・ 反対に移行のメリットとして、リハビリの専門職等が在籍している園があったり、こどもにとって必要な支援や利用目的に応じたサポートを受けられるようになる点大きい。メリットの大きさを伝え保護者が1歩を踏み出せるよう、支援している。
- ・ なお、当事業所は送迎を行っていないが、この点は事業所の弱みであると同時に、送迎時に保護者と話したり相談の機会を持てるという点で強みとも考えている。

【併行通園先との連携】

- ・ 併行通園先の保育園等の職員が、事業所でのこどもの様子を見たいと希望することがある。その場合はできるだけ受け入れられるよう、訪問可能な曜日や時間枠を広めに設定している。
- ・ 移行先の受け入れ態勢の確認と現在までの支援の内容を伝えたり、移行後の相談も受け付けていることを伝える。学校との連携の際は書面を用い、幼稚園・保育園との連携の際は口頭でのやり取りが多い。事業所が直接やり取りをしているが、保護者からの希望がある場合や、保護者が直接保育園等と話す必要がある場合は、保護者と保育園等が直接やり取りをしている。

【具体的な併行通園の事例・課題】

- ・ 併行通園先と事業所とで対象児の評価が異なり、受け入れや日数等の調整が困難となるケースがあり、綿密な調整を要する。

- 以下事例は、4月からの併行通園が決まった年少児で、一旦は幼稚園への通園が開始したが、その後幼稚園から通園を断られたケースである。元々当事業所を利用していたこどもの保護者が、午前中は当事業所、午後は幼稚園への通園を希望しており、自ら調整のうえ、入園する幼稚園を1月に決めてきた。その幼稚園へは既に当該こどもの姉が通園しており、保護者は姉の送迎の際に当該こどもを連れていくこともあったため、事業所としては幼稚園側も当該こどもの状態を理解し受け入れを決めたものと思い込んでいたところ、4月に当該こどもが通園を開始した段階で、こどもの発達特性の詳細を始めて幼稚園側が知り、驚き、受け入れが困難となった。
- 結果的に、午前中を発達支援事業所で過ごし、午後は自宅で過ごすことになった。午後は週2回のペースで発達支援事業所が訪問を行っており、将来的に午前中は幼稚園、午後に当事業所で過ごせる体制に向けて、こどもの成長の様子等（以前は言葉が出なかったが、この一年の間に事業所の方で色々教えたことで、理解力も増し、言葉も出るようになったこと等）を事業所から幼稚園側に伝えるなど、継続的な連携をとっている。
- この事例で、保護者が十分動ける方だとしても、直接事業所と保育園等の連携が大変重要であることを学んだ。母と一緒にいない時のこどもの様子が、幼稚園で過ごすときのこどもの姿となる場合もある。その様子は事業所から幼稚園に早い段階で伝えることも重要であり、適切な受入判断や受入態勢の構築につながるものと考えている。

◇事業所で移行支援・併行通園等に関する取組をはじめたきっかけ（課題認識）

- ・ 当事業所を利用しているこどもたちの多くは地域の学校へ就学し、特別支援学校への就学は少数である（今年、特別支援学校に就学したのは2名）。
- ・ ゆくゆくは地域の学校へ就学することが多い中、こどもたちが事業所と保育園等の両方を利用する状況を通じて、将来的な移行を見据えつつ、事業所・保育園等それぞれで課題を見出し、適切な発達に結び付けられるよう心掛けている。

◇取組が実施に至るまでの体制づくりのプロセス

- ・ 併行通園先の保育園等にとっても、新たにこどもを受け入れることは不安、懸念がある場合もある。そのため、併行通園先の考えも聞き入れながら、こどもがこれまで成長してきたこと、変化してきたことを具体的に伝え、受け入れを前向きに検討してもらうようにしている。一方で保育園等の生活で難しいことがあれば事業所が相談に乗ることを伝え、なお通園が難しい時には、現状に戻すことも保障して受け入れを実施してもらう。
- ・ 併行通園の運用自体も、こどもの様子を見ながら、こどもの負担や無理がないように

日数のバランスを調整する。例えば、児童発達支援事業所を週2日、幼稚園を週3日利用しており、幼稚園の日数が多いと考えられる場合は、事業所の利用日数のほうを多くするなど。

【学校との連携過程における課題】

- ・ 就学前相談は6, 7月に始まり12月に就学先が決まり、就学に向けて実際に学校へこどもの情報提供をするのは2, 3月となる。しかし、就学先への引継ぎのためにアポイントを取ろうとすると、「忙しい」などと引継ぎを断られるケースがある。就学前、学校側は受け入れに伴う課題に直面していないためであるが、この場合4月以降に受け入れに伴う課題に直面することとなり、こども側、学校側双方にとって望ましくない事態となる。
- ・ このような背景を踏まえ学校へ引継ぎ、情報提供するための手段として、以下などの対応を行っている。
 - 事業所から学校へ就学支援シートを渡し、書面で情報提供する。
 - 特別支援教育の担当者だけでなく、1年主任・特別支援コーディネーター・教頭など複数の職責の方に連絡し、相談できる機会を取る。内容を伝えた後に、その方を通し適切な担当者へつないでもらえる。
 - 教育委員会の担当の教員から学校に連絡を入れてもらうこともある。教育委員会の中に連携がとれる教員・職員がいる場合に可能な方法。
- ・ 反対に、事前に学校から問い合わせがあった事例もある。支援学級のこどもが増加傾向にある学校であり、その学校から当事業所への訪問があった。事前訪問による連携は有意義で、これにより移行支援が効果的に実現することに気付いた。近年は支援学級を利用するこどもの人数が増えているので、さらに重要になるだろう。

3. 取組の成果

◇こどもの発達に関する成果・効果／保護者の反応

- ・ 今年入園した年少児で、以下のような事例がある。
 - 最初は当該こどもの兄が当事業所に通っており、当該こどもが幼稚園に入園する前に、保護者から当該こどもに関する療育の相談があった。このこどもは最初は言葉が出ないこどもだったが、事業所内で療育を続け、その後幼稚園への併行通園が始まった。
 - 併行通園先での幼稚園では、事業所での療育の成果が発揮され、良好な適応状況と著しい成長の様子が見られていた。幼稚園の様子からすると、事業所での療育は不要とも思われたが、保護者からは事業所での療育継続の希望があったため、事業所での療育の回数を週2回から週1回に減らし継続することにした。

- ・ こどもの成長にもつながり、また事業所・幼稚園等の両方と関係性が保たれることで、保護者の相談先が増え、安心にも寄与するものと思われた。

4. 行政の支援内容や既存制度等の活用状況

◇関連する加算の算定状況

- ・ 保育・教育等移行支援加算は対象児がいなかったため 0 件。
- ・ 関係機関連携加算（Ⅰ）は 20 件。加算を取るためには記録が重要。請求時に日にちと連携先の職員の氏名を記載するほか、現状と今後の課題も記載している。日誌にも同様の内容を記載。
- ・ 加算をとるということは、連携の重要性を認識している証でもあると考えている。

5. 移行支援、併行通園等に関する課題、今後の展開

◇現状感じている課題

- ・ 療育の概念、必要性が全国的で広く言われるようにはなったものの、現場の事業所や保育園等の職員が療育について体系的に学ぶことは、まだ難しいのではと感じる。
- ・ 併行通園を行うか否かの判断に、こどもの意見をどこまで反映させるかの見極めの難しさを感じている。例えば、こどもによっては併行通園ではなく、事業所だけが良いと思っている子、反対に幼稚園だけを希望するこどももいるだろう。一方で療育環境として客観的に併行通園が望ましい場合に、本人の意向を踏まえたうえでどう決定していくか、こどもの権利擁護とも関係する問題である。

◇今後取組をどのように進めていきたいか

- ・ 上記の課題を踏まえ、実際にこども自身に希望を聞いてきたかを検討すると、特にこどもの年齢が低いこどもや、コミュニケーションが難しいこどもの場合、時によっては保護者の希望に沿って対応する傾向があったことは否めない。特に 5，6 歳児など年齢の高いこども、意見を表明できるこどもについては、本人の意向をよりしっかり聞いて判断することも重要であろう。

2. 事例集

事例1 SmileSeed（すまいるしーど）（東京都新宿区） 株式会社が運営主体である事業者の、連携のための丁寧な取組

運営主体: 営利法人
自治体人口規模: 30万人以上

児童発達支援: 有（定員10名／実利用者21名）
放課後等デイサービス: 有（定員10名／実利用者38名）

移行支援・併行通園等を見据え、距離を保った事業所内での支援提供

保育所・幼稚園等との連携

学校等との連携

こども・保護者の支援

- 通常の事業所内での支援は、集団療育の環境下で1対1に近い個別支援が多いところ、併行通園先ではこうした個別支援が難しい実態もある。このため、あえてマンツーマンであたる機会を減らし、少しずつ距離をとっていくようにしている。
- 特にパニックになることが多いこども等では、併行通園先でもほぼ個別対応となり、他のこどもとの交流が少ないケースもみられる。これが保護者の希望に合わないこともあるため、事業所でも集団での保育に適応できるよう支援し、併行通園先でも集団生活ができ、多くのこどもと触れ合えるように努めている。

併行通園先との円滑な情報共有・コンタクトのための工夫

保育所・幼稚園等との連携

学校等との連携

こども・保護者の支援

- 当事業所の運営主体が株式会社であるという理由で、連携・引継ぎを断られることがある。公立施設では、民間企業に公的機関が有する個人情報共有して良いかという懸念が根底にあるように思われる。
- このため、児童発達支援ガイドラインを用いた移行支援・併行通園の必要性の説明や、区の児童発達支援センターを介した初回コンタクト等を取り入れている。一度連携が取れるようになれば継続していけることが多い。取組を一つ一つ積み重ねることで、相手の認識も変化していく。お互いが信頼できる方に間に入ってもらうことがポイント。
- 併行通園先の初回コンタクトを事業者ではなく保護者から行うことで、こども・保護者の意向・希望をベースとした移行支援・併行通園等を支援するとともに、突然事業者から連絡することで不要な警戒感などを持たれないようにしている。

学校への円滑な移行支援・コンタクトのための工夫

保育所・幼稚園等との連携

学校等との連携

こども・保護者の支援

- 入学時の情報の引継ぎ・伝達が入学前等の適切なタイミングで行えないケース、直接担任ではなく管理職やコーディネーターと引継ぎ・伝達を行わざるを得ず、その伝達内容が担任に上手く伝達されないケース等がある。そもそも引継ぎ自体を断られる場合もある。
- このため、以下のような工夫を行っている。

・元々連携している学校の先生に直接連絡したり、区教育相談センターを通じて学校への連携依頼を実施。公的機関である区教育相談センターを通することで信頼性が高まり、連携の良ききっかけとなる。また必要があれば入学前だけでなく、入学式後、入学数ヶ月後といった一定期間で学校関係者との相談を行う。

・学校への円滑な情報共有のため、就学支援シートに多くの詳細情報を記載している（例えば、教室内でどの席に座ることが望ましいか、またその理由等）。なお、4～5月頃では就学支援シートをまだ担任が見ていないこともあり、就学支援シートの活用がなされていない場合があることは課題である。

・就学支援シートは学校の担任に直接渡すよう、保護者にアドバイスしているが、保護者自身で自分のこどもの支援シートをもって学校に行くこと自体がハードルの高いケースもある。こうした場合や直接事業者からの説明が必要と考えられる場合等は、記載内容の説明を学校に行くこともある。

事例2 若草園（長野県箕輪町） 併行通園の実現に向けた、こどもの状況に応じた段階的な各種支援

運営主体: 自治体

児童発達支援: 有（定員10名／実利用者12名）

自治体人口規模: 1～5万人

放課後等デイサービス: 無

併行通園先でのこどもの戸惑いを低減し、豊かに過ごせるための工夫

保育所・幼稚園等との連携

学校等との連携

こども・保護者の支援

- 事業所では自由時間が多く、こどもと保育士等の個別対応が中心となるが、保育園は集団も大きく、活動内容も日々変わってしまうことが多いため、少しずつ理解や活動への慣れを支援しようとしても、変化への対応が難しいこどもにとっては混乱の要因となり、こどもだけでなく支援する保育士も戸惑ってしまう。
- こうしたことを踏まえ、移行・併行通園先の保育園の利用開始時期の検討（クラスが落ち着いている年度末か、クラス変更後か等）、移行するクラスのこどもたちの状況や保育環境が移行児に合うのかどうかを密に検討する等の取組を実施している。
- また、スケジュール表の作成、教室内の動線確保、園内の行動観察を行いながら、どの場面で、どのタイミングで支援すればよいかを考えるとともに、**職員ではなくこどもの力を伸ばして保育園の集団活動、教室活動に少しずつでも対応できるよう支援している**。例えば、こども自身が自分でスケジュールを確認できるようになることを目指し、以下のような取組を行っている。

・保育士がこどもと一緒に、こども自身が好きなことをたくさんの写真・絵カードから4つ選んでもらい、それらをホワイトボードに貼る。（計20分程度で終了できるような簡単なもの）
・その後、貼った好きなことに順番を決め一つずつ取り組み、実施後に取り組んだ内容をホワイトボードで一つずつ確認するという経験を通じて、最初に決めたことを順番通り取り組む、というスケジュール感を育てていく。

移行先・併行通園先との適切な情報共有

保育所・幼稚園等との連携

学校等との連携

こども・保護者の支援

- 移行先・併行通園先の園長、全職員にこどもの行動特徴や特性を定期的に、また日々伝えていくことが重要となる。
- このため当園では、4月初旬、事業者の児童発達支援管理責任者、担当保育士、併行通園先の保育士で、こどもの特性に関する情報共有を実施している。また、こうした定期的な情報共有に加え、事業所の保育士がこどもの併行通園時に同行する際、こどもに日ごろ行っている支援のやり方を保育園へ直接伝達し、日常的な連携・情報共有にも努めている。

併行通園等を実現するためのスモールステップの準備

保育所・幼稚園等との連携

学校等との連携

こども・保護者の支援

- 併行通園・移行支援を目指しているこどもを対象として、以下のようなスモールステップの積み重ねを進めている。
- ・保護者と一緒に過ごすことが多かったこどもについて、保育園への併行通園に向け、保護者と離れて過ごす時間を9月頃から5分程度作った。保護者は遠くからの見守り、こどもと保育士でやりとりする形。1月頃から小集団での活動を取り入れ、（待つこと等が苦手だったが）個別活動や小集団の遊びの中にあえて待つ経験を取り入れたら、困ったときには困ったこと、手伝って欲しいことを、まわりの大人が聞いてくれるより先に伝えるといったことを教えていった。
- ・これらの取組で、自分から助けを求めたり、声掛けによる働きかけが少ない子であったが、以前より自発的な働きかけが増えた印象をもっている。

事例3 lapoale [ラポアレ] (熊本県熊本市) 事業所独自のシートの活用等を通じた、適切な情報共有・連携

運営主体: 営利法人

自治体人口規模: 30万人以上

児童発達支援: 有 (定員20名/実利用者69名)

放課後等デイサービス: 無

移行支援シートの一部様式改編と活用

保育所・幼稚園等との連携

学校等との連携

こども・保護者の支援

- 小学校入学を見据え、移行支援シートを作成しているが、この当事業所が活用する移行支援シートは、**事業所が所在する市が公開している様式をもとに、当事業所が考える必要な情報を付け加える形（一部改変）で作成した**ものである。これは、当事業所でのリハビリ提供等にあたり、こどもの身体機能等を詳細に評価することが多く、またそうした情報に基づいた適切な支援が行われず併行通園先でこどもが困ることも多かったことから、その過程で得た情報を適切に関係機関に伝えていきたいとの考えで行ったもの。
- 追加した内容としては、こどもの感覚面の特徴（聴覚優位で音に敏感であるといった特性など）、身体的特徴（拘縮の有無、可動域、姿勢のポイント等）がある。なお、様式の修正は市と連携したのではなく、事業所独自の取組として行われている。
- このシートは保護者に渡し、保護者経由で小学校へ提出してもらうほか、その内容は保護者にも内容を確認し、適宜相談のうえ加筆修正を加えながら完成させる。シートは基本的に小学校との情報共有を想定したものであるが、放課後等デイサービスの事業所等へも必要に応じて渡してもらったり、保護者自身がこどもの状況を客観的に理解することにも役立っている。
- これらの情報を移行支援シートに記載し提供したことで、学校での配慮につながっていることもある。例えば、音がうるさい時は、こどもにイヤーマフを付けるといったことも、教員たちの理解を得やすくなった。また、既存様式を活用しているので、学校の先生にも負担感、抵抗感なく受け入れられる。

保育所等訪問支援サービス利用の検討

保育所・幼稚園等との連携

学校等との連携

こども・保護者の支援

- 併行通園先の保育所等で、人員不足等の理由から保育所等訪問支援の利用が検討される場合、**当事業所から適切な保育所等訪問支援事業所を紹介したり、相談支援専門員に問い合わせをするよう依頼することがある**（当事業所では保育所等訪問支援を提供していないため）。
- その場合、事業所から相談支援専門員にも連絡を取り、保護者から依頼があった場合に対応してもらえるよう依頼しておく。また、保護者の許可を得た上で、併行通園先の幼稚園・保育園と連絡を取り、場合によっては、幼稚園・保育園へ出向き情報共有をすることもある。
- 本来は当事業所からの働きかけがなくとも、併行通園先の保育園等で保育所等訪問支援の検討がなされることが望ましいが、サービスの存在そのものを知らない保育園も多く、適切な支援提供の観点からこうした情報提供は有用と考えている。

併行通園先との定期的な情報交換

保育所・幼稚園等との連携

学校等との連携

こども・保護者の支援

- 当事業所では、適切な支援提供に向け、併行通園先の保育園等に連絡をとる（個人情報等を双方共有する）ことに対して、契約時に保護者から同意を得た上で実施している。事業所側からの提供だけでなく、保育園等から事業所側に問い合わせが入ったり、保育園の保育士が、当事業所へこどもの療育やトレーニングの内容を見に来ることもあり、連携に有用である。
- 訪問等による保育園等との情報交換の頻度は、利用者数と職員数のバランス等の観点から、概ね半年に1回かそれ以下となっており、こどもの状況や緊急性によって頻度が増減する。

事例4 ゆいまーる（熊本県八代市） 重症心身障害のある子どもへの、併行通園等に向けた支援

運営主体: 社会福祉法人	児童発達支援: 有（定員5名／実利用者5名）
自治体人口規模: 10～30万人	放課後等デイサービス: 有（定員5名／実利用者5名）

併行通園等開始までの流れ、きっかけ

保育所・幼稚園等との連携

学校等との連携

子ども・保護者の支援

- ・ 当事業所は重症心身障害児を主対象としており、理学療法士によるリハビリや療育を受けられることから、午前中は当事業所、午後から保育園を利用する形での併行通園を実施。
- ・ 現在利用しているこどもの利用開始のきっかけとしては、主治医から早期の療育開始の提案があり、重症心身障害児という状況等も鑑み、相談支援専門員が当事業所に連絡をとりサービス利用開始につながったケースや、こどもが利用していた同法人の訪問看護ステーションからの紹介などがある。過去には、当事業所を利用していたこどもが地域の幼稚園に通えるように保護者・事業所が行政（教育委員会）に働きかけ、看護師の配置を行ってもらったケースもある。

<具体例>

- ・ 当事業所を利用していたこどもの保護者から、最後の1年だけでも幼稚園に通わせ、他のこどもたちと一緒に過ごす時間を持たせたいという要望を寄せられたことがきっかけ。このケースでは、保護者の働きかけもあり教育委員会が検討に関わってくることとなり、看護師を併行通園先の幼稚園に配置し、当事業所と幼稚園の併行通園が実現されるに至った。
- ・ 入園決定後は、当該事業所のスタッフが幼稚園を訪問し、医療的ケアの対応や療育の状況など、幼稚園生活における対応方法について情報提供と提案を行った。

併行通園等による子ども・保護者への影響・効果

保育所・幼稚園等との連携

学校等との連携

子ども・保護者の支援

- ・ こどもの状況によるが、心身の著しい成長が見られたケースもある。例えば、元々食事は胃ろうからの注入、経口摂取は練習程度となっていたこどもが、併行通園開始後に食べられるようになり、発話もできるようになった。また、歩行が不安定だったが身体の機能が安定・発達し、走れるようになった。事業所ではマンツーマンで手厚い支援をするのに対して、保育園や学校等で集団生活を経験することで、成長面への寄与が大きいものと思われる。
- ・ また、精神面の問題を抱えている保護者のケースでは、併行通園により保育園、児童発達支援センターなど、毎日の預け先ができたことで、保護者のケア時間と負担が軽減され、体調がよくなった。同時に、障害のあるこどもの子育てに不安を抱えている保護者が、保育園や児童発達支援センター等の様々な機関を利用することで、多くの情報や支援を受け、次第に子育てに自信を持てるようになる傾向もみられる。
- ・ これは、こどもを預けることで、保護者自身に時間的余裕ができることや、保育園等でのこどもの様子（他のこどもたちと一緒に取り組んだことや、できるようになったこと）を聞くことで、地域で子育てができるという安心感が育まれることが要因と想定される。

併行通園等の実施における行政の関与、および検討の場の設置・提供・活用

保育所・幼稚園等との連携

学校等との連携

子ども・保護者の支援

- ・ 重症心身障害児、医療的ケア児の併行通園等においては、様々な課題も生じる。当事業所の所在する市では、1年に3回程度「医療的ケア児を支援するための検討部会」を開催しており、こうした機会をとらえ、当事業所等が事業者の声、保護者の声として課題を伝え、制度的・総合的な検討に取り組む等の対応を進めている。
- ・ 検討部会はこども担当部署、健康・保健担当部署、教育委員会、在宅医療支援センター、地元の大学の発達支援の有識者等、関係部門の多職種が参加。

事例5 かめさんち（鹿児島県薩摩川内市） 併行通園等における保護者、保育園等の不安解消に向けた取組

運営主体: 社会福祉法人

児童発達支援: 有（定員10名／実利用者28名）

自治体人口規模: 5～10万人

放課後等デイサービス: 無

退所後も含め、保護者が相談しやすい環境の構築

保育所・幼稚園等との連携

学校等との連携

こども・保護者の支援

- 併行通園を経て保育園・幼稚園のみの通園に移行する場合、保護者にとっての相談先が減る点がデメリットとなる。この場合、保護者の相談先を確保し不安を軽減するため、**移行後も悩みがあるときには当事業所がいつでも相談に乗ることを保護者に伝えている**。実際に退所後に相談があることは多くないが、退所時点の不安軽減には一定の効果があると考ええる。
- 反対に移行のメリットとして、リハビリの専門職等が在籍している園があったり、こどもにとって必要な支援や利用目的に応じたサポートを受けられるようになる点が大い。メリットの大きさを伝え保護者が1歩を踏み出せるよう、支援している。

併行通園先との密な連携をとるための工夫

保育所・幼稚園等との連携

学校等との連携

こども・保護者の支援

- 併行通園先の保育園等の職員から事業所の見学希望があった場合は、できるだけ受け入れられるよう、訪問可能な曜日や時間枠を広めに設定している。また、移行先の受け入れ態勢の確認と現在までの支援の内容を伝えたり、移行後の相談も受け付けていることを伝える。
- 併行通園先の保育園等にとっても、新たにこどもを受け入れることは不安、懸念がある場合もある。そのため、併行通園先の考えも聞き入れながら、こどもがこれまで成長してきたこと、変化してきたことを具体的に伝え、受け入れを前向きに検討してもらうようにしている。また、**保育園等の生活で難しいことがあれば事業所が相談に乗ることを伝え、もし通園が難しい時には、現状に戻すことも保障**して受け入れを実施してもらう。
- 併行通園の運用自体も、こどもの様子を見ながら、こどもの負担や無理がないように日数のバランスを調整する。例えば、児童発達支援事業所を週2日、幼稚園を週3日利用しており、幼稚園の日数が多いと考えらえる場合は、事業所の利用日数のほうを多くするなどである。

学校との連携過程における工夫

保育所・幼稚園等との連携

学校等との連携

こども・保護者の支援

- 就学先への引継ぎのためにアポイントを取ろうとすると、「忙しい」などと引継ぎを断られるケースがある。この場合4月以降に受け入れに伴う課題に直面することとなり、こども側、学校側双方にとって望ましくない事態となる。このような背景を踏まえ学校へ引継ぎ、情報提供するための手段として、以下などの対応を行っている。
 - 事業所から学校へ就学支援シート（書面）で情報提供する。
 - 特別支援教育の担当者だけではなく、1年主任・特別支援コーディネーター・教頭など複数の職責の方に連絡し、相談できる機会を取る。内容を伝えた後に、その方を通し適切な担当者へつないでもらえる。
 - 教育委員会の担当の教員から学校に連絡を入れてもらうこともある。教育委員会の中に関係がとれる教員・職員がいる場合に可能な方法。
- 逆に、支援学級のこどもが増加傾向の学校からは、当事業所への相談、訪問が行われる場合もある。事前訪問による連携は有意義で、これにより移行支援が効果的に実現できる。近年は支援学級を利用するこどもの人数が増えているので、さらに重要になると考える。

Ⅲ 調査結果のまとめ

【アンケート・ヒアリングの結果概要】

「休止中」を除く 4,658 件を対象としてアンケートを集計した結果、現在併行通園等を実施しているこどもの数は平均 9.19 人〔図表 17〕であり、また運営主体が自治体の場合は、併行通園等を実施しているこどもが「0 人」である割合が他と比べ小さい〔図表 18〕など、移行支援・併行通園に関する取組等を積極的に行っている傾向が複数の設問でうかがえた。

加算については今回の質問項目とした「保育・教育等移行支援加算」「関係機関連携加算（Ⅰ）」とも、6 割以上の事業所が年間を通して 0 件〔図表 28・29〕であり、また 25.7%では加算を算定しなかったことがある〔図表 30〕との回答がみられ、加算が必ずしも活用されていないことがうかがえた。また、移行支援を実現する上での課題等の回答では「本人・保護者のニーズと本人の状況に差がある」（29.9%）が最も多く挙げられた〔図表 60〕。

ヒアリング調査では、事業所間や学校との連携、こども・保護者の支援における多数の工夫が聞かれた一方で、事務負担がかかる、算定要件に支援内容が合致しているかが不明等の理由で加算の算定に至らないケースの存在や、幼稚園・保育園、学校との連携面における課題、運営法人が営利法人（株式会社）であることに起因すると思われる課題など、移行支援、併行通園等に関する複数の課題や悩み等も示された。

【調査結果からみられる課題・提言等】

加算の算定が十分行えていない実態が明らかとなった。特に、算定の可能性があっても、事務負担の増加を避ける、要件に該当するか不明であるため算定をためらう等の理由で算定に至らないケースが多数あることがうかがえた。加算対象となる支援内容、算定における事務負担に見合う報酬単位の設定に加え、報酬の請求事務の流れや算定要件を分かりやすくまとめた手引き等の作成・周知、事業者が報酬算定に関する事項を気軽に相談できる窓口の設置等の対応が進められることが望ましい。

併行通園先や学校との連携に関しては、運営主体が営利法人であるために、特に公的な事業所からの個人情報の提供がスムーズに行われなかったとの課題がヒアリングで提起された。営利法人が運営する事業所は多数あり（本調査では 47.3%：図表 6）、併行通園等を含む様々な取組を積極的に行う事業所も多いと考えられるが、営利法人とそれ以外の運営主体という関係のみならず、異なる運営主体間での個人情報を含む情報の共有は、いずれの事業所でも慎重に行われており、これが結果的に円滑な運営のハードルになっているケースも想定される。このように、運営主体が何であるかにより適切な連携

が阻害されることの無いよう、例えば自治体や公的な機関・事業所が間に入って事業所間の適切な連携を促進する等の方法も考えられる。また、こうした自治体や公的な機関・事業所が連携に関わる中で、幼稚園・保育園や学校等に移行支援、併行通園等の重要性を周知・啓発していくことも重要である。さらに、事業所と併行通園先との連携の具体的な手法、流れや連携に活用する書類の様式を地域で共通化すること等も、地域の事業所や保育園・幼稚園、学校等のスムーズな連携にあたり有用と考えられる。

また、併行通園等の実施にあたり子ども自身の希望や意向をどのように反映させるか、という点についても、ヒアリングにおいて課題として提起された。併行通園等の重要性は論をまたないところであるが、こどもの戸惑いや不安がなるべく生じないような配慮も重要である。併行通園等の実施にあたりこどもの意向を定期的を確認していくとともに、不安等がある場合にはこれを解消・低減できるよう、併行通園先の環境整備を行ったり、併行通園先で求められるスキルの獲得に向けた支援を行う等、移行支援・併行通園等を子どもに寄り添い適切に進められるよう、取り組んでいくことが必要である。

第3章 インクルージョン推進に関する市町村の 取組状況調査

I アンケート調査

1. アンケート調査実施概要

障害児の移行支援やインクルージョン等に関する取組について、全国の市町村における取組状況の全体像を把握することを目的として、アンケート調査を実施した。

■ 調査対象

調査対象・調査種別	調査対象数
全国の市町村	1,741か所(悉皆)

■ 実施方法

厚生労働省よりメールにて都道府県・政令市・中核市に調査案内を送付し、管内の市町村への調査協力依頼の送付を依頼した。

アンケート調査票は電子調査票（Excel 形式）とし、回答後の調査票はメールにて調査事務局へ提出を依頼した。

■ 実施時期

令和4年10月

■ 回収結果

配付件数	有効回答数	有効回答率
1,741	709	40.7%

2. 基本情報

回答自治体数は、全体で 709 件であった。都道府県別の回答状況は、以下のとおり。

図表 62 都道府県別回答件数

	件数	割合
北海道	61	8.6
青森県	14	2.0
岩手県	17	2.4
宮城県	22	3.1
秋田県	11	1.6
山形県	16	2.3
福島県	25	3.5
茨城県	17	2.4
栃木県	13	1.8
群馬県	19	2.7
埼玉県	33	4.7
千葉県	26	3.7
東京都	36	5.1
神奈川県	6	0.8
新潟県	8	1.1
富山県	8	1.1
石川県	13	1.8
福井県	8	1.1
山梨県	0	0.0
長野県	28	3.9
岐阜県	15	2.1
静岡県	19	2.7
愛知県	4	0.6
三重県	8	1.1
滋賀県	2	0.3
京都府	1	0.1
大阪府	25	3.5
兵庫県	18	2.5
奈良県	9	1.3
和歌山県	16	2.3
鳥取県	10	1.4
島根県	10	1.4
岡山県	15	2.1
広島県	13	1.8
山口県	10	1.4
徳島県	12	1.7
香川県	6	0.8
愛媛県	7	1.0
高知県	12	1.7
福岡県	23	3.2
佐賀県	6	0.8
長崎県	12	1.7
熊本県	25	3.5
大分県	7	1.0
宮崎県	14	2.0
鹿児島県	18	2.5
沖縄県	11	1.6
無回答	0	0.0
全体	709	100.0

(1) 人口

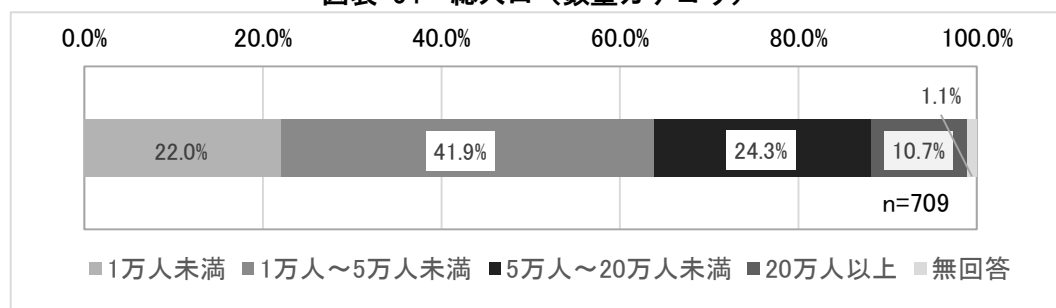
1) 総人口

総人口の平均は、98,762.01 人であった。

図表 63 総人口

平均	98762.01
最大値	3772887.00
最小値	319.00
全体	701

図表 64 総人口（数量カテゴリ）



2) 18 歳未満人口

18 歳未満人口の平均は、14,937.41 人であった。

図表 65 18 歳未満人口

平均	14937.41
最大値	586172.00
最小値	44.00
全体	695

(2) 障害児通所給付のサービスにかかる受給者数

1) 児童発達支援

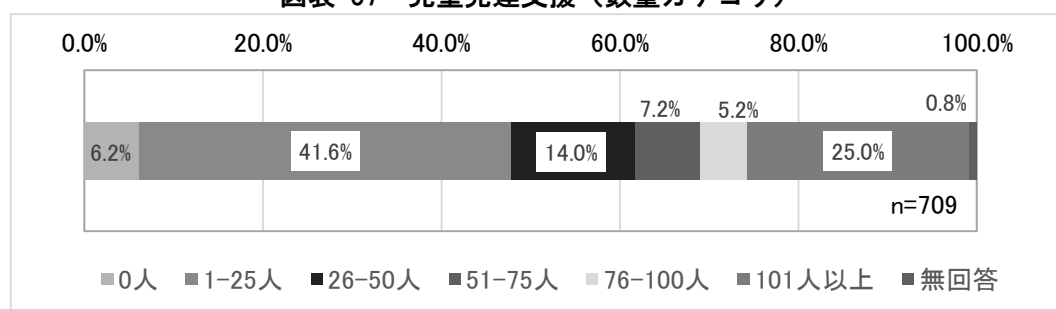
管内における児童発達支援の受給者数の平均は、131.52 人であった。

自治体規模別の集計をみると、総人口が「1 万人未満」では受給者数の平均が 5.75 人に対し、総人口が「10 万人以上」では受給者数の平均が 501.51 人であった。

図表 66 児童発達支援

平均	131.52
最大値	5355.00
最小値	0.00
全体	703

図表 67 児童発達支援（数量カテゴリ）



図表 68 児童発達支援（自治体規模別）

	I 問3(1).児童発達支援(人)							
	0人	1-25人	26-50人	51-75人	76-100人	101人以上	無回答	平均
全体	44	295	99	51	37	177	6	131.52
1万人未満	22.4%	75.6%	1.3%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	5.75
1万人～5万人未満	3.0%	57.2%	24.2%	8.1%	4.4%	2.7%	0.3%	28.21
5万人～10万人未満	0.0%	6.1%	21.2%	23.2%	17.2%	32.3%	0.0%	84.65
10万人以上	0.0%	0.0%	1.3%	2.7%	4.0%	91.9%	0.0%	501.51

2) 医療型児童発達支援

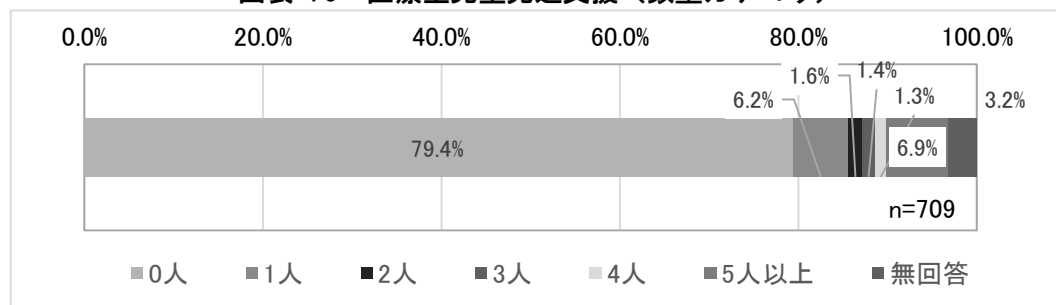
管内における医療型児童発達支援の受給者数の平均は、2.05 人であった。

自治体規模別の集計をみると、総人口が「1 万人未満」では受給者数の平均が 0.03 人に対し、総人口が「10 万人以上」では受給者数の平均が 8.26 人であった。

図表 69 医療型児童発達支援

平均	2.05
最大値	225.00
最小値	0.00
全体	686

図表 70 医療型児童発達支援（数量カテゴリ）



図表 71 医療型児童発達支援（自治体規模別）

	I 問3(2).医療型児童発達支援(人)							平均
	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	
全体	563	44	11	10	9	49	23	2.05
1万人未満	93.6%	1.3%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%	0.03
1万人～5万人未満	86.5%	6.4%	1.7%	0.7%	0.3%	1.3%	3.0%	0.37
5万人～10万人未満	78.8%	10.1%	1.0%	3.0%	4.0%	3.0%	0.0%	0.72
10万人以上	53.7%	8.7%	2.7%	3.4%	2.7%	28.2%	0.7%	8.26

3) 放課後等デイサービス

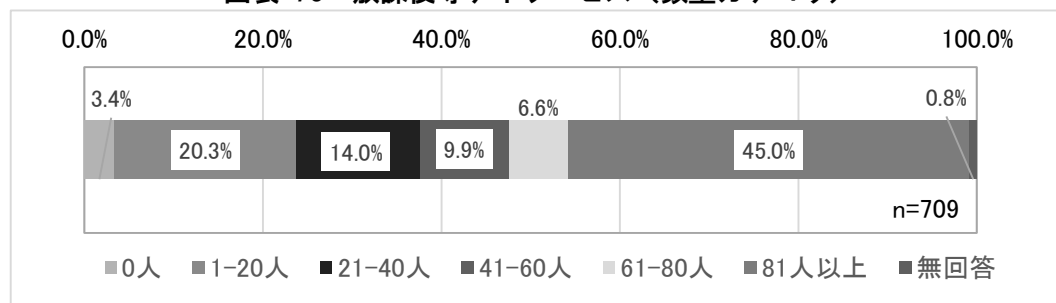
管内における放課後等デイサービスの受給者数の平均は、267.53 人であった。

自治体規模別の集計をみると、総人口が「1 万人未満」では受給者数の平均が 11.71 人に対し、総人口が「10 万人以上」では受給者数の平均が 999.55 人であった。

図表 72 放課後等デイサービス

平均	267.53
最大値	10686.00
最小値	0.00
全体	703

図表 73 放課後等デイサービス（数量カテゴリ）



図表 74 放課後等デイサービス（自治体規模別）

	I 問3(3).放課後等デイサービス(人)							平均
	0人	1-20人	21-40人	41-60人	61-80人	81人以上	無回答	
全体	24	144	99	70	47	319	6	267.53
1万人未満	14.1%	66.7%	14.7%	2.6%	0.6%	0.6%	0.6%	11.71
1万人～5万人未満	0.3%	13.5%	25.3%	21.2%	14.1%	25.6%	0.0%	64.86
5万人～10万人未満	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	3.0%	93.9%	0.0%	181.40
10万人以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	999.55

4) 保育所等訪問支援

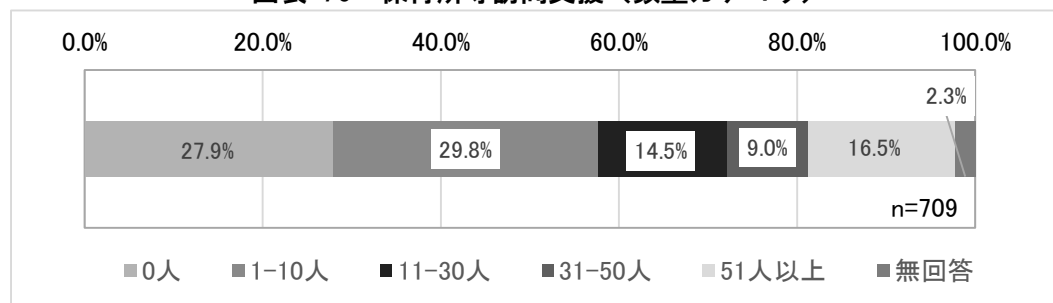
管内における保育所等訪問支援の受給者数の平均は、44.13 人であった。

自治体規模別の集計をみると、総人口が「1 万人未満」では受給者数の平均が 2.95 人に対し、総人口が「10 万人以上」では受給者数の平均が 159.52 人であった。

図表 75 保育所等訪問支援

平均	44.13
最大値	2774.00
最小値	0.00
全体	693

図表 76 保育所等訪問支援（数量カテゴリ）



図表 77 保育所等訪問支援（自治体規模別）

	I 問3(4).保育所等訪問支援(人)						
	0人	1-10人	11-30人	31-50人	51人以上	無回答	平均
全体	198	211	103	64	117	16	44.13
1万人未満	63.5%	25.6%	3.8%	1.9%	0.6%	4.5%	2.95
1万人～5万人未満	26.6%	43.4%	13.8%	9.1%	5.7%	1.3%	12.98
5万人～10万人未満	12.1%	28.3%	31.3%	13.1%	15.2%	0.0%	25.72
10万人以上	4.0%	9.4%	16.1%	14.1%	56.4%	0.0%	159.52

(3) 管内の障害児通所支援事業所数

1) 児童発達支援センター

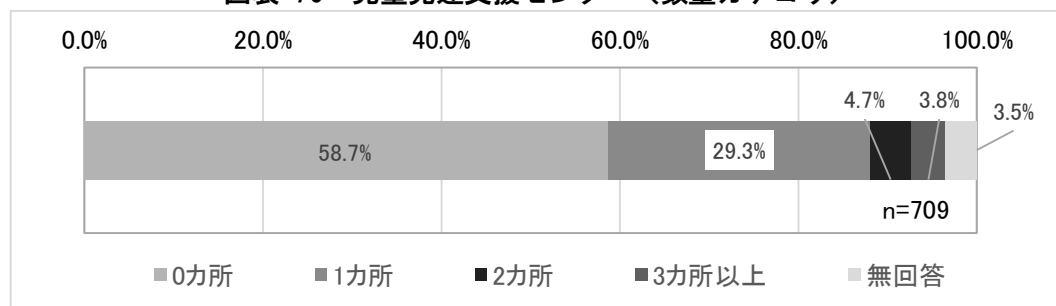
管内における児童発達支援センターの数は、平均 0.62 カ所であった。また管内に児童発達支援センターが 0 カ所と回答した自治体は、全体の 58.7%であった。

自治体規模別の集計をみると、管内に児童発達支援センターが 0 カ所と回答した割合が、総人口が「1 万人未満」では 85.3%に対し、総人口が「10 万人以上」では 15.4%であった。

図表 78 児童発達支援センター

平均	0.62
最大値	16.00
最小値	0.00
全体	684

図表 79 児童発達支援センター（数量カテゴリ）



図表 80 児童発達支援センター（自治体規模別）

	I 問4(1).児童発達支援センター(カ所)					平均
	0カ所	1カ所	2カ所	3カ所以上	無回答	
全体	416	208	33	27	25	0.62
1万人未満	85.3%	9.0%	0.6%	0.6%	4.5%	0.14
1万人～5万人未満	73.4%	19.9%	1.7%	0.7%	4.4%	0.26
5万人～10万人未満	40.4%	57.6%	2.0%	0.0%	0.0%	0.62
10万人以上	15.4%	51.7%	16.8%	16.1%	0.0%	1.80

2) 医療型児童発達支援センター

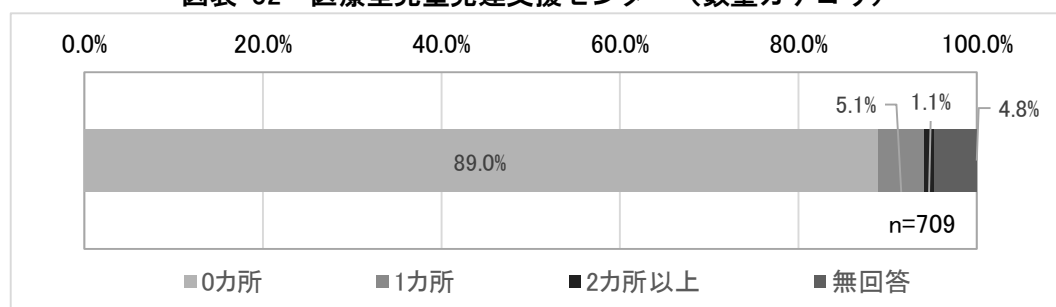
管内における医療型児童発達支援センターの数は、平均 0.09 カ所であった。また管内に医療型児童発達支援センターが 0 カ所と回答した自治体は、全体の 89.0%であった。

自治体規模別の集計をみると、管内に医療型児童発達支援センターが 0 カ所と回答した割合が、総人口が「1 万人未満」では 94.2%に対し、総人口が「10 万人以上」では 75.2%であった。

図表 81 医療型児童発達支援センター

平均	0.09
最大値	9.00
最小値	0.00
全体	675

図表 82 医療型児童発達支援センター（数量カテゴリ）



図表 83 医療型児童発達支援センター（自治体規模別）

	I 問4(2).医療型児童発達支援センター(カ所)				
	0カ所	1カ所	2カ所以上	無回答	平均
全体	631	36	8	34	0.09
1万人未満	94.2%	0.6%	0.6%	4.5%	0.03
1万人～5万人未満	92.6%	1.7%	0.0%	5.7%	0.02
5万人～10万人未満	96.0%	2.0%	0.0%	2.0%	0.02
10万人以上	75.2%	18.8%	4.7%	1.3%	0.35

3) 児童発達支援事業所

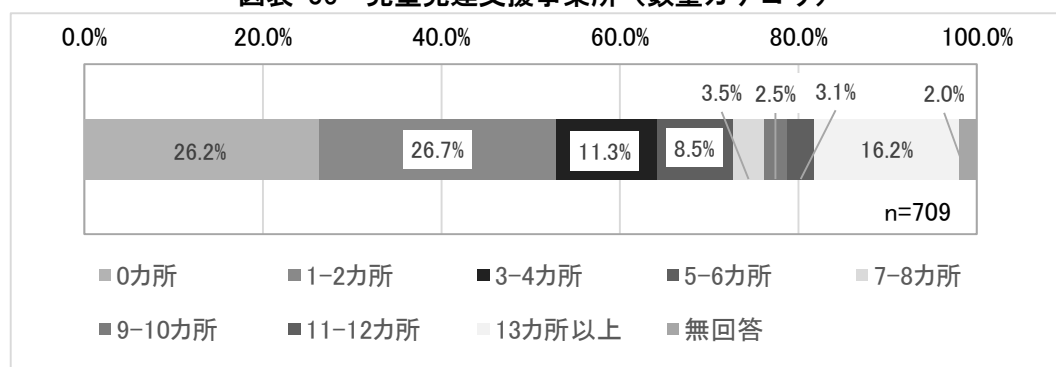
管内における児童発達支援事業所の数は、平均 10.02 カ所であった。また管内に児童発達支援事業所が 0 カ所と回答した自治体は、全体の 26.2%であった。

自治体規模別の集計をみると、管内に児童発達支援事業所が 0 カ所と回答した割合が、総人口が「1 万人未満」では 69.9%に対し、総人口が「10 万人以上」では 0.7%であった。

図表 84 児童発達支援事業所

平均	10.02
最大値	703.00
最小値	0.00
全体	695

図表 85 児童発達支援事業所（数量カテゴリ）



図表 86 児童発達支援事業所（自治体規模別）

	I 問4(3).児童発達支援事業所(カ所)									平均
	0カ所	1-2カ所	3-4カ所	5-6カ所	7-8カ所	9-10カ所	11-12カ所	13カ所以上	無回答	
全体	186	189	80	60	25	18	22	115	14	10.02
1万人未満	69.9%	21.2%	3.8%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	3.2%	0.59
1万人～5万人未満	24.9%	47.1%	14.5%	9.1%	2.0%	1.0%	0.0%	0.0%	1.3%	1.90
5万人～10万人未満	1.0%	15.2%	25.3%	22.2%	13.1%	8.1%	7.1%	8.1%	0.0%	6.51
10万人以上	0.7%	0.0%	3.4%	6.7%	4.0%	4.7%	10.1%	70.5%	0.0%	38.06

4) 放課後等デイサービス

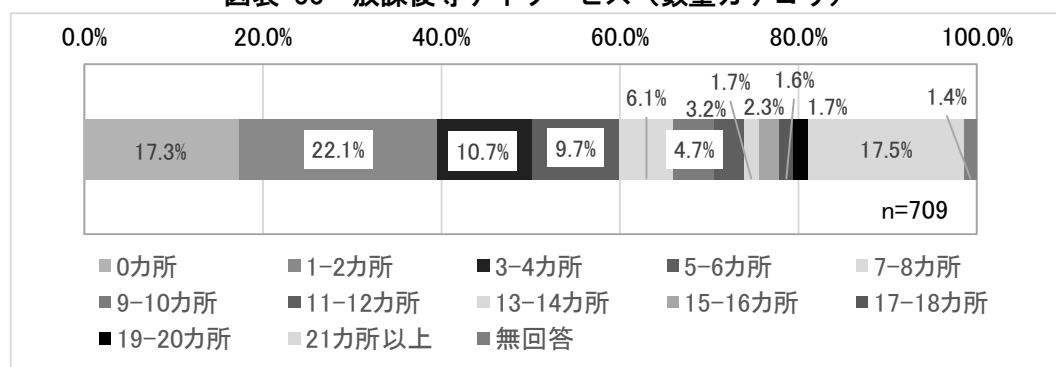
管内における放課後等デイサービスの数は、平均 15.79 カ所であった。また管内に放課後等デイサービスが 0 カ所と回答した自治体は、全体の 17.3%であった。

自治体規模別の集計をみると、管内に放課後等デイサービスが 0 カ所と回答した割合が、総人口が「1 万人未満」では 62.8%に対し、総人口が「5 万人～10 万人未満」「10 万人以上」では 0%であった。

図表 87 放課後等デイサービス

平均	15.79
最大値	771.00
最小値	0.00
全体	699

図表 88 放課後等デイサービス（数量カテゴリ）



図表 89 放課後等デイサービス（自治体規模別）

	I 問4(4).放課後等デイサービス(カ所)							
	0カ所	1-2カ所	3-4カ所	5-6カ所	7-8カ所	9-10カ所	無回答	平均
全体	123	157	76	69	43	33	10	15.79
1万人未満	62.8%	23.1%	4.5%	3.8%	0.6%	0.0%	3.8%	0.97
1万人～5万人未満	8.1%	39.7%	21.2%	14.5%	7.7%	5.4%	0.0%	3.72
5万人～10万人未満	0.0%	1.0%	6.1%	17.2%	17.2%	15.2%	0.0%	10.96
10万人以上	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	1.3%	1.3%	0.0%	58.36
	I 問4(4).放課後等デイサービス(カ所)							
	11-12カ所	13-14カ所	15-16カ所	17-18カ所	19-20カ所	21カ所以上	無回答	平均
全体	23	12	16	11	12	124	10	15.79
1万人未満	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	3.8%	0.97
1万人～5万人未満	1.0%	0.0%	1.0%	0.3%	0.3%	0.7%	0.0%	3.72
5万人～10万人未満	15.2%	7.1%	8.1%	3.0%	5.1%	5.1%	0.0%	10.96
10万人以上	3.4%	2.7%	3.4%	4.7%	4.0%	77.9%	0.0%	58.36

5) 管内の障害児通所支援事業所のうち、保育所等訪問支援を実施する事業所

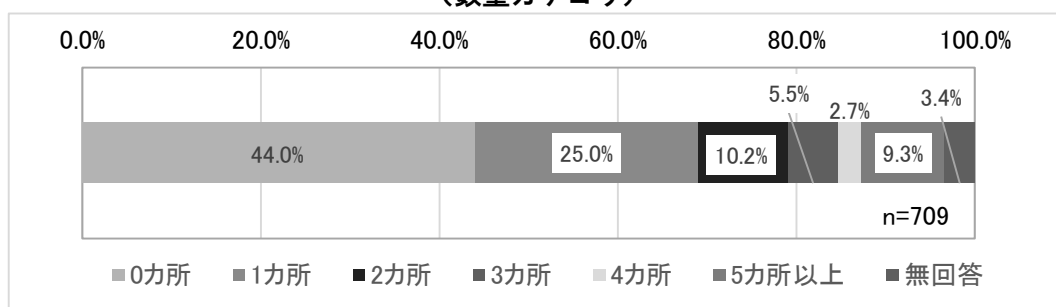
管内の障害児通所支援事業所のうち、保育所等訪問支援を実施する事業所は、平均1.90カ所であった。また保育所等訪問支援を実施する管内事業所が0カ所と回答した自治体は、全体の44.0%であった。

自治体規模別の集計をみると、管内に保育所等訪問支援を実施する事業所が0カ所と回答した割合が、総人口が「1万人未満」では80.8%に対し、総人口が「10万人以上」では4.7%であった。

図表 90 管内の障害児通所支援事業所のうち、保育所等訪問支援を実施する事業所

平均	1.90
最大値	81.00
最小値	0.00
全体	685

図表 91 管内の障害児通所支援事業所のうち、保育所等訪問支援を実施する事業所（数量カテゴリ）



図表 92 管内の障害児通所支援事業所のうち、保育所等訪問支援を実施する事業所（自治体規模別）

	合計	I 問4(5).(1)～(4)のうち、保育所等訪問支援を実施する事業所(カ所)							平均
		0カ所	1カ所	2カ所	3カ所	4カ所	5カ所以上	無回答	
全体	709	312	177	72	39	19	66	24	1.90
1万人未満	100.0	80.8%	7.7%	3.2%	1.9%	0.0%	0.6%	5.8%	0.24
1万人～5万人未満	100.0	52.5%	32.0%	9.8%	2.0%	0.0%	0.3%	3.4%	0.61
5万人～10万人未満	100.0	20.2%	45.5%	17.2%	11.1%	2.0%	3.0%	1.0%	1.45
10万人以上	100.0	4.7%	16.1%	14.1%	12.8%	11.4%	40.9%	0.0%	6.36

(4) 保育所・幼稚園等への障害児の受入れ状況

1) 保育所・幼稚園等の設置状況

管内に保育所・幼稚園等の設置「あり」と回答した割合は、<公立>認可保育所等が71.8%、<私立>認可保育所等が71.7%、<公立>幼稚園は37.4%、<私立>幼稚園は47.4%であった。

図表 93 保育所・幼稚園等の設置状況

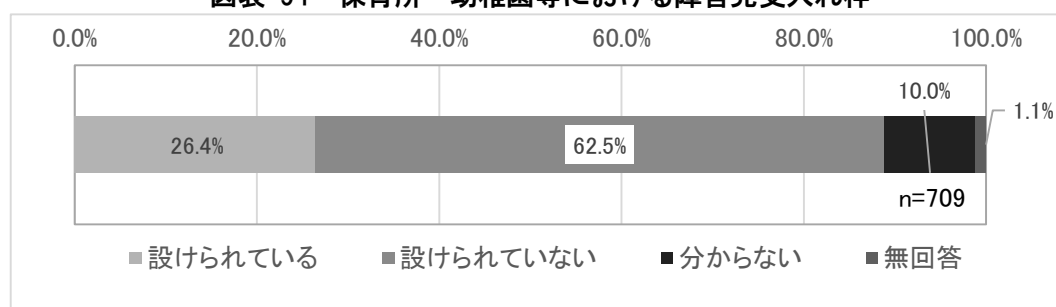
		件数	割合
<公立> 認可保育所等	あり	509	71.8%
	なし	186	26.2%
	無回答	14	2.0%
	全体	709	100.0%
<私立> 認可保育所等	あり	508	71.7%
	なし	181	25.5%
	無回答	20	2.8%
	全体	709	100.0%
<公立> 幼稚園	あり	265	37.4%
	なし	417	58.8%
	無回答	27	3.8%
	全体	709	100.0%
<私立> 幼稚園	あり	336	47.4%
	なし	341	48.1%
	無回答	32	4.5%
	全体	709	100.0%
<公立> その他 (こども園等)	あり	240	33.9%
	なし	443	62.5%
	無回答	26	3.7%
	全体	709	100.0%
<私立> その他 (こども園等)	あり	467	65.9%
	なし	223	31.5%
	無回答	19	2.7%
	全体	709	100.0%

2) 保育所・幼稚園等で、障害児受入れ枠が設けられているか

保育所・幼稚園等で、障害児受入れ枠が設けられているかについてみると「設けられていない」(62.5%)が最も多く、次いで「設けられている」(26.4%)、「分からない」(10.0%)であった。

自治体規模別の集計をみると、総人口が「10万人以上」では、それ以外の自治体と比較して、障害児受入れ枠を設けている割合が高い傾向がみられた。

図表 94 保育所・幼稚園等における障害児受入れ枠



図表 95 保育所・幼稚園等における障害児受入れ枠（自治体規模別）

	I 問5(2). 障害児受入れ枠			
	設けられて いる	設けられて いない	分からない	無回答
全体	187	443	71	8
1万人未満	28.2%	60.3%	11.5%	0.0%
1万人～5万人未満	22.2%	67.0%	10.1%	0.7%
5万人～10万人未満	20.2%	71.7%	8.1%	0.0%
10万人以上	36.9%	51.7%	10.1%	1.3%

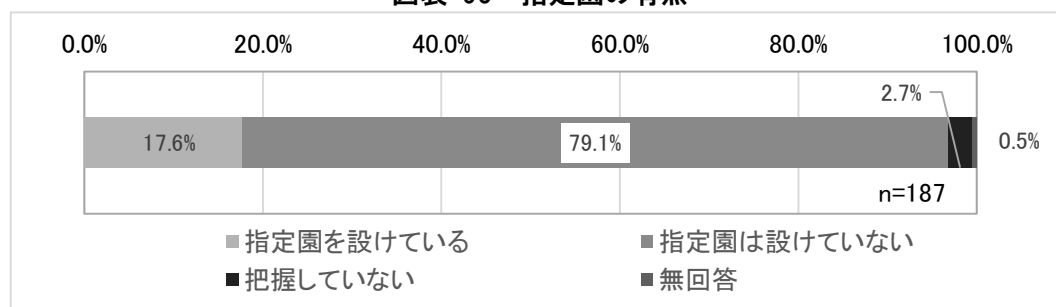
3) 障害児受入れ枠の詳細（障害児受入れ枠ありの場合）

➤ 指定園の有無

指定園の有無については「指定園は設けていない」(79.1%) が最も多く、次いで「指定園を設けている」(17.6%)、「把握していない」(2.7%) であった。

自治体規模別の集計をみると、総人口が「10 万人以上」では、それ以外の自治体と比較して、指定園を設けている割合が高い傾向がみられた。

図表 96 指定園の有無



図表 97 指定園の有無（自治体規模別）

	I 問5(3)①. 指定園の有無			
	指定園を設けている	指定園は設けていない	把握していない	無回答
全体	33	148	5	1
1万人未満	15.9%	79.5%	4.5%	0.0%
1万人～5万人未満	9.1%	86.4%	3.0%	1.5%
5万人～10万人未満	5.0%	95.0%	0.0%	0.0%
10万人以上	34.5%	65.5%	0.0%	0.0%

➤ 障害児受入れ枠がある保育所・幼稚園等

障害児受入れ枠がある保育所・幼稚園等の割合は「公立の認可保育所等」(94.2%)が最も多く、次いで「私立の認可保育所等」(77.9%)、「公立のこども園等」(73.4%)であった。

図表 98 障害児受入れ枠がある保育所・幼稚園等⁴

	件数	割合
公立の認可保育所等(n=137)	129	94.2%
私立の認可保育所等(n=131)	102	77.9%
公立の幼稚園(n=74)	53	71.6%
私立の幼稚園(n=83)	33	39.8%
公立のこども園等(n=64)	47	73.4%
私立のこども園等(n=118)	80	67.8%

⁴ 保育園・幼稚園等の各種別について、問5(1)で管内に設置「あり」と回答、かつ問5(2)で障害児受入れ枠が「設けられている」と回答した自治体の数を母数として、障害児受入れ枠がある割合を算出したため、各行でn数が異なっている。

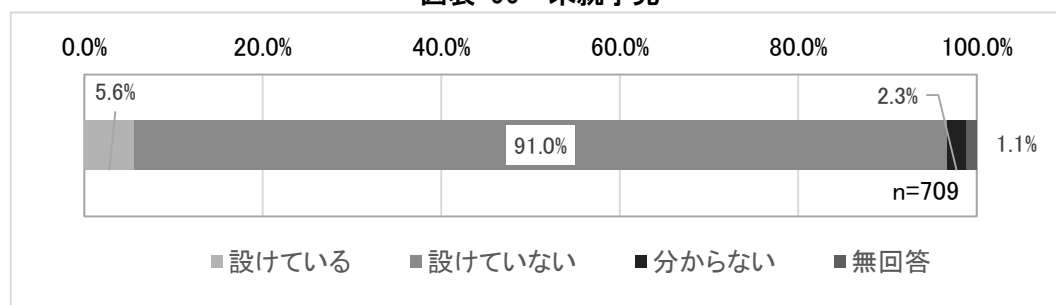
4) 障害児通所支援サービスと地域の保育所・幼稚園等を併行して利用すること（併行通園）について、何らかの制限を設けているか⁵

➤ 未就学児

障害児通所支援サービスと地域の保育所・幼稚園等を併行して利用すること（併行通園）について、制限を設けている割合は 5.6%であった。

自治体規模別の集計をみると、自治体規模が大きいほど、制限を設けている割合が高い傾向がみられた。

図表 99 未就学児



図表 100 未就学児（自治体規模別）

	I 問5(4).未就学児			
	設けている	設けていない	分からない	無回答
全体	40	645	16	8
1万人未満	1.9%	91.7%	5.1%	1.3%
1万人～5万人未満	2.4%	96.6%	0.7%	0.3%
5万人～10万人未満	11.1%	86.9%	2.0%	0.0%
10万人以上	12.8%	83.9%	2.7%	0.7%

※「設けている」場合の具体的な内容(一部)

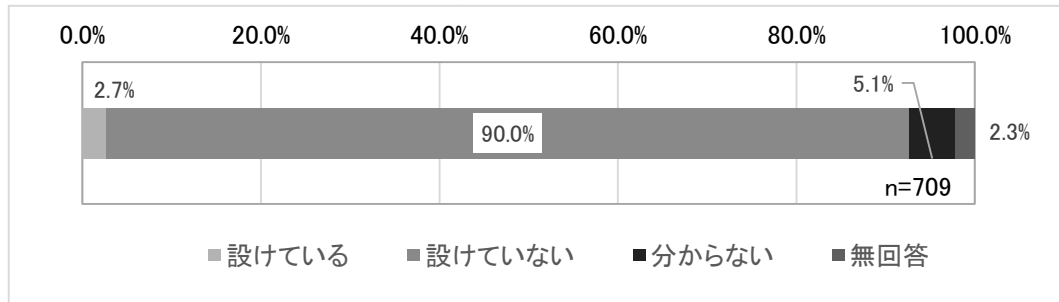
- ・公立保育所のみ併行通園を原則週 1 回までとしている。
- ・保育所・幼稚園等を利用している場合は障害児通所の日数を制限。
- ・年齢、障害状況によっては併行通園可能。
- ・児童発達支援センターの通園と保育所・幼稚園・こども園の併行通園は不可。
- ・個別指導は併用可だが、グループ指導は併用不可。また、区立支援センターでは通所の受入を行っていない。

⁵ 本問に「設けている」と回答した自治体の中には、併行通園を不可としているケースと、併行通園に（日数等で）条件を設けているケースの両者が含まれている。

➤ 学齢児

障害児通所支援サービスと地域の放課後児童クラブ等を併行して利用すること（併行通園）について制限を設けている割合は2.7%であった。

図表 101 学齢児



図表 102 学齢児（自治体規模別）

	I 問5(4).学齢児			
	設けている	設けていない	分からない	無回答
全体	19	638	36	16
1万人未満	1.3%	90.4%	6.4%	1.9%
1万人～5万人未満	1.0%	94.9%	3.0%	1.0%
5万人～10万人未満	8.1%	85.9%	4.0%	2.0%
10万人以上	4.0%	84.6%	8.7%	2.7%

※「設けている」場合の具体的な内容（一部）

- ・学童への移行等の際に期日を設けて認める。
- ・手帳の所持・特別支援級在籍・医師による診断名あり、3つの内どれか1つを要する。
- ・家庭や児童の状況（養育者の有無、障害の程度など）に応じて利用日数に制限を設ける。
- ・放課後等デイサービスと放課後児童クラブの併行通園はできない。

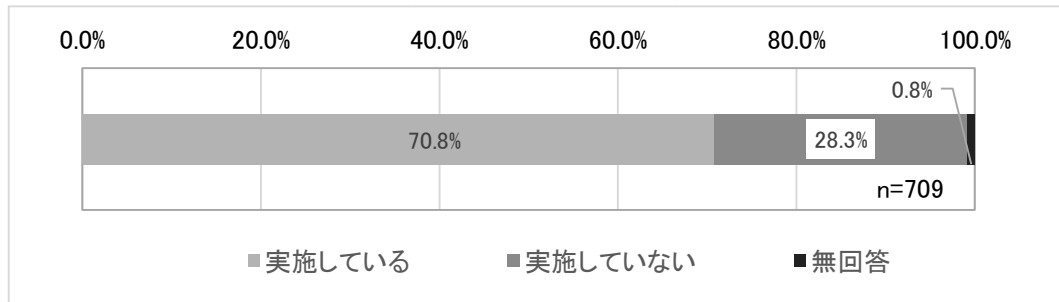
（５）巡回相談支援の実施状況

1) 地域の保育所・幼稚園等や子育て支援施設等を対象とした巡回相談支援を実施しているか

地域の保育所・幼稚園等や子育て支援施設等を対象とした巡回相談支援を「実施している」と回答した割合は、70.8%であった。

自治体規模別の集計をみると、自治体規模が大きいほど、巡回相談支援を実施している割合が高い傾向がみられた。

図表 103 巡回相談支援



図表 104 巡回相談支援（自治体規模別）

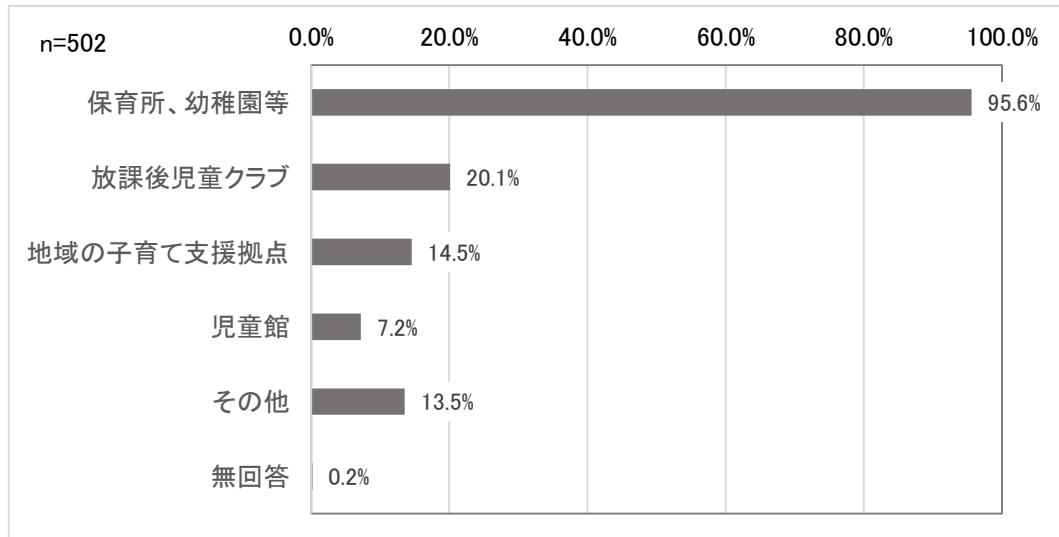
	I 問6(1).巡回相談支援		
	実施している	実施していない	無回答
全体	502	201	6
1万人未満	50.0%	50.0%	0.0%
1万人～5万人未満	72.1%	27.6%	0.3%
5万人～10万人未満	82.8%	17.2%	0.0%
10万人以上	85.2%	14.1%	0.7%

2) 巡回相談支援の実施状況（実施ありの場合）

➤ 巡回相談支援の対象施設

巡回相談支援の対象施設は「保育所、幼稚園等」（95.6%）が最も多く、次いで「放課後児童クラブ」（20.1%）、「地域の子育て支援拠点」（14.5%）であった。

図表 105 巡回相談支援の対象施設



※「その他」の具体的な内容（一部）

- ・児童発達支援事業所
- ・児童発達支援センター
- ・保健センター

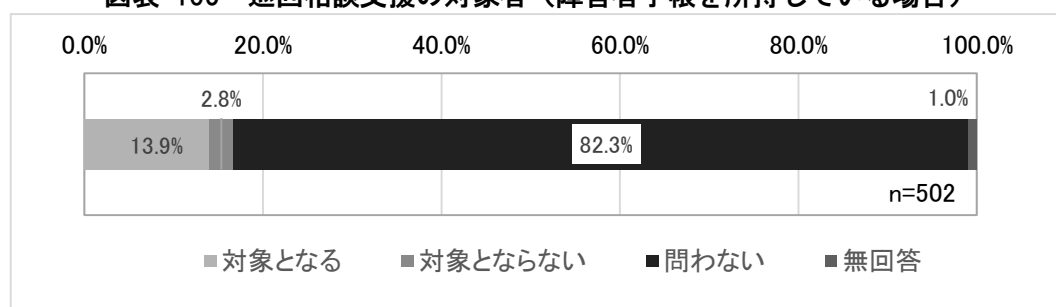
➤ 巡回相談支援の対象者

巡回相談支援の対象者について、障害者手帳を所持している場合は「問わない」(82.3%) が最も多く、次いで「対象となる」(13.9%)、「対象とならない」(2.8%) であった。

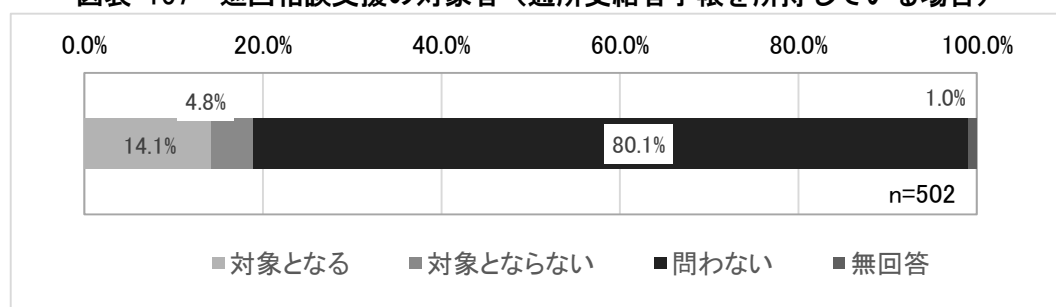
また、通所受給者証を所持している場合は「問わない」(80.1%) が最も多く、次いで「対象となる」(14.1%)、「対象とならない」(4.8%) であった。

その他の基準は「無」(79.7%)、「有」(16.9%) であった。

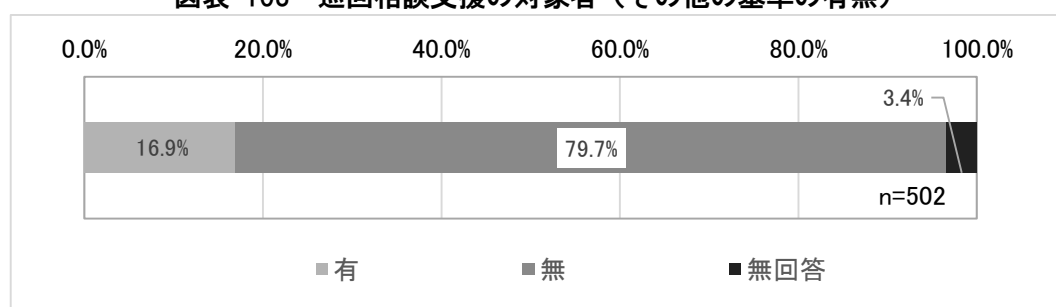
図表 106 巡回相談支援の対象者（障害者手帳を所持している場合）



図表 107 巡回相談支援の対象者（通所受給者手帳を所持している場合）



図表 108 巡回相談支援の対象者（その他の基準の有無）



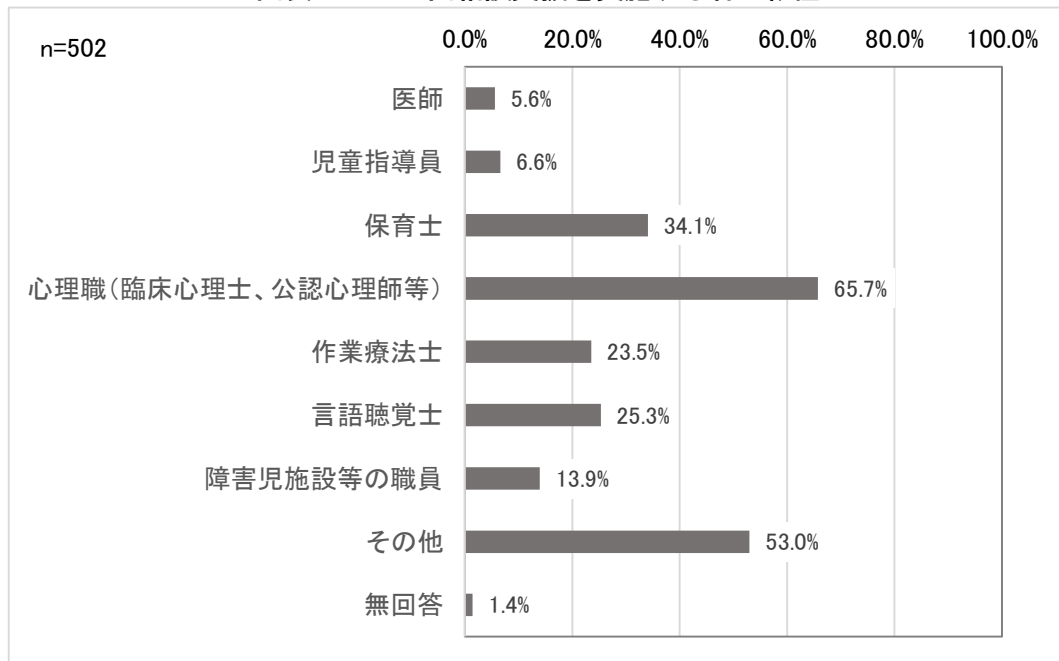
※その他の基準「有」の場合の具体的な内容(一部)

- ・1歳6か月以上の児童。
- ・療育機関へ通所していたら対象としない。
- ・保護者若しくは対象施設の職員から依頼があった場合。
- ・心理検査等受検者。
- ・基本、市内の保育所、幼稚園等に通う当市に住所を有する市民。市外の施設の場合、保護者の希望による。
- ・特別支援学校、特別支援学級等に通学、通級する児童。

➤ 巡回相談支援を実施する者の職種

巡回相談支援を実施する者の職種は「心理職（臨床心理士、公認心理師等）」（65.7%）が最も多く、次いで「その他」（53.0%）、「保育士」（34.1%）であった。

図表 109 巡回相談支援を実施する者の職種



※「その他」の具体的な内容（一部）

- ・保健師、栄養士、看護師、助産師
- ・社会福祉士、精神保健福祉士
- ・発達障がい者地域支援マネージャー
- ・大学教授、教員
- ・理学療法士、介護福祉士
- ・児童相談所職員、家庭児童相談員
- ・療育コーディネーター

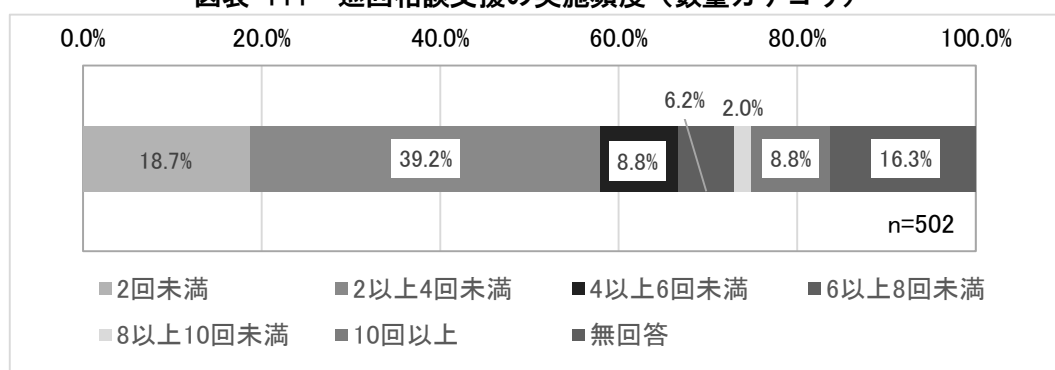
➤ 巡回相談支援の実施頻度⁶

巡回相談支援の実施頻度の平均は、年間 3.66 回であった。

図表 110 巡回相談支援の実施頻度

平均	3.66
最大値	12.00
最小値	0.08
全体	420

図表 111 巡回相談支援の実施頻度（数量カテゴリ）



⁶ 本設問では、1施設あたりの巡回相談支援の実施頻度（／年）を回答いただくことを想定していたが、一定数、管内で巡回相談を実施した回数の年間総計を回答していると思われるデータがあったことから、（第三四分位数）＋（四分位範囲）*1.5 を上限として、上限を超えるデータを集計対象から除いている。

(6) 地域への移行支援に関する加算等の算定状況

1) 児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所における「保育・教育等移行支援加算」の算定状況

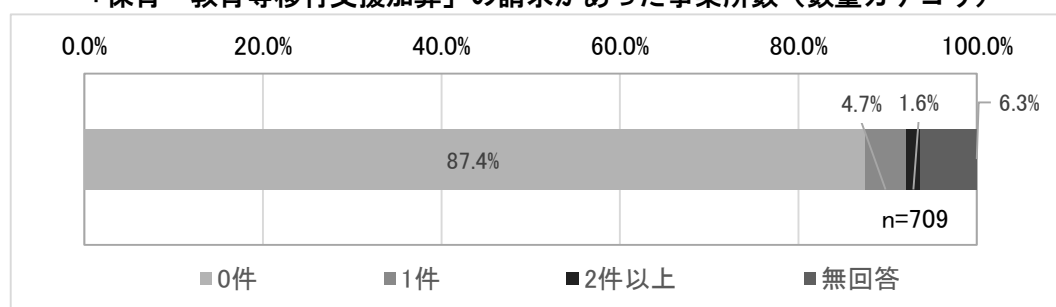
児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所における「保育・教育等移行支援加算」の算定状況について、令和3年度に請求があった事業所数が「0件」と回答した自治体が、全体の87.4%であった。

自治体規模別の集計をみると、自治体規模が大きいほど、算定している事業所数が多い傾向がみられたが、総人口「10万人以上」の自治体であっても、過半数が算定件数「0件」と回答していた。

図表 112 児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所における「保育・教育等移行支援加算」の請求があった事業所数

平均	0.11
最大値	14.00
最小値	0.00
全体	664

図表 113 児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所における「保育・教育等移行支援加算」の請求があった事業所数（数量カテゴリ）



図表 114 児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所における「保育・教育等移行支援加算」の請求があった事業所数（自治体規模別）

	I 問7(1).児童発達支援および放課後等デイサービス事業所における「保育・教育等移行支援加算」の算定状況(件)				
	0件	1件	2件以上	無回答	平均
全体	620	33	11	45	0.11
1万人未満	93.6%	0.6%	0.0%	5.8%	0.01
1万人～5万人未満	92.9%	1.3%	1.0%	4.7%	0.04
5万人～10万人未満	84.8%	7.1%	1.0%	7.1%	0.10
10万人以上	73.8%	14.1%	4.7%	7.4%	0.38

2) 保育所等訪問支援の算定状況

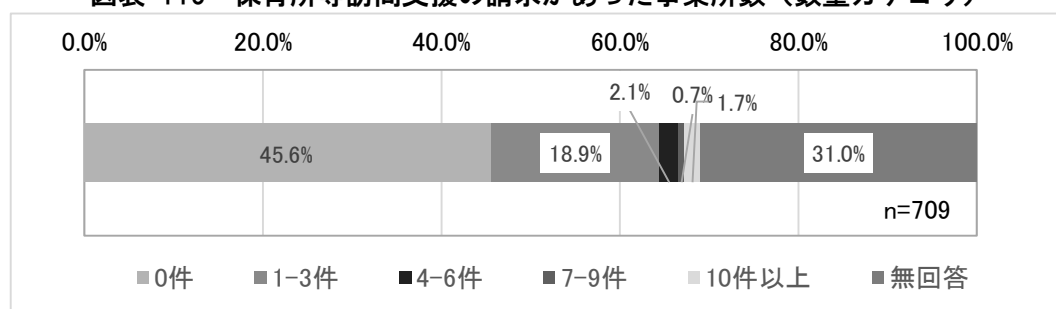
保育所等訪問支援の算定状況について、令和3年度に請求があった事業所数が「0件」と回答した自治体が、全体の45.6%であった。

自治体規模別の集計をみると、自治体規模が大きいほど、算定している事業所数が多い傾向がみられた。

図表 115 保育所等訪問支援の請求があった事業所数

平均	1.22
最大値	79.00
最小値	0.00
全体	489

図表 116 保育所等訪問支援の請求があった事業所数（数量カテゴリ）



図表 117 保育所等訪問支援の請求があった事業所数（自治体規模別）

	I 問7(2). 保育所等訪問支援の実施状況(件)						平均
	0件	1-3件	4-6件	7-9件	10件以上	無回答	
全体	323	134	15	5	12	220	1.22
1万人未満	81.4%	2.6%	0.0%	0.0%	0.6%	15.4%	0.20
1万人～5万人未満	52.9%	17.2%	0.0%	0.0%	0.3%	29.6%	0.36
5万人～10万人未満	26.3%	37.4%	1.0%	0.0%	0.0%	35.4%	0.89
10万人以上	6.0%	28.2%	9.4%	3.4%	6.7%	46.3%	5.51

3. 地域におけるインクルージョン推進や移行支援に向けた取組状況

(7) 障害児支援に関する業務を主に担当している部署

障害児支援に関する業務を主に担当している部署は「障害福祉全般（成人を含む）を所管する部署が担当」（64.2%）が最も多く、次いで「福祉全般を所管する部署が担当」（15.0%）、「子育て支援や子ども家庭支援を所管する部署が担当」（13.4%）であった。

自治体規模別の集計をみると、自治体規模が大きいほど、「障害福祉全般（成人を含む）を所管する部署が担当」する割合が高く、「福祉全般を所管する部署が担当」する割合が低い傾向がみられた。

また「子育て支援や子ども家庭支援を所管する部署が担当」している場合に、教育委員会の所掌について回答を求めたところ、「含まない」割合が70.5%であった。

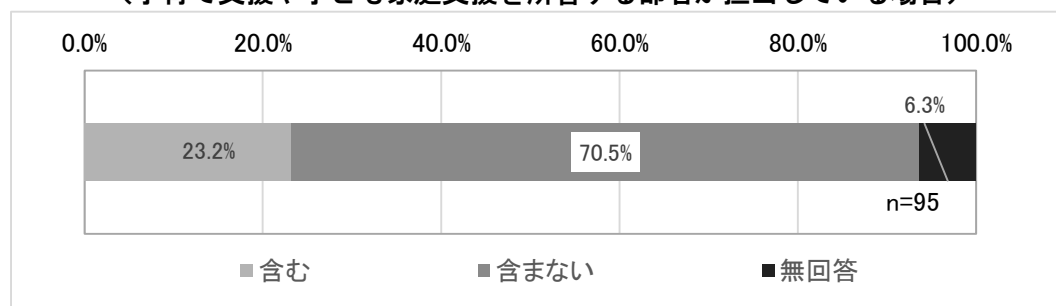
図表 118 障害児支援に関する業務を主に担当している部署



図表 119 障害児支援に関する業務を主に担当している部署（自治体規模別）

	Ⅱ 問8. 障害児支援に関する業務を主に担当している部署				
	障害福祉全般（成人を含む）を所管する部署が担当	子育て支援や子ども家庭支援を所管する部署が担当	福祉全般を所管する部署が担当	その他	無回答
全体	455	95	106	43	10
1万人未満	41.0%	12.2%	42.3%	3.8%	0.6
1万人～5万人未満	69.4%	11.8%	12.1%	6.1%	0.7
5万人～10万人未満	78.8%	12.1%	2.0%	6.1%	1.0
10万人以上	69.8%	18.8%	1.3%	8.7%	1.3

図表 120 教育委員会の所掌
(子育て支援や子ども家庭支援を所管する部署が担当している場合)



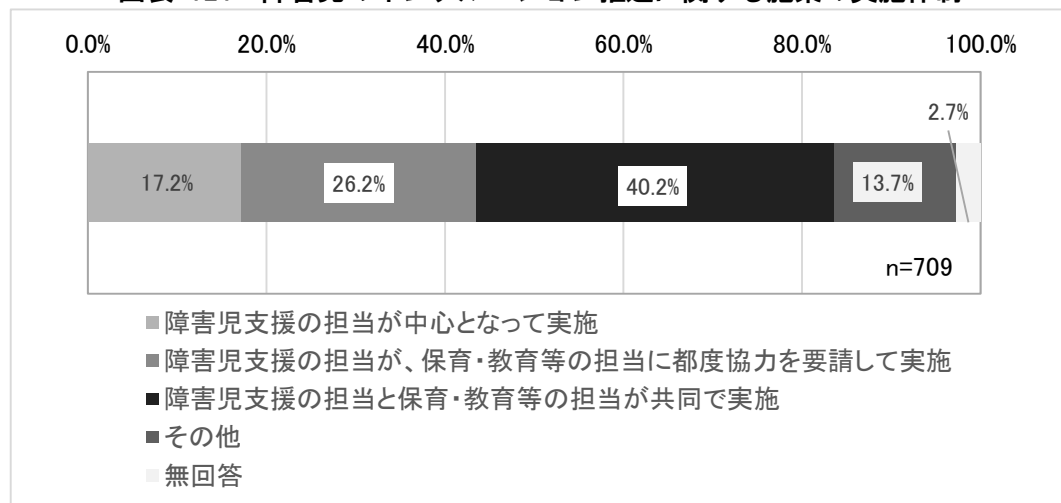
※「その他」の具体的な内容(一部)

- ・明確な担当はなく、各業務についてそれぞれの課が分享している
- ・就学前は子育て支援を所管する部署、就学後は教育委員会及び障害福祉を所管する部署が担当
- ・保健センター

(8) 障害児のインクルージョン推進に関する施策をどのような体制で実施しているか

障害児のインクルージョン推進に関する施策の実施体制は「障害児支援の担当と保育・教育等の担当が共同で実施」(40.2%)が最も多く、次いで「障害児支援の担当が、保育・教育等の担当に都度協力を要請して実施」(26.2%)、「障害児支援の担当が中心となって実施」(17.2%)であった。

図表 121 障害児のインクルージョン推進に関する施策の実施体制



※「その他」の具体的な内容(一部)

- ・特設施策を実施していない。必要に応じ、関係部署が連携を図る。
- ・母子保健の担当と協力しながら実施。
- ・教育部門が担当。
- ・圏域の自立支援協議会児童部会で実施。
- ・地域療育センターへ委託。

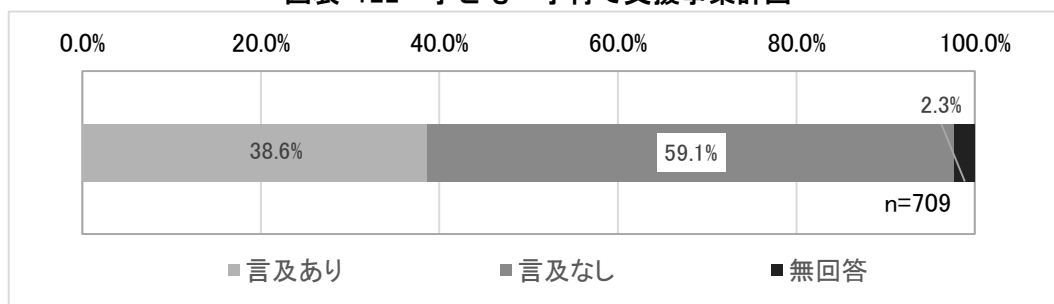
(9) こどもや障害に関する各種計画において、障害児のインクルージョン推進に関する言及を行っているか

1) 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画において、障害児のインクルージョン推進に関する言及を行っているかについては「言及あり」(38.6%)、「言及なし」(59.1%)であった。

自治体規模別の集計をみると、自治体規模が大きいほど、計画内に「言及あり」の割合が高い傾向がみられた。

図表 122 子ども・子育て支援事業計画



図表 123 子ども・子育て支援事業計画（自治体規模別）

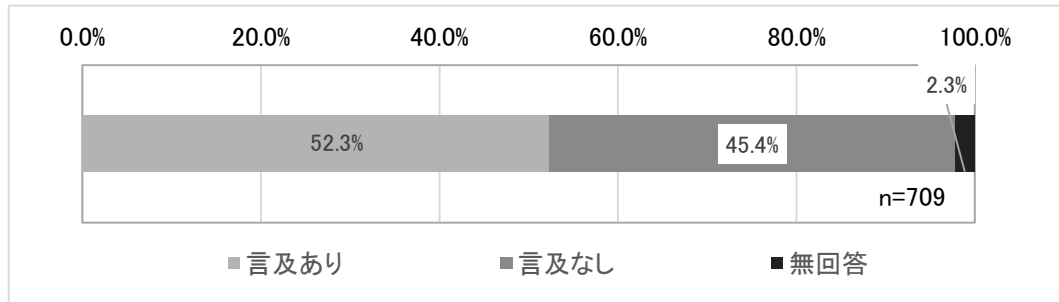
	Ⅱ 問10(1).子ども・子育て支援事業計画		
	言及あり	言及なし	無回答
全体	274	419	16
1万人未満	31.4	66.7	1.9
1万人～5万人未満	34.3	64.6	1.0
5万人～10万人未満	48.5	47.5	4.0
10万人以上	50.3	48.3	1.3

2) 障害福祉計画・障害児福祉計画

障害福祉計画・障害児福祉計画において、障害児のインクルージョン推進に関する言及を行っているかについては「言及あり」(52.3%)、「言及なし」(45.4%)であった。

自治体規模別の集計をみると、自治体規模が大きいほど、計画内に「言及あり」の割合が高い傾向がみられた。

図表 124 障害福祉計画・障害児福祉計画



図表 125 障害福祉計画・障害児福祉計画（自治体規模別）

	Ⅱ 問10(2).障害福祉計画・障害児福祉計画		
	言及あり	言及なし	無回答
全体	371	322	16
1万人未満	43.6%	54.5%	1.9%
1万人～5万人未満	50.8%	48.5%	0.7%
5万人～10万人未満	60.6%	35.4%	4.0%
10万人以上	59.7%	38.3%	2.0%

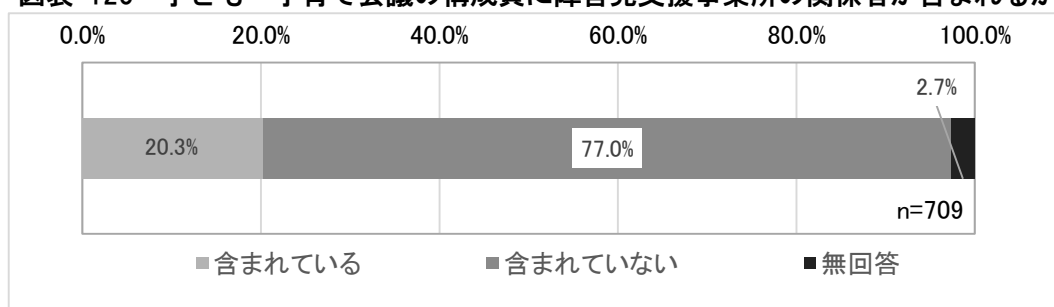
(10) 子ども・子育て会議の状況

1) 子ども・子育て会議の構成員に含まれている関係者

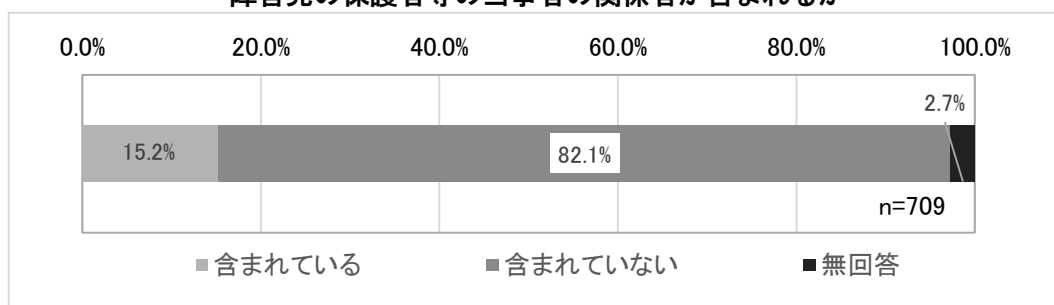
子ども・子育て会議の構成員に含まれている関係者について、障害児支援事業所の関係者は「含まれていない」(77.0%)、「含まれている」(20.3%)であった。

また、障害児の保護者等の当事者の関係者は「含まれていない」(82.1%)、「含まれている」(15.2%)であった。

図表 126 子ども・子育て会議の構成員に障害児支援事業所の関係者が含まれるか



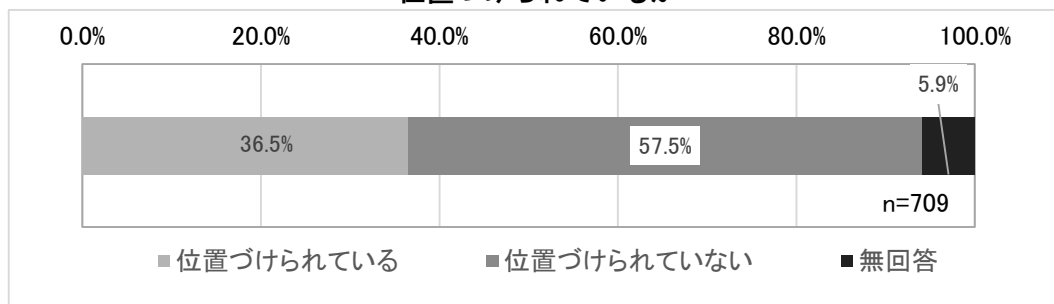
図表 127 子ども・子育て会議の構成員に障害児の保護者等の当事者の関係者が含まれるか



2) 子ども・子育て会議の目的の中に、障害児に関する検討が位置づけられているか

子ども・子育て会議の目的の中の障害児に関する検討の位置づけについては「位置づけられていない」(57.5%)、「位置づけられている」(36.5%)であった。

図表 128 子ども・子育て会議の目的の中に、障害児に関する検討が位置づけられているか



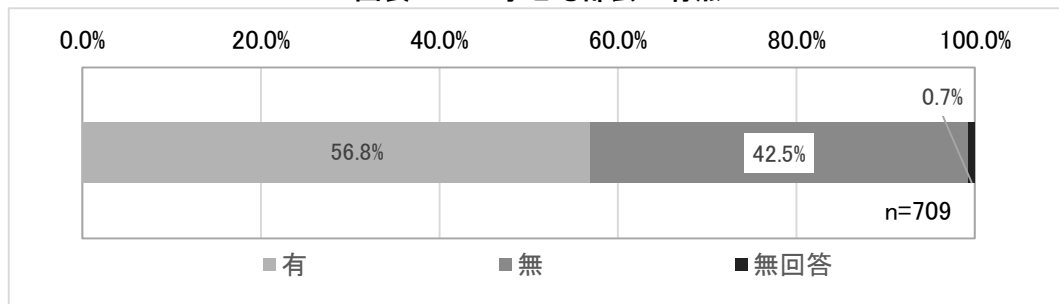
(11) 自立支援協議会の状況

1) 子ども部会の有無

子ども部会の有無についてみると「有」(56.8%)、「無」(42.5%)であった。

自治体規模別の集計をみると、自治体規模が大きいほど、子ども部会「有」の割合が高い傾向がみられた。

図表 129 子ども部会の有無



図表 130 子ども部会の有無（自治体規模別）

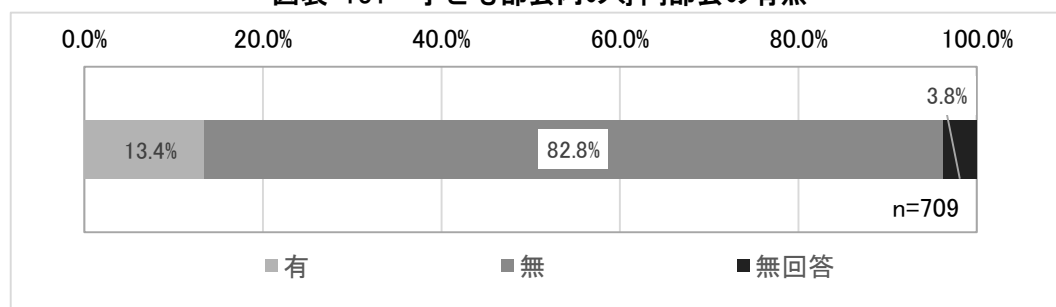
	Ⅱ 問12(1).子ども部会の有無		
	有	無	無回答
全体	403	301	5
1万人未満	42.3%	57.1%	0.6%
1万人～5万人未満	56.9%	43.1%	0.0%
5万人～10万人未満	66.7%	33.3%	0.0%
10万人以上	66.4%	33.6%	0.0%

2) 子ども部会内の専門部会の有無

子ども部会内の専門部会の有無については「無」(82.8 %)、「有」(13.4 %) であった。

自治体規模別の集計をみると、総人口「1万人未満」では、それ以外の自治体に比べて、専門部会「有」の割合が低い傾向がみられた。

図表 131 子ども部会内の専門部会の有無



図表 132 子ども部会内の専門部会の有無（自治体規模別）

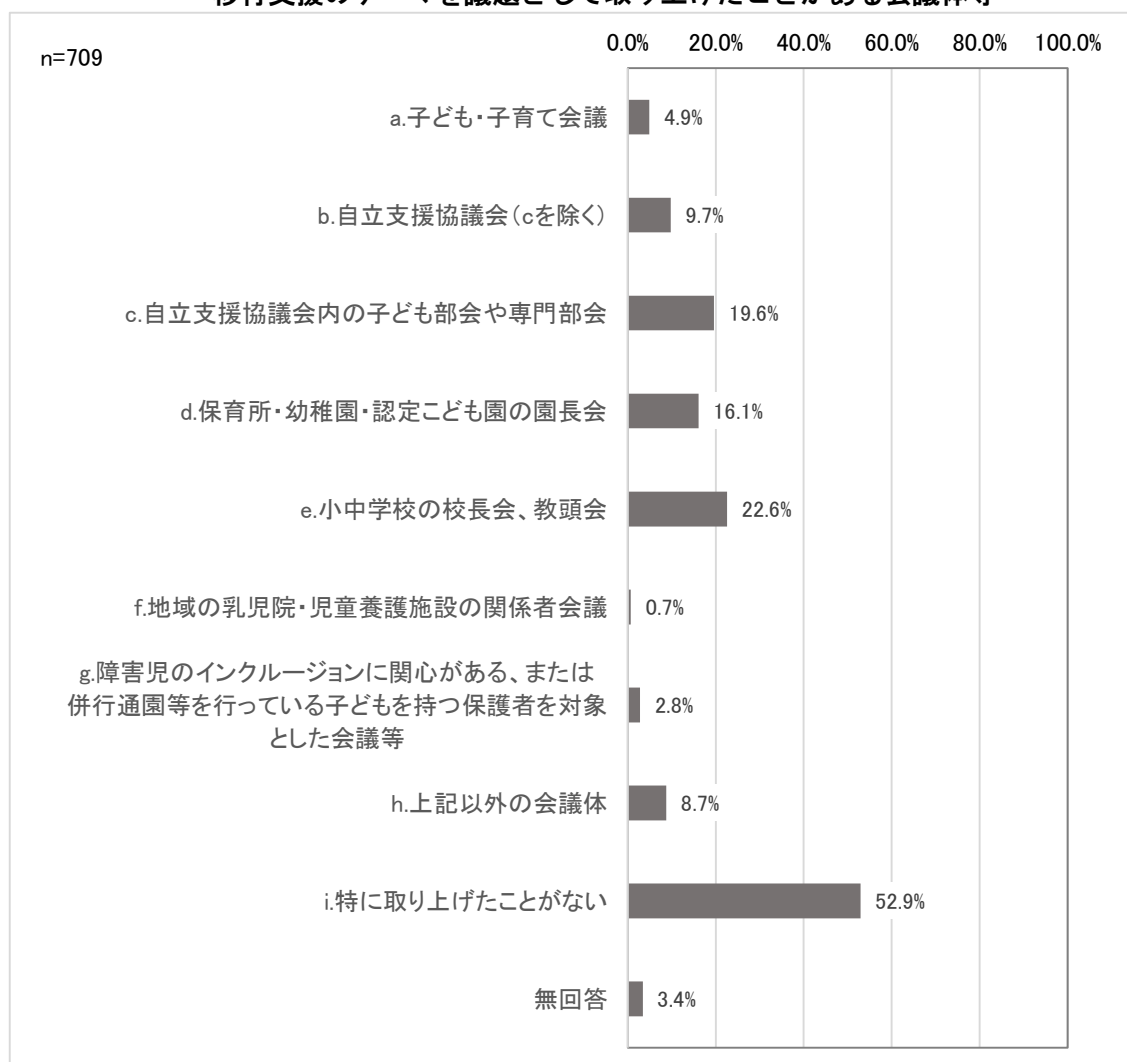
	Ⅱ 問12(2).子ども部会内の専門部会の有無		
	有	無	無回答
全体	95	587	27
1万人未満	5.8%	91.0%	3.2%
1万人～5万人未満	14.8%	80.5%	4.7%
5万人～10万人未満	17.2%	79.8%	3.0%
10万人以上	16.1%	83.2%	0.7%

(12) 関連する会議体等において、障害児のインクルージョン推進や障害児の移行支援のテーマを議題として取り上げたことがあるか

関連する会議体等において、障害児のインクルージョン推進や障害児の移行支援のテーマを取り上げたことがあるかについて、「特に取り上げたことがない」(52.9%)が最も多く、次いで「小中学校の校長会、教頭会」(22.6%)、「自立支援協議会内の子ども部会や専門部会」(19.6%)であった。

自治体規模別の集計をみると、自治体規模が小さいほど、関連する会議体等において議題として「特に取り上げたことがない」割合が高い傾向がみられた。

図表 133 関連する会議体等において、障害児のインクルージョン推進や障害児の移行支援のテーマを議題として取り上げたことがある会議体等



図表 134 関連する会議体等において、障害児のインクルージョン推進や障害児の移行支援のテーマを議題として取り上げたことがある会議体等（自治体規模別）

	Ⅱ 問13.障害児のインクルージョン推進や障害児の移行支援のテーマを、議題として取り上げたことがある会議体等									
	a. 子ども・子育て会議	b. 自立支援協議会（選択肢c.に該当するものを除く）	c. 自立支援協議会内の子ども部会や専門部会	d. 保育所・幼稚園・認定こども園の園長会	e. 小中学校の校長会、教頭会	f. 地域の乳児院・児童養護施設の施設長・関係者等が出席する会議	g. 障害児のインクルージョンに関心がある、または併行通園等を行っている子どもを持つ保護者を対象とした会議等	h. 上記以外の会議体	i. 特に取り上げたことがない	無回答
全体	35	69	139	114	160	5	20	62	375	24
1万人未満	7.7%	9.0%	12.2%	7.7%	9.6%	0.0%	1.3%	3.2%	71.2%	3.2%
1万人～5万人未満	3.4%	9.1%	19.9%	11.4%	17.2%	0.3%	2.4%	7.4%	59.3%	1.7%
5万人～10万人未満	5.1%	10.1%	24.2%	20.2%	29.3%	1.0%	6.1%	11.1%	42.4%	6.1%
10万人以上	5.4%	12.1%	24.2%	32.2%	43.6%	2.0%	3.4%	16.1%	29.5%	2.0%

※「h.その他の会議体」の具体的な内容(一部)

- ・要保護児童対策地域協議会
- ・関係機関等との個別協議
- ・行政と有識者による検討会
- ・各学校の支援学級の先生等による町内検討会
- ・保育所・認定こども園の保育士等による研修会

図表 135 関連する会議体等において、障害児のインクルージョン推進や障害児の移行支援のテーマを議題として取り上げた回数

	a.子ども・子育て会議		b.自立支援協議会		c.自立支援協議会内の子ども部会や専門部会		d.保育所・幼稚園・認定こども園の園長会	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1回	14	40.0%	20	29.0%	38	27.3%	39	34.2%
2回以上	19	54.3%	45	65.2%	95	68.3%	72	63.2%
無回答	2	5.7%	4	5.8%	6	4.3%	3	2.6%
非該当	674		640		570		595	
全体	35	100.0%	69	100.0%	139	100.0%	114	100.0%
	e.小中学校の校長会、教頭会		f.地域の乳児院・児童養護施設の施設長・関係者等が出席する会議		g.障害児のインクルージョンに関心がある、または併行通園等を行っている子どもを持つ保護者を対象とした会議		h.その他の会議体	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1回	54	33.8%	0	0.0%	9	45.0%	16	25.8%
2回以上	100	62.5%	2	40.0%	9	45.0%	44	71.0%
無回答	6	3.8%	3	60.0%	2	10.0%	2	3.2%
非該当	549		704		689		647	
全体	160	100.0%	5	100.0%	20	100.0%	62	100.0%

図表 136 関連する会議体等において、障害児のインクルージョン推進や障害児の移行支援のテーマを議題として取り上げた際の内容

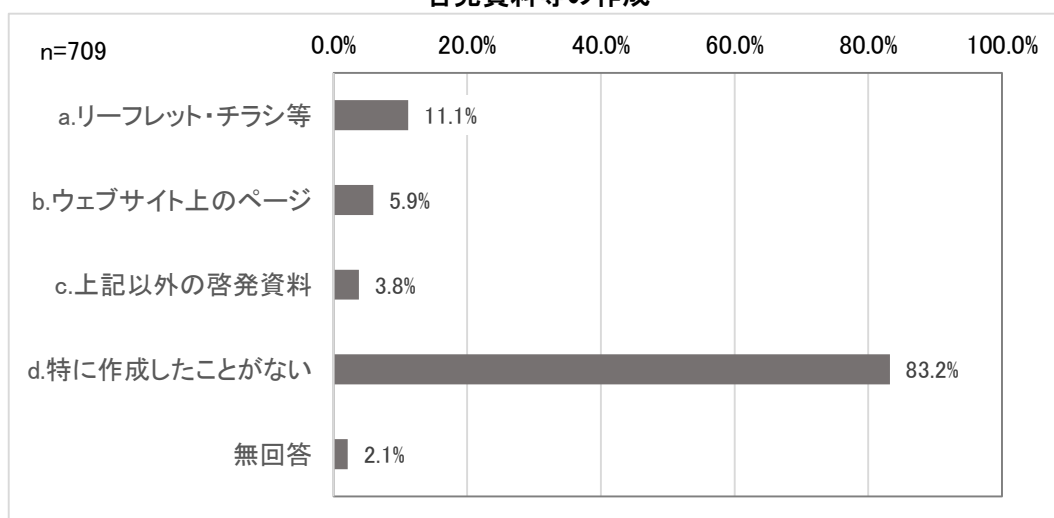
	a.子ども・子育て会議		b.自立支援協議会		c.自立支援協議会内の子ども部会や専門部会		d.保育所・幼稚園・認定こども園の園長会	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
インクルージョン推進の意義についての説明	10	28.6%	13	18.8%	27	19.4%	33	28.9%
関連サービスの概要説明	16	45.7%	23	33.3%	62	44.6%	59	51.8%
デイサービス事業所による移行前後のサポート内容の紹介	8	22.9%	20	29.0%	47	33.8%	28	24.6%
好事例の紹介	5	14.3%	12	17.4%	36	25.9%	18	15.8%
個別ケースに関する検討	7	20.0%	26	37.7%	57	41.0%	55	48.2%
その他	8	22.9%	22	31.9%	41	29.5%	22	19.3%
無回答	1	2.9%	2	2.9%	1	0.7%	0	0.0%
非該当	674		640		570		595	
全体	35	100.0%	69	100.0%	139	100.0%	114	100.0%
	e.小中学校の校長会、教頭会		f.地域の乳児院・児童養護施設の施設長・関係者等が出席する会議		g.障害児のインクルージョンに関心がある、または併行通園等を行っている子どもを持つ保護者を対象とした会議		h.その他の会議体	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
インクルージョン推進の意義についての説明	89	55.6%	1	20.0%	6	30.0%	23	37.1%
関連サービスの概要説明	48	30.0%	1	20.0%	8	40.0%	21	33.9%
デイサービス事業所による移行前後のサポート内容の紹介	22	13.8%	0	0.0%	9	45.0%	14	22.6%
好事例の紹介	22	13.8%	0	0.0%	2	10.0%	10	16.1%
個別ケースに関する検討	34	21.3%	4	80.0%	11	55.0%	31	50.0%
その他	39	24.4%	0	0.0%	5	25.0%	15	24.2%
無回答	4	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.2%
非該当	549		704		689		647	
全体	160	100.0%	5	100.0%	20	100.0%	62	100.0%

(13) 障害児のインクルージョン推進や障害児の移行支援のテーマを取り上げた啓発資料等を作成したことがあるか

障害児のインクルージョン推進や障害児の移行支援のテーマを取り上げた啓発資料等を作成したことがあるかについて、「特に作成したことがない」(83.2%)が最も多かった。

自治体規模別の集計をみると、自治体規模が小さいほど、「特に作成したことがない」割合が高い傾向がみられた。

図表 137 障害児のインクルージョン推進や障害児の移行支援のテーマを取り上げた啓発資料等の作成



図表 138 障害児のインクルージョン推進や障害児の移行支援のテーマを取り上げた啓発資料等の作成（自治体規模別）

Ⅱ 問14. 障害児のインクルージョン推進や障害児の移行支援のテーマを取り上げた啓発資料等の作成					
	a.リーフレット・チラシ等	b.ウェブサイト上のページ（自治体ホームページ内など）	c.上記以外の啓発資料	d.特に作成したことがない	無回答
全体	79	42	27	590	15
1万人未満	4.5%	1.9%	1.3%	92.9%	1.3%
1万人～5万人未満	7.7%	4.0%	2.7%	87.5%	1.3%
5万人～10万人未満	12.1%	6.1%	2.0%	82.8%	3.0%
10万人以上	24.8%	14.1%	10.1%	66.4%	1.3%

※「c.上記以外の啓発資料」の具体的な内容(一部)

- ・講演会を実施し、講演会資料を配付
- ・保育所等訪問支援事業の説明資料
- ・機関誌の発行

図表 139 障害児のインクルージョン推進や障害児の移行支援のテーマを取り上げた啓発資料等の対象

	a.リーフレット・チラシ等		b.ウェブサイト上のページ		c.その他の啓発資料	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
保育所・幼稚園・認定こども園	50	63.3%	25	59.5%	19	70.4%
小学校・中学校	45	57.0%	21	50.0%	19	70.4%
乳児院・児童養護施設	5	6.3%	10	23.8%	4	14.8%
児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所	26	32.9%	20	47.6%	10	37.0%
保護者	61	77.2%	37	88.1%	20	74.1%
その他	7	8.9%	10	23.8%	9	33.3%
無回答	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%
非該当	630		667		682	
全体	79	100.0%	42	100.0%	27	100.0%

図表 140 障害児のインクルージョン推進や障害児の移行支援のテーマを取り上げた啓発資料等の内容

	a.リーフレット・チラシ等		b.ウェブサイト上のページ		c.その他の啓発資料	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
インクルージョン推進の意義についての説明	22	27.8%	13	31.0%	11	40.7%
関連サービスの概要説明	43	54.4%	22	52.4%	14	51.9%
デイサービス事業所による移行前後のサポート内容の紹介	16	20.3%	3	7.1%	5	18.5%
好事例の紹介	7	8.9%	2	4.8%	3	11.1%
その他	24	30.4%	15	35.7%	9	33.3%
無回答	3	3.8%	1	2.4%	1	3.7%
非該当	630		667		682	
全体	79	100.0%	42	100.0%	27	100.0%

(14) 地域における障害児のインクルージョン推進の風土が、どの程度定着していると考えるか

地域における障害児のインクルージョン推進の風土が、どの程度定着していると考えられるかについて【定着していない】では「行政組織内」(7.9%)が最も多く、次いで「障害児通所支援事業所」「地域の保育所・幼稚園等」(6.5%)であった。

また、【どちらかという而定着していない】は「行政組織内」(17.9%)が最も多く、次いで「地域の保育所・幼稚園等」(10.6%)、「本人・保護者」(10.0%)であった。

全体では、【どちらとも言えない】の回答が最も多く、次いで【どちらかという而定着している】であった。

図表 141 地域における障害児のインクルージョン推進の風土が、どの程度定着していると考えるか

	定着していない	どちらかという 定着していない	どちらとも言えない	どちらかという 定着している	定着している	参考： 平均ポイント
行政組織内	7.9%	17.9%	43.0%	23.0%	6.2%	3.02
障害児通所支援事業所	6.5%	7.8%	44.9%	27.8%	8.5%	3.25
地域の保育所・幼稚園等	6.5%	10.6%	47.1%	26.9%	6.3%	3.16
地域の小中学校・特別支援学校	5.2%	0.0%	45.1%	30.2%	7.5%	3.26
本人・保護者	6.2%	10.0%	61.6%	16.9%	2.5%	3.00

※「定着していない」を1ポイント、「どちらかという而定着していない」を2ポイント、…「定着している」を5ポイントとして換算した場合の平均値（5点満点）を参考として最右列に記載している。

（ポイントが高いほど、「定着している」度合いが高い）

(15) 地域全体における障害児のインクルージョン推進の機運醸成に向けて、自治体として意識的に取り組んでいることがあるか

1) 取組の有無

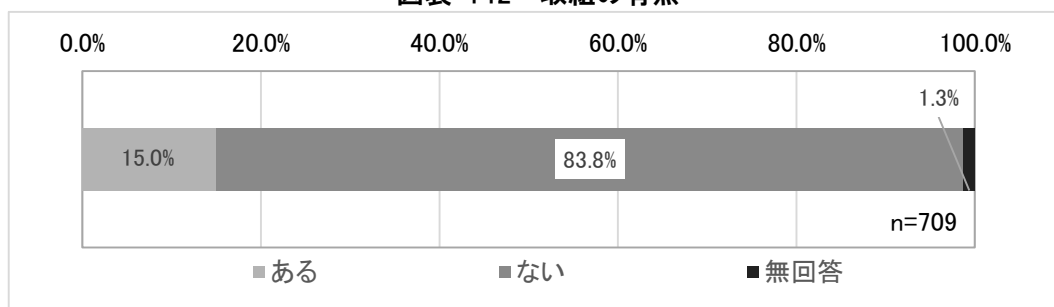
自治体として意識的な取組の有無については「ない」(83.8%)、「ある」(15.0%)であった。

自治体規模別の集計をみると、自治体規模が大きいほど、取組が「ある」割合が高い傾向がみられた。

管内児童発達支援センター数別の集計をみると、児童発達支援センター「0カ所」では、それ以外の自治体と比較して、取組が「ある」割合が低い傾向がみられた。

障害児支援担当部署別の集計をみると、「子育て支援やこども家庭支援を所管する部署が担当」では、それ以外の自治体と比較して、取組が「ある」割合が高い傾向がみられた。

図表 142 取組の有無



図表 143 取組の有無（自治体規模別）

	Ⅱ問16.地域全体における障害児のインクルージョン推進の機運醸成に向けて、自治体として意識的に取り組んでいること		
	ある	ない	無回答
全体	106	594	9
1万人未満	7.1%	92.9%	0.0%
1万人～5万人未満	11.8%	87.9%	0.3%
5万人～10万人未満	13.1%	86.9%	0.0%
10万人以上	31.5%	65.8%	2.7%

図表 144 取組の有無（問 4 児童発達支援センター数別）

	Ⅱ 問16. 地域全体における障害児のインクルージョン推進の機運醸成に向けて、自治体として意識的に取り組んでいること		
	ある	ない	無回答
全体	106	594	9
0カ所	 9.4%	90.1%	0.5%
1カ所	 20.7%	78.8%	0.5%
2カ所	 42.4%	54.5%	3.0%
3カ所以上	 37.0%	63.0%	0.0%

図表 145 取組の有無（問 8 障害児支援担当部署別）

	Ⅱ 問16. 地域全体における障害児のインクルージョン推進の機運醸成に向けて、自治体として意識的に取り組んでいること		
	ある	ない	無回答
全体	106	594	9
障害福祉全般（成人を含む）を所管する部署が担当	 13.4%	85.5%	1.1%
子育て支援や子ども家庭支援所管部署が担当	 28.4%	71.6%	0.0%
福祉全般を所管する部署が担当	 8.5%	91.5%	0.0%
その他	 18.6%	81.4%	0.0%

2) 取組の内容

取組の内容として、次のような回答があった（一部）。

- ・制度周知や推進するための研究を実施。
- ・特別支援学校の在籍児童生徒と地域の公立小中学校の副籍交流。
- ・市民向けの講演会。
- ・児童発達支援センターと保育所の複合型子育て支援施設を令和3年度に設置し、指定管理者によるインクルーシブ保育の実践を実施。
- ・医療的ケアが必要な児童を受け入れられるよう保育園を改築。
- ・教育保育施設や障害児通所支援事業所等の支援者を対象に地域のサポートリーダーを育成。
- ・中堅職員を対象とした保育士等キャリアアップ研修の「障害児保育」を区で実施し、保育の中心的な職員を育成（経験5年以下の保育士を対象とした研修を実施し、特性の理解・対応方法・保護者支援・個別支援計画の作成等支援の手法を具体的に伝達）。
- ・インクルーシブ遊具や噴水付きの水遊び場などを設置し、誰もが安全に安心して利用できるインクルーシブの理念を取り入れたこども館を整備。
- ・多職種連携のための情報共有システムの周知。
- ・当市の児童発達支援センターについて、平成27年度に民間団体の運営により開設をしたが、市内の発達発達に不安のある児童へのインクルーシブを促進するため、令和4年度より「市立」として公の施設へ変更。
- ・市内児童クラブと放課後等デイサービス利用者との交流会を実施。
- ・市独自のスクラム作戦（要支援児連携支援体制）を実施しており、障害児が地域の保育園や幼稚園等でも安心して過ごせるよう、関係機関が顔の見える状況で連携。

4. 移行支援に関する個別的なサポートの実施状況

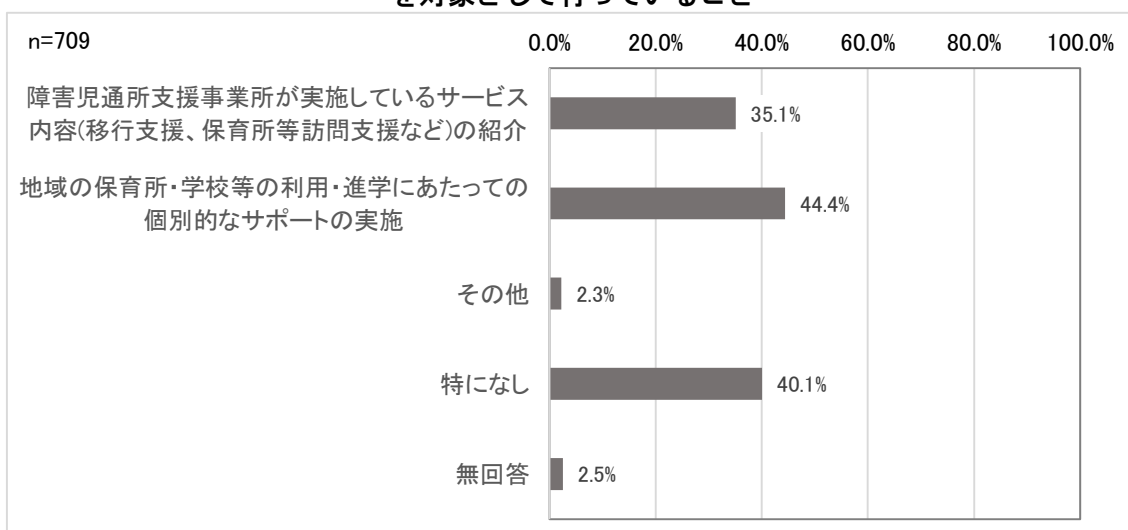
(16) 地域への移行支援の観点から、障害児通所支援の利用者（利用希望者を含む）を対象として行っていること

地域への移行支援の観点から、障害児通所支援の利用者を対象として行っていることは「地域の保育所・学校等の利用・進学にあたっての個別的なサポートの実施」(44.4%)が最も多く、次いで「特になし」(40.1%)、「障害児通所支援事業所が実施しているサービス内容(移行支援、保育所等訪問支援など)の紹介」(35.1%)であった。

自治体規模別の集計をみると、自治体規模が大きいほど、「障害児通所支援事業所が実施しているサービス内容(移行支援、保育所等訪問支援など)の紹介」「地域の保育所・学校等の利用・進学にあたっての個別的なサポートの実施」割合が高い傾向がみられた。

障害児支援担当部署別の集計をみると、「子育て支援やこども家庭支援を所管する部署が担当」では、それ以外の自治体と比較して、「地域の保育所・学校等の利用・進学にあたっての個別的なサポートの実施」割合が高い傾向がみられた。

図表 146 地域への移行支援の観点から、障害児通所支援の利用者（利用希望者を含む）を対象として行っていること



図表 147 地域への移行支援の観点から、障害児通所支援の利用者（利用希望者を含む）を対象として行っていること（自治体規模別）

	Ⅲ問17.地域への移行支援の観点から、障害児通所支援の利用者（利用希望者を含む）を対象として行っていること				
	障害児通所支援事業所が実施しているサービス内容(移行支援、保育所等訪問支援など)の紹介	地域の保育所・学校等の利用・進学にあたっての個別的なサポートの実施	その他	特になし	無回答
全体	249	315	16	284	18
1万人未満	23.1%	32.1%	1.9%	55.8%	1.9%
1万人～5万人未満	33.3%	44.4%	1.3%	42.1%	1.0%
5万人～10万人未満	41.4%	47.5%	1.0%	32.3%	2.0%
10万人以上	49.0%	56.4%	5.4%	26.2%	3.4%

図表 148 地域への移行支援の観点から、障害児通所支援の利用者（利用希望者を含む）を対象として行っていること（問8 障害児支援担当部署別）

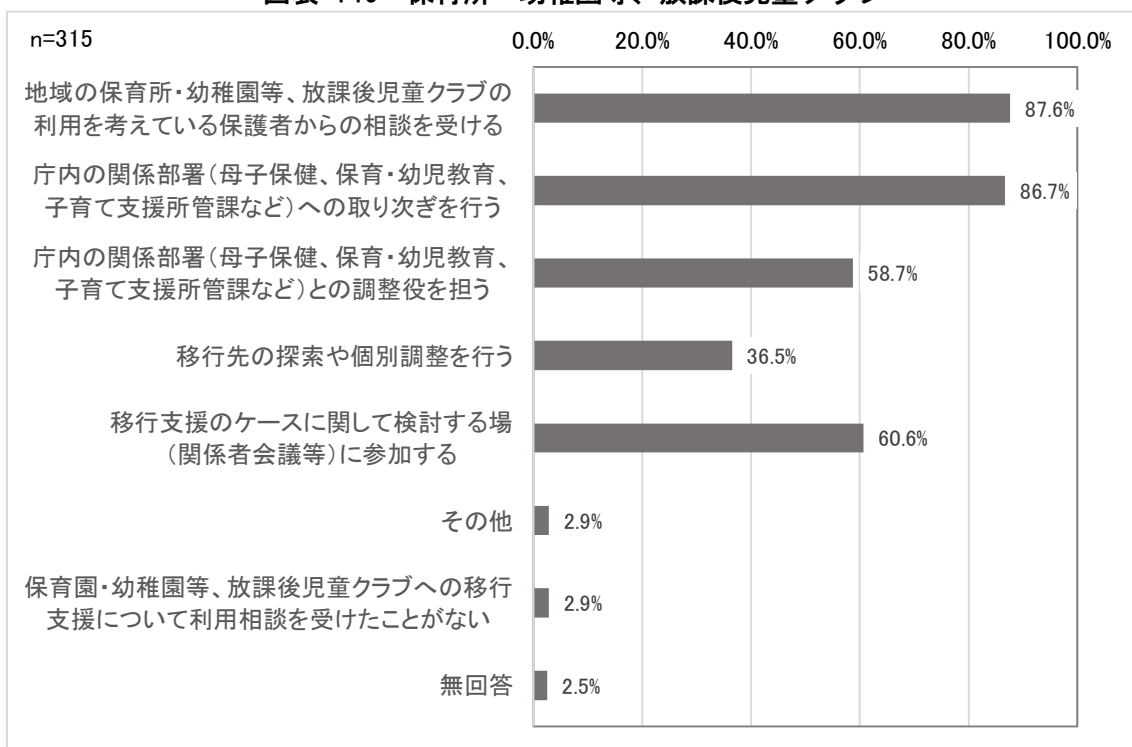
	Ⅲ問17.地域への移行支援の観点から、障害児通所支援の利用者（利用希望者を含む）を対象として行っていること				
	障害児通所支援事業所が実施しているサービス内容(移行支援、保育所等訪問支援など)の紹介	地域の保育所・学校等の利用・進学にあたっての個別的なサポートの実施	その他	特になし	無回答
全体	249	315	16	284	18
障害福祉全般（成人を含む）を所管する部署が担当	36.3%	41.8%	1.8%	41.1%	1.5%
子育て支援や子ども家庭支援所管部署が担当	38.9%	61.1%	1.1%	27.4%	3.2%
福祉全般を所管する部署が担当	27.4%	40.6%	1.9%	49.1%	2.8%
その他	41.9%	48.8%	9.3%	39.5%	0.0%

(17) 自治体が行っている個別的なサポートの内容（地域の保育所・学校等の利用・進学にあたっての個別的なサポートの実施がある場合）

1) 保育所・幼稚園等、放課後児童クラブ

保育所・幼稚園等、放課後児童クラブでは「地域の保育所・幼稚園等、放課後児童クラブの利用を考えている保護者からの相談を受ける」(87.6%) が最も多く、次いで「庁内の関係部署（母子保健、保育・幼児教育、子育て支援所管課など）への取り次ぎを行う」(86.7%)、「移行支援のケースに関して検討する場（関係者会議等）に参加する」(60.6%) であった。

図表 149 保育所・幼稚園等、放課後児童クラブ



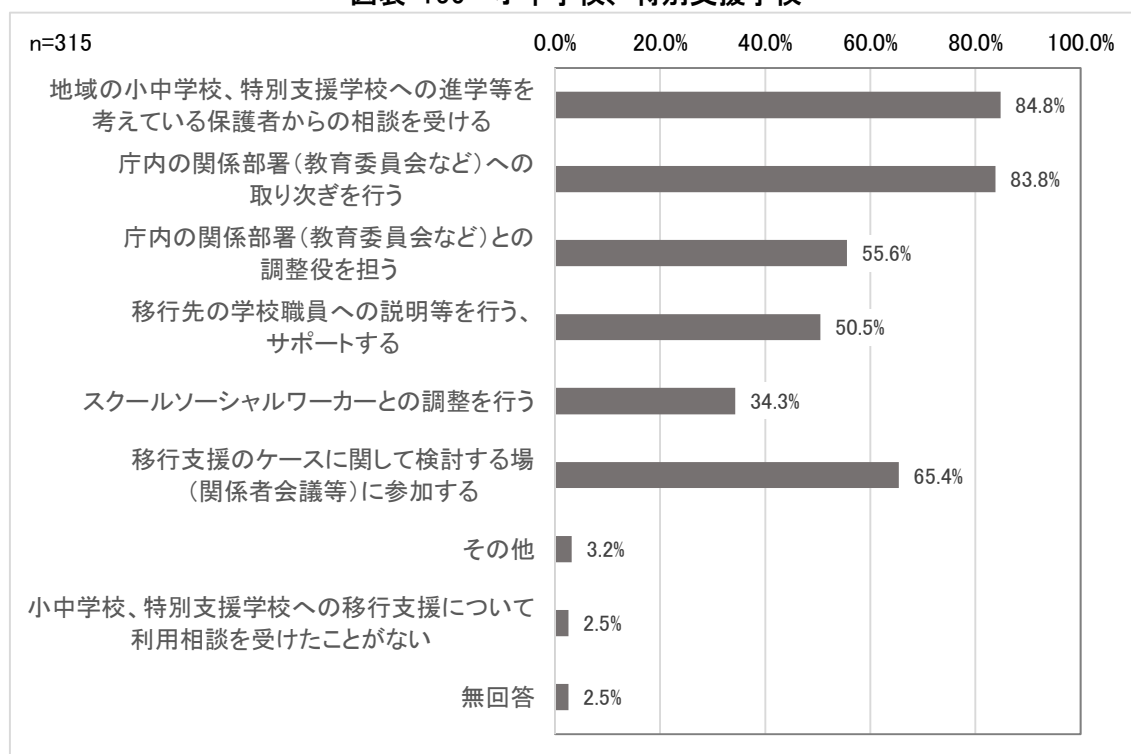
※「その他」の具体的な内容(一部)

・施設見学の同伴。

2) 小中学校、特別支援学校

小中学校、特別支援学校では「地域の小中学校、特別支援学校への進学等を考えている保護者からの相談を受ける」(84.8%)が最も多く、次いで、「庁内の関係部署(教育委員会など)への取り次ぎを行う」(83.8%)、「移行支援のケースに関して検討する場(関係者会議等)に参加する」(65.4%)であった。

図表 150 小中学校、特別支援学校



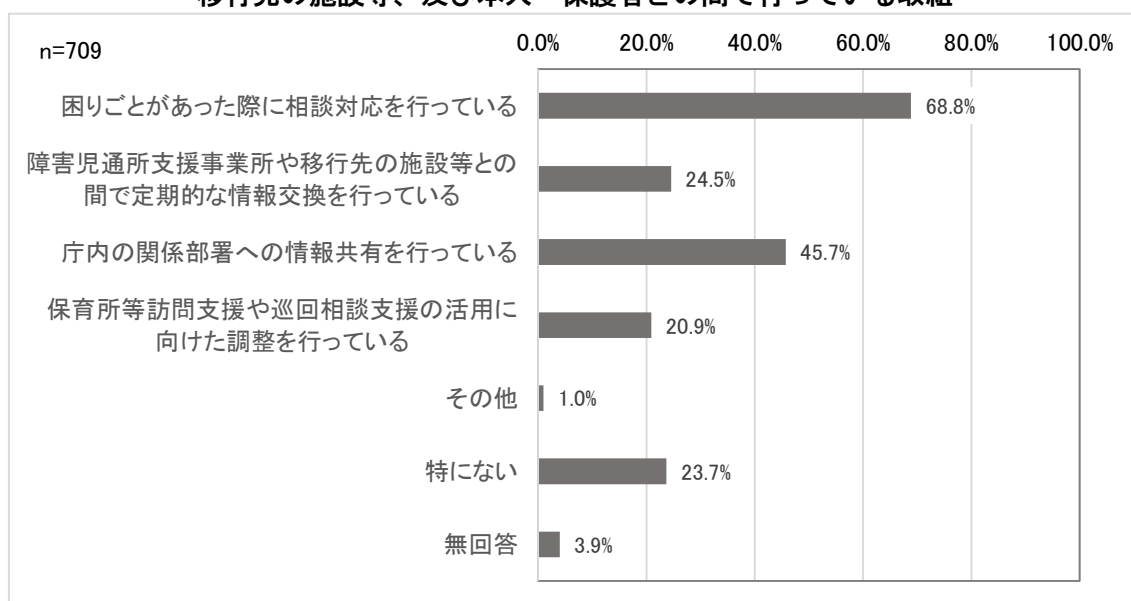
※「その他」の具体的な内容(一部)

- ・施設見学同伴。
- ・移行に必要な発達検査等の実施。
- ・就学前の支援内容を切れ目なく就学先へ繋ぐ支援の実施。

(18) 個別ケースの移行支援の取組開始後に、貴自治体が、障害児通所支援事業所や移行先の施設等、及び本人・保護者との間で行っている取組

個別ケースの移行支援の取組開始後に、障害児通所支援事業所や移行先の施設等、及び本人・保護者との間で行っている取組は「困りごとがあった際に相談対応を行っている」(68.8%)が最も多く、次いで「庁内の関係部署への情報共有を行っている」(45.7%)、「障害児通所支援事業所や移行先の施設等との間で定期的な情報交換を行っている」(24.5%)であった。

図表 151 個別ケースの移行支援の取組開始後に、貴自治体が、障害児通所支援事業所や移行先の施設等、及び本人・保護者との間で行っている取組



※「その他」の具体的な内容(一部)

- ・児童相談所の巡回相談につなげている。
- ・事例なし。対象児がいた場合は個別対応を行う。
- ・利用希望先を狭めないよう情報提供を行う。

5. インクルージョン推進の展望と課題

(19) 地域における障害児のインクルージョン推進に向けた今後の課題

地域における障害児のインクルージョン推進に向けた今後の課題として【当てはまる】では「人材の確保・育成が不十分」(34.4%) が最も多く、次いで「障害児の受入体制がある施設が地域に不足している」(30.9%)、「移行支援を誰がコーディネートするのかが明確になっていない」(21.9%) であった。

また、【やや当てはまる】では「本人・保護者の意向と受入れ先のリソースとのバランスをとることが難しい」(33.6%) が最も多く、次いで「人材の確保・育成が不十分」(32.4%)、「障害児の受入体制がある施設が地域に不足している」(29.6%) であった。

図表 152 地域における障害児のインクルージョン推進に向けた今後の課題

	当てはまる	やや当てはまる	どちらとも いえない	あまり当て はまらない	当てはまらない	参考： 平均ポイント
地域でインクルージョン推進への理解が進んでいない	20.9%	28.1%	37.7%	8.7%	1.8%	2.41
保育所等訪問支援などのサービスが普及していない	21.0%	21.4%	23.4%	21.7%	9.6%	2.77
障害児の受入体制がある施設が地域に不足している	30.9%	29.6%	22.0%	11.7%	3.0%	2.24
本人・保護者の意向と受入れ先のリソースとのバランスをとることが難しい	21.3%	33.6%	35.4%	5.5%	1.3%	2.30
相談支援専門員との連携が十分にできていない	3.9%	7.5%	28.5%	40.5%	16.2%	3.60
移行支援を誰がコーディネートするのかが明確になっていない	21.9%	29.2%	27.9%	12.3%	5.6%	2.49
人材の確保・育成が不十分	34.4%	32.4%	26.0%	3.0%	1.3%	2.01
関連分野（保健・医療、福祉、保育、教育等）と連携した地域支援体制が整っていない	11.6%	23.6%	33.9%	24.0%	4.1%	2.85
自治体内でインクルージョン推進に関する情報の共有がうまくできていない	18.1%	26.8%	38.4%	12.0%	1.6%	2.51
その他	0.6%	0.0%	1.0%	0.0%	2.8%	

※「当てはまる」を1ポイント、「どちらかという当てはまる」を2ポイント、…「当てはまらない」を5ポイントとして換算した場合の平均値（5点満点）を参考として最右列に記載している。（ポイントが低いほど、課題として「当てはまる」度合いが高い）

※「その他」の具体的な内容(一部)

- ・現在、対象者がいないため話題にならない。
- ・児童発達支援センターがセンター的機能を担えていない部分がある。
- ・「保育・教育等移行支援加算」の要件として併行通園が認められていないため事業所が算定できない。移行支援の充実のために併行通園を認めてほしい。
- ・受け入れ施設側の力量形成・対応力に課題が大きい。それらの人材確保や研修などの体制強化が課題。

Ⅱ ヒアリング調査

1. ヒアリング調査実施概要

本事業のアンケート調査で把握された情報をもとに、インクルージョン推進の取組事例の詳細を把握するため、事例ヒアリング調査を実施した。

■ 調査対象

インクルージョン推進に取り組んでいる市町村、計 5 事例

■ 実施方法

オンライン方式によるヒアリング調査

■ 実施時期

令和 4 年 12 月～令和 5 年 2 月

■ 調査項目

調査項目は以下のとおりとした。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 自治体の概要<ul style="list-style-type: none">○ 管内における障害児通所支援の受給者数・事業所数○ 管内の保育所・幼稚園等における障害児受入れ枠有無2. インクルージョン推進に関する自治体の取組方針<ul style="list-style-type: none">○ 各種計画内で障害児のインクルージョン推進に関する記載有無・内容○ 障害児のインクルージョン推進に関する取組の庁内での担当部署3. インクルージョン推進の理解促進、機運醸成に向けた具体的な取組事項<ul style="list-style-type: none">○ 各種会議体でのインクルージョン推進等に関する議論の場の設定状況○ インクルージョン推進等に関する啓発資料の作成状況○ 地域全体での障害児のインクルージョン推進の機運醸成に向けた取組状況4. 障害サービス事業所からの移行支援の個別ケースに対しての取組事項<ul style="list-style-type: none">○ 地域の保育所・幼稚園等、放課後児童クラブの利用を支援するために行っている個別的なサポートの具体的な内容○ 地域の小学校、特別支援学校の利用を支援するために行っている個別的なサポートの具体的な内容○ 個別ケースの移行支援の取組開始後に行っている個別的なサポートの具体的な内容5. インクルージョン推進に関する課題、今後の展開6. その他障害児のインクルージョン推進に関する自由意見 |
|--|

事例1 三重県度会町

◆ 人口規模	(1万人未満)		
◆ 地域	近畿地方		
◆ 児童発達支援センター	(無)	◆ 児童発達支援事業所	(有)
◆ 放課後等デイサービス	(有)	◆ 保育所等訪問支援実施事業所	(有)

1. 自治体概要

◇管内における障害児通所支援の受給者数・事業所数

- ・ 管内にある一つの民間事業所が、児童発達支援事業所と放課後等デイサービスを運営しており、また保育所等訪問支援を実施している。利用者数は、児童発達支援が17名、放課後等デイサービスが25名である。
- ・ 管内には認可保育所（公立）が3か所あり、その他私立の保育所等はない。
- ・ 人口は7,800人程度。

◇管内の保育所・幼稚園等における障害児受入れ枠有無

- ・ 保育所への障害児の受入れ枠は特段設けておらず、随時相談を受けた時点で、都度受け入れの可否、加配の必要性を検討し、個別に対応している。
- ・ 自治体内で発達支援ネットワークを運営している。発達支援ネットワークの活動の一環として、保健課所属の保健師が中心となり定期的に認可保育園を巡回し、CLM（チェック・リスト・イン三重：こどもの発達や特性に合った支援を目的としたツール）をする際に、各園のこどもたちの状況把握、見守りを行っている。

2. インクルージョン推進に関する自治体の取組方針

◇各種計画内で障害児のインクルージョン推進に関する記載有無

- ・ 「子ども・子育て支援事業計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」のいずれにおいても、障害児のインクルージョン推進について言及している。

◇各種計画内で障害児のインクルージョン推進に関する記載内容（ある場合）

- ・ 「子ども・子育て支援事業計画」には、子育てにおける障害児への場の提供を平等に行うことについて記載している。
- ・ 「第3次障害者基本計画」の教育文化芸術活動、スポーツ振興の箇所でインクルージョン推進について記載がある。具体的な記載内容は以下の通り。

- 障害の有無に関わらず、可能な限り共に教育が受けられるような状況整備に努める
- 児童、保護者に対する十分な情報提供と意思を尊重した障害者支援が決定できるような取組
- 施設のバリアフリー化
- 障害のある児童も学習しやすい環境整備

◇障害児のインクルージョン推進に関する取組の庁内での担当部署

- ・ 子ども・子育て会議は、計画策定年を除いて年 1 回開催し、計画の見直しと、新規の計画について話し合う。その場で 1 年間の活動を振り返り、気付いたことなどを協議する。会議には、福祉や学校、教育関係、施設管理の担当課も出席する。
- ・ 自立支援協議会では、こどもに限らず、障害児者全体について協議する。
- ・ 発達支援ネットワーク会議では、障害児の個別ケースについて上記会議よりも具体的に協議する。同会議の協議結果は、内容に応じて、子ども・子育て会議や、自立支援協議会で共有する。

3. インクルージョン推進の理解促進、機運醸成に向けた具体的な取組事項

◇各種会議体でのインクルージョン推進等に関する議論の場の設定状況

- ・ 町内に発達支援ネットワークを構築しており、インクルージョン推進に向けて、各種取組を実施している。
- ・ 18 歳までのこどもを対象としており、それ以降は成人担当の保健師が関わる体制として、支援が途切れないよう工夫している。
- ・ 障害児通所給付のサービス受給者だけではなく、健診で発達に遅れが見られるこども、動きすぎる・元気すぎるこどもなども支援対象に含まれ、保護者から相談を受ければ、相談対応を行っている。
- ・ 保健師は、対象児の様子（発達の状況など）が個人ごとに時系列で分かるように情報を整理し保管している。発達支援ネットワークの事務局は、協議した内容を年度別に整理し保存している。個人別の情報は保健師が管理しているファイル、年度別の協議内容は事務局のファイルで確認できるようになっているため、例えば障害の判定を受けていないものの、こどもがコミュニケーションで苦勞しているケースについてであっても、そのこどもの情報をまとめたファイルを振り返り、以前の様子を確認できる。
- ・ 具体的な取組例は、以下の通り。

（発達支援ネットワーク会議）

- 発達支援ネットワーク会議を 10 年以上実施しており、現時点で予算はついていない。会議メンバーは、各保育所の年長の担任の先生と所長、特別支援学校の教員、

小中学校の特別支援の担当教員と校長、母子担当保健師（1～2名）、障害福祉の担当、教育委員会。

- かつて、小学校から中学校に上がるタイミングで、保健師との関係が切れてしまうケースがあり、こどもへの支援を途切れさせないことの重要性が明らかとなった。また、小中学校側から、どんなこどもが入学してくるかを事前に知りたいとの要望があがった。これらの背景を契機として、会議が開始となった。
- 会議は奇数月に開催している（年に5回開催）。
- 1歳半検診や3歳検診の結果、保育所に入ってからの状態、小中学校での状況、と途切れなくこどもの状況を追える体制を構築している。
- 乳幼児～18歳までを対象として、支援学級や支援学校の必要性、支援学級で受け入れる場合に必要な支援、療育につなげるための情報を共有して支援につないでいる。

（その他）

- 保健課所属の保健師が中心となり定期的に認可保育園を巡回し、CLM（チェック・リスト・イン三重：こどもの発達や特性に合った支援を目的としたツール）をする際に、各園のこどもたちの状況把握、見守りを行っている。（再掲）
 - 中学校から高校に上がるタイミングで、中学校の教員と必要な場合は保健師が高校へ出向き情報共有を行う取組も、同じネットワーク内で実施している。
- ・ 自立支援協議会において、インクルージョン推進の意義や関連サービスの概要説明、児童発達支援や放課後等デイサービス事業所による移行前後のサポート内容の紹介、個別ケースに関する検討を行っている。協議会では、民生委員、学識経験者、議会の福祉担当、元教員、障害者団体、特別支援学校の教員、福祉事務所、相談支援事業所、当事者等をメンバーに含め、協議を行っている。

◇インクルージョン推進等に関する啓発資料の作成状況

- ・ インクルージョン推進に関する説明資料等について
 - 子ども・子育て会議や自立支援協議会のメンバーに対してインクルージョン推進の意義やサービスの概要、サポート内容の紹介などを説明している。また関連する要綱を制定する際には要綱案を提出している。
 - 障害領域において地域支援の拠点活動の事業を進めているので、その説明資料を作成し、自立支援協議会で共有。
 - 虐待事例があった場合は、ケースの説明とケースへの対応内容を説明している。（なお、該当の資料は、会議終了時に回収する。）

◇地域全体における障害児のインクルージョン推進の機運醸成に向けた取組状況

- ・ 保護者は、インクルーシブ教育の観点から期待する対応を、学校に対して直接訴える傾向がある。
- ・ 保育所の段階では、障害の有無にかかわらず、また明確な診断名が見つからないケース（声かけが必要なケース）に対して、保育補助員や加配保育士を配置している。しかし、小学校入学後は、一般の学級、特別支援学級、特別支援学校が分立しており、支援の仕方が保育園とは異なる。そこでインクルーシブ教育という観点からの訴えが、保護者から学校へ伝えられるようになる。
- ・ 一昨年実施した民生委員を対象とした研修会（年 1 回実施）で、依頼に基づき障害福祉に関わる講義を行った際に、障害福祉制度やインクルージョンについて取り上げた。その目的は、現状の意識の改革、また相談支援事業所での支援内容の周知であった。相談者が民生委員に連絡した際に、役場や相談支援事業所で可能な相談内容、提供される情報の内容について、相談者に共有してくれることを期待した。
- ・ 障害者週間の時期に、自治体の広報誌で、障害やその特性など、障害理解促進につながる情報を掲載している。

4. 障害サービス事業所からの移行支援の個別ケースに対しての取組事項

◇地域の保育所・幼稚園等、放課後児童クラブの利用を支援するために行っている個別的なサポートの具体的な内容

- ・ 言及なし

◇地域の小学校、特別支援学校の利用を支援するために行っている個別的なサポートの具体的な内容

- ・ 入学前、保護者は保育所の先生、担任、保健師等に入学に向けて相談をしており、夏までに保健師同行で、普通校（支援学級含む）や支援学校を見学している。その段階で一旦は保護者が学校を選択する。支援学級や支援学校を希望する場合は、医師の受診や発達検査が必要となる。また、保健師がフォローに入り、障害の事業所につながっているケースでは、事業所の相談員がフォローに入る。
- ・ 尚、夏の段階で判断できない場合は、10 月くらいまで時間をかけ、保護者に判断してもらっている（支援学校の締め切りの都合上、10 月が目安となる）。

◇個別ケースの移行支援の取組開始後に行っている個別的なサポートの具体的な内容

- ・ 言及なし

5. インクルージョン推進に関する課題、今後の展開

- ・ インクルージョン推進に向けた課題として、「人材の確保・育成が不十分」「障害児の受入体制がある施設が地域に不足している」という点が挙げられる。
- ・ 放課後児童クラブ（公立）については、約 30 名の利用者に対して、5 名の人員を配置している。シフトにもよるが、常時 3～4 名を配置し比較的手厚い体制を確保している。軽度、中度のこどもについては、保育士と教員免許をもっているスタッフが対応できている一方で、現状の体制だと、重度の障害があるケース、医療的ケアが必要なケースは受け入れが難しい。
- ・ 管内の保育所 3 か所のうち、最も大規模な園に所属している看護師 1 名が、週 3 日は所属元の保育所で、他の 2 園へは週 1 日ずつ勤務している。
- ・ 次年度は CLM もできる保育士を育てるために、保育士（主幹クラス）1 名を県に派遣することにしている。この保育士が戻ってきた後は、現状より手厚い支援体制が整う見込みである。

6. その他障害児のインクルージョン推進に関する自由意見

- ・ 管内の人口や障害児者数が少ない、小規模な自治体では、精神科医などの専門家がおらず、単独で障害児に関する事業や取組を実施することが難しい。近隣の市町村と一緒に取組を行えるよう、県に先導してほしい。
- ・ 精神障害者の包括的ケアについては、精神障害を治療する施設を有する病院も、精神小児診療を専門とする医師がおらず、事例数も少ない。そのため、包括的ケアに関する会議を開催できない。包括的ケアは、単独の自治体単位では難しいと感じている。
- ・ 小規模であることの利点としては、1 か所に情報が集約されて集まりやすいという側面がある。そして綿密に連携をとって動きやすく、インクルージョン推進において功を奏している。

事例2 鹿児島県さつま町

◆ 人口規模	1 万～10 万人		
◆ 地域	九州地方		
◆ 児童発達支援センター	有	◆ 児童発達支援事業所	無
◆ 放課後等デイサービス	有	◆ 保育所等訪問支援実施事業所	有

1. 自治体概要

◇管内における障害児通所支援の受給者数・事業所数

- ・ 放課後等デイサービスを行っている事業所が 1 か所、放課後等デイサービス、児童発達支援センター併設型で保育所等訪問支援も行っている事業所が 1 か所ある。
- ・ 各サービスの受給者数は、児童発達支援センター（47 人）、放課後等デイサービス（38 人）、保育所等訪問支援（35 人）。

◇管内の保育所・幼稚園等における障害児受入れ枠有無

- ・ 保育所の数は、私立（5 園）、認定こども園（8 園）、事業所内保育所（1 園）の計 14 園。全ての園において、障害児の受入れ枠がある。
- ・ 管内には、児童発達支援センター、放課後等デイサービス、保育園事業を展開している社会福祉法人があり、同法人は障害児保育・病児保育に積極的に取り組んでいる。
- ・ 町内に障害児受入れの指定園はない。園選びは、あくまでも保護者に委ねられており、上記に挙げた障害児保育を推進している園に対して、優先的に障害児受け入れを行っているということもない。

（巡回支援について）

- ・ 保育園を対象とした年 1 回の巡回歯科指導に保健師も同行し、気になったこどもについては、保育園の先生と相談しながら、療育利用の必要性の有無を見極めている。保健師が、療育が必要と判断したこどもについては、別途年 1 回、心理職（別の市町村から派遣）による巡回支援相談を行っている。

（地域への移行支援に関する加算等の算定状況）

- ・ 令和 4 年 4 月から保育所等訪問支援を実施している事業所が町内に 1 か所ある。

2. インクルージョン推進に関する自治体の取組方針

◇各種計画内で障害児のインクルージョン推進に関する記載有無

- ・ 「子ども・子育て支援事業計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」のいずれにおいて

も、障害児のインクルージョン推進について言及している。

◇各種計画内で障害児のインクルージョン推進に関する記載内容（ある場合）

- ・ 子ども・子育て支援事業計画と障害福祉計画・障害児福祉計画、これらのいずれにもインクルージョン推進に関して言及があり、こどもに関する記述は以下のとおり。
 - 障害のある乳幼児に対しては、早期から個々にあった療育を行っていくことが重要です。小学校への就学を見据え、乳幼児期から幼稚園や保育所、医療機関等の関係機関と連携した障害児に対する支援の充実に努めます。また個々の障害の程度にあった教育や進路指導等が必要になることから、保護者との連携に努め、ニーズを踏まえた教育の提供をはかります。さらに発達障害を含む障害者一人一人のニーズに応じた継続的な支援を行うために、関係機関等の連携により全ての学校における特別支援教育の体制整備を進めると共に、特別支援教育コーディネータの配置や教職員の研修を支援し、特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。（移行支援関係については、重層的な地域性関係の構築に向けた児童発達支援や訪問支援の事業所確保、重症心身障害児を支援するような児童発達支援事業所の確保が当てはまる。）

◇障害児のインクルージョン推進に関する取組の庁内での担当部署

- ・ 当初は障害児・者支援の担当部署が一つにまとまっていたが、現在は、町内のこども関係の部署（子育て支援課・子育て支援係や保育所、児童福祉関係の部署、障害児支援の担当部署など）が一つにまとまっている。
- ・ 障害児のインクルージョン推進に向けての取組は、障害児支援の担当と保育・教育等の担当が共同で実施している。なお障害児の担当と保育の担当とは元々同じ係であるため、必要時に連携しやすい。

3. インクルージョン推進の理解促進、機運醸成に向けた具体的な取組事項

◇各種会議体でのインクルージョン推進等に関する議論の場の設定状況

- ・ 子ども・子育て会議の構成員には、障害児通所支援事業所の関係者も含まれている。
- ・ 「障害児のインクルージョン推進」や「障害児の移行支援」を目的とした関係者の理解促進に向けた取組として、障害児のインクルージョン推進や障害児の移行支援のテーマを議題として取り上げたことがある関連する会議体として、①自立支援協議会内の子ども部会や専門部会、②小中学校の校長会、教頭会、③保護者を対象とした会議等がある。
 - （①自立支援協議会内の子ども部会や専門部会）
 - 障害児の移行支援に向けた連携を円滑に進めるため、子ども部会では、令和4年度

に移行支援シートのフロー図を作成した。もともと移行支援シートについては、県が作成した様式を活用して、保育園や児童発達支援事業所等を利用する就学前児童が小学校等に進学するタイミングでの移行（縦のフロー）の情報共有を行っていた。一方で、就学後に放課後児童クラブと放課後等デイサービスの両方を利用する等、同時期に複数のサービスを利用するケース（横のフロー）での情報共有に課題がみられたことから、就学後に放課後児童クラブと放課後等デイサービスの両方を利用する時の連携体制の整備を進めている。現在は、上記のフロー図の活用に向けて、関係機関と具体的な検討を進めている。

- また、部会では、障害児の移行支援に向けた連携時の問題点（例：放課後等デイサービスを利用しているこどもが、学童にも通い始めた際に、放課後等デイサービスを利用していることを、保護者が学童側に伝えていなかったために、学童側が対応に困るケースがある旨、等）が共有されており、現在、こうした具体的な問題の解決に向けた方策（移行支援シートを活用して、放課後等デイサービスを併行利用していることを、保護者から放課後児童クラブに対してどのように伝えてもらうか、等）を検討中である。

（②小中学校の校長会、教頭会）

- 移行支援の推進に関して、年に1回は議題として取り上げている。協議の中で照会事項が挙がった場合は、教育部門が対応している。

（③保護者を対象とした会議等）

- 児童発達支援事業所が、年中、年長のこどもがいる保護者を集めて、年に1回会議を開催している。会議では好事例を紹介するほか、協議の中で参加者から課題が挙げられることもある。

◇インクルージョン推進等に関する啓発資料の作成状況

- ・ 「子ども・子育てガイドブック」という冊子（管内の事業所等に関する情報を掲載）を作成し、ウェブサイトに掲載している。
- ・ また、「就学支援ガイドブック」を別途作成し、全園の年長児の保護者に配布している。

◇地域全体における障害児のインクルージョン推進の機運醸成に向けた取組状況

- ・ 全園の年長児の保護者に配布している「就学支援ガイドブック」掲載情報を確実に周知するために、保護者がガイドブックに目を通す機会を設けたいと考えている。
- ・ インクルージョン推進の機運醸成に向けた取組としては、①保健師から民間事業者への情報提供の定期的な実施、②教育委員会との連携の二つがある。

（①保健師から各機関への情報提供を随時行う）

- 毎月、町役場と、児童発達支援センターを運営している事業所との間で会議を開催している。その会議には子育て係所属の保健師3名が同席し情報提供を行っている。

る。

(②教育委員会との連携)

- 子ども部会に教育委員会の職員が出席し、連携している。

4. 障害サービス事業所からの移行支援の個別ケースに対しての取組事項

◇地域の保育所・幼稚園等、放課後児童クラブの利用を支援するために行っている個別的なサポートの具体的な内容

- ・ 障害児通所支援の利用者を対象として、保育所・幼稚園等、学童クラブ、小中学校、特別支援学校に対して、個別的サポートを実施している。
- ・ サポートをするにあたっては具体的に担当者を決めていない。子育て支援係所属の保健師3名が、適宜これらの対象場所へ出向き支援をしている。

◇地域の小学校、特別支援学校の利用を支援するために行っている個別的なサポートの具体的な内容

- ・ 保育園・幼稚園から小学校への移行に際しては、特別支援学校への通学が決まったタイミングで、個別のケース会議を開き、町内の障害児支援担当から各関係部署へ引き継ぎを行っている。

◇個別ケースの移行支援の取組開始後に行っている個別的なサポートの具体的な内容

- ・ 言及なし

5. インクルージョン推進に関する課題、今後の展開

- ・ 現状、児童発達支援センターに通っているこどもは47名、放課後等デイサービス利用は38名、保育所等訪問支援が35名。それに対して、保健師3名、看護師1名と、専門相談員1名の計5名が対応している。現状の体制では障害児の受入れを行う事業所が不足しており、特に児童発達支援の機能を有する事業所は慢性的に供給不足の状態にある。
- ・ 人材の確保・育成が不十分で、具体的には、送迎のドライバー、保育士が不足している。特に送迎のドライバーが不足していることで、町内唯一の児童発達支援事業所が、送迎サービスを行えておらず、利用をあきらめるケース、送迎サービスを実施している他地域の児童発達支援事業所を利用するケースもある。
- ・ 放課後等デイサービスを利用しているこどもについては、毎月の役場と児童発達支援事業所との会議を通じて、状況を把握できている。一方で、虐待等の問題がみられる就学児(放課後等デイサービスを利用している場合を除く)に関する連携体制はなく、

その都度教育委員会と子ども支援課と連携している。

- 町内の障害児受入れ施設は土曜日利用ができないため、困っているケースもある。

6. その他障害児のインクルージョン推進に関する自由意見

- 人手不足が最大の課題と感じている。改善策について悩ましく感じている。

事例3 東京都杉並区

◆ 人口規模	50 万人以上		
◆ 地域	関東地方		
◆ 児童発達支援センター	有	◆ 児童発達支援事業所	有
◆ 放課後等デイサービス	有	◆ 保育所等訪問支援実施事業所	有

1. 自治体概要

◇管内における障害児通所支援の受給者数・事業所数

- ・ 障害児通所支援の受給者数は、児童発達支援 1,074 名、放課後等デイサービス 438 名、保育所等訪問支援 110 名となっている。
- ・ 事業所数は、児童発達支援センター 1 か所、児童発達支援事業所 18 か所、放課後等デイサービス 20 か所。これらの内、保育所等訪問支援を実施する事業所は5か所。
- ・ 保育所等訪問支援を実施している事業所5か所中2か所から、令和3年度に加算の請求があった。加算の請求が無かった3か所について、その理由を把握していないため、今後調査をしていきたい。

◇管内の保育所・幼稚園等における障害児受入れ枠有無

- ・ 公立の認可保育所のうち、15 園を障害児指定園に指定し、障害児の受け入れ枠を 65 名分用意している。近年の保育施策では、待機児童0を目指した量の整備が重視されており、主として私立の認可保育所の整備を進めてきた。私立の保育サービスの質の向上と、区内に在住する未就学の障害児の受け入れを同時に推進する上での公立保育園の役割を協議した結果、公立保育園の一部を指定園とし、障害児を受け入れられるようにハードとソフトの両面から必要な体制（人的、技術的、建物）を整えてきた。
- ・ その他の施設については、何名まで受入可能か、明示はしていない。しかし、実際の現場では状況に応じて、私立の保育所などでも可能な範囲で障害児を受け入れている（現状では、約 70 名の障害児を私立の保育所で受け入れている）。
- ・ 管内の事業所が提供可能な障害児通所支援サービスの量に限りがある中で、年度を通じて、利用希望があった際にサービス支給ができるよう、障害児通所支援サービスの支給量に制限を設けている。

2. インクルージョン推進に関する自治体の取組方針

◇各種計画内で障害児のインクルージョン推進に関する記載有無

- ・ 「子ども・子育て支援事業計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」のいずれにおいても、障害児のインクルージョンに関する言及はない。

◇各種計画内で障害児のインクルージョン推進に関する記載内容（ある場合）

- ・ （なし）

◇障害児のインクルージョン推進に関する取組の庁内での担当部署

- ・ 障害児支援に関する業務を主に担当しているのは障害者施策課（教育委員会とは別建てとなっている）。

3. インクルージョン推進の理解促進、機運醸成に向けた具体的な取組事項

◇各種会議体でのインクルージョン推進等に関する議論の場の設定状況

- ・ 「子ども・子育て会議」「保育所・幼稚園の園長会」「小中学校の校長会、副校長会」のいずれにおいても、障害児のインクルージョン推進について言及している。
 - 「子ども・子育て会議」には、保護者枠として4名が参加しており、その中には障害児の保護者が含まれる。障害児向け支援を実態に即したものにするため、障害児支援の当事者を会議の構成員に含めたものと理解している。会議内での具体的な議論内容については、確認の上で、別途連絡予定。
 - 「保育所・幼稚園の園長会」の具体的な議論内容については、確認の上で、別途連絡予定。
 - 「小中学校の校長会、副校長会」では、これまで2回、区の特別支援教育推進計画（令和4～6年度）策定状況の報告・周知をしている。
- ・ 特別支援教育推進計画を策定する過程で、当事者の声を取り入れるために、パブリックコメントで意見を募る前段階でアンケートを実施している。教育現場と日頃から密にやり取りを行っており、現場への理解が深い部署が調査設計を担当している。
 - アンケートの調査対象は特別支援学級、特別支援学校に在籍する児童生徒。学校でこどもに配布する方法を採用。

◇インクルージョン推進等に関する啓発資料の作成状況

- ・ 言及なし。

◇地域全体における障害児のインクルージョン推進の機運醸成に向けた取組状況

- ・ インクルージョン推進の風土醸成に向けては、障害者のみならず一般施策の理解も欠かせない。例えば、医療的ケア児のケースでは、障害部門、教育部門に関わることなど、内容によって関わる部門が変わってくる。
- ・ 具体的な取組として、区立保育園指定園での障害児理解のための研修や特別支援教育の推進や障害理解をテーマとした教職員研修を実施している。ただし、これらはインクルージョン推進の機運醸成というよりも、障害児指定園が障害児を受け入れるための実践的研修に位置付けられる。また、今日的課題として医療的ケアの概念や医療的ケア児への接し方のポイントを伝える活動を、インクルージョン推進の機運醸成に向けた取組として進めている。

4. 障害サービス事業所からの移行支援の個別ケースに対しての取組事項

◇地域の保育所・幼稚園等、放課後児童クラブの利用を支援するために行っている個別的なサポートの具体的な内容

(未就学児の支援)

- ・ 就学前のこどもで発達に心配のあるケースでは、保健センターや幼稚園、保育園に相談が入るケースもあるが、区役所に発達相談の部署があるので、そこで一元化して相談を受けている。そこから、必要な資源（療育等）につないでいる。
- ・ 幼児期のこどもについては、重度のケース以外は、専ら家にいるというこどもはほとんどいない。3歳児以上は幼稚園、親が就労の場合はもっと低年齢から保育園を利用しているケースがほとんどである。すなわち多くの場合は、保育園、幼稚園に入っているため、保育所等訪問支援の活用、事業所から個別に訪問や連絡をするといった支援体制をとっている。
- ・ 重度のケースについては、就労要件がなければ、発達支援センターの通園部門に通っている。
- ・ 保育所、及び訪問支援を実施している療育機関が、こどもの状況を把握しており、必要に応じて、保護者の了解を得た上で、互いに情報共有を行っている。

(幼児期から学齢期への移行)

- ・ 保育所、幼稚園、療育機関、児童発達支援の事業所といった当該児に関わる部署が、教育委員会が出している就学支援シートに必要情報を記載し保護者に渡している。保護者は就学支援シートをもって教育委員会へ就学相談に行くことができる。
- ・ 保護者が、上述の就学支援シートを教育委員会に持参し、相談を開始した時点で、個別の教育支援計画作成の対象となる。保護者が希望すれば、就学支援シートを使って、教育委員会への情報共有がスムーズに行える。

- ・ 個人情報の観点があるため、発達に心配があるこどもがいても、保護者からの同意なしに、区内の障害児担当部署が教育委員会に情報提供することはできないので、「相談が望ましい」という旨を個別に保護者へ伝え、同時に、就学支援シートのことも紹介している。

(通所支援事業所等との定期的な情報交換について)

- ・ 療育・保育所等訪問支援は支援計画に基づいて行っており、定期的にモニタリングも行っている。そのため、区の担当者が一定の間隔で事業者を訪問し、情報交換を行っている体制ができている。

(保育所等訪問支援運用にあたっての障壁の有無)

- ・ 区内の保育所、幼稚園では、一定程度障害児を受入れている現状があるので、療育機関とのやり取りに抵抗感は薄いだろう。しかし、実際には、個別の保育園・幼稚園で受け入れている障害児が複数おり、かつ、それぞれのこどもが通っている療育機関が異なる場合、各療育機関と個別に保育所等訪問支援の受け入れを調整する必要があるため、訪問をタイムリーに受け入れることが難しい状況は生じているようである。

◇地域の小学校、特別支援学校の利用を支援するために行っている個別的なサポートの具体的な内容

- ・ 言及なし

◇個別ケースの移行支援の取組開始後に行っている個別的なサポートの具体的な内容

- ・ 区内の療育機関 10 数か所のうち、保育所等訪問支援の認可を受けている事業所は 4 か所である。事業所のハード面の条件や職員体制上の理由で認可が下りないなど様々な事情があり、訪問支援をやりたくてもできない事業所が多い。療育機関の担当者が実際に現場を見に行き、現場の状況を踏まえて保育所等と相互にやり取りすることは大変重要である。実際には、事業所側は家庭連携加算を使い個別訪問を行っているが、かなり事業所側の持ち出し負担となっている。訪問が難しい場合は電話での対応をおこなっているケースもある。個別訪問を進めていくためには、事業所が認可を受けるハードルの高さも課題だと感じている。

5. インクルージョン推進に関する課題、今後の展開

- ・ インクルージョン推進の課題として、「障害児の受入体制がある施設が地域に不足している」「人材の確保・育成が不十分」等、需要に対して供給が追いついていない状況があると認識している。これは、行政だけで解決できるものではなく、障害児とその家

族の求めに応じて、必要かつ適切なサービスを提供するための体制づくりが必要であり、それが最終的には、インクルージョン推進やその機運を高めることにも資するものと考えている。

- ・ 保育園や幼稚園には様々なハンデを抱えているこどもたちがいるため、加配だけで問題が解決するわけではなく、どのようなプログラム構成で、どのような内容の保育をしていくか、改めて検討する必要がある。中重度のこどもたちが、他のこどもたちと一緒に保育園で過ごし、学びあっていくために必要な保育や教育内容を追求していく必要があると考える。

6. その他障害児のインクルージョン推進に関する自由意見

- ・ 言及なし

事例4 福島県いわき市

◆ 人口規模	10 万人～50 万人		
◆ 地域	東北		
◆ 児童発達支援センター	有	◆ 児童発達支援事業所	有
◆ 放課後等デイサービス	有	◆ 保育所等訪問支援実施事業所	有

1. 自治体概要

◇管内における障害児通所支援の受給者数・事業所数

- 管内には、児童発達支援センターが3か所、児童発達支援事業所が39か所、放課後等デイサービスが58か所ある。そのうち4か所が保育所等訪問支援を実施しており、令和3年度は、事業所4か所から計43件の算定があった。

◇管内の保育所・幼稚園等における障害児受入れ枠有無

- 公立の幼稚園・保育園では、定員の1割を上限として、障害児を受け入れている。ただし、保育士配置状況によっては、受け入れできない場合もある（障がいの程度を重度・中度・軽度の3段階で判定しており、その判定結果によって保育士の配置が変わる。例えば、重度のこどもが多く保育士が配置できない場合は、規定の1割に達していても受け入れができないことがある）。
- 公立同様、私立の保育所でも定員の1割まで受け入れ可としている。

2. インクルージョン推進に関する自治体の取組方針

◇各種計画内で障害児のインクルージョン推進に関する記載有無

- 各種計画内で障害児のインクルージョン推進に関する記載が有る。ただし、障害児計画の中で簡単に触れている程度である。

◇各種計画内で障害児のインクルージョン推進に関する記載内容（ある場合）

- （項目）「障害児支援等の地域体制の整備」
- 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である。

◇障害児のインクルージョン推進に関する取組の庁内での担当部署

- 障害児支援は障害福祉課が主となっており、教育委員会、母子保健センターでも実施

している。

- ・ インクルージョンに特化した部署は無く、各課が連携を取りながらインクルージョンに関連する施策を推進している。
 - 例えば、障害児通所支援事業の中で、インクルーシブを推進していくことがガイドラインに書かれており、インクルージョンというものを議題として取り上げることがある。

3. インクルージョン推進の理解促進、機運醸成に向けた具体的な取組事項

◇各種会議体でのインクルージョン推進等に関する議論の場の設定状況

(子ども・子育て会議における議論の状況)

- ・ 自立支援協議会の児童・療育支援部会で、以前、国から示されたトライアングルプロジェクトの実施に向けて、福祉・教育・家庭の連携推進のために、実務面でどのような取組を行うかを中心に協議したことがある。
- ・ 小中学校へのアンケートを行った結果、関係機関の連携に課題があることを把握した。そこで関係機関の見える化を行い、連携の契機とするため、教育・福祉部門の関係機関をまとめた資料「はじめの一步マップ」を児童・療育支援部会が作成し、事業所へ配布した。
 - 資料を作成する際は、学校や保育園、事業所等が困った際に、どこに相談できるかが一目で分かるよう、工夫した。
 - 校長研修会や教頭研修会等で、インクルーシブ教育と障害者の権利の内容を説明する機会を設け、その際に、上述の資料（教育機関と福祉機関の関係図をまとめたもの）を配布し、関係機関との具体的な連携方法とイメージを伝えた。

関係者用

いわき福祉と教育がつながるための『はじめの一步』マップ(学校・事業所掲示用)

【令和2年度作成】

福祉(保健)の相談窓口

いわき基幹相談支援センター

〔設置場所：市役所本庁舎内〕
地域におけるより専門的な相談支援を行う、中核的な機関。『相談体制の連携強化』を担う。

〇各地区保健福祉センター

〔設置場所：市役所本庁舎および支所、地区保健センター等〕より身近な、地域の相談窓口。福祉業務に携わるケースワーカーと保健活動を行う保健師などが同じ場所に配置されているので、保健・福祉サービスを一体的に提供することができる。

〇いわき障がい者相談支援センター

〔設置場所：各地域包括支援センター内〕障がいがある方やご家族に対し、各種相談支援や情報提供などを総合的に行う。
障がいの種類や年齢、障がいの有無を問わず、専門の相談員が対応。
※相談は無料。

<福祉>

〔相談センター窓口〕

・いわき基幹相談支援センター
TEL:0246(22)1130
Fax:0246(22)3183
・各地区保健福祉センター

・いわき市総合教育センター教育支援室
TEL:0246(22)3716
Fax:0246(22)7458

<教育>

〔相談センター窓口〕

・いわき市総合教育センター教育支援室
TEL:0246(22)3716
Fax:0246(22)7458

〇基幹相談支援センター>

<障がい者相談支援センター>
〇相談支援専門員 など

〇各地区保健福祉センター>

<児童発達支援>
〇児童発達支援員 女性相談員
〇ケースワーカー など

〇子育てサポートセンター>

<保健師 〇心理定員 〇保育士 など
※数年前の障がいの早期発見、発達支援、関係機関の連携調整を図る。

〇児童発達支援事業所(センターを含む)>

<障がい児発達支援事業>
〇管理者 〇児童発達支援管理責任者
〇保育士 〇児童指導員 〇指導員 など

〇放課後等ササードビス事業所>

<管理者 〇児童発達支援管理責任者
〇児童指導員 〇保育士 など

〇保護・福祉・教育の連携<いわき市地域自立支援協議会児童・教育支援委員会等>

〔メンバー〕市担当職員、保健師、医療機関職員、相談支援専門員、児童発達支援センター職員、教育支援室職員、教育事務所職員、所児童相談所職員、特別支援学校教職員 など

支援を必要とする子どもたち
きょうだい家族

<小学校・中学校>
〇校長、副校長、教頭
〇主任教諭
〇特別支援教育コーディネーター
〇特別支援学級担任
〇通級指導教室担当
〇要援級教諭 など

<特別支援学校>
〇校長、副校長、教頭
〇学級主任・教務主任
〇特別支援教育コーディネーター
〇教育支援
〇アバササード など

<いわき教育事務所(県)>
〇指導主事
〇スクールソーシャルワーカー(SSW) など

教育の相談窓口

いわき市総合教育センター教育支援室

〔設置場所：市文化センター内〕
『困難な状況を抱える子どもたちの教育支援に關すること』を担う。
学校等からの要請に、①スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)を活用した未然防止的支援、②授業等を撮影した動画や要請訪問(指導主事等)での直接観察による児童生徒の特性分析、③保護者の承諾を得た上での発達・心理検査の実施と分析、④ケース会議の支援など、さまざまな形で活用希望に応える。

〇子ども健康相談(いわき市総合教育センター内)
〔主に保護者からのお子さんの発育や発達障がいなどの悩みについての相談を受ける。〕
面談を希望する場合は、事前の予約が必要。

〇SC(スクールカウンセラー)とは

心理的な側面から悩みや不安を抱えた児童生徒に對しての相談を行い、さらに保護者および教職員に對する助言援助を行う心の専門家。
臨床心理士の資格を有し、より専門的な知識が必要なカウンセリングに對面が可能。

〇SSW(スクールソーシャルワーカー)とは

社会福祉の専門的知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭・学校・地域の関係機関をつなぎ、児童生徒を取り巻く問題の解決に對して支援する専門家。
(例：虐待、家庭内暴力、親の育て方不安、精神疾患、虐待不安、養育等の家庭内・社会的問題)

こんな時には...

こちらが窓口

学校

保護者から、『放課後等ササードビスを役だしたい相談されたのだけれど、どうすればいいのだろう?』
利用児さんの学校での様子など、担任や担当の先生に聞きたいことや確認したいことがあるのだけれど...

事業所

・基幹相談支援センター
・各地区の保健福祉センター
・市総合教育センター教育支援室



市総合教育センター 教育支援室



市総合教育センター 教育支援室



市総合教育センター 教育支援室

【編集】

いわき市地域自立支援協議会 児童・教育委員会
事務局：いわき市障がい福祉課(電話 22-7486)



市総合教育センター 教育支援室



市総合教育センター 教育支援室



市総合教育センター 教育支援室

(その他会議体における議論の状況)

- ・ 総合教育センター（市の研修担当部署）が校長や教頭を含めた教員を対象として特別支援教育を主とした研修会を開催する機会や、その他の研修会の中で特別支援教育に関わる内容を説明する機会を設けている。
- ・ 子ども所管部局では、障害児受入に関する研修を毎年実施しており、その際、障害部局の職員に対して、同研修に参加して障害福祉サービスについて説明してもらうよう依頼している。本取組を通じて、できるだけ放課後児童クラブで障害児を受け入れてもらえるよう期待している。
- ・ 自立支援協議会の専門部会（児童療育支援部会）には母子保健部門・教育部門の職員も構成員として入っており、こうした場を通じて部署間の連携をとりインクルージョンを進めている。また行政関係者だけでなく、事業所の児童発達支援センター（市内全3か所のセンター）、障害者入所施設、児童療育支援事業等を委託している医療機関、基幹相談支援センターの職員等、民間の事業所関係者等もメンバーに含めて、年3回開催している。

◇インクルージョン推進等に関する啓発資料の作成状況

- ・ 総合教育センターでは、就学先での教育内容、就学先決定の流れ、就学先の構図（特別支援学校、普通学校等）等をまとめたリーフレットを作成しており、個別に就学相談をする際に、当事者に渡し説明している。他にも、就学前の療育を行っている療育機関で説明会を実施する際に参加者へ配布する、幼稚園・保育園で適宜配布し説明を行う等、就学に向けて、各場面で必要となる情報を、本資料を活用しながら保護者に伝えている。
- ・ 近年、療育機関での説明会が増加傾向にあり（例えば5年前は2か所だったが、昨今は4か所で実施）、またこの資料を用いて保護者への説明をしたいと希望する幼稚園・保育園も増えてきている。リーフレットが多く保護者の目に触れるようになったことを受けて、保護者から行政への問い合わせ・相談も増えており、行政が伝えている情報や資料が就学先決定に役立てられていると感じている。

◇地域全体における障害児のインクルージョン推進の機運醸成に向けた取組状況

- ・ 民生委員や学校からの要請に応じて、一般市民を対象に、発達障害について知ってもらうための出前講座を、学校や公民館等で実施している。具体的には、実際の子育てにおいてどのような支援が必要となるかなどを、市職員が講師となり、4コマまんがや寸劇を通して伝えている。受講者は発達障害にあまり詳しくない人たちであり、受講生に対して、発達障害に関する基本的な情報を丁寧に説明していく本取組が、インクルージョンに結びついていくことを期待している。
- ・ 教職員向けのお便りを毎月発行しており、その中に、特別支援教育やインクルージョ

ンに関する記事を掲載している。

4. 障害サービス事業所からの移行支援の個別ケースに対しての取組事項

◇地域の保育所・幼稚園等、放課後児童クラブの利用を支援するために行っている個別的なサポートの具体的な内容

- ・ 担当するこどもが療育機関や保育所・幼稚園に通う時に、間に入って調整を行うなど、多岐に渡るサポートを行っている。
- ・ 就園に際しては、関係機関が集まり、就園後の生活に向けて就園後もサポートできるような話し合いの場を設けている。
- ・ 移行支援としては、例えば、小学校入学に際して悩んでいる保護者への情報提供や、支援を必要とするこどもたちの相談会に教育部門の担当者が出向き相談にのる等、個別に情報提供を行っている。
- ・ 子育てサポートセンターを中心にしながら、入学支援シートや入学支援会議を行う入学支援システムを構築している。それを活用することで、小学校入学後もこどもがスムーズに支援が受けられるようにしている。

◇地域の小学校、特別支援学校の利用を支援するために行っている個別的なサポートの具体的な内容

- ・ 「出かける支援」として、保護者や学校からの依頼を受けて学校へ出向き、悩みを聞きながら、支援策の検討・実施に向けた伴走支援を実施している。
 - 年間で延べ百数十件の依頼がある（ただし、学校の数としてはもう少し少なくなる）。計5人の職員が担当しており、各ケースの特性に合わせて担当者を決めている。
 - 相談内容としては、こどもの言動や行動についてどのように理解していったらよいか、また学校が支援体制をどのように構築すればよいか、についての相談が多い。また、関係機関との情報共有などの連携方法に関する相談も多い。
- ・ 総合教育センター側の体制は、研修を担当している部署（計画と運営を担当）と、教育支援室（出かける支援を担当）の二つの部署がある。教育支援室は室長1名（教員）、指導主事3名（教員）、アドバイザー1名（教員退職者）の計5名体制（室長も含む）で、年間100件以上の相談に対応している。

◇個別ケースの移行支援の取組開始後に行っている個別的なサポートの具体的な内容

- ・ 言及なし

5. インクルージョン推進に関する課題、今後の展開

- ・ 現状では、相談支援専門員との連携が不十分と感じている。そもそも相談支援専門員の数が不足しており、国の方針では、通所支援事業所の利用者には相談支援専門員を付けることになっているが、実際には、市内の障害者通所支援事業所の利用者の半数以上に専門員がついていない。
- ・ 「はじめの一步マップ」について、導入後の評価ができておらず、今後の課題である。
- ・ 現状、私立の幼稚園・保育園も制度上は障害児受入が可能だが、実際には受け入れが進みにくいという課題がある。私立の園においても障害児のこどもを受け入れやすいよう、市としても補助金を用意し、今年度増額しているものの、受け入れが進まない状況にある。今後はこどもの障害の程度に応じて補助金を出すなどの取組を通じて、障害児の受け入れ体制を拡充していくことが課題である。
- ・ 教員の成り手が少ない中で、必ずしも障がいのあるこどもへの教育を理解している教員が小中学校の教員になっている訳ではないため、特別支援教育に関わる・専門的知識がある教員が不足している。人材育成のシステム化が課題だと感じている。本来は、採用時点で、特別支援教育にある程度理解がある人材を採用していくことも必要と考えているが、現実には難しいため、今いる教員たちの理解を深めるよう、取り組んでいる。

6. その他障害児のインクルージョン推進に関する自由意見

- ・ 言及なし

事例5 静岡県藤枝市

◆ 人口規模	10～50 万人		
◆ 地域	中部		
◆ 児童発達支援センター	有	◆ 児童発達支援事業所	有
◆ 放課後等デイサービス	有	◆ 保育所等訪問支援実施事業所	有

1. 自治体概要

◇管内における障害児通所支援の受給者数・事業所数

- ・ 受給者数は、児童発達支援が 167 人、医療型児童発達支援が 0 人、放課後等デイサービスが 322 人、保育所等訪問支援が 62 人。
- ・ 事業所数は、児童発達支援センターが 1 か所、医療型児童発達支援センターが 0 か所、児童発達支援事業所が 10 か所、放課後等デイサービスが 17 か所。なお、保育所等訪問支援（1 か所）については児童発達支援センターが行っている。

◇管内の保育所・幼稚園等における障害児受入れ枠有無

- ・ 障害の有無にかかわらず、保育園の受付窓口には障害児の入園希望相談があった場合は、課内で検討した後、空きがある保育園に連絡をとる。その後、実際にその保育園で障害児の受入れが可能かどうか個別に協議した上で、受入れ可能な場合は、入園の調整をしている（障害児のための特別枠は設けていない）。
- ・ 障害児の入園に向けた調整において公立、私立の区別は設けていない。保育園入園調整にあたって親の就労状況を点数化する基準に、障害児の状態に関する項目があるため、当該項目も含めた点数の合計が高いケースから優先的に入園手続きを行う。ただし、実際には、受入れのハードルが高いケースでは、公立保育園が受け入れることが多い。
- ・ 年 1～2 回程度、子ども発達支援センターの心理師等が、申し込みがあった保育所、幼稚園等を訪問し巡回相談支援を行い、支援が必要と思われるこどもがいた場合は、必要な支援にこどもをつなぐための情報提供・調整を行う。基本的には年少以降のこどもが巡回相談支援の対象に含まれるが、既に必要な療育につながっているこども（障害者手帳や通所受給者証を所持している場合、あるいは児童発達支援センターが実施している親子並行通園を利用している場合）は、対象から外れる。

2. インクルージョン推進に関する自治体の取組方針

◇各種計画内で障害児のインクルージョン推進に関する記載有無・記載内容（ある場合）

- ・ 教育振興計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画で、インクルージョン推進に関する記載がある。このうち教育振興計画では、障害児の就学という観点で、具体的な施策への言及がある。

◇障害児のインクルージョン推進に関する取組の庁内での担当部署

- ・ 障害児支援に関する業務のうち、就学児については障害福祉全般を所管する部署、未就学児については子ども発達支援センターが主に担当している。実務を行うにあたっては、教育、障害福祉、未就学児家庭に関わる部署が連携している。
 - 従来の教育担当部署で行っている巡回相談とは別で開始した小中学校巡回相談では、子ども発達支援センターに所属している心理師や保育士、言語聴覚士が学校へ出向いている。
 - 未就学児の受給者証発行は子ども発達支援センターが行っており、放課後等デイサービスは障害福祉担当部署の管轄であるため、両部署間で連携して行っている。
 - 要保護児童対策地域協議会の専門部会の場合、相互に連携を図っている。

3. インクルージョン推進の理解促進、機運醸成に向けた具体的な取組事項

◇各種会議体でのインクルージョン推進等に関する議論の場の設定状況

- ・ 地域自立支援協議会内に設置した子ども部会を年に2回開催しており、子ども部会には、児童発達支援事業所や相談支援事業所の関係者も参加している。これまで、子ども部会の場で、保育所等訪問支援や巡回相談支援を行っていることを説明したことがあるが、具体的なケースについての相談・協議等はサービス担当者会議で行っており、子ども部会では具体的事例を取り上げることはない。
- ・ 現在管内で保育所等訪問支援を行っている事業所は児童発達支援センター1か所であるが、今年度は保育所等訪問支援への需要が供給を上回り、保育所等訪問支援の定員が埋まってしまう、という課題が生じた。そこで子ども部会では、保育所等訪問支援を実施している児童発達支援センターやそれ以外の児童発達支援事業所の担当者に、地域資源の洗い出しや、課題解決に向けた対策の協議を行ってもらった。その結果、他の児童発達支援事業所が地域の保育園やこども園に出向いてこどもの様子を把握し地域と連携するという案が出された他、保育所等訪問支援を新たに始めたいという意向を示す児童発達支援事業所もあった。
- ・ 子ども発達支援センターが発達相談窓口で受ける関係者からの相談内容について、必要に応じて、多職種の関係者で協議をするケース会議を行っている。ケース会議には、

当該児に関わっている関係機関のスタッフが一同に集まっている（在籍園や在籍校の職員、医療につながっている場合は医師等の医療職、児童発達支援センターを利用している場合は事業所の職員、相談支援事業所の職員など）。取りまとめは行政が行うが、場合によっては、相談支援事業所が開催するものもある。

◇インクルージョン推進等に関する啓発資料の作成状況

- ・ 児童発達支援事業所や保育所等訪問支援の利用手続きに関する冊子を（5～6 年前に）作成し、使用している。実際にサービス利用が決まっている方が手続きを行う時に渡して説明している。この冊子は、必要な手続きがイラスト付きで分かりやすくまとめであり、例えば、まずは病院に行き意見書をもらうべきなのか、事業所を見学すべきかといった具体的な道筋が分かるようになっている。
- ・ 冊子は、子ども発達支援センターと保健センターに設置しており、巡回相談で児童発達支援事業所の利用を進めることになった際に、その場で保護者に渡している。また、市内幼稚園、保育所、こども園の発達支援コーディネーター連絡会でも配布している。

◇地域全体における障害児のインクルージョン推進の機運醸成に向けた取組状況

- ・ 学校巡回、発達支援実践セミナー、発達障害児者療育支援研修会、市民セミナーを実施している。
- ・ 学校巡回を令和 4 年度に開始した。子ども発達支援センターで心理師による知能検査を実施したことがあるこどもについて、検査後に学校での適応状況に変化がない等の相談があった場合に、保護者からの同意を得た上で、職員（子ども発達支援センターの心理師と、教育担当部署に会計年度任用職員として在籍している元中学校の校長）が学校を訪問し、行動観察を行っている。その後、当該児の日中の様子と検査結果を踏まえて、学校や保護者に必要な手立てを提示している。対象は市内全ての小中学校で、令和 4 年度は 13 ケースの巡回を実施した実績がある。ただし現状は、小中学校巡回相談を実施する職員数が限られているため、学校から依頼を受けた後、職員が訪問できるまで、しばらく待ってもらっている。
- ・ 発達支援実践セミナーを行っている。全 8 回の構成となっており、市内の幼保こども園、小規模保育所の職員を対象としている。内容は発達障害について、保護者対応、作業療法士による生活動作の教え方、応用行動分析、アセスメント方法、愛着障害、ユニバーサルデザインの保育への応用方法等である。8 回中 6 回以上受講した者には修了証を発行している。
- ・ 発達障害児者療育支援研修会を、発達支援の充実と支援の質向上を目的として、毎年 8 月に行っている（教員の参加も促しているため、学校が休みの時期に開催）。幼保こども園、小中学校の教員、児童発達支援事業所等の関係者等、保健、医療、福祉、教育の関係者を幅広く含めている。小中学校の教員に関しては、案内はまず特別支援教

育コーディネーター宛てに送るが、参加は誰でも可としている。令和4年度の講義テーマは非認知能力についてであった。

- ・ 世界自閉症啓発デーに合わせて市民セミナーを開催している。今年度は、発達に課題のある兄弟姉妹をもつヤングケアラーに登壇してもらい、若者向けに講演してもらう予定だった。しかし、登壇予定者が体調不良となり、自閉症やヤングケアラーに関するチラシを中高生に渡す内容に変更した。

4. 障害サービス事業所からの移行支援の個別ケースに対しての取組事項

◇地域の保育所・幼稚園等、放課後児童クラブの利用を支援するために行っている個別的なサポートの具体的な内容

- ・ 地域連携推進マネージャーの役割を、子ども発達支援センターの職員（心理師）が担っている。
- ・ 子ども発達支援センターでは、移行に限らず、関係機関との調整を行っている点の一つの特徴だろう。センターには専門職が集まっているので、事務的な手続きや情報共有にとどまらず、個別の相談に丁寧に応じることができる。一方で、専門スキルの維持・向上と、職員個人が有するスキルによって成立している支援が、職員の異動後も継続的に引き継げるようにすることにある。また可能であれば、教育関係の専門職を子ども発達支援センターに配置できると、支援の幅が広がり望ましいと感じる。

◇地域の小学校、特別支援学校の利用を支援するために行っている個別的なサポートの具体的な内容

- ・ 保育所・幼稚園等、放課後児童クラブの利用支援と同様である。
- ・ 発達に課題がある児童が、成長・発達に合わせた継続性のある支援を受けることができるよう、保護者と関係機関が児童の情報を共有するファイルとして「そらいろサポートファイル」を配布している。

◇個別ケースの移行支援の取組開始後に行っている個別的なサポートの具体的な内容

- ・ 地域の幼保こども園に在籍しているこどもに支援が必要であることが巡回相談支援で判明し、児童発達支援事業所へつなぐケースに関わることが多い。中には、保護者の理解を得ることが難しいケースも多くある。保護者の理解を得るために、保護者とじっくり話しながら進めていくことが大切である。

5. インクルージョン推進に関する課題、今後の展開

- ・ 子ども発達支援センターと教育政策担当部署が同じフロアに位置しており、お互いに

声をかけやすい状況にある。しかし、子ども発達支援センターの支援対象が 39 歳までなので、幅広い年齢層に対応できる専門職の確保が課題である。

6. その他障害児のインクルージョン推進に関する自由意見

- ・ 医療的ケア児を地域の保育所等で受け入れるための体制作りなど、国から方針が示されているが、今後国として、障害児のインクルージョンに向けた具体的な施策としてどのような方針が検討されているのか知りたいと感じた。

2. 事例集

事例1 三重県度会町 発達支援ネットワーク会議を活用し、乳幼児期から切れ目のない支援を実施

人口
1万人
未満

児童発達支援センター:無

児童発達支援事業所:有

放課後等デイサービス:有

子ども個人の成長・発達に関する情報を自治体内で長期的に蓄積

未就学期の移行支援

就学期の移行支援

地域のインクルージョン推進

- 小規模であることの利点として、一箇所に情報が集約されて集まりやすい側面がある。綿密に連携をとって動きやすく、インクルージョン推進において功を奏している。
- 例えば、管内に住む全ての子どもに関する保健分野の情報（健診結果、保育所・小中学校での状況）を、自治体の保健師が個人別にファイル化し、対象児の様子（発達の状況など）が個人ごとに時系列で分かるように情報を整理し保管している。まだ障害認定を受けていない段階の子どもに関して保護者から相談を受ける時など、必要な場面で子ども一人ひとりの今までの成長・発達状況を一括で参照できるため、発達支援ネットワークを活用した切れ目のない支援体制の構築に役立っている。

発達支援ネットワーク会議で、子ども一人に必要な支援を関係者間で協議・情報共有

未就学期の移行支援

就学期の移行支援

地域のインクルージョン推進

- 切れ目のない支援を目指し、保育所職員（年長担任・所長）、小中学校・特別支援学校職員、行政関係者（母子保健担当保健師、障害福祉担当、教育委員会担当）で年5回会議を開催。
- 会議では自治体内の乳幼児～18歳の障害を有する子どもに関する個別ケース検討を実施。特別支援学級・特別支援学校の必要性、受け入れ時に必要な支援、療育につなげるための情報を関係者間で共有し、支援につないでいる。協議結果は、必要に応じて、子ども・子育て会議や、自立支援協議会で共有する。
- 会議内で検討対象とする子どもには、障害児通所給付のサービス受給者だけではなく、健診で発達に遅れが見られる子ども、動きすぎる・元気づぎる子どもも含まれる。また支援対象の子どもが18歳になったら、成人担当の保健師につなぎ、支援が途切れないよう工夫している。
- 発達支援ネットワークの事務局は、協議した内容を年度別に整理し保存しており、保健師が個人別に作成しているファイルとは別途、年度別の協議内容を確認する際に役立っている。

乳幼児の発達支援や、高校進学タイミングで関係者間の情報共有など、アウトリーチ活動を推進

未就学期の移行支援

就学期の移行支援

地域のインクルージョン推進

- 定期的に保健師が管内保育所を巡回。CLM(チェック・リスト・イン三重：県が作成している、子どもの発達や特性に合った支援を目的としたツール)の提供と併せて、各園の子どもたちの状況把握、見守りを行っている。
- 高校入学のタイミングで、中学校の教員が高校へ出向き（必要時には保健師が同行）、中学校側から高校側への情報共有を行っている。

事例2 鹿児島県さつま町 子ども部会での丁寧な協議や庁内外との連携を通じたインクルージョン推進

人口
1万人
～
10万人

児童発達支援センター:有

児童発達支援事業所:無

放課後等デイサービス:有

子ども部会にて移行支援推進に向けた個別の課題を丁寧に取り上げ、解決に向けた具体的な取組を検討・実施

未就学期の移行支援

就学期の移行支援

地域のインクルージョン推進

- もともと県が作成した移行支援シートの様式を活用して、保育園や児童発達支援事業所等を利用する就学前児童が小学校等に進学するタイミングでの移行（縦のフロー）の情報共有を行っていた。一方で、就学後に放課後児童クラブと放課後等デイサービスの両方を利用する等、同時期に複数のサービスを利用するケース（横のフロー）での情報共有に課題がみられた。
- これを受けて、障害児の移行支援に向けた連携を円滑に進めるため、**自立支援協議会内の子ども部会では、令和4年度、就学後に放課後児童クラブと放課後等デイサービスの両方を利用する時の連携時に活用できるよう、移行支援シートのフロー図を拡充した。**現在は、上記のフロー図の活用に向けて、関係機関と具体的な検討を進めている。
- 子ども部会では、移行支援に向けた取組を行う上で生じる、個別の場面での課題についても取り上げて、解決に向けて協議している。

<具体例>

- ・障害児の移行支援に向けた連携時の問題点として、放課後等デイサービスを利用している子どもが、学童にも通い始めた際に、放課後等デイサービスを利用していることを、保護者が学童側に伝えていなかったために、学童側が対応に困るケースがあることが議題に挙がった。
- ・現在、こうした具体的な問題の解決に向けた方策（移行支援シートを活用して、放課後等デイサービスを併行利用していることを、保護者から放課後児童クラブに対してどのように伝えてもらうか、等）を検討中である。

定期的な会議開催を通じて、インクルージョン推進に向けた庁内外との連携体制を構築

未就学期の移行支援

就学期の移行支援

地域のインクルージョン推進

- 管内には、児童発達支援センター、放課後等デイサービス、保育園事業を展開している社会福祉法人があり、同法人は障害児保育・病児保育に積極的に取り組んでいる。毎月、町役場と同事業所との間で会議を開催している。同会議には子育て支援係所属の保健師3名が同席して情報共有を行っているため、就学児のうち、放課後等デイサービスを利用している子どもであれば、会議を通じて、定期的に状況を把握することができている。
- もともと町内では障害児・者支援の担当部署が一つにまとまっていたが、現在は、町内の子ども関係の部署（子育て支援課・子育て支援係や保育所、児童福祉関係の部署、障害児支援の担当部署など）が一つにまとまっている。障害児の担当と保育の担当とは元々同じ係であるため、必要時に連携しやすい。
- 自立支援協議会の子ども部会に教育委員会の職員が出席しており、福祉部門・教育部門の連携体制の強化を図っている。

事例3 東京都杉並区

公立保育所を中心に障害児を受入れ・当事者意見を施策反映する場づくりの推進

人口
50万人
以上

児童発達支援センター:有

児童発達支援事業所:有

放課後等デイサービス:有

公立保育所に障害児指定園を設けてサービス提供体制を構築

未就学期の移行支援

就学期の移行支援

地域のインクルージョン推進

- 近年の保育施策では、待機児童0を目指して、私立の認可保育所を中心に整備を進めてきたところだが、区内に在住する未就学の障害児の受け入れを推進するため、公立保育園の一部を指定園として指定し、障害児を受け入れられるようにハード・ソフトの両面から必要な体制（人的支援、技術的支援、ハード面での支援）を整えてきた。
- 受入れを行った子どもの状況は、保育所の職員、及び保育所訪問支援を実施している事業所の両方が把握しており、定期的に情報共有を行っている。指定園である保育所には、一定程度障害児を受入れている実績があるので、事業所とのやりとりで抵抗感は薄い。
- 現在は区立保育園指定園の職員を対象に、障害児指定園が障害児を受け入れるための実践的な取組として、障害児理解を深めるための研修や特別支援教育の推進・障害理解をテーマとした研修を実施する他、医療的ケアの概念や医療的ケア児への接し方のポイントを共有している。

子ども・子育て会議のメンバーに、障害児の保護者を含める

未就学期の移行支援

就学期の移行支援

地域のインクルージョン推進

- 「子ども・子育て会議」には、保護者枠として4名が参加しており、その中には障害児の保護者も含まれる。
- 障害児向け支援を実態に即したものにするため、障害児支援の当事者等を会議の構成員に含めている。実際に会議内で、障害児施策に関する質疑がなされたこともあった。

障害児に関する施策の策定段階で、当事者に向けたアンケート調査を実施

未就学期の移行支援

就学期の移行支援

地域のインクルージョン推進

- 特別支援教育推進計画を策定する過程で、当事者の声を取り入れるために、パブリックコメントで意見を募るだけでなく、アンケートを実施している。教育現場と日頃から密にやりとりを行っており、現場への理解が深い部署が調査設計を担当している。

事例4 福島県いわき市

関連情報の整理・発信や、就学児の個別ケース支援を積極的に推進

人口
10万人
～
50万人

児童発達支援センター:有

児童発達支援事業所:有

放課後等デイサービス:有

関係機関の連携促進に向けて、支援者向けの教育・福祉機関のマップを作成・配布

未就学期の移行支援

就学期の移行支援

地域のインクルージョン推進

- 自立支援協議会の児童・療育支援部会で、以前、国から示されたトライアングルプロジェクトの実施に向けて、福祉・教育・家庭の連携推進のために、実務面でどのような取組を行うかを中心に協議したことがある。小中学校へのアンケートを行った結果、関係機関の連携に課題があることを把握した。そこで関係機関の見える化を行い、連携の契機とするため、[教育・福祉部門の関係機関をまとめた資料「はじめの一步マップ」](#)を児童・療育支援部会が作成し、事業所へ配布した。

・資料を作成する際は、学校や保育園、事業所等が困った際に、どこに相談できるかが一目で分かるよう、工夫した。

・校長研修会や教頭研修会等で、インクルーシブ教育と障害者の権利の内容を説明する機会を設け、その際に、上述の資料（教育機関と福祉機関の関係図をまとめたもの）を配布し、関係機関との具体的な連携方法とイメージを伝えた。

就学関連情報をリーフレット形式で発信

未就学期の移行支援

就学期の移行支援

地域のインクルージョン推進

- [就学先での教育内容、就学先決定の流れ、就学先の構図（特別支援学校、普通学校等）](#)等をまとめたリーフレットを作成しており、個別に就学相談をする際に、当事者に渡し説明している。他にも、就学前の療育を行っている療育機関で説明会を実施する際に参加者へ配布する、幼稚園・保育園で適宜配布し説明を行う等、就学に向けて、各場面で必要となる情報を、本資料を活用しながら保護者に伝えている。
- 近年、療育機関での説明会が増加傾向にあり（例えば5年前は2か所だったが、昨今は4か所で実施）、またこの資料を用いて保護者への説明をしたいと希望する幼稚園・保育園も増えてきている。リーフレットが多く保護者の目に触れるようになったことを受けて、保護者から行政への問い合わせ・相談も増えており、[行政が伝えている情報や資料が就学先決定に役立てられている](#)と感じている。

保護者や学校からの依頼を受けて、市職員が直接出向き、個別ケースへの丁寧な支援を実施

未就学期の移行支援

就学期の移行支援

地域のインクルージョン推進

- [保護者や学校からの依頼を受けて学校へ出向き、悩みを聞きながら、支援策の検討・実施に向けた伴走支援を実施している](#)。年間累計百十数件の相談に、5名の職員で対応する。
- 「子どもの言動や行動についてどのように理解したらよいか」「学校として支援体制をどのように構築すればよいか」「関係機関とどのように連携すればよいか」等の相談に対して、具体的な支援体制の構築方法を一緒に検討する、関係機関との連携に向けた会議の場を設定する等、[実行に向けた具体的な支援についても、必要に応じて市の職員が担っている](#)。

事例5 静岡県藤枝市

行政専門職が民間事業者等関係機関と密に連携し、個々の子どもが必要とする支援を確実に提供できる体制を構築

人口
10万人
～
50万人

児童発達支援センター:有

児童発達支援事業所:有

放課後等デイサービス:有

子どもに必要な支援に繋ぐ過程に子ども発達支援センターの専門職が深く関与

未就学期の移行支援

就学期の移行支援

地域のインクルージョン推進

- 子ども発達支援センターの専門職（心理師・保健師・保育士）が障害児の移行支援に関わっているため、事務的な手続きや情報共有に留まらず、個別の相談に丁寧に応じており、また必要に応じて関係機関との調整を担っている。
- 年1～2回程度、子ども発達支援センターの心理師等が、管内の保育所、幼稚園等を訪問し巡回相談支援を行い、支援が必要と思われる子どもがいた場合は、必要な支援に子どもを繋ぐための情報提供・調整を行っている。
- 子ども発達支援センターが発達相談窓口で受ける関係者からの相談内容を踏まえて、必要な場合には、多職種の関係者を集めたケース会議で個別協議を行っている。ケース会議には、当該児に関わっている関係機関のスタッフが一同に集まっている（在籍園や在籍校の職員、医療につながっている場合は医師等の医療職、児童発達支援を利用している場合は事業所の職員、相談支援事業所の職員など）。

小中学校への巡回相談を開始

未就学期の移行支援

就学期の移行支援

地域のインクルージョン推進

- 小中学校巡回を令和4年度に開始した。子ども発達支援センターで心理師による知能検査を実施したことがある子どもについて、検査後に学校での適応状況に変化がない等の相談があった場合に、保護者からの同意を得た上で、職員（子ども発達支援センターの心理師と、教育担当部署に会計年度任用職員として在籍している元中学校の校長）が学校を訪問し、行動観察を行っている。その後、当該児の日中の様子や検査結果を踏まえて、学校や保護者に必要な手立てを提示している。対象は市内全ての小中学校で、令和4年度は13ケースの巡回を実施した実績がある。

保育所等訪問支援の実施体制確保に向けた対策について
児童発達支援事業所担当者が子ども部会内で協議

未就学期の移行支援

就学期の移行支援

地域のインクルージョン推進

- 今年度は保育所等訪問支援への需要が供給を上回り、保育所等訪問支援の定員が埋まってしまう、という課題が生じた。そこで子ども部会では、保育所等訪問支援を実施している児童発達支援センターやそれ以外の児童発達支援事業所の担当者に、地域資源の洗い出しや、課題解決に向けた対策の協議を行ってもらった。その結果、他の児童発達支援事業所が地域の保育園やこども園に出向いて子どもの様子を把握し地域と連携するという案が出された他、保育所等訪問支援を新たに始めたいという意向を示す児童発達支援事業所もあった。

Ⅲ 調査結果のまとめ

【アンケート・ヒアリングの結果概要】

全国 709 件の市町村を対象としてアンケートを集計した結果、「障害児のインクルージョン推進や障害児の移行支援」に関する取組が進んでいない自治体が相当数あること、また小規模な自治体では特に取組が遅れていることが把握された。例えば、関連する会議体等において該当テーマを議題としたことがない割合は 52.9%[図表 133]（人口 1 万人未満の自治体では 71.2%）[図表 134]、該当テーマに関する啓発資料等を作成したことがない割合は 83.2%[図表 137]（人口 1 万人未満の自治体では 92.9%[図表 138]）、地域全体における障害児のインクルージョン推進の機運醸成に向けて自治体として意識的に取り組んでいることがない割合は 83.8%[図表 142]（人口 1 万人未満の自治体では 92.9%[図表 143]）であった。一方で、一般子育て施策を所管する部署が障害児支援を担当している自治体では、取組が比較的進んでいた[図表 145]。

管内で移行支援に関する加算等の算定が 1 件もない自治体の割合をみると、「保育・教育等移行支援加算」では 87.4%[図表 112]、「保育所等訪問支援」では 45.6%[図表 115]であった。

一般子育て施策に関する計画や会議の状況をみると、子ども・子育て支援事業計画において障害児のインクルージョン推進に関する言及を行っていない自治体の割合は 59.1%[図表 122]、子ども・子育て会議の目的の中に障害児に関する検討が位置づけられていない自治体の割合は 57.5%[図表 128]であった。また自立支援協議会に子ども部会が設置されている割合は 56.8%[図表 129]であった。

ヒアリング調査では、未就学期～就学期の移行支援、さらに地域のインクルージョン推進まで含めた多様な取組事例を聴取できた。特に小規模な自治体では、管内関係者との顔の見える関係性を活かした、小規模自治体ならではの工夫がみられたほか、都道府県が作成したツールを活用することで、支援の提供体制を整えている事例が複数あった。また、自立支援協議会の子ども部会等、行政・民間の関係者が参加する会議体が、地域のインクルージョン推進の中心となっている事例が複数あった。

【調査結果からみられる課題・提言等】

全国の自治体において、インクルージョン推進に課題がみられた。特に小規模な自治体においては、関連の取組が遅れていること、また、管内に児童発達支援センターをはじめとした地域資源が不足していることが改めて把握された。今後国でインクルージョン推進に向けた施策を検討する際は、こうした地域資源の偏りを念頭におく必要があるとともに、各種ツール作成等を通じた、都道府県による後方支援体制の構築を後押しす

ることも重要である。なお自立支援協議会の子ども部会は、地域のインクルージョン推進に重要な役割を果たし得ることから、子ども部会を設置していない自治体では、今後設置の必要性を検討することが望ましい。

移行支援に関する加算の取得率が低調であることから、移行支援の推進に課題があることが読み取れる。現状の改善に向けては、関連加算の算定要件を分かりやすくまとめた手引き等の作成・周知等の施策を講じることが考えられる。

令和5年度にはこども家庭庁が発足し、障害児を含めた全てのこどもを対象としたこども施策の展開が、今後さらに重要視されることになる。全国の自治体は、一般子育て施策に関する計画や会議の内容、また自治体内でのインクルージョン推進体制をも視野に入れて、今後のインクルージョン推進に関する方針を、丁寧に協議する必要がある。

第4章 保育所等訪問支援の実施状況調査

I アンケート調査

1. アンケート調査実施概要

保育所等訪問支援を実施する事業所におけるサービスの実施状況の全体像を把握するため、全事業所を対象したアンケート調査を実施した。

■ 調査対象

調査対象・調査種別	調査対象数
保育所等訪問支援を実施する事業所	985か所(悉皆) ※厚生労働省「第5回障害児通所支援の在り方に関する検討会」参考資料4より、事業所数(国保連令和3年3月)を引用。

■ 実施方法

アンケート回答用のウェブサイトインターネット上に構築し、回答者に直接入力・登録していただく方法で実施した。

具体的には、ウェブサイトの URL、アクセス用の ID を含む調査の実施方法が記載された依頼文を、厚生労働省よりサービス事業所の指定権者である都道府県・政令市・中核市に送付し、管内の事業所への調査協力依頼の送付を依頼した。

■ 実施時期

令和4年10月

■ 回収結果

種 類	対象件数※1	有効回答数※2	有効回答率※3
保育所等訪問支援を実施する事業所	(参考値)985	433	44.0%

※1 厚生労働省「第5回障害児通所支援の在り方に関する検討会」参考資料4より。

※2 重複と思われる回答を除外した件数。

※3 有効回答件数を対象件数(参考値)で除したもの。

2. 基本情報

本調査に回答のあった事業所の所在する都道府県は、以下のとおりであった。

図表 153 都道府県別回答件数

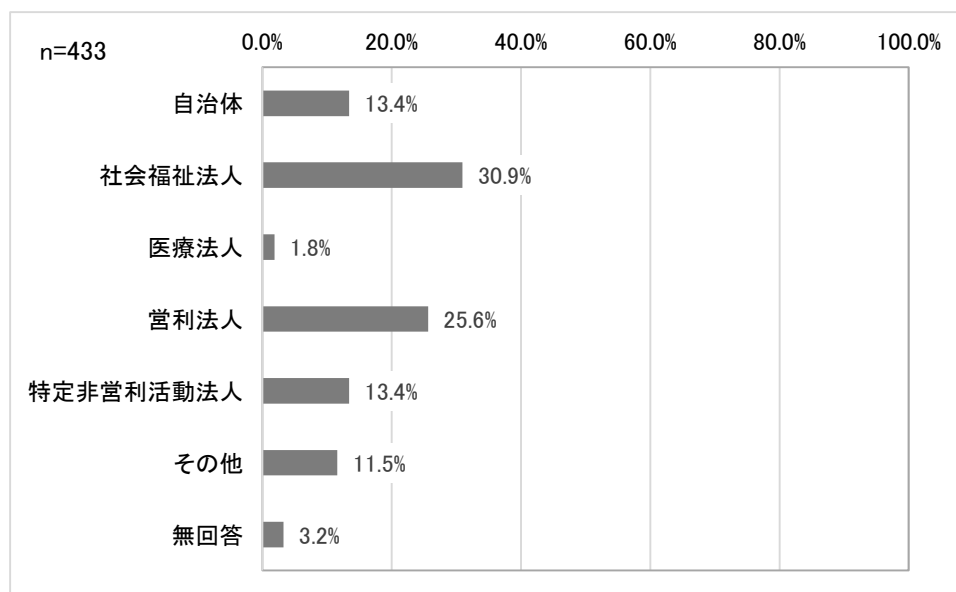
	件数	割合
北海道	20	4.6%
青森県	7	1.6%
岩手県	1	0.2%
宮城県	9	2.1%
秋田県	3	0.7%
山形県	4	0.9%
福島県	7	1.6%
茨城県	4	0.9%
栃木県	9	2.1%
群馬県	6	1.4%
埼玉県	35	8.1%
千葉県	21	4.8%
東京都	21	4.8%
神奈川県	13	3.0%
新潟県	4	0.9%
富山県	4	0.9%
石川県	4	0.9%
福井県	3	0.7%
山梨県	1	0.2%
長野県	11	2.5%
岐阜県	7	1.6%
静岡県	11	2.5%
愛知県	6	1.4%
三重県	8	1.8%
滋賀県	6	1.4%
京都府	2	0.5%
大阪府	13	3.0%
兵庫県	12	2.8%
奈良県	7	1.6%
和歌山県	7	1.6%
鳥取県	4	0.9%
島根県	3	0.7%
岡山県	5	1.2%
広島県	16	3.7%
山口県	1	0.2%
徳島県	9	2.1%
香川県	2	0.5%
愛媛県	8	1.8%
高知県	11	2.5%
福岡県	21	4.8%
佐賀県	6	1.4%
長崎県	10	2.3%
熊本県	24	5.5%
大分県	5	1.2%
宮崎県	9	2.1%
鹿児島県	22	5.1%
沖縄県	11	2.5%
無回答	0	0.0%
全体	433	100.0%

(1) 事業所の概要

1) 運営主体

事業所の運営主体についてみると「社会福祉法人」(30.9%) が最も多く、次いで「営利法人」(25.6%)、「自治体」「特定非営利活動法人」(13.4%) であった。

図表 154 運営主体

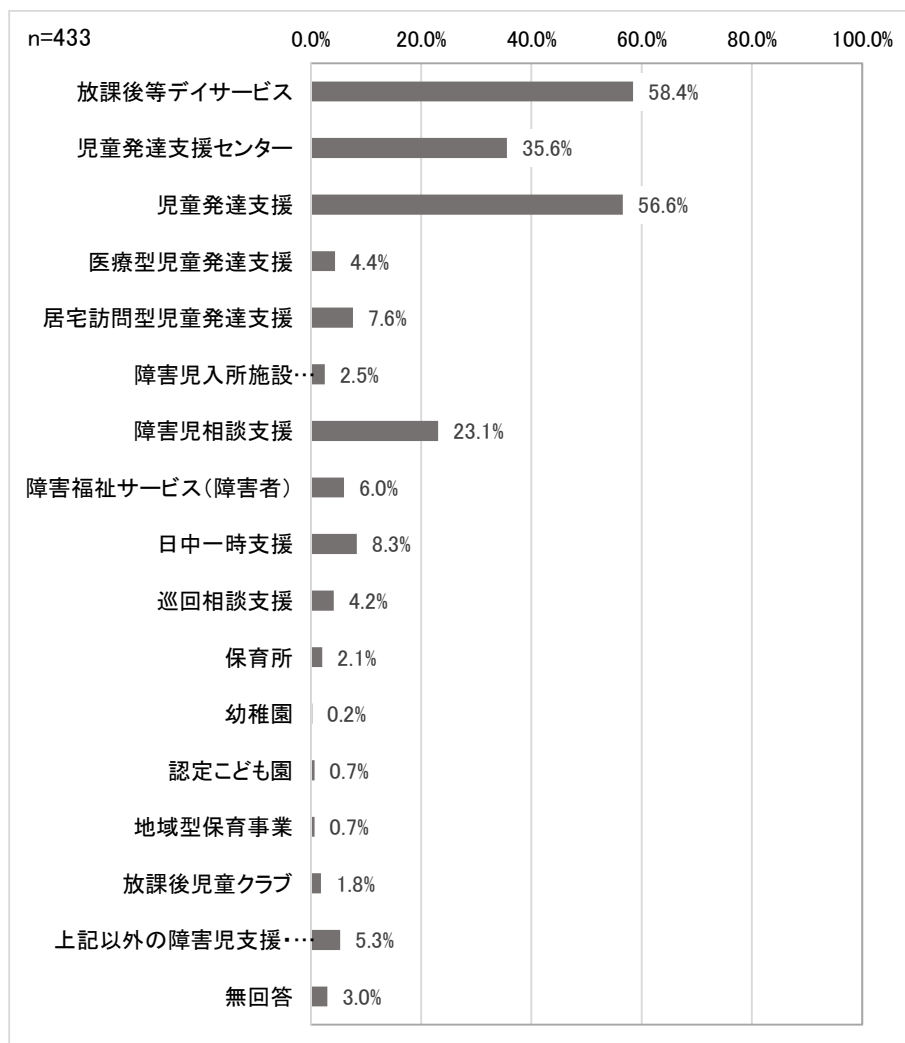


2) 事業所において実施している事業

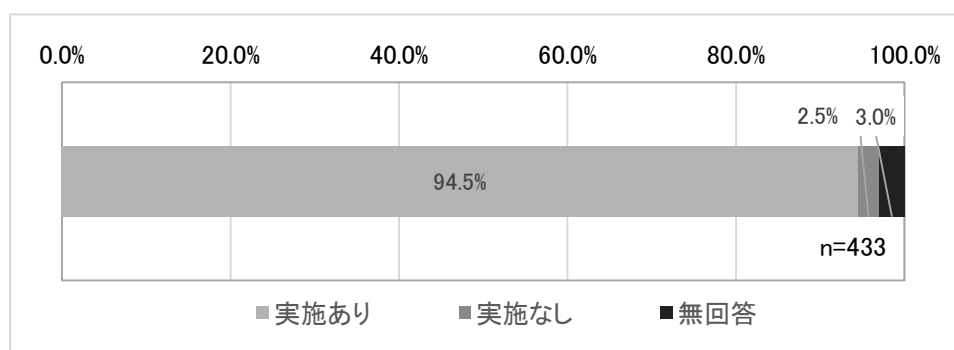
事業所において実施している事業は「放課後等デイサービス」(58.4%) が最も多く、次いで「児童発達支援」(56.6%)、「児童発達支援センター」(35.6%) であった。

なお、障害児通所支援事業のいずれかを実施している事業所は、回答事業所全体の94.5%であった。

図表 155 事業所において実施している事業（複数回答）



図表 156 通所事業の実施有無⁷

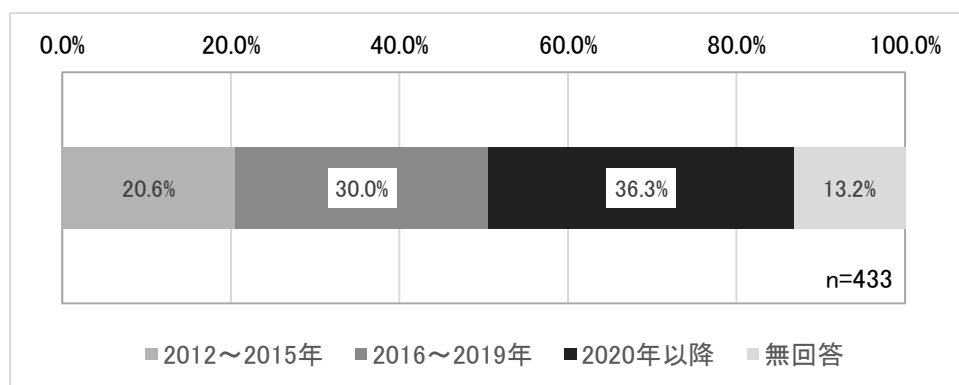


⁷ 放課後等デイサービス、児童発達支援センター、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援のいずれか1つ以上の選択がある場合に、通所事業の「実施あり」とした。

3) 保育所等訪問支援の開始年

回答事業所における保育所等訪問支援の開始年は、2020 年以降が 36.3%であった。

図表 157 保育所等訪問支援の開始年



3. 保育所等訪問支援の実施状況

(2) 訪問支援員の状況

1) 職種別の訪問支援員数

職種別の訪問支援員数についてみると「保育士 兼務 常勤」が回答事業所合計で 270 人と最も多く、次いで「保育士 専従 常勤」(同 218 人)、「児童指導員 兼務 常勤」(同 171 人)であった。

図表 158 職種別の訪問支援員数

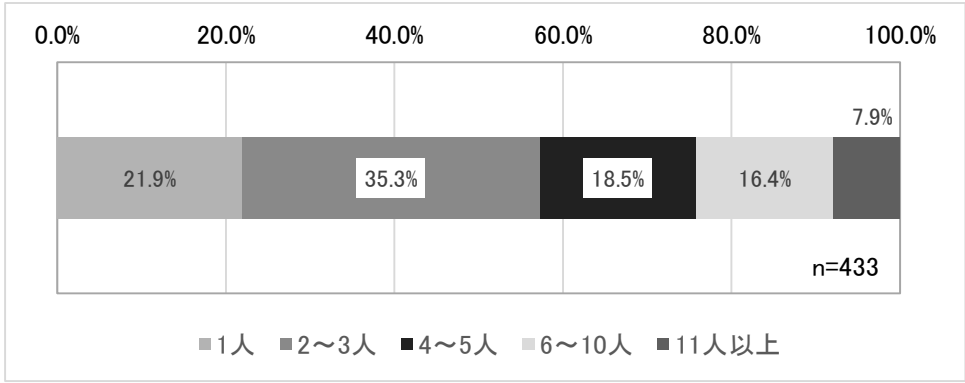
	合計	平均	中央値	全体
児童指導員 専従 常勤	145	0.33	0.00	433
児童指導員 専従 非常勤	91	0.21	0.00	433
児童指導員 兼務 常勤	171	0.39	0.00	433
児童指導員 兼務 非常勤	62	0.14	0.00	433
保育士 専従 常勤	218	0.50	0.00	433
保育士 専従 非常勤	93	0.21	0.00	433
保育士 兼務 常勤	270	0.62	0.00	433
保育士 兼務 非常勤	78	0.18	0.00	433
看護師 専従 常勤	14	0.03	0.00	433
看護師 専従 非常勤	13	0.03	0.00	433
看護師 兼務 常勤	24	0.06	0.00	433
看護師 兼務 非常勤	24	0.06	0.00	433
理学療法士 専従 常勤	20	0.05	0.00	433
理学療法士 専従 非常勤	8	0.02	0.00	433
理学療法士 兼務 常勤	59	0.14	0.00	433
理学療法士 兼務 非常勤	16	0.04	0.00	433
作業療法士 専従 常勤	28	0.06	0.00	433
作業療法士 専従 非常勤	27	0.06	0.00	433
作業療法士 兼務 常勤	86	0.20	0.00	433
作業療法士 兼務 非常勤	19	0.04	0.00	433
言語聴覚士 専従 常勤	21	0.05	0.00	433
言語聴覚士 専従 非常勤	17	0.04	0.00	433
言語聴覚士 兼務 常勤	66	0.15	0.00	433
言語聴覚士 兼務 非常勤	31	0.07	0.00	433
心理職（臨床心理士、公認心理師等） 専従 常勤	31	0.07	0.00	433
心理職（臨床心理士、公認心理師等） 専従 非常勤	20	0.05	0.00	433
心理職（臨床心理士、公認心理師等） 兼務 常勤	60	0.14	0.00	433
心理職（臨床心理士、公認心理師等） 兼務 非常勤	39	0.09	0.00	433
その他 専従 常勤	33	0.08	0.00	433
その他 専従 非常勤	41	0.09	0.00	433
その他 兼務 常勤	42	0.10	0.00	433
その他 兼務 非常勤	11	0.03	0.00	433

※「その他」の具体的な内容(一部)

- ・児童発達支援管理責任者
- ・サービス管理責任者
- ・相談支援専門員
- ・複数の職種に該当する者

事業所における訪問支援員の合計人数は、2～3 人（35.3%）が最も多く、次いで 1 人（21.9%）であった。

図表 159 訪問支援員数（合計人数）

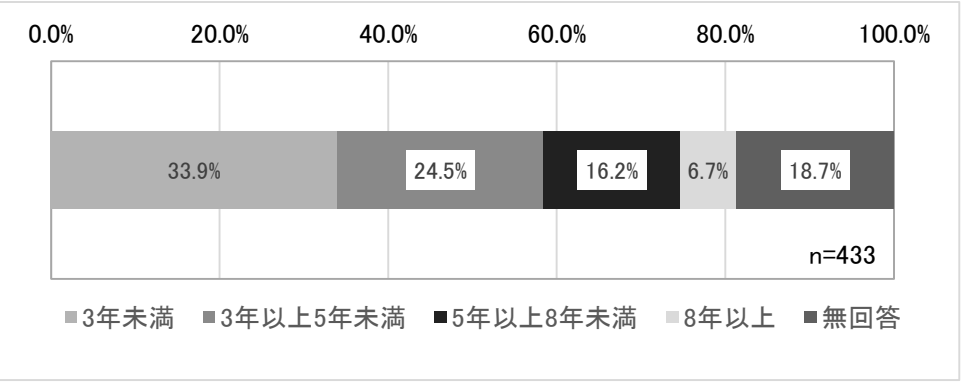


合計	平均	中央値	全体
1,878	4.34	3.00	433

2) 平均経験年数

訪問支援員の平均経験年数は、「3 年未満」が 33.9%と最も多く、次いで「3 年以上 5 年未満」（24.5%）であった。回答事業所全体の平均で 3.5 年、中央値は 3 年であった。

図表 160 平均経験年数

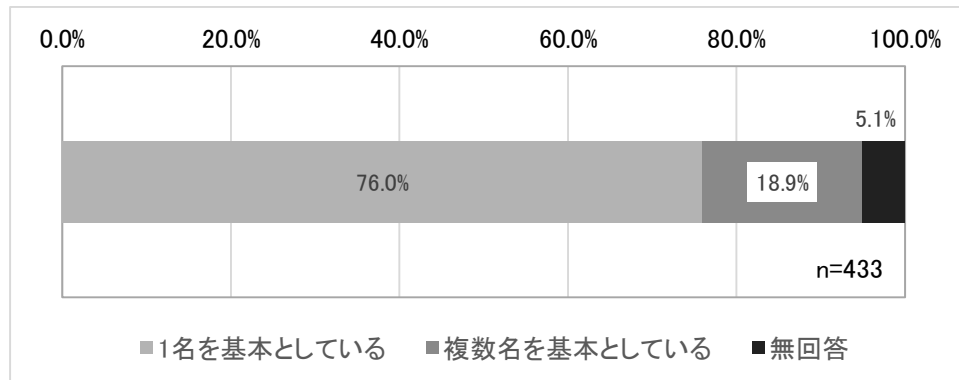


平均	中央値	無回答	全体
3.50	3.00	81	352

3) 訪問時の体制

訪問時の体制としては、「1 名を基本としている」と回答した事業所が 76.0%を占めた。

図表 161 訪問時の体制



図表 162 訪問時のおおよその人数（複数名の場合）

平均	中央値	無回答	全体
2.12	2.00	13	69

(3) 令和3年度の実績

1) 訪問先施設種別の対象児童数（実人数）

令和3年度における、訪問先施設別の対象児童数についてみると、「保育所等」が回答事業所合計で1,811人と最も多く、次いで「小学校・中学校」（同1,719人）、「幼稚園」（同942人）であった⁸。

なお、「その他」の回答としては、児童館、子育て支援センター、高等学校などが挙げられた。

図表 163 訪問先施設別の対象児童数

	合計	平均	中央値	全体
a. 保育所等	1,811	4.18	1.00	433
b. 幼稚園	942	2.18	0.00	433
c. 認定こども園	777	1.79	0.00	433
d. 放課後児童クラブ	47	0.11	0.00	433
e. 小学校・中学校	1,719	3.97	0.00	433
f. 特別支援学校（小学部・中学部）	191	0.44	0.00	433
g. 特別支援学校（高等部）	81	0.19	0.00	433
h. 乳児院	2	0.00	0.00	433
i. 児童養護施設	7	0.02	0.00	433
j. その他	67	0.15	0.00	433

図表 164 対象児童数（合計人数）

合計	平均	中央値	全体
5,644	13.03	5.00	433

2) 月別の延べ訪問件数と訪問を行った実日数

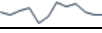
➤ 延べ訪問件数（月別）⁹

訪問先施設の種別別に、月別の延べ訪問件数をみると、「保育所等」、「幼稚園」、「認定こども園」、「小学校・中学校」、「特別支援学校（小学部・中学部）」、「特別支援学校（高等部）」のそれぞれにおいて、11月～12月の延べ訪問件数が最多となる傾向が見られた。

⁸ 回答事業所の中には、いずれの施設種別も「0人」と回答した事業所も一定数含まれる（116件）。

⁹ 本集計では、施設種別ごとに、いずれかの月に1件以上の回答があった事業所を集計対象とした。

図表 165 月別延べ訪問件数（事業所合計）

	令和3年									令和4年				件数	(参考)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
a. 保育所等	421	523	685	664	477	539	777	832	831	597	496	616	231		
b. 幼稚園	177	256	362	333	107	310	410	471	371	268	263	297	171		
c. 認定こども園	206	264	312	327	184	269	384	393	342	281	241	267	119		
d. 放課後児童クラブ	10	15	12	16	16	10	10	13	10	15	5	13	18		
e. 小学校・中学校	372	479	657	581	107	397	599	685	621	355	352	432	160		
f. 特別支援学校（小学部・中学部）	20	25	42	44	16	25	63	68	54	37	23	34	43		
g. 特別支援学校（高等部）	15	13	17	20	2	11	28	23	26	16	13	12	18		
h. 乳児院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
i. 児童養護施設	0	0	1	0	0	10	9	9	9	9	9	9	2		
j. その他	10	7	34	19	7	9	28	15	10	14	4	4	16		

図表 166 月別延べ訪問件数（事業所平均）

	令和3年									令和4年				件数
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
a. 保育所等	1.82	2.26	2.97	2.87	2.06	2.33	3.36	3.60	3.60	2.58	2.15	2.67	223	
b. 幼稚園	1.04	1.50	2.12	1.95	0.63	1.81	2.40	2.75	2.17	1.57	1.54	1.74	164	
c. 認定こども園	1.73	2.22	2.62	2.75	1.55	2.26	3.23	3.30	2.87	2.36	2.03	2.24	113	
d. 放課後児童クラブ	0.56	0.83	0.67	0.89	0.89	0.56	0.56	0.72	0.56	0.83	0.28	0.72	17	
e. 小学校・中学校	2.33	2.99	4.11	3.63	0.67	2.48	3.74	4.28	3.88	2.22	2.20	2.70	161	
f. 特別支援学校（小学部・中学部）	0.47	0.58	0.98	1.02	0.37	0.58	1.47	1.58	1.26	0.86	0.53	0.79	41	
g. 特別支援学校（高等部）	0.83	0.72	0.94	1.11	0.11	0.61	1.56	1.28	1.44	0.89	0.72	0.67	17	
h. 乳児院													0	
i. 児童養護施設	0.00	0.00	0.50	0.00	0.00	5.00	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50	2	
j. その他	0.63	0.44	2.13	1.19	0.44	0.56	1.75	0.94	0.63	0.88	0.25	0.25	15	

年間の延べ訪問件数についてみると、回答事業所 1 か所あたりの年間平均は、「保育所等」が 32.29 件、「小学校・中学校」が 35.23 件であった。

図表 167 年間延べ訪問件数（訪問先施設種別）

	合計	平均	中央値	無回答	全体
a. 保育所等	7,458	32.29	16.00	202	231
b. 幼稚園	3,625	21.20	9.00	262	171
c. 認定こども園	3,470	29.16	12.00	314	119
d. 放課後児童クラブ	145	8.06	3.50	415	18
e. 小学校・中学校	5,637	35.23	14.00	273	160
f. 特別支援学校（小学部・中学部）	451	10.49	5.00	390	43
g. 特別支援学校（高等部）	196	10.89	9.00	415	18
i. 児童養護施設	65	32.50	32.50	431	2
j. その他	161	10.06	3.50	417	16
施設合計	21,208	67.97	33.00	121	312

➤ 訪問を行った実日数¹⁰

訪問を行った実日数は「令和 3 年 11 月」（回答事業所全体で合計 2,509 日）が最も多く、次いで「令和 3 年 10 月」（同 2,308 日）、「令和 3 年 12 月」（同 2,274 日）であった。

図表 168 訪問を行った実日数

	合計	平均	中央値	無回答	全体
令和3年4月	1,231	3.95	1.00	121	312
令和3年5月	1,582	5.07	2.00	121	312
令和3年6月	2,122	6.80	3.00	121	312
令和3年7月	2,004	6.42	4.00	121	312
令和3年8月	916	2.94	1.00	121	312
令和3年9月	1,580	5.06	2.00	121	312
令和3年10月	2,308	7.40	4.00	121	312
令和3年11月	2,509	8.04	4.00	121	312
令和3年12月	2,274	7.29	3.50	121	312
令和4年1月	1,592	5.10	2.00	121	312
令和4年2月	1,406	4.51	1.00	121	312
令和4年3月	1,684	5.40	1.00	121	312
年間合計	21,208	67.97	33.00	121	312

年間の訪問日数についてみると、回答事業所 1 か所あたりの年間平均は 38.66 日、中央値は 13 日であった。

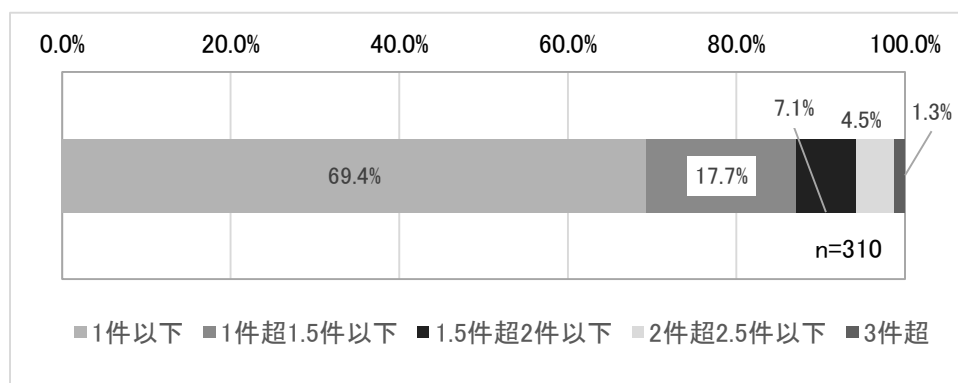
図表 169 訪問を行った実日数（年間合計）

合計	平均	中央値	全体
16,740	38.66	13.00	433

¹⁰ 本集計では、月別訪問日数のうちいずれかの月で 1 日以上回答があった事業所を集計対象とした。

延べ訪問件数として年間1件以上の回答があり、かつ訪問日数として年間1日以上の回答があった事業所（310件）について、訪問を行った1日あたりの平均訪問件数を算出すると、1日あたり1件以下（69.4%）が最も多く、次いで「1件超1.5件以下」（17.7%）であった。

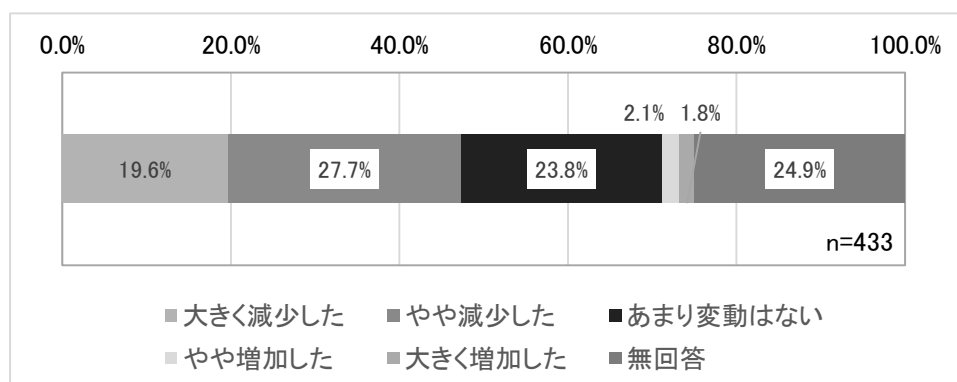
図表 170 訪問1日あたりの平均訪問件数の分布



3) 令和3年度の訪問件数への新型コロナウイルス感染症による影響

令和3年度の訪問件数への新型コロナウイルス感染症による影響についての回答は、「やや減少した」（27.7%）が最も多く、次いで「あまり変動はない」（23.8%）、「大きく減少した」（19.6%）であった。

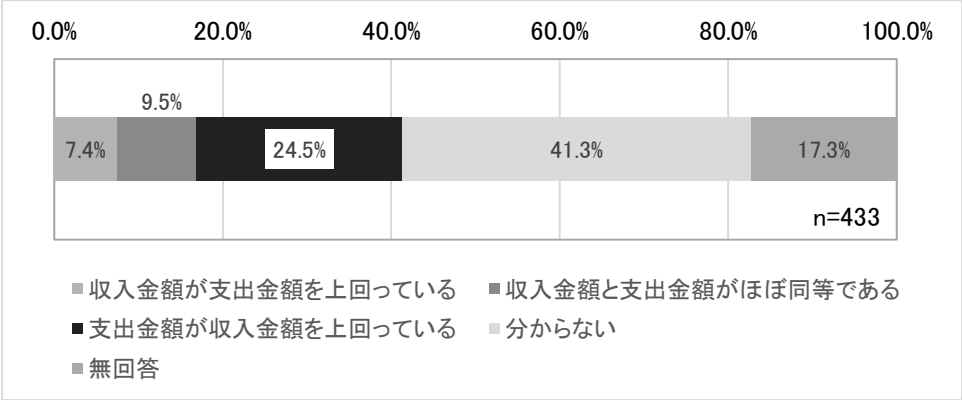
図表 171 令和3年度の訪問件数への新型コロナウイルス感染症による影響



4) 令和3年度のおおよその収支状況

令和3年度のおおよその収支状況については、「分からない」(41.3%)が最も多く、次いで「支出金額が収入金額を上回っている」(24.5%)であった。

図表 172 令和3年度のおおよその収支状況



(4) 令和3年度における保育所等訪問支援の対象児童

1) 主たる障害種別の児童数¹¹

令和3年度の保育所等訪問支援の対象児童について、主たる障害種別の状況をみると、「発達障害」が回答事業所合計で2,934人と最も多く、次いで「知的障害」(同1,008人)、「不明」(同932人)であった。

図表 173 主たる障害種別の児童数

	合計	平均	中央値	無回答	全体
知的障害	1,008	2.39	0.00	11	422
発達障害	2,934	6.95	1.00	11	422
肢体不自由	118	0.28	0.00	11	422
聴覚障害	52	0.12	0.00	11	422
視覚障害	8	0.02	0.00	11	422
重症心身障害	80	0.19	0.00	11	422
その他	253	0.60	0.00	11	422
不明	932	2.21	0.00	11	422
上記のうち、医療的ケアを必要とする子ども	143	0.39	0.00	64	369

2) 障害児相談支援の利用児童数¹²

障害児相談支援の利用児童数は、回答事業所合計で5,644人であった。

図表 174 障害児相談支援の利用児童数

合計	平均	中央値	無回答	全体
5,644	17.53	10.00	111	322

¹¹ 本集計の対象にはいずれの項目にも1人以上の回答がなかった事業所(123件)も含まれている。

¹² 障害児相談支援の利用児童数が主たる障害種別の児童数の合計値(5,385人)を超過しており、障害種別の児童数とあわせ、本設問の回答が正確に行われなかった可能性があることに留意が必要である。

(5) 支援開始に至るまでの経緯別の児童数

支援開始に至るまでの経緯別の児童数についてみると、「他の事業の利用等を通じて関わりのあった児童・保護者から利用希望を受けた」が回答事業所合計で2,144人と最も多く、次いで「地域の児童・保護者から直接相談を受けた」(同 1,087 人)であった。

図表 175 支援開始に至るまでの経緯別の児童数¹³

	合計	平均	中央値	無回答	全体
a. 他の事業の利用等を通じて関わりのあった児童・保護者から利用希望を受けた	2,144	7.05	1.00	129	304
b. 地域の児童・保護者から直接相談を受けた	1,087	3.58	0.00	129	304
c. 訪問先施設等からの相談を介してニーズを把握した	441	1.45	0.00	129	304
d. 自治体を実施する巡回相談支援を通じてニーズを把握した	39	0.13	0.00	129	304
e. 地域の関係機関（訪問先施設以外）からの相談を介してニーズを把握した	284	0.93	0.00	129	304
f. その他	482	1.59	0.00	129	304

※「その他」の具体的な内容(一部)

- ・同一法人内の相談支援事業所が仲介役となって支援を開始
- ・在籍児童が併行通園をしている場合は、原則すべて保育所等訪問支援を行うこととしている
- ・利用児童の保護者からの紹介

(6) 支援の実施頻度及び訪問 1 回あたりの支援提供時間別の児童数¹⁴

支援の実施頻度及び訪問 1 回あたりの支援提供時間別の児童数についてみると、回答事業所合計で、「月 1 回～2 回未満／1 時間～2 時間未満」が 850 人 (19.7%) と最も多く、次いで「月 0.5 回未満／1 時間～2 時間未満」(764 人、17.7%) であった。

図表 176 支援の実施頻度及び訪問 1 回あたりの支援提供時間別の児童数
(事業所合計)

(件数：307)					
	月0.5回未満	月0.5回～1回未満	月1回～2回未満	月2回～3回未満	月3回以上
～1時間未満	346	100	255	25	9
1時間～2時間未満	764	347	850	145	120
2時間～3時間未満	460	149	243	54	72
3時間～4時間未満	122	65	64	17	7
4時間以上	75	4	14	3	4

(件数：307)					
	月0.5回未満	月0.5回～1回未満	月1回～2回未満	月2回～3回未満	月3回以上
～1時間未満	8.0%	2.3%	5.9%	0.6%	0.2%
1時間～2時間未満	17.7%	8.0%	19.7%	3.4%	2.8%
2時間～3時間未満	10.7%	3.5%	5.6%	1.3%	1.7%
3時間～4時間未満	2.8%	1.5%	1.5%	0.4%	0.2%
4時間以上	1.7%	0.1%	0.3%	0.1%	0.1%

¹³ a～f のいずれかに 1 件以上の回答があった事業所についての集計結果

¹⁴ いずれかの区分に 1 名以上の回答があった事業所についての集計結果

図表 177 支援の実施頻度及び訪問1回あたりの支援提供時間別の児童数
(事業所平均)

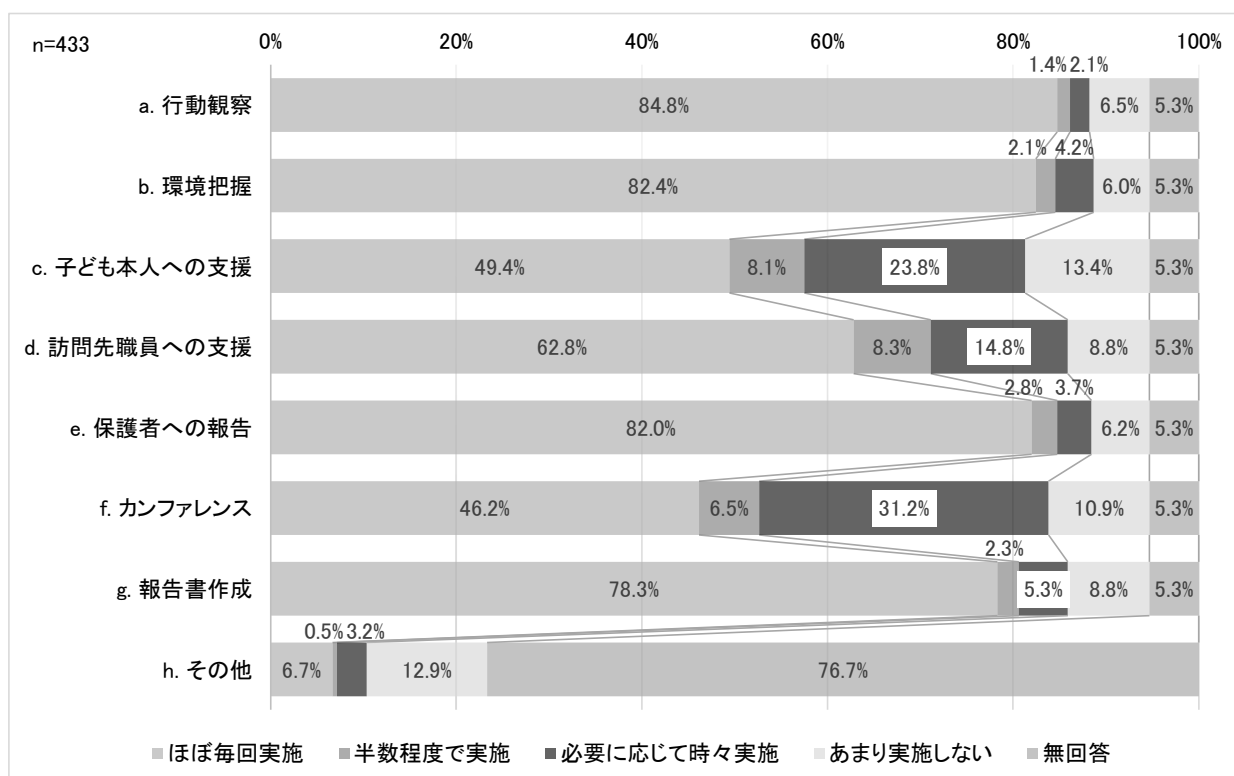
(件数：307)

	月0.5回未満	月0.5回～1回未満	月1回～2回未満	月2回～3回未満	月3回以上
～1時間未満	1.13	0.33	0.83	0.08	0.03
1時間～2時間未満	2.49	1.13	2.77	0.47	0.39
2時間～3時間未満	1.50	0.49	0.79	0.18	0.23
3時間～4時間未満	0.40	0.21	0.21	0.06	0.02
4時間以上	0.24	0.01	0.05	0.01	0.01

(7) 保育所等訪問支援の具体的な内容

保育所等訪問支援の実施状況を具体的な内容別にみると、【ほぼ毎回実施】と回答した事業所が8割以上を占める項目は「行動観察」(84.8%)、「環境把握」(82.4%)、「保護者への報告」(82.0%)であった。「子ども本人への支援」、「訪問先職員への支援」、「カンファレンス」の項目においては、【必要に応じて時々実施】または【あまり実施しない】と回答した事業所が、それぞれ「子ども本人への支援」37.2%、「訪問先職員への支援」23.6%、「カンファレンス」42.1%を占めた。

図表 178 保育所等訪問支援の具体的な内容



また、保育所等訪問支援の具体的な内容を訪問時の体制別にみると、「1名を基本としている」場合と「複数名を基本としている」場合で全体的にあまり大きな差異は見られなかったが、「カンファレンス」については、「ほぼ毎回実施」と回答した割合が「複数名を基本としている」事業所(59.8%)の方が、「1名を基本としている」事業所(43.8%)に比べて、比較的高い傾向がみられた。

図表 179 保育所等訪問支援の具体的な内容
(訪問時の体制・令和3年度の対象児童数の規模別)

		合計	問8. a. 行動観察				
			ほぼ毎回実施	半数程度で実施	必要に応じて時々実施	あまり実施しない	無回答
全体		433	84.8%	1.4%	2.1%	6.5%	5.3%
問3. (3) 訪問時の体制	1名を基本としている	329	88.8%	1.2%	1.2%	4.9%	4.0%
	複数名を基本としている	82	81.7%	2.4%	3.7%	4.9%	7.3%
令和3年度の対象児童数	0人	116	60.3%	0.0%	1.7%	22.4%	15.5%
	1～9人	153	92.2%	1.3%	3.9%	1.3%	1.3%
	10人以上	164	95.1%	2.4%	0.6%	0.0%	1.8%

		合計	問8. b. 環境把握				
			ほぼ毎回実施	半数程度で実施	必要に応じて時々実施	あまり実施しない	無回答
全体		433	82.4%	2.1%	4.2%	6.0%	5.3%
問3. (3) 訪問時の体制	1名を基本としている	329	86.0%	1.8%	3.3%	4.9%	4.0%
	複数名を基本としている	82	80.5%	2.4%	4.9%	4.9%	7.3%
令和3年度の対象児童数	0人	116	57.8%	0.0%	5.2%	21.6%	15.5%
	1～9人	153	90.2%	2.0%	5.9%	0.7%	1.3%
	10人以上	164	92.7%	3.7%	1.8%	0.0%	1.8%

		合計	問8. c. 子ども本人への支援				
			ほぼ毎回実施	半数程度で実施	必要に応じて時々実施	あまり実施しない	無回答
全体		433	49.4%	8.1%	23.8%	13.4%	5.3%
問3. (3) 訪問時の体制	1名を基本としている	329	51.4%	8.2%	23.7%	12.8%	4.0%
	複数名を基本としている	82	45.1%	8.5%	26.8%	12.2%	7.3%
令和3年度の対象児童数	0人	116	37.9%	3.4%	17.2%	25.9%	15.5%
	1～9人	153	61.4%	5.9%	24.8%	6.5%	1.3%
	10人以上	164	46.3%	13.4%	27.4%	11.0%	1.8%

		合計	問8. d. 訪問先職員への支援				
			ほぼ毎回実施	半数程度で実施	必要に応じて時々実施	あまり実施しない	無回答
全体		433	62.8%	8.3%	14.8%	8.8%	5.3%
問3. (3) 訪問時の体制	1名を基本としている	329	65.0%	9.1%	14.3%	7.6%	4.0%
	複数名を基本としている	82	62.2%	7.3%	17.1%	6.1%	7.3%
令和3年度の対象児童数	0人	116	41.4%	9.5%	8.6%	25.0%	15.5%
	1～9人	153	74.5%	5.2%	17.0%	2.0%	1.3%
	10人以上	164	67.1%	10.4%	17.1%	3.7%	1.8%

第4章 保育所等訪問支援の実施状況調査

		合計	問8. e. 保護者への報告				
			ほぼ毎回実施	半数程度で実施	必要に応じて時々実施	あまり実施しない	無回答
全体		433	82.0%	2.8%	3.7%	6.2%	5.3%
問3. (3) 訪問時の体制	1名を基本としている	329	85.7%	2.7%	2.7%	4.9%	4.0%
	複数名を基本としている	82	80.5%	3.7%	3.7%	4.9%	7.3%
令和3年度の対象児童数	0人	116	59.5%	0.0%	2.6%	22.4%	15.5%
	1～9人	153	90.2%	3.3%	5.2%	0.0%	1.3%
	10人以上	164	90.2%	4.3%	3.0%	0.6%	1.8%

		合計	問8. f. カンファレンス				
			ほぼ毎回実施	半数程度で実施	必要に応じて時々実施	あまり実施しない	無回答
全体		433	46.2%	6.5%	31.2%	10.9%	5.3%
問3. (3) 訪問時の体制	1名を基本としている	329	43.8%	7.3%	34.7%	10.3%	4.0%
	複数名を基本としている	82	59.8%	4.9%	19.5%	8.5%	7.3%
令和3年度の対象児童数	0人	116	31.0%	4.3%	26.7%	22.4%	15.5%
	1～9人	153	47.7%	9.2%	34.0%	7.8%	1.3%
	10人以上	164	55.5%	5.5%	31.7%	5.5%	1.8%

		合計	問8. g. 報告書作成				
			ほぼ毎回実施	半数程度で実施	必要に応じて時々実施	あまり実施しない	無回答
全体		433	78.3%	2.3%	5.3%	8.8%	5.3%
問3. (3) 訪問時の体制	1名を基本としている	329	80.9%	2.4%	5.5%	7.3%	4.0%
	複数名を基本としている	82	79.3%	2.4%	2.4%	8.5%	7.3%
令和3年度の対象児童数	0人	116	53.4%	1.7%	6.0%	23.3%	15.5%
	1～9人	153	90.2%	2.0%	3.9%	2.6%	1.3%
	10人以上	164	84.8%	3.0%	6.1%	4.3%	1.8%

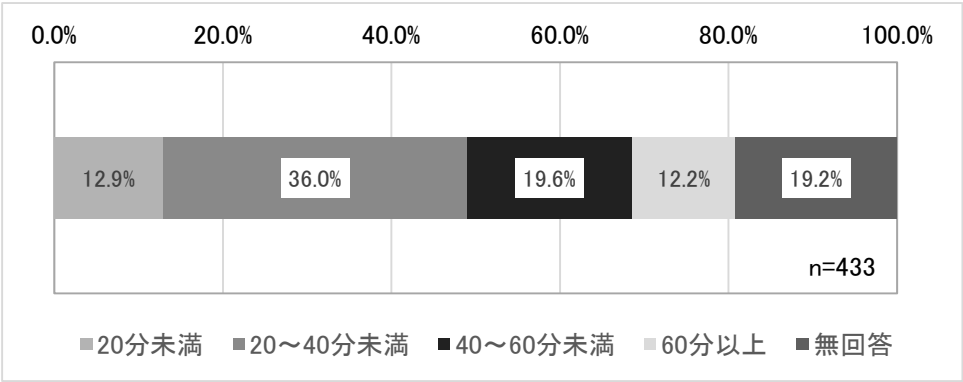
		合計	問8. h. その他				
			ほぼ毎回実施	半数程度で実施	必要に応じて時々実施	あまり実施しない	無回答
全体		433	6.7%	0.5%	3.2%	12.9%	76.7%
問3. (3) 訪問時の体制	1名を基本としている	329	5.5%	0.6%	2.4%	12.2%	79.3%
	複数名を基本としている	82	6.1%	0.0%	3.7%	12.2%	78.0%
令和3年度の対象児童数	0人	116	6.9%	0.0%	2.6%	23.3%	67.2%
	1～9人	153	7.2%	1.3%	3.3%	10.5%	77.8%
	10人以上	164	6.1%	0.0%	3.7%	7.9%	82.3%

(8) 支援先の施設等への移動に要する時間等

1) 平均移動時間（往復）

往復の移動時間は、回答事業所平均で約 33.5 分であった。

図表 180 平均移動時間（往復：分）

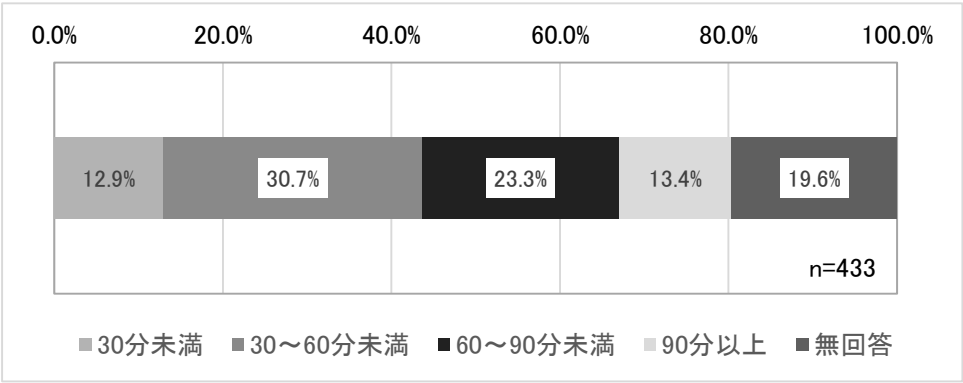


平均	中央値	無回答	全体
33.52	30.00	83	350

2) 移動に最も長い時間を要する訪問先への移動時間（往復）

往復の移動に最も長い時間を要する訪問先への移動時間の平均は、回答事業所平均で約 57.4 分、中央値は 50 分であった。

図表 181 移動に最も長い時間を要する訪問先への移動時間（往復：分）

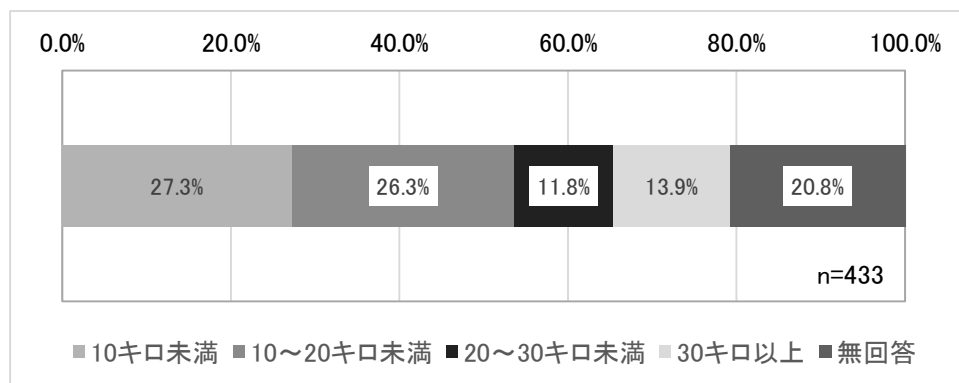


平均	中央値	無回答	全体
57.41	50.00	85	348

3) 最も遠方にある訪問先までの距離

最も遠方にある訪問先までの距離の平均は、回答事業所平均で 17.81 km、中央値は 12 kmであった。

図表 182 最も遠方にある訪問先までの距離（キロ）



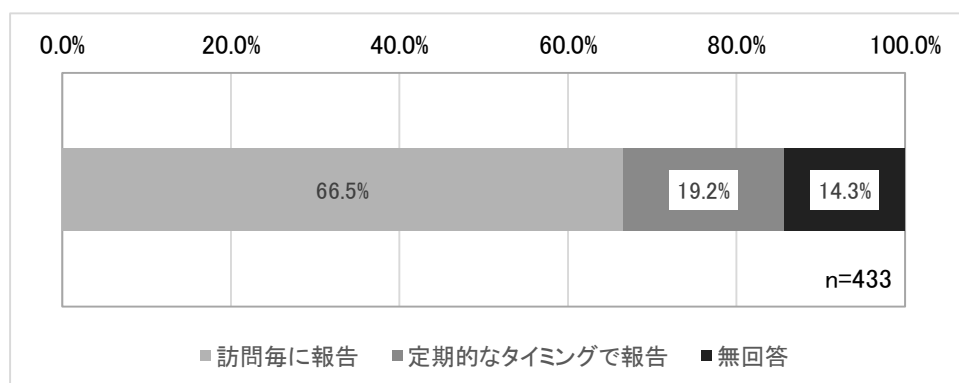
平均	中央値	無回答	全体
17.81	12.00	90	343

(9) 実施状況に関する保護者への報告等

1) 保護者への報告を行うタイミング

保護者への報告を行うタイミングについてみると、「訪問毎に報告」が 66.5%と最も多かった。

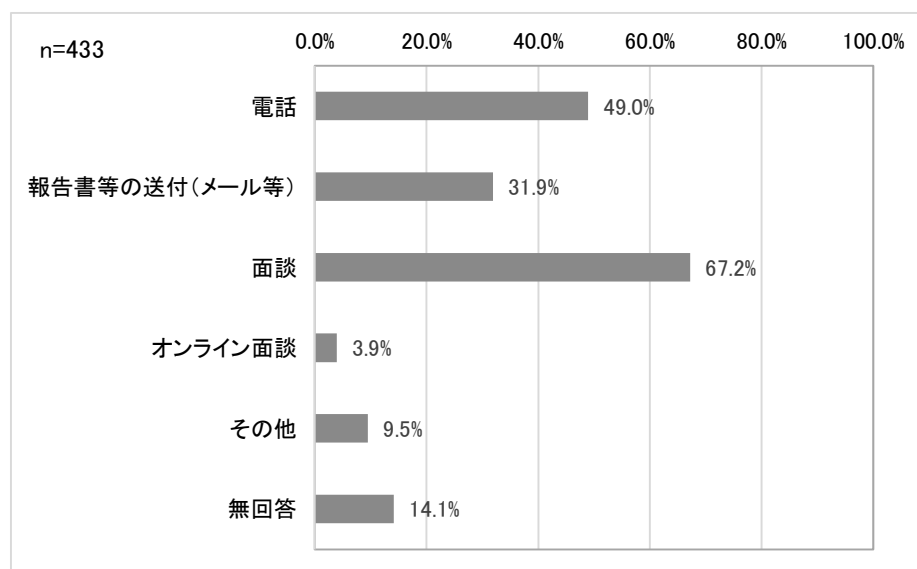
図表 183 保護者への報告を行うタイミング



2) 保護者への報告の方法

保護者への報告の方法についてみると、「面談」(67.2%) が最も多く、次いで「電話」(49.0%)、「報告書等の送付(メール等)」(31.9%) であった。

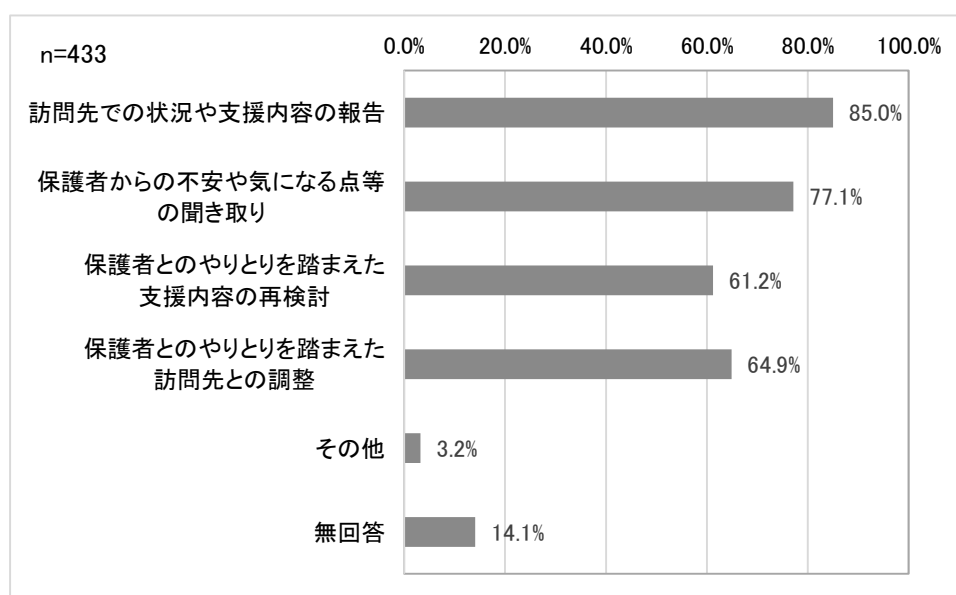
図表 184 保護者への報告の方法



3) 保護者への報告等で行う内容・活用状況

保護者への報告等で行う内容・活用状況についてみると、「訪問先での状況や支援内容の報告」(85.0%) が最も多く、次いで「保護者からの不安や気になる点等の聞き取り」(77.1%)、「保護者とのやりとりを踏まえた訪問先との調整」(64.9%) であった。

図表 185 保護者への報告等で行う内容・活用状況



4. 保育所等訪問支援に関する事業所としての取組・効果・課題等

(10) 過去3年間の間に保育所等訪問支援を実施した、対象児童の経過¹⁵

1) 未就学児

過去3年間の間に保育所等訪問支援を実施した、対象児童の経過についてみると、未就学児では、「保育所等への通園を継続」が回答事業所合計で2,246人と最も多く、次いで「保育所等から地域の小学校の特別支援学級に進学」(同1,012人)、「保育所等から地域の小学校の通常学級に進学」(同711人)であった。

図表 186 未就学児

		合計	平均	中央値	無回答	全体
<未就学児>	a. 保育所等への通園を継続	2,246	8.35	3.00	164	269
	b. 保育所等から地域の小学校の通常学級に進学	711	2.64	1.00	164	269
	c. 保育所等から地域の小学校の特別支援学級に進学	1,012	3.76	1.00	164	269
	d. 保育所等から特別支援学校小学部に進学	255	0.95	0.00	164	269
	e. 特別支援学校幼稚部から小学部に進学	2	0.01	0.00	164	269
	f. その他	66	0.25	0.00	164	269
	g. 不明	141	0.52	0.00	164	269

2) 小学生

過去3年間の間に保育所等訪問支援を実施した、対象児童の経過についてみると、小学生では、「入学時の学校(地域の小学校または特別支援学校)への通学を継続」が回答事業所合計で1,381人と最も多く、次いで「地域の小学校から中学校に進学」(同237人)であった。

図表 187 小学生

		合計	平均	中央値	無回答	全体
<小学生>	h. 入学時の学校(地域の小学校または特別支援学校)への通学を継続	1,381	8.74	4.00	275	158
	i. 入学時の学校から転校(地域の小学校から特別支援学校へ等)	35	0.22	0.00	275	158
	j. 地域の小学校から中学校に進学	237	1.50	0.00	275	158
	k. 地域の小学校から特別支援学校に進学	20	0.13	0.00	275	158
	l. 特別支援学校小学部から中学部に進学	42	0.27	0.00	275	158
	m. その他	10	0.06	0.00	275	158
	n. 不明	4	0.03	0.00	275	158

¹⁵ 未就学児、小学生、中学生の区分ごとに、1名以上の回答があった事業所についての集計結果

3) 中学生

過去3年間の間に保育所等訪問支援を実施した、対象児童の経過についてみると、中学生では「入学時の学校（地域の中学校または特別支援学校）への通学を継続」が回答事業所合計で162人と最も多く、次いで「地域の中学校から高等学校に進学」（同46人）であった。

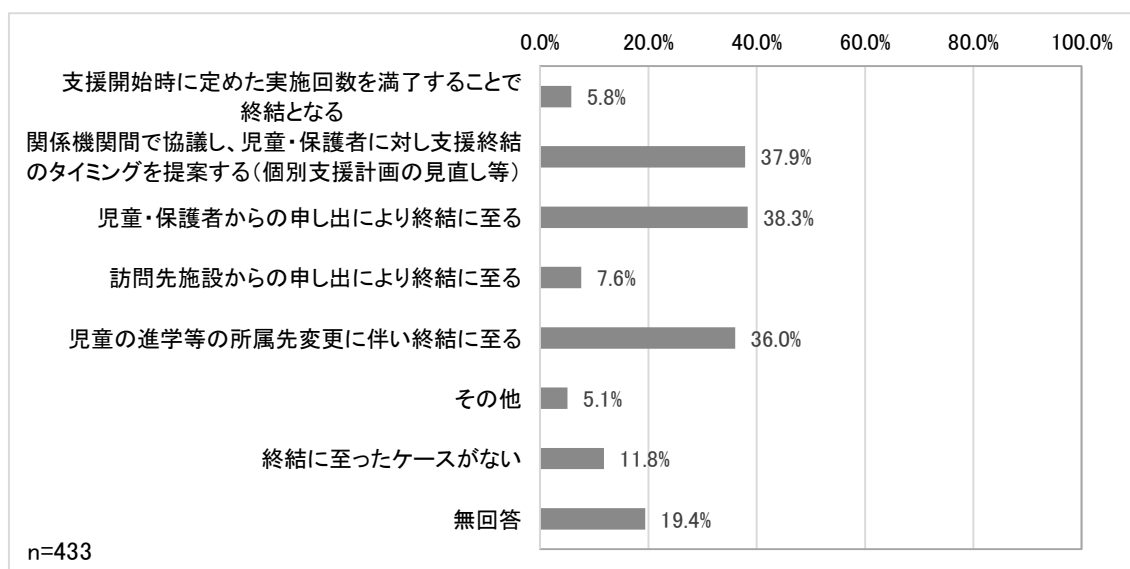
図表 188 中学生

		合計	平均	中央値	無回答	全体
<中学生>	o. 入学時の学校（地域の中学校または特別支援学校）への通学を継続	162	2.95	1.00	378	55
	p. 入学時の学校から転校（地域の中学校から特別支援学校へ等）	4	0.07	0.00	378	55
	q. 地域の中学校から高等学校に進学	46	0.84	0.00	378	55
	r. 地域の中学校から特別支援学校に進学	12	0.22	0.00	378	55
	s. 特別支援学校中学部から高等学部に進学	18	0.33	0.00	378	55
	t. その他	7	0.13	0.00	378	55
	u. 不明	0	0.00	0.00	378	55

(11) どのようなタイミングで支援終結の判断を行っているか

支援終結の判断のタイミングについてみると、「児童・保護者からの申し出により終結に至る」（38.3%）が最も多く、次いで「関係機関間で協議し、児童・保護者に対し支援終結のタイミングを提案する（個別支援計画の見直し等）」（37.9%）、「児童の進学等の所属先変更に伴い終結に至る」（36.0%）であった。

図表 189 どのようなタイミングで支援終結の判断を行っているか



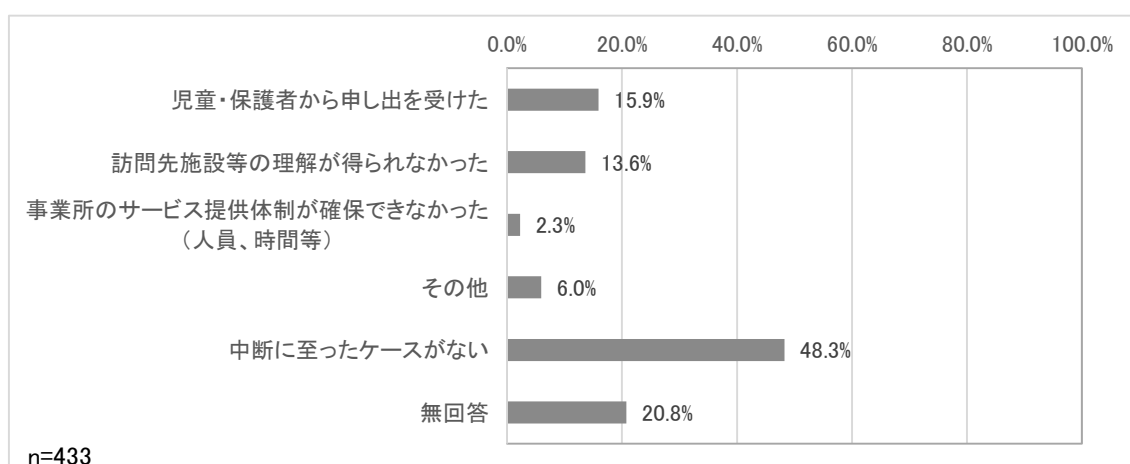
※「その他」の具体的な内容(一部)

- ・小学2年生までを対象としている
- ・半年で見直し、最長1年としている
- ・1年以上利用がない時、転出など
- ・自治体から毎年年度末前にサービス支給更新の必要性を問われるため、そのタイミングでご家族（ご本人）と施設、訪問支援員の意見を確認

(12) 保育所等訪問支援計画を完遂せずに支援を中断したケースはあるか

保育所等訪問支援計画を完遂せずに支援を中断したケースはあるかについての回答では、「中断に至ったケースがない」(48.3%)が最も多く、次いで「児童・保護者から申し出を受けた」(15.9%)、「訪問先施設等の理解が得られなかった」(13.6%)であった。

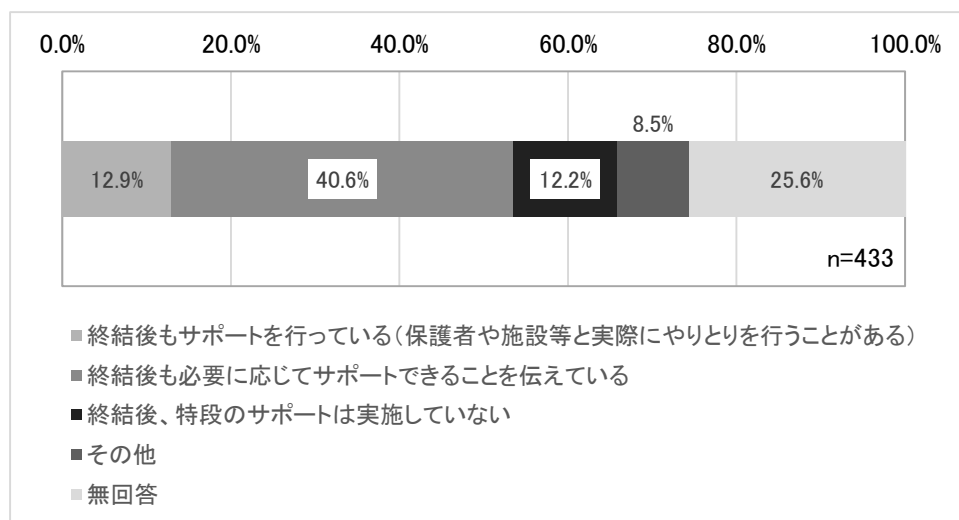
図表 190 保育所等訪問支援計画を完遂せずに支援を中断したケースはあるか



(13) 支援の終結後、対象児童・保護者や所属先施設等との関わりを継続的に有しているか

支援の終結後、対象児童・保護者や所属先施設等との関わりを継続的に有しているかについての回答では、「終結後も必要に応じてサポートできることを伝えている」(40.6%)が最も多く、次いで「終結後もサポートを行っている（保護者や施設等と実際にやりとりを行うことがある）」(12.9%)、「終結後、特段のサポートは実施していない」(12.2%)であった。

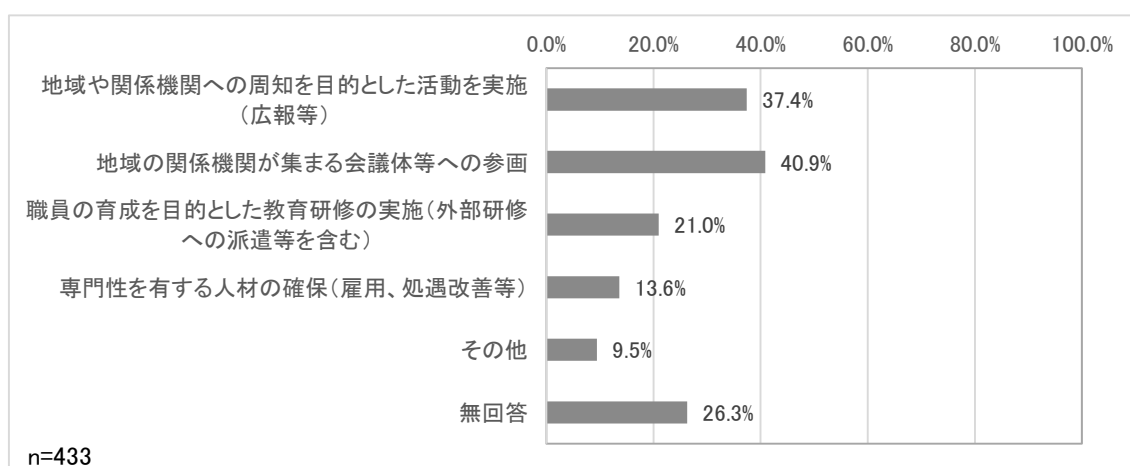
図表 191 支援の終結後、対象児童・保護者や所属先施設等との関わりを継続的に有しているか



(14) 保育所等訪問支援の実施に関し、事業所として取り組んでいること

保育所等訪問支援の実施に関し、事業所として取り組んでいることについてみると、「地域の関係機関が集まる会議体等への参画」(40.9%)が最も多く、次いで「地域や関係機関への周知を目的とした活動を実施（広報等）」(37.4%)、「職員の育成を目的とした教育研修の実施（外部研修への派遣等を含む）」(21.0%)であった。

図表 192 保育所等訪問支援の実施に関し、事業所として取り組んでいること



※「その他」の具体的な内容（一部）

- ・法人内研修や外部研修への参加を積極的に行っている
- ・法人の他事業において、保育所等と定期的に関わりを持っている
- ・専従職員の配置、訪問支援員の勤務日数、時間増に向けて検討

➤ 保育所等訪問支援の人材育成や人材確保のために取り組んでいる内容

保育所等訪問支援の人材育成や人材確保のために取り組んでいる内容としては、事業所内での日々のカンファレンスや事業所・法人内での研修、外部講師を招いた研修開催や外部研修への参加、経験豊富な職員と経験の浅い職員を組み合わせた OJT などの回答が挙げられた。

**図表 193 保育所等訪問支援の人材育成や人材確保のために取り組んでいる内容
(主な回答例)**

・職場内での情報交換。定期的なカンファレンス ・訪問支援後に支援内容や課題について、支援員間で共有、検討する ・法人内で月1回定期的にケース検討を行っている ・作業療法士や心理士による研修の実施。（観察のポイントや、保育者・保護者への伝え方等） ・事業所内で大学講師を招いた事業の検証や研修会を実施している ・障害の特性や支援方法（SST 等）、制度等を学べる研修を法人内や外部研修にて学べる機会を確保している ・外部で行われる訪問支援に限らない研修への参加や、折に触れ保護者や学校関係者とコミュニケーションを取る機会を設けている ・外部研修参加者による内部研修の実施 ・5年以上経験のある職員による訪問を行うとともに、経験の浅い職員を同行させている ・経験者と2名体制で保育所等訪問支援を実施し、助言や指導を行いながら人材育成を行っている

(15) 事業展開にあたり、事業所が課題と感じている点

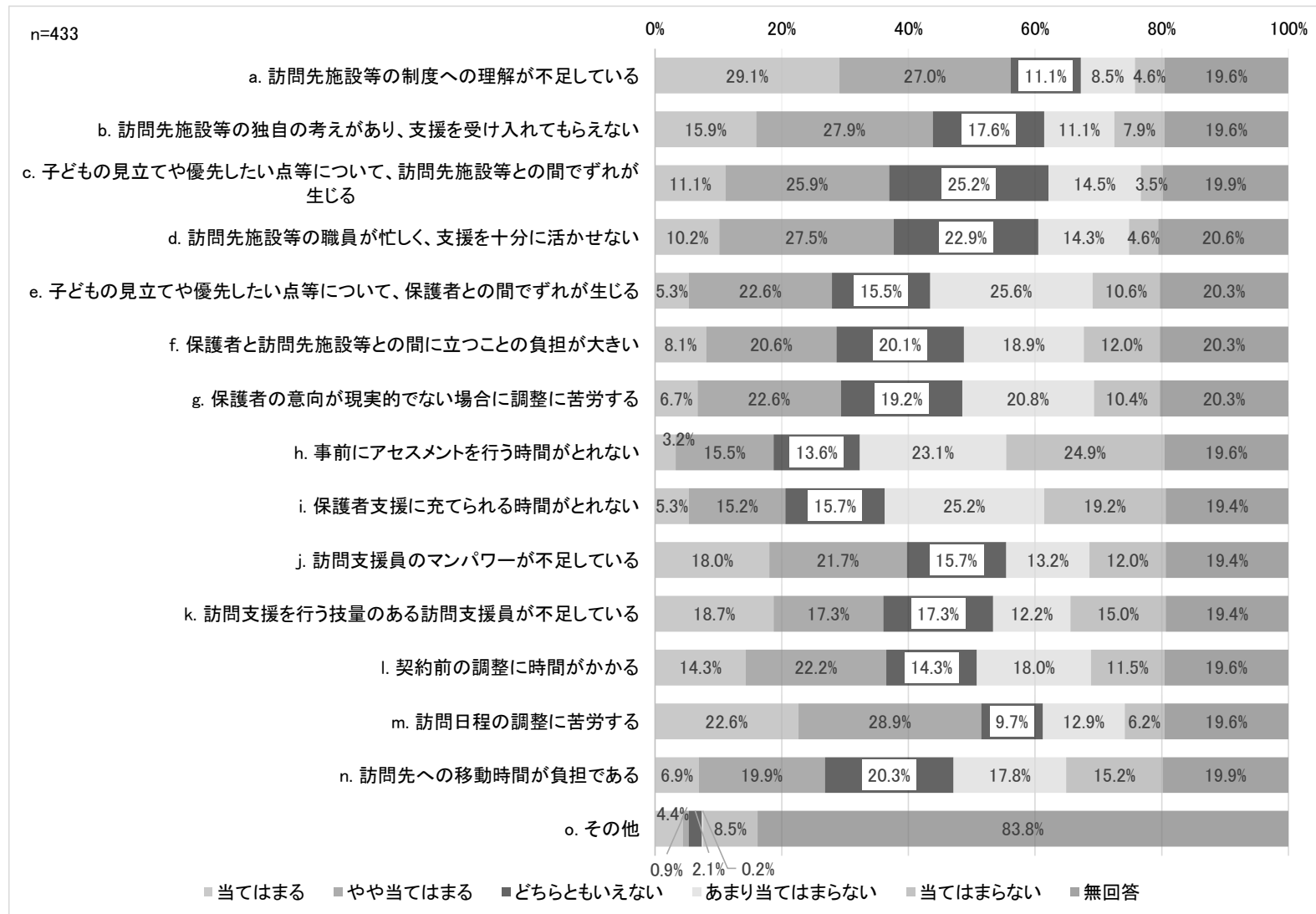
事業展開にあたり事業所が課題と感じている点について、受入れ先の施設等に関するものの中で【当てはまる】または【やや当てはまる】と回答した事業所が最も多いものは、「訪問先施設等の制度への理解が不足している」（計 56.1%）、次いで「訪問日程の調整に苦勞する」（計 51.5%）、「訪問先施設等の独自の考えがあり、支援を受け入れてもらえない」（計 43.8%）であった。

事業所や運用に関するものの中では、【当てはまる】または【やや当てはまる】と回答した事業所が「訪問日程の調整に苦勞する」（計 51.5%）で最も多く、次いで「訪問支援員のマンパワーが不足している」（計 39.7%）であった。

事業所が感じている課題について、【当てはまる】または【やや当てはまる】と回答した割合を訪問時の体制別にみると、「1 名を基本としている」事業所では「訪問支援を行う技量のある訪問支援員が不足している」と回答した割合が、「複数名を基本としている」事業所に比べて、10.5 ポイント高かった。

また、【当てはまる】または【やや当てはまる】と回答した割合を令和 3 年度の対象児童の規模別にみると、「保護者と訪問先施設等との間に立つことの負担が大きい」、「保護者の意向が現実的でない場合に調整に苦勞する」、「子どもの見立てや優先したい点等について、訪問先施設等との間でずれが生じる」、「訪問先施設等の独自の考えがあり、支援を受け入れてもらえない」などの項目で、対象児童の規模が大きい事業所の方が課題を感じている割合が高い傾向がみられた。

図表 194 事業展開にあたり、貴事業所が課題と感じている点



図表 195 事業展開にあたり、貴事業所が課題と感じている点
(訪問時の体制・令和3年度の対象児童数の規模別)

			【受入れ先の施設等に関するもの】				【保護者に関するもの】			
			a. 訪問先施設等の制度への理解が不足している	b. 訪問先施設等の独自の考えがあり、支援を受け入れてもらえない	c. 子どもの見立てや優先したい点等について、訪問先施設等との間でずれが生じる	d. 訪問先施設等の職員が忙しく、支援を十分に活かせない	e. 子どもの見立てや優先したい点等について、保護者との間でずれが生じる	f. 保護者と訪問先施設等との間に立つことの負担が大きい	g. 保護者の意向が現実的でない場合に調整に苦労する	
	全体	433	56.1%	43.9%	37.0%	37.6%	27.9%	28.6%	29.3%	
問3. (3) 訪問時の体制	1名を基本としている	329	60.2%	46.5%	38.9%	41.0%	29.5%	30.1%	30.7%	
	複数名を基本としている	82	54.9%	45.1%	39.0%	34.1%	29.3%	30.5%	31.7%	
令和3年度の対象児童数	0人	116	47.4%	34.5%	31.9%	27.6%	21.6%	20.7%	22.4%	
	1～9人	153	60.1%	43.1%	34.0%	37.9%	28.1%	22.9%	24.2%	
	10人以上	164	58.5%	51.2%	43.3%	44.5%	32.3%	39.6%	39.0%	

			【事業所に関するもの】				【運用に関するもの】				o. その他
			h. 事前にあるアセスメントを行う時間がとれない	i. 保護者の支援に充てられる時間がとれない	j. 訪問支援員のマンパワーが不足している	k. 訪問支援を行う技量のある訪問支援員が不足している	l. 契約前の調整に時間がかかる	m. 訪問日程の調整に苦労する	n. 訪問先への移動時間が負担である		
	全体	433	18.7%	20.6%	39.7%	36.0%	36.5%	51.5%	26.8%	5.3%	
問3. (3) 訪問時の体制	1名を基本としている	329	18.5%	22.8%	43.2%	39.8%	39.2%	54.4%	28.9%	6.4%	
	複数名を基本としている	82	24.4%	17.1%	35.4%	29.3%	35.4%	53.7%	25.6%	2.4%	
令和3年度の対象児童数	0人	116	13.8%	13.8%	25.0%	20.7%	31.9%	40.5%	25.9%	2.6%	
	1～9人	153	19.0%	22.9%	45.1%	40.5%	39.2%	52.3%	23.5%	7.8%	
	10人以上	164	22.0%	23.2%	45.1%	42.7%	37.2%	58.5%	30.5%	4.9%	

Ⅱ タイムスタディ調査

1. タイムスタディ調査実施概要

先行して実施した「保育所等訪問支援の実施状況調査」の結果を踏まえ、保育所等訪問支援のサービスにおける個別の支援内容やサービス提供にかかる時間、提供体制等の具体的な状況について、詳細な把握を行うことを目的として、タイムスタディ調査を実施した。

(1) 調査の実施状況

タイムスタディ調査の実施方法及び回収等の状況は以下のとおり。

■ 調査対象

調査対象	調査対象数
「保育所等訪問支援の実施状況調査」回答事業所	保育所等訪問支援事業所 367か所 ※先行して実施した「保育所等訪問支援の実施状況調査」の回答事業所のうち、有効なメールアドレスの回答があった事業所数。

■ 実施方法

電子調査票 (Excel ファイル) を用意し、自記式タイムスタディ調査として実施した。

具体的には、調査事務局より調査対象事業所に対し、メールにて調査資料一式を送付し、事業所において調査票を受領後、指定した調査対象期間内に実施する全ての訪問支援について、その具体的な内容等の記録を行うことを依頼した。回答後の調査票は、メールにより調査事務局へ提出を依頼した。

■ 調査対象時期

令和5年1月16日（月）～2月10日（金）の4週間

■ 回収結果

調査対象事業所数	回答事業所数 ^{※1}	有効回答数 ^{※2}	有効回答率 ^{※3}
367か所	116 か所	102 か所	27.8%

※1 有効なタイムスタディ票の回答が得られなかった事業所を除外した数。

※2 有効回答数を調査対象事業所数で除したものの。

(2) 調査内容

本調査の具体的な実施方法及び調査内容は、以下の表のとおり。

■ 調査票の構成

本調査の調査票は、「ご記入にあたっての留意点とお願い」「Ⅰ. フェースシート」「Ⅱ. タイムスタディ票」「【別紙】コード表」の4シートにより構成した。各シートの詳細は下記の表のとおり。

シート名	概要	参照用	回答用
ご記入にあたっての留意点とお願い	・調査票への回答にあたっての留意事項を記載。	○	
Ⅰ. フェースシート	・調査期間中に行った訪問支援の対象児童の概要の記入を依頼。 ・児童1名につき1回のみ回答。		○
Ⅱ. タイムスタディ票	・調査期間中に行った訪問支援について、訪問回ごとの実施状況の記録を依頼。 ・訪問1回につき1回ずつ回答。		○
【別紙】コード表	・「Ⅱ. タイムスタディ票」の回答時に参照する選択肢(コード)をまとめて記載。	○	

■ 調査票への回答方法

タイムスタディ調査期間中の記録は、以下の手順に沿って記入を依頼した。

ステップ	内容
1. 調査票構成・内容の確認	・調査票ファイル(Excel ファイル)を一読し、回答用シートの構成と設問内容を確認する。
2. 訪問支援を行う対象児童の記入	・調査期間中に訪問支援を行うことが決定したら、対象児童の概要を「Ⅰ. フェースシート」に記入する。
3. 「Ⅱ. タイムスタディ票」の準備	・調査票ファイルの「Ⅱ. タイムスタディ票」をコピーし、当該訪問回の内容を記録するためのシートを作成する。
4. 訪問前の調整事項等の記録	・当該訪問に関し、現地を訪問する前に実施した作業内容(日程調整など)と所要時間を、コピーした「Ⅱ. タイムスタディ票」の「(9)訪問時間外での実施内容」に記録する。
5. 現地訪問時に行った実施内容等の記録	・訪問支援当日に、現地で行った支援の内容等を、4と同じ「Ⅱ. タイムスタディ票」に沿って記録する。
6. 訪問後の調整事項等の記録	・当該訪問に関し、現地訪問後に実施した作業内容(報告など)と所要時間を、4と同じ「Ⅱ. タイムスタディ票」の「(9)訪問時間外での実施内容」に記録する。
7. 回答した調査票の提出	・調査期間が経過し、同期間中に行った訪問支援の実施状況の記録が完了後、調査票ファイルを提出する。

2～6を
繰り返す

■ 調査票の内容

調査票「Ⅰ. フェースシート」及び「Ⅱ. タイムスタディ票」の各票における調査項目は下記の表のとおり。

シート・調査項目	備考
Ⅰ. フェースシート	
・回答者情報	・事業所名 ・事業所番号 ・所在地 ・連絡先
・児童ID	※調査期間中の訪問初回のみ記入
・年齢	
・主たる障害	1:知的障害 2:発達障害 3:肢体不自由 4:聴覚障害 5:視覚障害 6:重症心身障害 7:その他 8:不明
・利用開始年月	
・訪問先施設	1:保育所 2:幼稚園 3:認定こども園 4:放課後児童クラブ 5:小学校・中学校 6:特別支援学校 7:乳児院 8:児童養護施設 9:その他
・登園・登校頻度	1:ほぼ毎日 2:週2～3日 3:週1日程度 4:その他
・訪問頻度(月平均)	
・通算何回目の訪問か	
・他の利用サービス	1:児童発達支援 2:医療型児童発達支援 3:放課後等デイサービス 4:日中一時支援 5:障害児相談支援 6:その他
・支援のフェーズ	1:施設等の利用を新たに開始するにあたっての支援 2:利用中の施設等における円滑な利用のための支援 3:就学等のステージの移行にともなう支援 4:その他
Ⅱ. タイムスタディ票	
(1)訪問日	
(2)対象児童	※フェースシートに記入した児童IDより選択
(3)移動時間	・往路(分) ・復路(分)
(4)到着時刻	
(5)訪問支援員の職種	※コードの詳細について図表を参照
(6)経験年数	
(7)訪問先での実施内容	※コードの詳細について図表を参照
(8)退出時刻	
(9)訪問時間外での実施内容	※コードの詳細について図表を参照
(10)備考	

区分	(5)訪問支援員の職種
1	児童指導員
2	保育士
3	看護師
4	理学療法士
5	作業療法士
6	言語聴覚士
7	心理職(臨床心理士、公認心理師等)
8	その他

区分	(7)訪問先での実施内容
a	行動観察
b	環境把握
c	子ども本人への支援
d	訪問先職員への支援
e	保護者への報告
f	カンファレンス
g	報告書作成
h	その他

実施内容a～hを選択後、それぞれの具体的な内容を、オレンジの枠内の選択肢から選択し、記入

(7)訪問先での実施内容(詳細)

区分	a.行動観察
1	本人の発達面や行動特性の把握
2	訪問先での生活の様子(日常生活動作など)の把握
3	訪問先での行動の様子(行動上の課題など)の把握
4	本人と周囲の児童との関わり方の把握
5	本人と訪問先スタッフとの関わり方の把握
6	その他

区分	b.環境把握
1	本人が過ごす物理的な環境の把握
2	本人に関わる訪問先のスタッフ等の把握
3	訪問先の雰囲気、周囲の受け止め状況の把握
4	訪問先での保育方針や指導方針の把握
5	その他

区分	c.子ども本人への支援
1	本人への働きかけ(個人場面)
2	本人への働きかけ(集団場面)
3	本人と周囲の児童との関わりへの働きかけ
4	本人と訪問先スタッフとの関わりへの働きかけ
5	その他

区分	d.訪問先職員への支援
1	特性に応じた環境整備に関する助言・サポート
2	本人への関わり方に関する助言・サポート
3	集団の中での関わり方に関する助言・サポート
4	日常生活や活動の組み立てに関する助言・サポート
5	行事や進級等の目標に向けた助言・サポート
6	その他

区分	e.保護者への報告
1	訪問先での状況や支援内容の報告
2	保護者からの不安や気になる点等の聞き取り
3	保護者とのやりとりを踏まえた支援内容の再検討
4	保護者とのやりとりを踏まえた訪問先との調整
5	その他

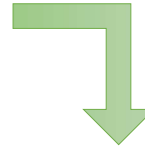
区分	f.カンファレンス
1	訪問支援員間での情報共有
2	児童の支援に関わる職員全体での情報共有
3	実施結果を踏まえた今後の支援方針の検討
4	その他

区分	g.報告書作成
1	実施した支援の内容についての記録作成
2	実施結果を踏まえた今後の支援方針の作成
3	実施結果を踏まえた保護者向けの報告作成
4	実施結果を踏まえた訪問先向けの報告作成
5	その他

区分	h.その他
1	(上記に当てはまらないもの)

第4章 保育所等訪問支援の実施状況調査

区分	(9) 訪問時間外での実施内容
a	事前調整
b	訪問先職員への支援
c	保護者への報告
d	カンファレンス
e	報告書作成
f	所内事務
g	その他



実施内容a～gを選択後、それぞれの具体的な内容を、緑色の枠内の選択肢から選択

(9) 訪問時間外での実施内容(詳細)

区分	a.事前調整
1	訪問先施設への趣旨説明
2	保護者からの要望等の確認
3	訪問日程の調整

区分	e.報告書作成
1	実施した支援の内容についての記録作成
2	実施結果を踏まえた今後の支援方針の作成
3	実施結果を踏まえた保護者向けの報告作成
4	実施結果を踏まえた訪問先向けの報告作成
5	その他

区分	b.訪問先職員への支援
1	特性に応じた環境整備に関する助言・サポート
2	本人への関わり方に関する助言・サポート
3	集団の中での関わり方に関する助言・サポート
4	日常生活や活動の組み立てに関する助言・サポート
5	行事や進級等の目標に向けた助言・サポート
6	その他

区分	f.所内事務
1	報酬算定のための事務
2	個別支援計画に基づくモニタリング、記録等

区分	c.保護者への報告
1	訪問先での状況や支援内容の報告
2	保護者からの不安や気になる点等の聞き取り
3	保護者とのやりとりを踏まえた支援内容の再検討
4	保護者とのやりとりを踏まえた訪問先との調整
5	その他

区分	g.その他
1	(上記に当てはまらないもの)

区分	d.カンファレンス
1	訪問支援員間での情報共有
2	児童の支援に関わる職員全体での情報共有
3	実施結果を踏まえた今後の支援方針の検討
4	その他

2. 基本情報

(1) 調査への回答状況

調査対象事業所から回答のあった対象児童数及び訪問支援の実施回数は、回答事業所全体の合計で、以下のとおりであった。

図表 196 回答件数

有効回答事業所数	102 件
有効回答のあった対象児童数(回答事業所計)	966 件
有効回答のあった訪問回数(回答事業所計)	1,406 件

(2) 回答事業所の概要

➤ 事業所の所在地（都道府県）

有効なフェースシート及びタイムスタディ票の提出があった事業所（回答事業所）の都道府県別の分布は以下のとおりであった。

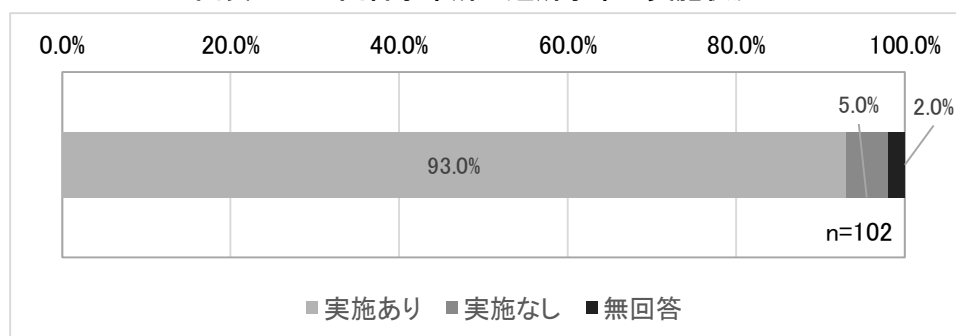
図表 197 回答事業所の所在地（都道府県）

	件数	割合
北海道	1	1.0%
青森県	4	3.9%
岩手県	0	0.0%
宮城県	3	2.9%
秋田県	2	2.0%
山形県	0	0.0%
福島県	1	1.0%
茨城県	2	2.0%
栃木県	3	2.9%
群馬県	0	0.0%
埼玉県	1	1.0%
千葉県	7	6.9%
東京都	5	4.9%
神奈川県	4	3.9%
新潟県	0	0.0%
富山県	1	1.0%
石川県	1	1.0%
福井県	0	0.0%
山梨県	0	0.0%
長野県	2	2.0%
岐阜県	3	2.9%
静岡県	1	1.0%
愛知県	4	3.9%
三重県	1	1.0%
滋賀県	1	1.0%
京都府	0	0.0%
大阪府	4	3.9%
兵庫県	4	3.9%
奈良県	3	2.9%
和歌山県	1	1.0%
鳥取県	2	2.0%
島根県	3	2.9%
岡山県	2	2.0%
広島県	3	2.9%
山口県	0	0.0%
徳島県	4	3.9%
香川県	1	1.0%
愛媛県	1	1.0%
高知県	1	1.0%
福岡県	2	2.0%
佐賀県	2	2.0%
長崎県	5	4.9%
熊本県	6	5.9%
大分県	1	1.0%
宮崎県	0	0.0%
鹿児島県	3	2.9%
沖縄県	5	4.9%
無回答	2	2.0%
全体	102	100.0%

➤ 通所事業の実施状況¹⁶

有効なフェースシート及びタイムスタディ票の提出があった事業所（回答事業所）における、障害児通所支援事業の実施状況をみると、回答事業所の 93.0%がいずれかの障害児通所支援事業をあわせて実施していた。

図表 198 回答事業所の通所事業の実施状況



¹⁶ 第4章「Ⅰ アンケート調査」にて把握した「事業所において実施している事業（複数回答）」の回答データと突合し、放課後等デイサービス、児童発達支援センター、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援のいずれか1つ以上の選択がある場合に、通所事業の「実施あり」とした。

3. 訪問支援の状況

回答事業所において提供された訪問支援回（タイムスタディ票数：1,406 件）を単位として、訪問支援の実施状況をみると、以下のとおりであった。

（1）対象児童の状況

1）年齢

調査対象事業所より回答のあった訪問支援回について、対象児童の年齢をみると、平均で 6.6 歳、中央値が 6 歳であった。

図表 199 年齢

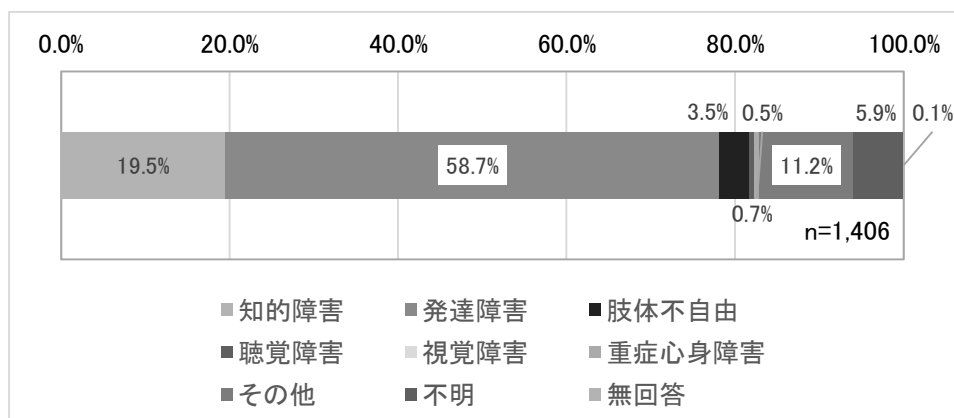
件数	平均	中央値
1,405	6.6	6

2）主たる障害の種別

対象児童の主たる障害の種別は、「発達障害」（58.7%）が最も多く、次いで「知的障害」（19.5%）であった。

対象児童の主たる障害の種別を施設種別にみると、いずれの施設種別でも「発達障害」が最多であるものの、「保育所」「幼稚園」「特別支援学校」では「知的障害」が全体の 2～3 割と他の施設種別よりもやや多い割合を占めた。

図表 200 主たる障害の種別



図表 201 主たる障害の種別（対象施設種別）

	件数	主たる障害						
		知的障害	発達障害	肢体不自由	聴覚障害	視覚障害	重症心身障害	その他
全体	1,406	19.5%	58.7%	3.5%	0.7%	0.0%	0.5%	11.2%
訪問先施設	保育所	29.2%	46.6%	8.8%	1.9%	0.0%	0.3%	4.3%
	幼稚園	23.6%	50.0%	0.5%	0.5%	0.0%	0.0%	18.5%
	認定こども園	11.9%	71.5%	0.4%	0.7%	0.0%	0.0%	5.6%
	放課後児童クラブ	12.5%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	小学校・中学校	14.5%	64.8%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%
	特別支援学校	26.7%	43.3%	3.3%	0.0%	0.0%	20.0%	6.7%
	乳児院	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	児童養護施設	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	その他	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

3) 利用期間¹⁷

調査対象となった訪問回までの利用期間（月数）をみると、平均で 17.9 か月、中央値は 11.5 か月であった。

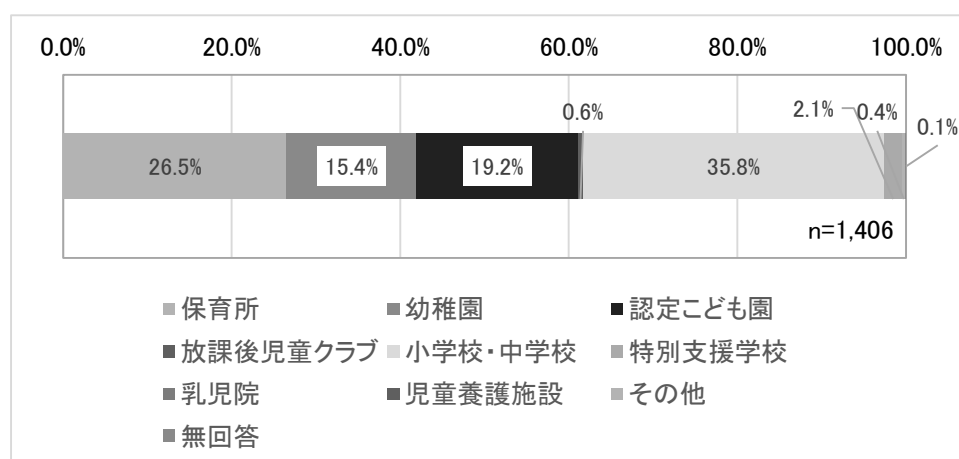
図表 202 利用期間（月数）

件数	平均	中央値
1,405	17.9	11.5

4) 訪問先の施設種別

訪問先の施設種別は、「小学校・中学校」(35.8%)が最も多く、次いで「保育所」(26.5%)、「認定こども園」(19.2%)、幼稚園(15.4%)であった。

図表 203 訪問先の施設種別

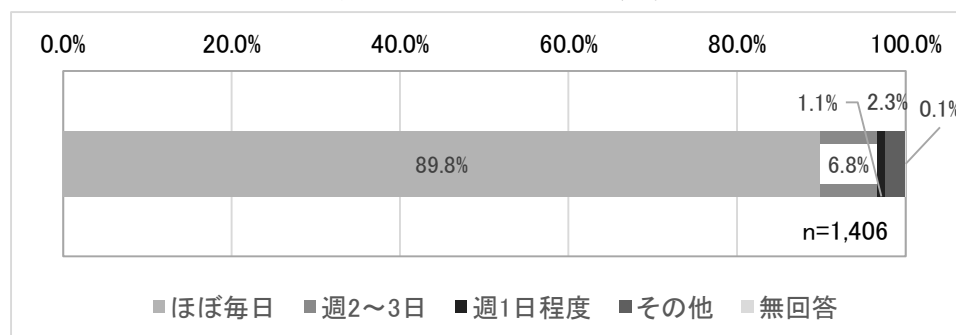


¹⁷ 利用開始年月から調査対象期間中の訪問回までの期間を算出し、集計している。

5) 登園・登校の頻度

対象児童の登園・登校の頻度は、「ほぼ毎日」が89.8%と9割近くを占めた。

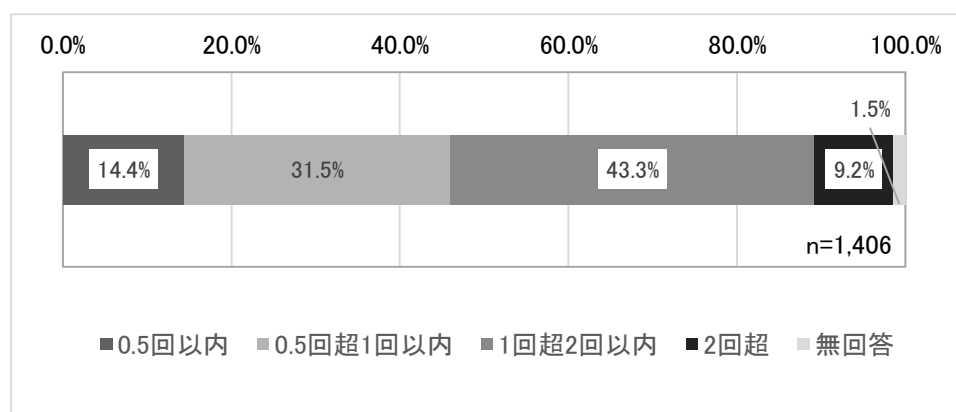
図表 204 登園・登校の頻度



6) 訪問の頻度（月平均）

対象児童への訪問の頻度についてみると、月平均で「1 回超 2 回以内」（43.3%）が最も多く、次いで「0.5 回超 1 回以内」（31.5%）であった。

図表 205 訪問の頻度（月平均）



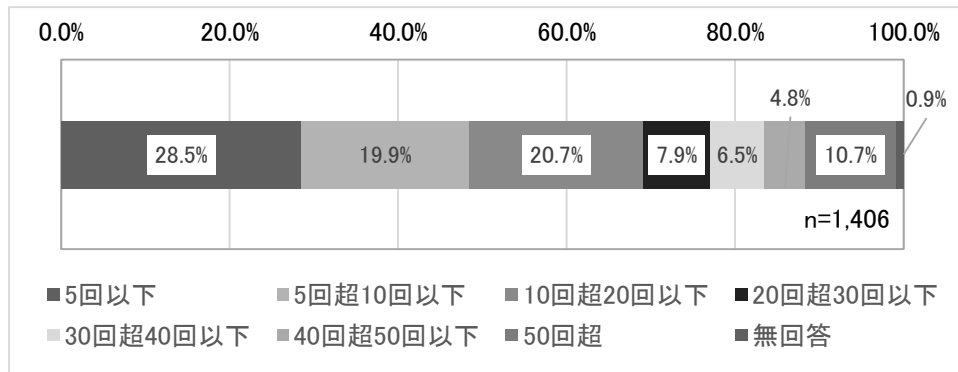
件数	平均	中央値
1,385	1.6	1.5

7) 通算の訪問回数¹⁸

調査対象となった訪問回までの通算訪問回数をみると、「5 回以下」（28.5%）が最も多く、次いで「10 回超 20 回以下」（20.7%）であった。

¹⁸ 調査対象期間中に行った訪問の初回が、回答事業所が当該対象児童に対し行った支援として、通算何回目の訪問であるかを表す。

図表 206 通算の訪問回数

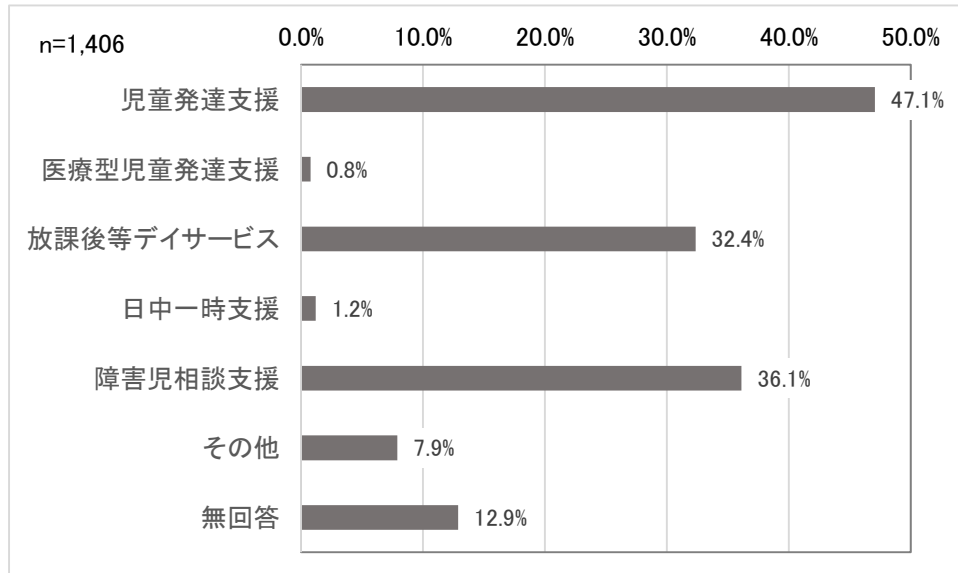


件数	平均	中央値
1,393	19.8	11

8) 他の利用サービス

対象児童の保育所等訪問支援以外のサービスの利用状況をみると、「児童発達支援」(47.1%) が最も多く、次いで「障害児相談支援」(36.1%)、「放課後等デイサービス」(32.4%) であった。

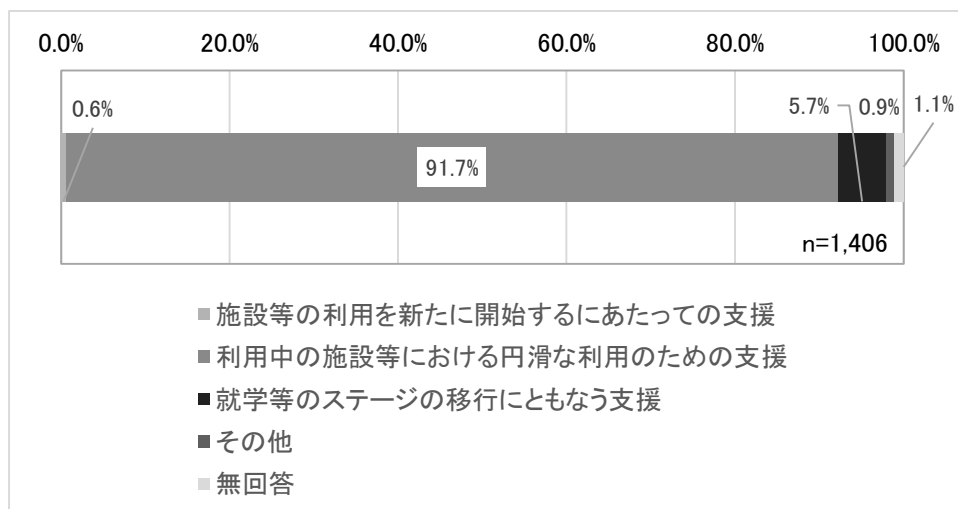
図表 207 他の利用サービス



9) 支援のフェーズ（個別支援計画の目標等より）

対象児童への支援のフェーズ（個別支援計画の目標等より）についてみると、「利用中の施設等における円滑な利用のための支援」が 91.7%と大多数を占め、「就学等のステージの移行に伴う支援」は 5.7%であった。

図表 208 支援のフェーズ

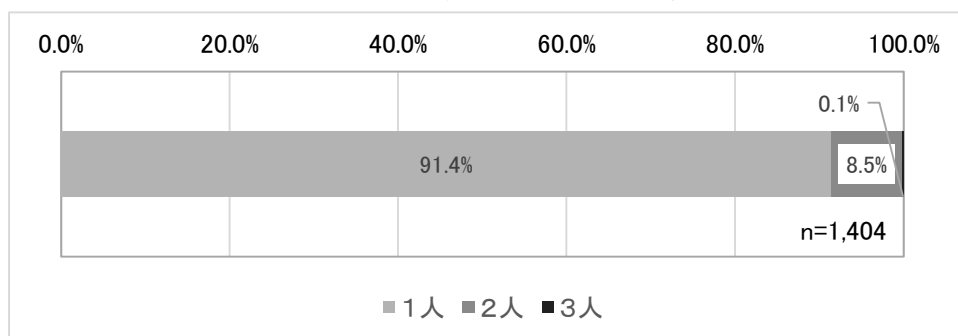


(2) 訪問時の実施体制

1) 訪問時のスタッフ数

対象施設への訪問時のスタッフ数をみると、「1 名」の訪問回（91.4%）が多数を占め、複数名での訪問では「2 名」が 8.5%であった。

図表 209 訪問時のスタッフ数

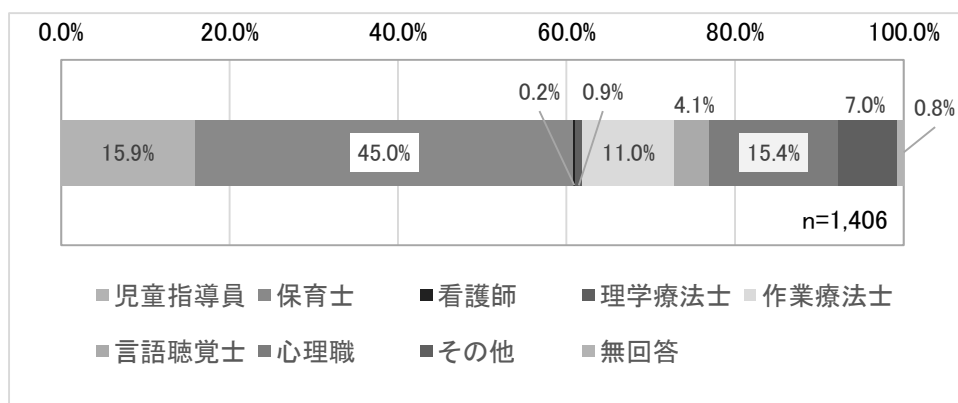


2) 訪問支援員の職種

訪問支援員の職種をみると、1 名による訪問の場合では、無回答を除き、「保育士」（45.0%）、「児童指導員」（15.9%）、「心理職（臨床心理士、公認心理師等）」（15.4%）が多い割合を占めた。

複数名のスタッフによる訪問を行った場合、訪問支援員の職種の組み合わせとしては、「2 人／保育士 作業療法士」（27.3%）が最も多く、次いで「2 人／保育士 保育士」（14.9%）であった。

図表 210 訪問支援員の職種（1 名の場合）



※調査票上で心理職は「心理職（臨床心理士、公認心理師等）」と表記した。

図表 211 訪問支援員の職種（複数名の場合）

	件数	割合
2人/児童指導員 児童指導員	4	3.3%
2人/児童指導員 保育士	3	2.5%
2人/児童指導員 言語聴覚士	1	0.8%
2人/児童指導員 心理職	8	6.6%
2人/保育士 児童指導員	4	3.3%
2人/保育士 保育士	18	14.9%
2人/保育士 看護師	9	7.4%
2人/保育士 理学療法士	6	5.0%
2人/保育士 作業療法士	33	27.3%
2人/保育士 言語聴覚士	3	2.5%
2人/保育士 心理職	4	3.3%
2人/保育士 その他	7	5.8%
2人/理学療法士 その他	1	0.8%
2人/作業療法士 児童指導員	2	1.7%
2人/作業療法士 作業療法士	6	5.0%
2人/作業療法士 その他	3	2.5%
2人/言語聴覚士 言語聴覚士	2	1.7%
2人/言語聴覚士 その他	1	0.8%
2人/心理職 心理職	1	0.8%
2人/心理職 その他	2	1.7%
2人/その他 作業療法士	1	0.8%
3人/児童指導員 保育士 心理職	1	0.8%
3人/保育士 心理職 心理職	1	0.8%
全体	121	100.0%

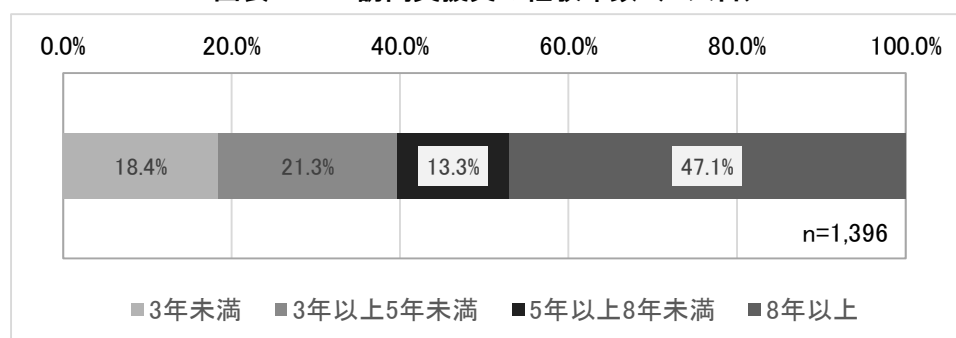
※調査票上で心理職は「心理職（臨床心理士、公認心理師等）」と表記した。

3) 訪問支援員の経験年数

訪問支援員の経験年数についてみると、訪問支援員1人目の経験年数は「8年以上」が47.1%と最も多く、次いで「3年以上5年未満」(21.3%)であった。

複数名のスタッフによる訪問を行った場合、訪問支援員の経験年数の組み合わせとしては、「2人/5年超・5年超」の組み合わせが46.2%と最も多く、次いで「2人/5年以内・5年超」(31.6%)であった。

図表 212 訪問支援員の経験年数（1人目）



件数	平均	中央値
1,396	7.0	7

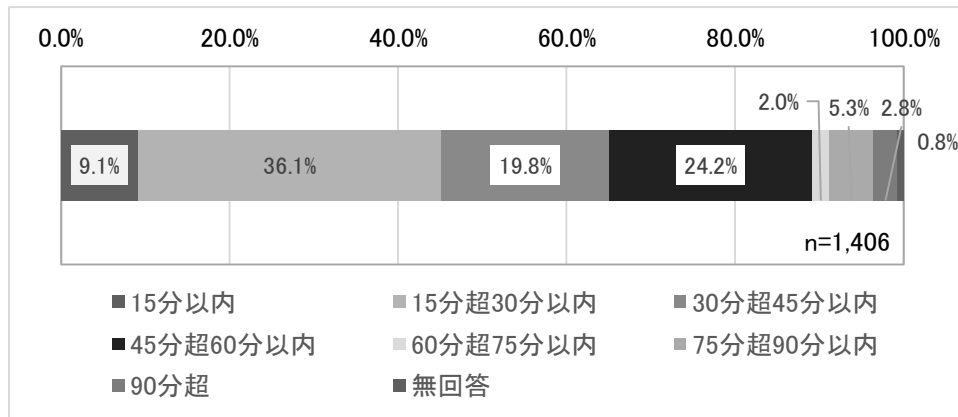
図表 213 訪問支援員の経験年数（複数名の場合）

	件数	割合
2人/5年以内・5年以内	22	18.8%
2人/5年以内・5年超	37	31.6%
2人/5年超・5年超	54	46.2%
2人/5年以内・不明	1	0.9%
2人/5年超・不明	1	0.9%
3人/5年超・5年超・5年以内	1	0.9%
3人/5年超・5年超・5年超	1	0.9%
全体	117	100.0%

(3) 移動時間の状況

訪問支援にあたっての移動時間（往路合計）についてみると、「15分超 30分以内」(36.1%)が最も多く、次いで「45分超 60分以内」(24.2%)であった。中央値は40分であった。

図表 214 移動時間



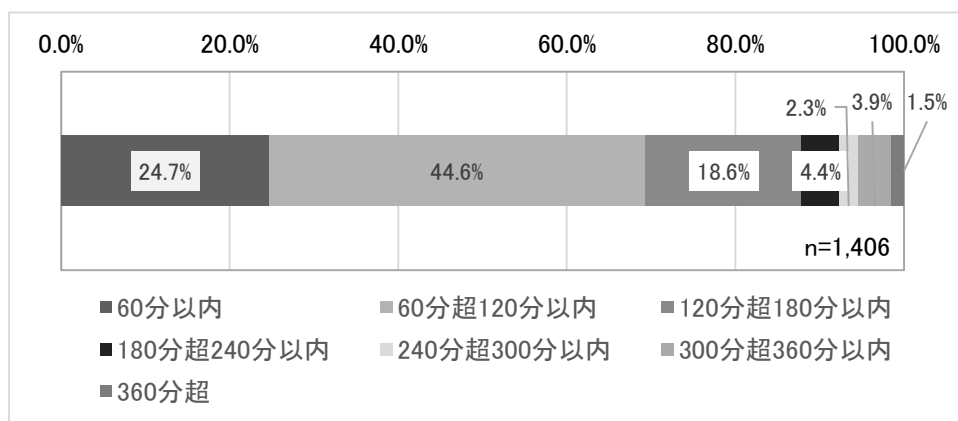
件数	平均	中央値
1,406	40.1	40

(4) 訪問先での滞在時間の状況

1) 基本集計結果

訪問先への到着時刻と退出時刻から算出した、訪問先での滞在時間の分布をみると、「60分超120分以内」(44.6%)が最も多く、次いで「60分以内」(24.7%)であった。中央値は100分となった。

図表 215 滞在時間



件数	平均	中央値
1,406	118.1	100

2) クロス集計結果

訪問先施設の種別に訪問先での滞在時間をみると、滞在時間が「60 分以内」の訪問回が「保育所」「幼稚園」では 15%前後であったのに対し、「小学校・中学校」「認定こども園」では 30%前後を占めた。

図表 216 訪問先での滞在時間（対象施設種別）

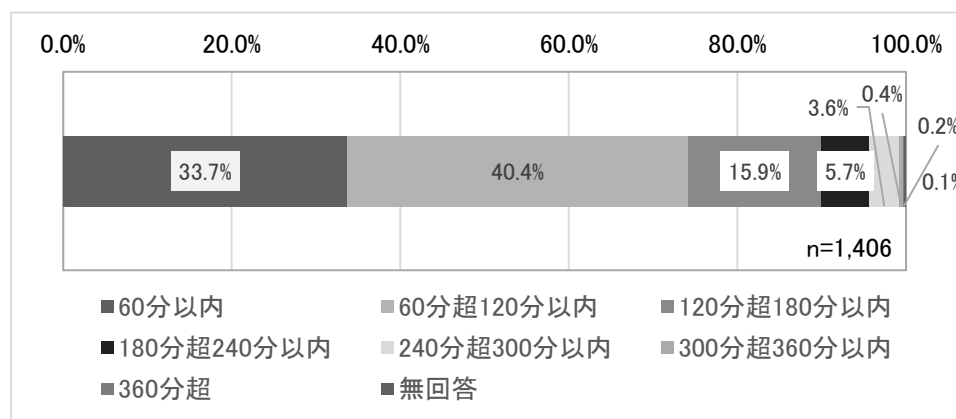
		件数	滞在時間							
			60分以内	60分超 120分以内	120分超 180分以内	180分超 240分以内	240分超 300分以内	300分超 360分以内	360分超	平均
訪問先施設	全体	1,406	24.7%	44.6%	18.6%	4.4%	2.3%	3.9%	1.5%	118.13
	保育所	373	17.7%	43.7%	26.3%	4.3%	3.5%	3.2%	1.3%	125.25
	幼稚園	216	13.0%	45.8%	22.2%	4.6%	0.5%	11.6%	2.3%	141.55
	認定こども園	270	29.3%	34.4%	23.0%	5.2%	3.3%	4.8%	0.0%	120.25
	放課後児童クラブ	8	37.5%	62.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	82.50
	小学校・中学校	503	32.6%	49.1%	9.9%	3.8%	1.4%	1.0%	2.2%	102.85
	特別支援学校	30	23.3%	66.7%	6.7%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	90.83
	乳児院	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-
	児童養護施設	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-
	その他	5	0.0%	0.0%	20.0%	40.0%	40.0%	0.0%	0.0%	209.00

(5) 訪問先での所要時間の状況

1) 基本集計結果

訪問先での実施内容にかけた時間（複数名で訪問の場合は合計時間）を「訪問先での所要時間」とし、その分布をみると、「60 分超 120 分以内」（40.4%）が最も多く、次いで「60 分以内」（33.7%）であった。中央値は 90 分となった。

図表 217 訪問先での所要時間（1～3 人目計）



件数	平均	中央値
1,404	104.0	90

2) クロス集計結果

訪問先施設の種別に訪問先での所要時間をみると、滞在時間が「60 分以内」の訪問回が「保育所」「幼稚園」では 2 割弱であったのに対し、「小学校・中学校」「認定こども園」では約 4 割を占めていた。

図表 218 訪問先での所要時間（対象施設種別）

		件数	所要時間（１～３人目計）							
			60分以内	120分以内	180分以内	240分以内	300分以内	360分以内	360分超	平均
訪問先施設	全体	1,406	33.7%	40.4%	15.9%	5.7%	3.6%	0.4%	0.2%	103.97
	保育所	373	19.6%	38.1%	26.0%	10.2%	4.6%	0.8%	0.8%	128.42
	幼稚園	216	19.4%	41.2%	17.6%	8.8%	12.0%	0.9%	0.0%	132.87
	認定こども園	270	39.3%	37.0%	18.5%	4.4%	0.4%	0.4%	0.0%	95.38
	放課後児童クラブ	8	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	81.00
	小学校・中学校	503	45.7%	44.3%	7.0%	1.6%	1.0%	0.0%	0.0%	79.48
	特別支援学校	30	63.3%	26.7%	6.7%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	71.83
	乳児院	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-
	児童養護施設	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-
	その他	5	0.0%	40.0%	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	170.00

(6) 訪問先での実施内容

1) 基本集計結果

訪問先での実施内容（大区分）の実施状況をみると、実施された訪問回数が最も多かった項目は「a 行動観察」（1,038 件）、次いで「d 訪問先職員への支援」（736 件）、「子ども本人への支援」（580 件）であった。

実施に要した時間をみると、回答事業所全体の中央値は「a 行動観察」が 50 分、「d 訪問先職員への支援」が 30 分、「子ども本人への支援」が 45 分となった。

図表 219 訪問先での実施内容（大項目）

	件数	合計（分）	中央値（分）
a 行動観察	1,038	64,880	50.0
b 環境把握	451	12,890	22.5
c 子ども本人への支援	580	32,211	45.0
d 訪問先職員への支援	736	24,590	30.0
e 保護者への報告	64	2,681	35.0
f カンファレンス	165	4,752	20.0
g 報告書作成	43	2,075	60.0
h その他	70	1,901	14.2

※「合計（分）」は回答を得た訪問回全体で当該項目の所要時間を合計した値（分）を表す。

図表 220 訪問先での実施内容（詳細）

	件数	合計（分）	中央値（分）
a1 本人の発達面や行動特性の把握	394	19,336	35.0
a2 訪問先での生活の様子（日常生活動作など）の把握	402	13,673	28.8
a3 訪問先での行動の様子（行動上の課題など）の把握	455	18,310	30.0
a4 本人と周囲の児童との関わり方の把握	229	6,790	20.0
a5 本人と訪問先スタッフとの関わり方の把握	185	4,018	18.0
a6 その他	9	388	40.0
b1 本人が過ごす物理的な環境の把握	257	6,712	20.0
b2 本人に関わる訪問先のスタッフ等の把握	110	1,768	11.8
b3 訪問先の雰囲気、周囲の受け止め状況の把握	126	2,640	13.1
b4 訪問先での保育方針や指導方針の把握	73	1,110	13.8
b5 その他	13	201	15.0
c1 本人への働きかけ（個人場面）	342	14,965	38.3
c2 本人への働きかけ（集団場面）	139	5,884	35.0
c3 本人と周囲の児童との関わりへの働きかけ	98	4,081	30.0
c4 本人と訪問先スタッフとの関わりへの働きかけ	65	3,682	30.0
c5 その他	4	95	25.0
d1 特性に応じた環境整備に関する助言・サポート	241	5,662	15.0
d2 本人への関わり方に関する助言・サポート	407	10,683	20.0
d3 集団の中での関わり方に関する助言・サポート	195	4,275	15.0
d4 日常生活や活動の組み立てに関する助言・サポート	112	1,798	12.0
d5 行事や進級等の目標に向けた助言・サポート	61	1,091	11.7
d6 その他	12	322	10.0
e1 訪問先での状況や支援内容の報告	36	989	22.5
e2 保護者からの不安や気になる点等の聞き取り	25	536	20.0
e3 保護者とのやりとりを踏まえた支援内容の再検討	8	141	14.3
e4 保護者とのやりとりを踏まえた訪問先との調整	0		
e5 その他	10	764	67.5
f1 訪問支援員間での情報共有	24	552	15.0
f2 児童の支援に関わる職員全体での情報共有	46	1,394	25.0
f3 実施結果を踏まえた今後の支援方針の検討	60	2,085	27.5
f4 その他	20	257	8.5
g1 実施した支援の内容についての記録作成	32	1,758	60.0
g2 実施結果を踏まえた今後の支援方針の作成	1	15	15.0
g3 実施結果を踏まえた保護者向けの報告作成	2	60	30.0
g4 実施結果を踏まえた訪問先向けの報告作成	2	43	21.3
g5 その他	0		
h1 （上記に当てはまらないもの）	67	1,813	13.3

※「合計（分）」は回答を得た訪問回全体で当該項目の所要時間を合計した値（分）を表す。

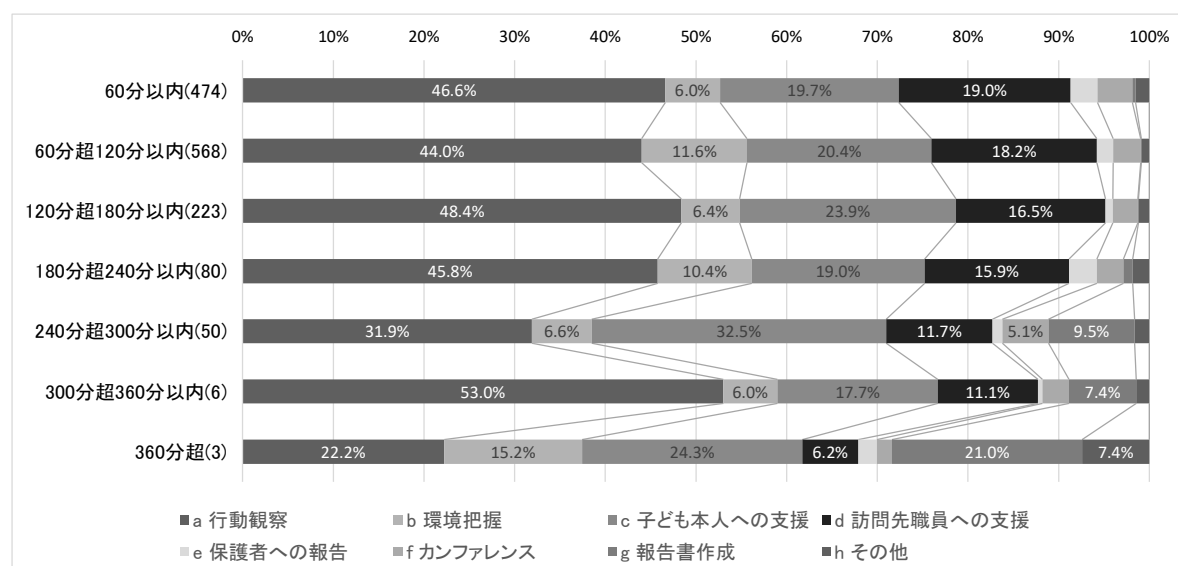
2) クロス集計結果

訪問先での実施内容（大区分）の実施率を合計所要時間の区分別にみると、所要時間が長いほど、「b 環境把握」、「c 子ども本人への支援」や「d 訪問先職員への支援」を行っている割合が高い傾向が見られた。

図表 221 訪問先での実施内容の実施率（滞在時間・合計所要時間の区分別）

			a 行動観察	b 環境把握	c 子ども本人への支援	d 訪問先職員への支援	e 保護者への報告	f カンファレンス	g 報告書作成	h その他
滞在時間	全体	1406	73.8%	32.1%	41.3%	52.3%	4.6%	11.7%	3.1%	5.0%
	60分以内	347	57.6%	18.4%	34.3%	31.7%	4.6%	8.6%	2.3%	4.0%
	60分超120分以内	627	76.4%	36.2%	37.8%	55.5%	3.8%	9.4%	0.5%	6.4%
	120分超180分以内	262	80.2%	35.9%	47.7%	61.5%	1.9%	14.9%	0.4%	3.1%
	180分超240分以内	62	85.5%	22.6%	37.1%	69.4%	6.5%	17.7%	0.0%	1.6%
	240分超300分以内	32	93.8%	43.8%	59.4%	68.8%	12.5%	15.6%	3.1%	3.1%
	300分超360分以内	55	89.1%	56.4%	80.0%	63.6%	10.9%	29.1%	41.8%	5.5%
所要時間 (1～3人目計)	60分以内	474	59.7%	19.4%	30.8%	36.1%	3.8%	9.9%	1.9%	4.4%
	60分超120分以内	568	78.2%	34.9%	39.8%	57.9%	4.6%	9.5%	0.5%	5.3%
	120分超180分以内	223	81.2%	34.5%	51.6%	64.1%	0.9%	13.0%	0.4%	4.5%
	180分超240分以内	80	95.0%	53.8%	61.3%	70.0%	16.3%	13.8%	2.5%	5.0%
	240分超300分以内	50	92.0%	70.0%	78.0%	58.0%	4.0%	44.0%	46.0%	4.0%
	300分超360分以内	6	83.3%	50.0%	33.3%	83.3%	16.7%	16.7%	33.3%	16.7%
	360分超	3	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%	33.3%	100.0%	66.7%

図表 222 訪問先での実施内容の構成比：大区分（所要時間の区分別）



※所要時間の区分別に、当該区分に該当する訪問回で行われた実施内容ごとの総合計時間を算出し、所要時間全体に占める構成比を求めて作成。

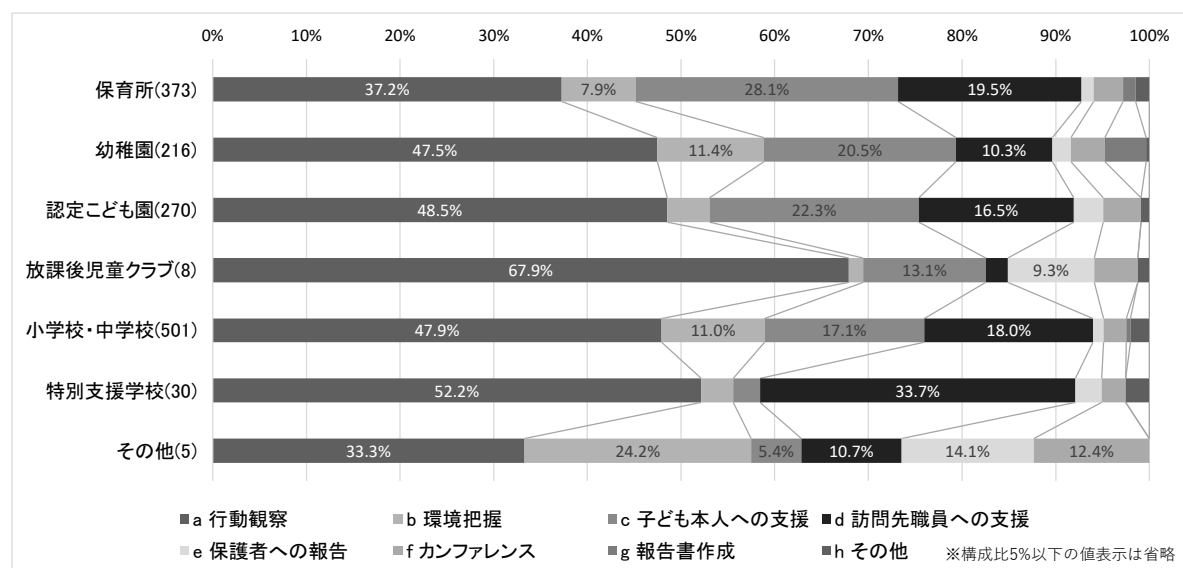
※項目名の括弧内は当該区分に該当する訪問回の件数。

訪問先での実施内容(大区分)の実施率を対象施設種別にみると、「保育所」「幼稚園」では「b 環境把握」を実施している訪問回が4～5割を占めるのに対し、「小学校・中学校」では27.8%、「認定こども」18.1%と、施設種別によってやや異なる傾向が見られた。また、「保育所」では、他の施設種別と比べて、「c 子ども本人への支援」(60.6%)「d 訪問先職員への支援」(68.6%)を実施している割合が高い傾向が見られた。

図表 223 訪問先での実施内容の実施率：大区分（対象施設種別）

			a 行動観察	b 環境把握	c 子ども本人への支援	d 訪問先職員への支援	e 保護者への報告	f カンファレンス	g 報告書作成	h その他
訪問先施設	全体	1406	73.8%	32.1%	41.3%	52.3%	4.6%	11.7%	3.1%	5.0%
	保育所	373	74.0%	40.8%	60.6%	68.6%	3.8%	15.5%	5.1%	8.0%
	幼稚園	216	82.9%	47.2%	39.4%	45.4%	4.2%	16.7%	9.7%	2.8%
	認定こども園	270	71.9%	18.1%	41.5%	49.6%	8.1%	12.2%	0.0%	5.2%
	放課後児童クラブ	8	87.5%	12.5%	37.5%	12.5%	12.5%	12.5%	0.0%	12.5%
	小学校・中学校	503	71.2%	27.8%	29.2%	44.7%	2.8%	6.4%	0.6%	2.6%
	特別支援学校	30	70.0%	10.0%	13.3%	63.3%	3.3%	6.7%	0.0%	20.0%
	乳児院	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	児童養護施設	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	5	60.0%	80.0%	40.0%	60.0%	60.0%	60.0%	0.0%	0.0%

図表 224 訪問先での実施内容の構成比：大区分（対象施設種別）



※対象施設種別に、当該区分に該当する訪問回で行われた実施内容ごとの総合計時間を算出し、所要時間全体に占める構成比を求めて作成。

※項目名の括弧内は当該区分に該当する訪問回の件数。

3) パターン別集計

集計対象となった訪問回を①対象施設種別、②訪問先での所要時間（1～3 人目計）の長さにより区分し、それぞれの訪問パターンについての集計を行った。①対象施設種別は、回収数が少ないものは除外し、「保育所」「幼稚園」「認定こども園」「小学校・中学校」の4つを対象とした。集計対象とした訪問パターンは以下のとおりである。

(件)

	60分以内		60分超120分以内		120分超	
保育所	パターンA	73	パターンB	142	パターンC	158
幼稚園	パターンD	42	パターンE	89	パターンF	85
認定こども園	パターンG	106	パターンH	100	パターンI	64
小中学校	パターンJ	230	パターンK	223	パターンL	48

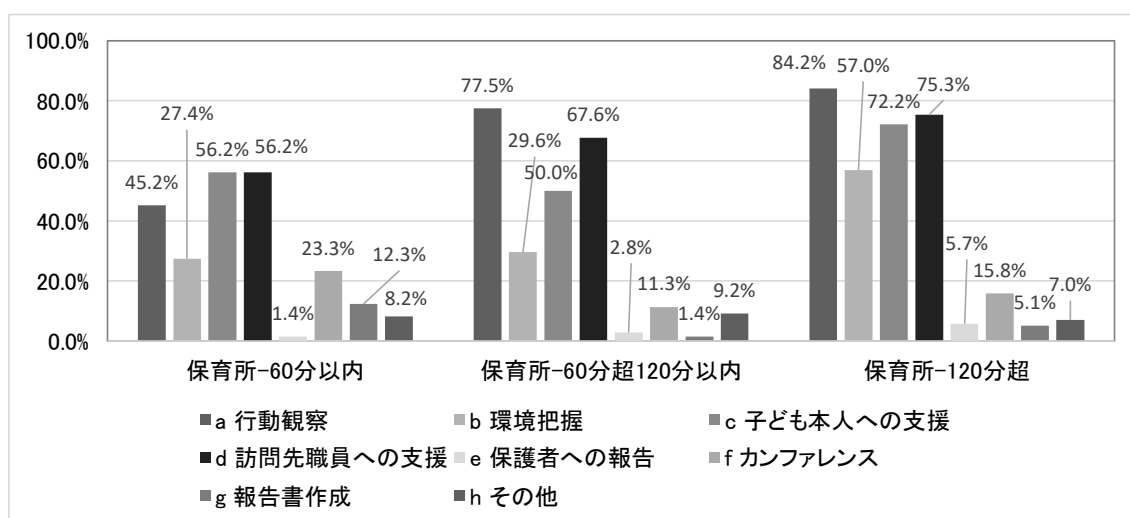
また、以下のような手順で、各パターンにおける訪問支援の典型例を作成した。

- ①対象施設種別と②訪問先での所要時間（1～3 人目計）の長さの区分により、集計対象のデータセットをパターンに分割した。
- タイムスタディ調査票に記入された各訪問回の「到着時刻」を15分刻みに調整し、各パターンの訪問回の中での最頻値（mode）を求めた。（到着時刻の算出）
- タイムスタディ調査票に記入された「訪問先での実施内容」（大区分）について、支援開始後の実施内容の並び順を確認した。並び順が共通する訪問回が一定の割合を占める時点（支援開始後から3番目まで）までを対象とし、該当する訪問回が多い順に、最も多い並び順、次に多い並び順を特定した（※）。
※3番目に多い並び順が訪問回全体の10%を超える場合には、同順位も並記するものとした。
- 3で求めた並び順に該当する訪問回ごとに実施内容の構成比を算出し、同値の平均値を各パターンのデータセットにおける「所要時間（1～3 人目計）」の中央値に掛け合わせ、各実施内容の所要時間を算出した。
- 4で求めた結果を3の順序に並べ、当該パターンの典型例とした。

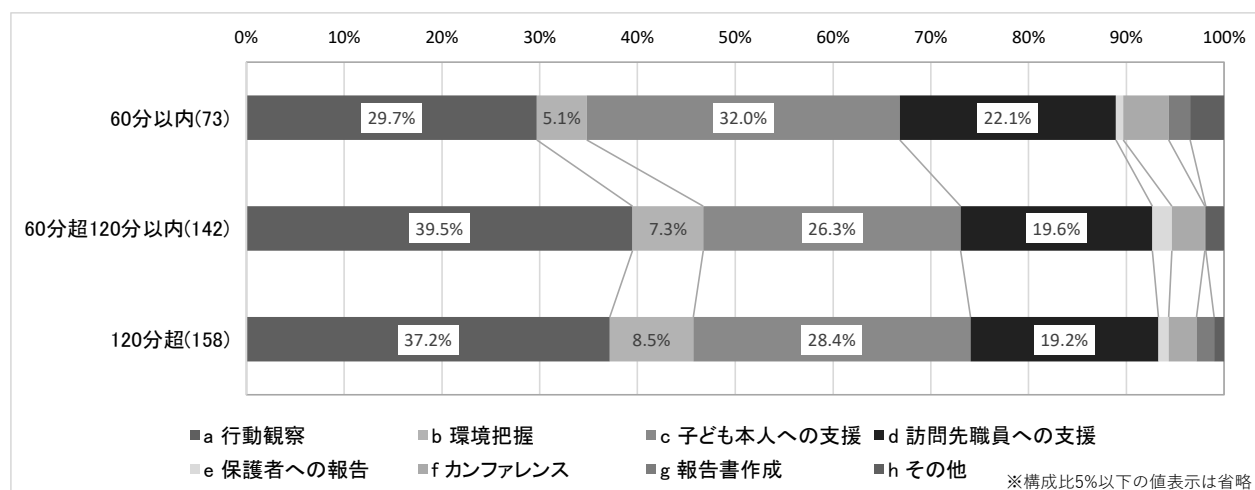
■ 保育所（パターン A～C）

保育所への訪問回について、訪問先での実施内容別の実施率をみると、「a 行動観察」「b 環境把握」を中心に、所要時間が長い訪問回ほど、実施率が高い傾向がみられた。特に、「a 行動観察」では、「60 分超 120 分以内」「120 分超」の訪問回と「60 分以内」の訪問回の間で、約 30 ポイントの差異があった。

図表 225 訪問先での実施内容の実施率：大区分（保育所）



図表 226 訪問先での実施内容の構成比：大区分（保育所）



※所要時間の区分別に、当該区分に該当する訪問回で行われた実施内容ごとの総合計時間を算出し、所要時間全体に占める構成比を求めて作成（以下同様）。

※項目名の括弧内は当該区分に該当する訪問回の件数（以下同様）。

図表 227 訪問支援の典型例（保育所）

パターンA（保育所：60分以内）

到着時刻 9:45

時刻	実施内容	所要時間
9:45	b 環境把握	5分
9:50	c 子ども本人への支援	25分
10:15	d 訪問先職員への支援	25分
その他	f カンファレンス	5分
10:45	退出	

（該当件数：13回／73回）

パターンA（保育所：60分以内）

到着時刻 9:45

時刻	実施内容	所要時間
9:45	a 行動観察	39分
10:24	d 訪問先職員への支援	21分
10:45	退出	

（該当件数：12回／73回）

パターンA（保育所：60分以内）

到着時刻 9:45

時刻	実施内容	所要時間
9:45	c 子ども本人への支援	60分
10:45	退出	

（該当件数：11回／73回）

パターンB（保育所：60分～120分以内）

到着時刻 9:30

時刻	実施内容	所要時間
9:30	a 行動観察	60分
10:30	d 訪問先職員への支援	35分
11:05	退出	

（該当件数：28回／142回）

パターンB（保育所：60分～120分以内）

到着時刻 9:30

時刻	実施内容	所要時間
9:30	a 行動観察	29分
9:59	b 環境把握	22分
10:21	c 子ども本人への支援	20分
	d 訪問先職員への支援	22分
その他	f カンファレンス	2分
	h その他	1分
11:06	退出	

（該当件数：20回／142回）

パターンB（保育所：60分～120分以内）

到着時刻 9:30

時刻	実施内容	所要時間
9:30	c 子ども本人への支援	96分
11:06	退出	

（該当件数：20回／142回）

パターンC（保育所：120分超）

到着時刻 10:00

時刻	実施内容	所要時間
10:00	a 行動観察	47分
10:47	b 環境把握	31分
11:18	d 訪問先職員への支援	56分
その他	c 子ども本人への支援	28分
	f カンファレンス	18分
13:00	退出	

（該当件数：34回／158回）

パターンC（保育所：120分超）

到着時刻 10:00

時刻	実施内容	所要時間
10:00	a 行動観察	86分
11:26	c 子ども本人への支援	25分
11:51	b 環境把握	15分
その他	d 訪問先職員への支援	54分
13:00	退出	

（該当件数：33回／158回）

パターンC（保育所：120分超）

到着時刻 10:00

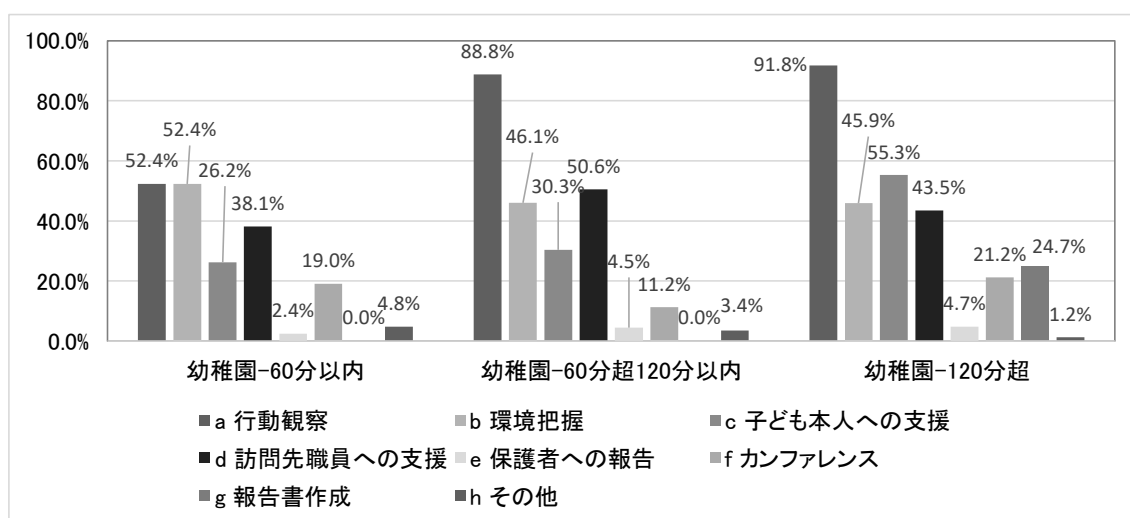
時刻	実施内容	所要時間
10:00	a 行動観察	67分
11:07	b 環境把握	38分
11:45	c 子ども本人への支援	34分
その他	d 訪問先職員への支援	37分
	f カンファレンス	1分
	h その他	4分
13:01	退出	

（該当件数：18回／158回）

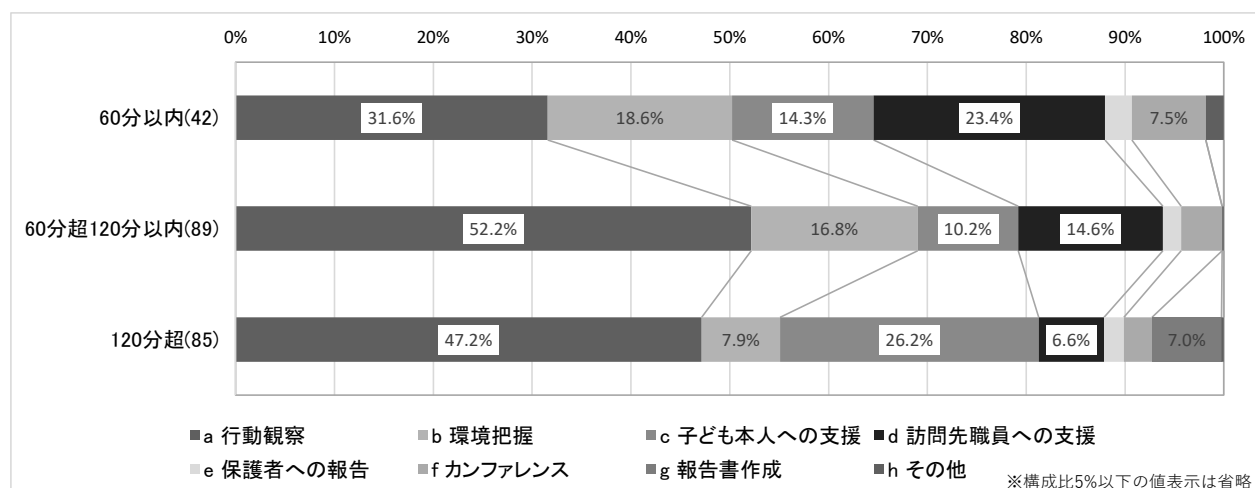
■ 幼稚園（パターンD～F）

幼稚園への訪問回について、訪問先での実施内容別の実施率をみると、所要時間が長い訪問回ほど、「a 行動観察」「c 子ども本人への支援」の実施率が高い傾向がみられた。特に、「a 行動観察」では、「60分超120分以内」「120分超」の訪問回と「60分以内」の訪問回の間で、約35ポイントの差異があった。また、「c 子ども本人への支援」実施率は、「60分以内」(26.2%)「60分超120分以内」(30.3%)に対し、「120分超」の訪問回での実施率が55.3%と高かった。

図表 228 訪問先での実施内容の実施率：大区分（幼稚園）



図表 229 訪問先での実施内容の構成比：大区分（幼稚園）



図表 230 訪問支援の典型例（幼稚園）

パターンD（幼稚園：60分以内）

到着時刻 10:30

時刻	実施内容	所要時間
10:30	a 行動観察	31分
11:01	b 環境把握	29分
11:30	退出	

（該当件数：11回／42回）

パターンD（幼稚園：60分以内）

到着時刻 10:30

時刻	実施内容	所要時間
10:30	b 環境把握	5分
10:35	c 子ども本人への支援	25分
11:00	d 訪問先職員への支援	25分
その他	f カンファレンス	5分
11:30	退出	

（該当件数：5回／42回）

パターンE（幼稚園：60分～120分以内）

到着時刻 10:00

時刻	実施内容	所要時間
10:00	a 行動観察	90分
11:30	退出	

（該当件数：13回／89回）

パターンE（幼稚園：60分～120分以内）

到着時刻 10:00

時刻	実施内容	所要時間
10:00	a 行動観察	67分
11:07	d 訪問先職員への支援	23分
11:30	退出	

（該当件数：13回／89回）

パターンE（幼稚園：60分～120分以内）

到着時刻 10:00

時刻	実施内容	所要時間
10:00	a 行動観察	12分
10:00	b 環境把握	29分
10:12	a 行動観察	12分
	c 子ども本人への支援	13分
その他	d 訪問先職員への支援	19分
	e 保護者への報告	1分
	f カンファレンス	4分
11:01	退出	

（該当件数：11回／89回）

パターンF（幼稚園：120分超）

到着時刻 8:45

時刻	実施内容	所要時間
8:45	a 行動観察	195分
12:00	退出	

（該当件数：23回／85回）

パターンF（幼稚園：120分超）

到着時刻 8:45

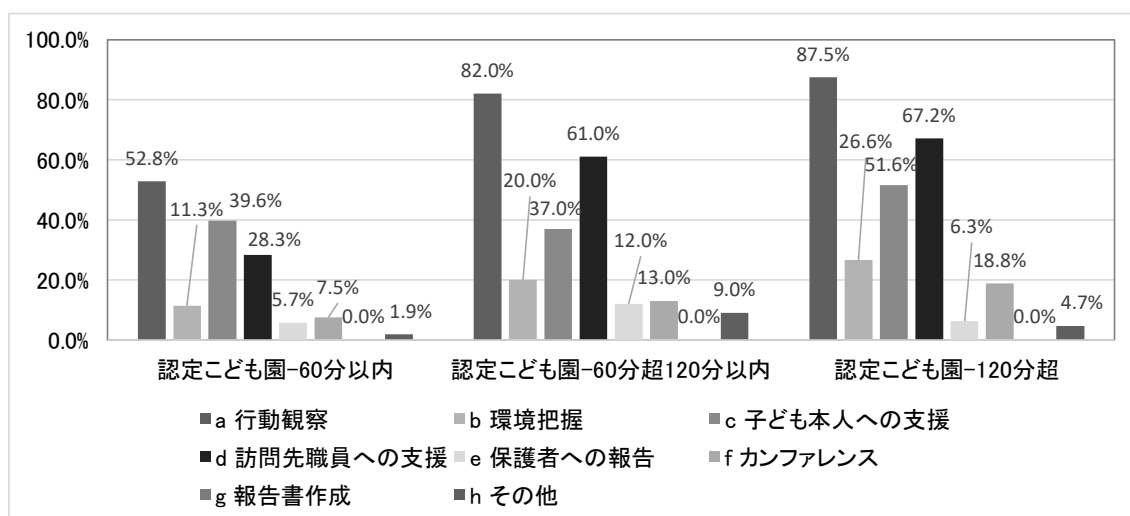
時刻	実施内容	所要時間
8:45	b 環境把握	11分
8:56	c 子ども本人への支援	89分
10:25	a 行動観察	49分
	d 訪問先職員への支援	4分
その他	f カンファレンス	4分
	g 報告書作成	38分
12:00	退出	

（該当件数：18回／85回）

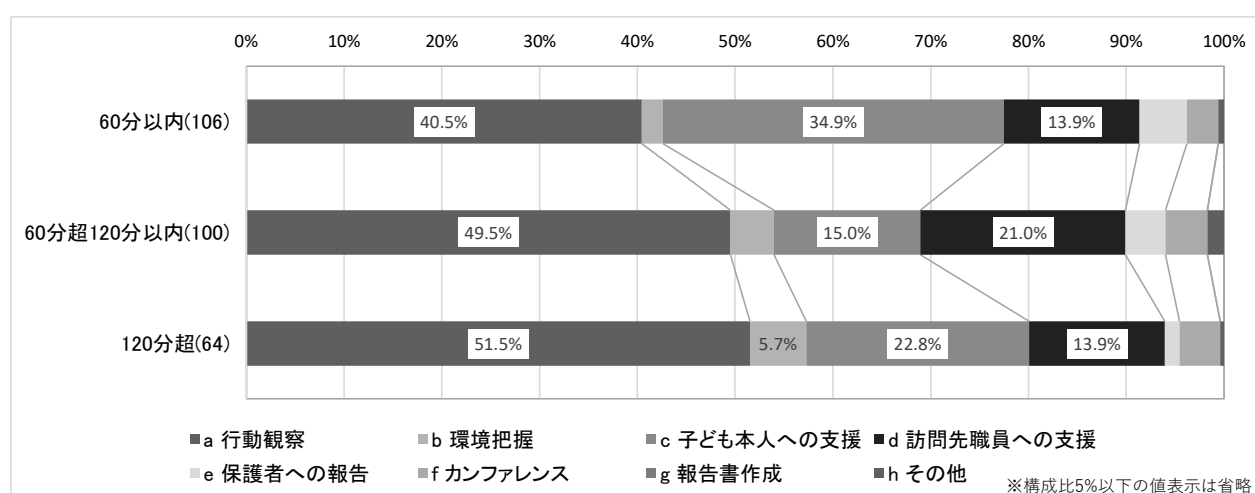
■ 認定こども園（パターンG～I）

認定こども園への訪問回について、訪問先での実施内容別の実施率をみると、「a 行動観察」「b 環境把握」「d 訪問先職員への支援」「f カンファレンス」において、所要時間が長い訪問回ほど、実施率が高い傾向がみられた。特に、「a 行動観察」では、「60分超120分以内」「120分超」の訪問回と「60分以内」の訪問回の間で、約30ポイントの差異があった。

図表 231 訪問先での実施内容の実施率：大区分（認定こども園）



図表 232 訪問先での実施内容の構成比：大区分（認定こども園）



図表 233 訪問支援の典型例（認定こども園）

パターンG（認定こども園：60分以内）

到着時刻 9:45

時刻	実施内容	所要時間
9:45	c 子ども本人への支援	50分
10:35	退出	

（該当件数：32回／106回）

パターンG（認定こども園：60分以内）

到着時刻 9:45

時刻	実施内容	所要時間
9:45	a 行動観察	50分
10:35	退出	

（該当件数：31回／106回）

パターンH（認定こども園：60分～120分以内）

到着時刻 9:15

時刻	実施内容	所要時間
9:15	a 行動観察	59分
10:14	d 訪問先職員への支援	31分
10:45	退出	

（該当件数：23回／100回）

パターンH（認定こども園：60分～120分以内）

到着時刻 9:15

時刻	実施内容	所要時間
9:15	a 行動観察	90分
10:45	退出	

（該当件数：18回／100回）

パターンI（認定こども園：120分超）

到着時刻 9:30

時刻	実施内容	所要時間
9:30	a 行動観察	130分
11:40	d 訪問先職員への支援	30分
12:10	退出	

（該当件数：17回／64回）

パターンI（認定こども園：120分超）

到着時刻 9:30

時刻	実施内容	所要時間
9:30	a 行動観察	60分
10:30	c 子ども本人への支援	68分
11:38	d 訪問先職員への支援	32分
12:10	退出	

（該当件数：7回／64回）

パターンI（認定こども園：120分超）

到着時刻 9:30

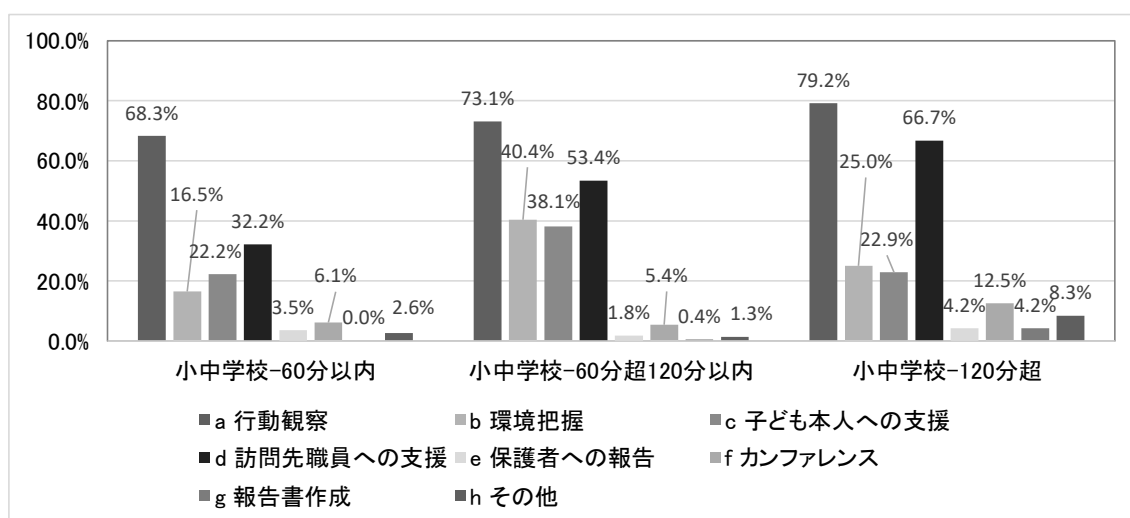
時刻	実施内容	所要時間
9:30	c 子ども本人への支援	160分
12:10	退出	

（該当件数：7回／64回）

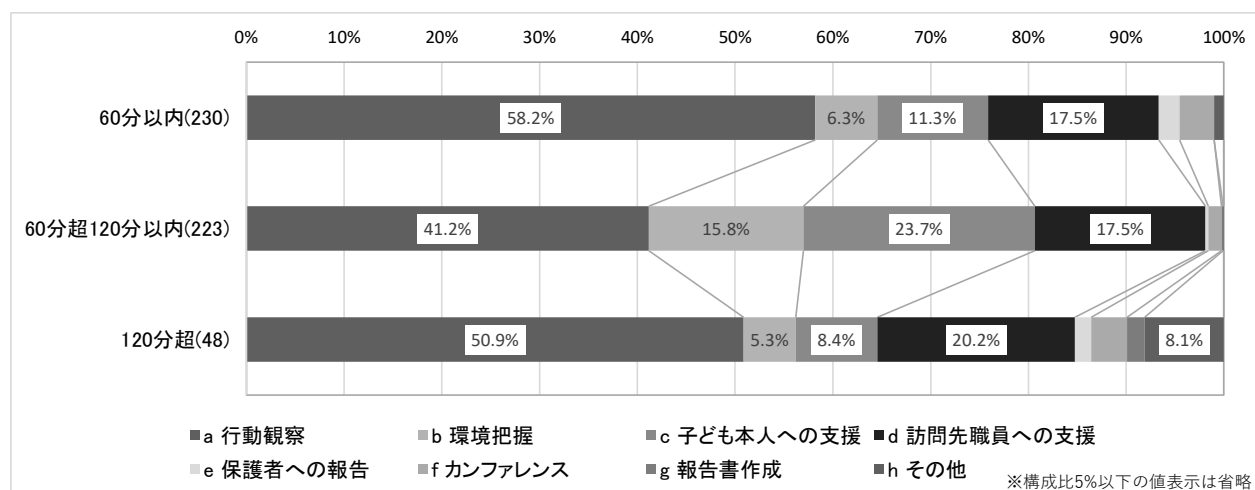
■ 小学校・中学校（パターンJ～L）

小学校・中学校への訪問回について、訪問先での実施内容別の実施率をみると、「a 行動観察」「d 訪問先職員への支援」において、所要時間が長い訪問回ほど、実施率が高い傾向がみられた。特に、「d 訪問先職員への支援」では、「60分超 120分以内」「120分超」の訪問回と「60分以内」の訪問回の間で、約20ポイントの差異があった。

図表 234 訪問先での実施内容の実施率：大区分（小学校・中学校）



図表 235 訪問先での実施内容の構成比：大区分（小学校・中学校）



図表 236 訪問支援の典型例（小学校・中学校）

パターンJ（小学校・中学校：60分以内）

到着時刻 9:30

時刻	実施内容	所要時間
9:30	a 行動観察	50分
10:20	退出	

（該当件数：83回／230回）

パターンJ（小学校・中学校：60分以内）

到着時刻 9:30

時刻	実施内容	所要時間
9:30	a 行動観察	32分
10:02	d 訪問先職員への支援	18分
10:20	退出	

（該当件数：13回／230回）

パターンK（小学校・中学校：60分～120分以内）

到着時刻 9:30

時刻	実施内容	所要時間
9:30	a 行動観察	62分
10:32	d 訪問先職員への支援	28分
11:00	退出	

（該当件数：31回／223回）

パターンK（小学校・中学校：60分～120分以内）

到着時刻 9:30

時刻	実施内容	所要時間
9:30	c 子ども本人への支援	65分
10:35	d 訪問先職員への支援	25分
11:00	退出	

（該当件数：24回／223回）

パターンL（小学校・中学校：120分超）

到着時刻 13:45

時刻	実施内容	所要時間
13:45	a 行動観察	119分
15:44	d 訪問先職員への支援	41分
16:25	退出	

（該当件数：17回／48回）

パターンL（小学校・中学校：120分超）

到着時刻 13:45

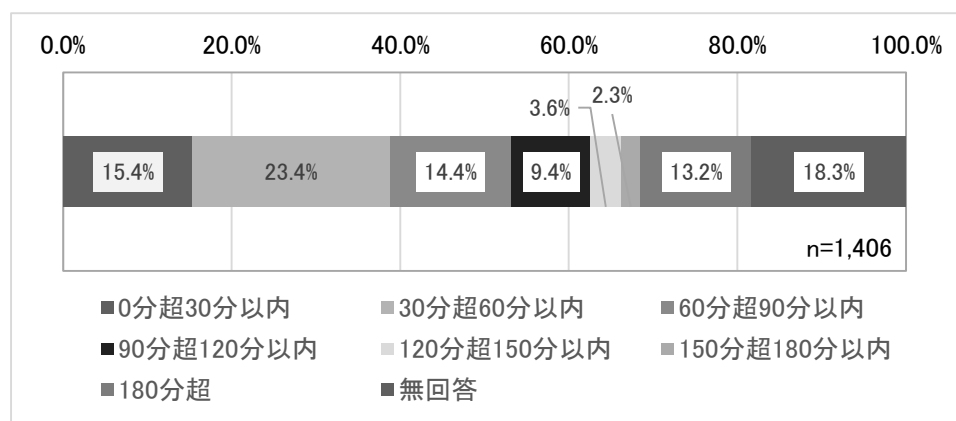
時刻	実施内容	所要時間
13:45	c 子ども本人への支援	68分
14:53	d 訪問先職員への支援	92分
16:25	退出	

（該当件数：6回／48回）

(7) 訪問外での所要時間の状況

訪問外での実施内容にかけた時間を「訪問外での所要時間」とし、その分布をみると、「30分超 60分以内」(23.4%)が最も多く、次いで「0分超 30分以内」(15.4%)「60分超 90分以内」(14.4%)であった。中央値は65分であった。

図表 237 訪問外での所要時間



件数	平均	中央値
1,149	99.7	65

(8) 訪問外での実施内容

1) 基本集計結果

訪問外での実施内容（大区分）の実施状況をみると、実施された訪問回数が最も多かった項目は「e 報告書作成」(1,134 件)、次いで「c 保護者への報告」(837 件)、「a 事前調整」(747 件)であった。

実施に要した時間をみると、回答事業所全体の中央値は「e 報告書作成」が 30 分、「c 保護者への報告」が 20 分、「a 事前調整」が 10 分となった。

図表 238 訪問外での実施内容（大項目）

	件数	合計（分）	中央値（分）
a 事前調整	747	16,054	10.0
b 訪問先職員への支援	59	1,762	20.0
c 保護者への報告	837	26,103	20.0
d カンファレンス	334	7,580	20.0
e 報告書作成	1,134	55,140	30.0
f 所内事務	429	14,690	10.0
g その他	100	2,933	30.0

※「合計（分）」は回答を得た訪問回全体で当該項目の所要時間を合計した値（分）を表す。

図表 239 訪問外での実施内容（詳細）

	件数	合計（分）	中央値（分）
a1訪問先施設への趣旨説明	75	2,880	15.0
a2保護者からの要望等の確認	219	6,025	30.0
a3訪問日程の調整	633	6,219	10.0
b1特性に応じた環境整備に関する助言・サポート	16	472	15.0
b2本人への関わり方に関する助言・サポート	23	363	15.0
b3集団の中での関わり方に関する助言・サポート	16	233	12.3
b4日常生活や活動の組み立てに関する助言・サポート	5	45	10.0
b5行事や進級等の目標に向けた助言・サポート	8	215	15.0
b6その他	12	374	27.5
c1訪問先での状況や支援内容の報告	721	20,044	20.0
c2保護者からの不安や気になる点等の聞き取り	189	3,843	15.0
c3保護者とのやりとりを踏まえた支援内容の再検討	31	348	7.5
c4保護者とのやりとりを踏まえた訪問先との調整	19	192	7.5
c5その他	13	237	16.7
d1訪問支援員間での情報共有	75	1,687	20.0
d2児童の支援に関わる職員全体での情報共有	124	1,964	15.0
d3実施結果を踏まえた今後の支援方針の検討	156	3,549	30.0
d4その他	3	35	7.5
e1実施した支援の内容についての記録作成	1048	34,498	30.0
e2実施結果を踏まえた今後の支援方針の作成	128	2,318	15.0
e3実施結果を踏まえた保護者向けの報告作成	396	12,288	15.0
e4実施結果を踏まえた訪問先向けの報告作成	132	2,063	5.0
e5その他	21	595	30.0
f1報酬算定のための事務	325	2,435	5.0
f2個別支援計画に基づくモニタリング、記録等	156	11,455	30.0
g1（上記に当てはまらないもの）	90	2,643	30.0

※「合計（分）」は回答を得た訪問回全体で当該項目の所要時間を合計した値（分）を表す。

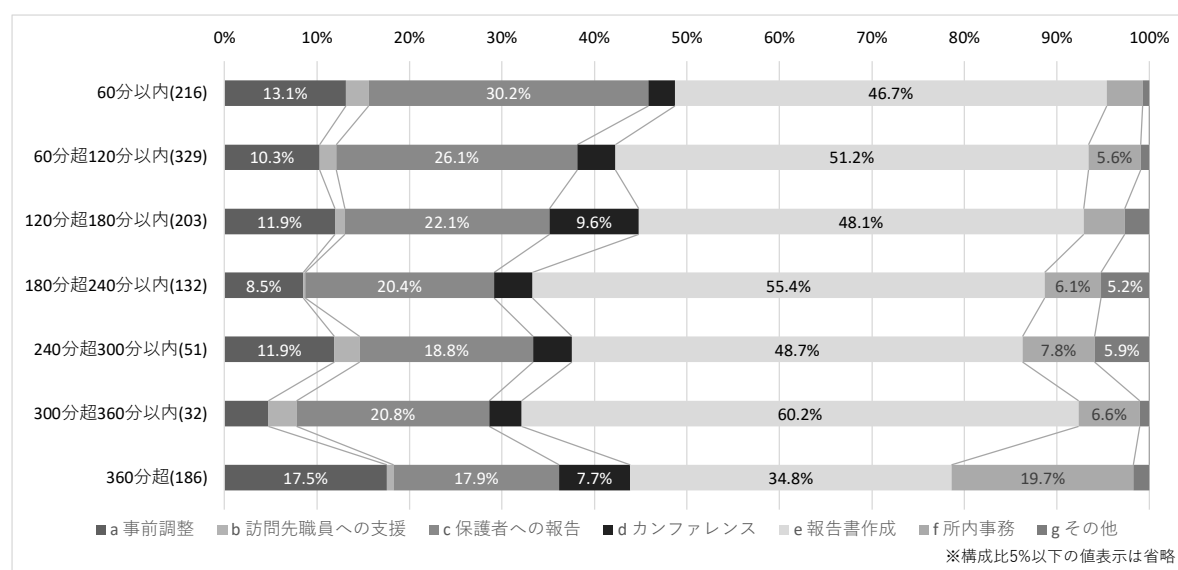
2) クロス集計結果

訪問外での実施内容（大区分）の実施率を所要時間の区分別にみると、所要時間が長いほど「c 保護者への報告」を行っている割合が高い傾向が見られた。また、いずれの区分でも7割以上の訪問回で「e 報告書作成」が行われていた。

図表 240 訪問外での実施内容の実施率（所要時間の区分別）

			a 事前調整	b 訪問先職員への支援	c 保護者への報告	d カンファレンス	e 報告書作成	f 所内事務	g その他
	全体	1406	53.1%	4.2%	59.5%	23.8%	80.7%	30.5%	7.1%
所要時間 (時間外)	0分超30分以内	216	48.1%	4.6%	49.1%	11.1%	73.1%	21.8%	1.4%
	30分超60分以内	329	57.8%	2.4%	53.5%	8.2%	90.6%	33.1%	4.6%
	60分超90分以内	203	49.8%	2.0%	68.5%	38.4%	88.2%	26.1%	6.4%
	90分超120分以内	132	56.1%	1.5%	67.4%	18.9%	90.2%	38.6%	17.4%
	120分超150分以内	51	68.6%	13.7%	82.4%	39.2%	98.0%	56.9%	19.6%
	150分超180分以内	32	43.8%	12.5%	81.3%	21.9%	93.8%	31.3%	6.3%
	180分超	186	92.5%	5.9%	96.2%	72.0%	95.2%	45.2%	11.8%

図表 241 訪問外での実施内容の構成比：大区分（所要時間の区分別）



※所要時間の区分別に、当該区分に該当する訪問回で行われた実施内容ごとの総合計時間を算出し、所要時間全体に占める構成比を求めて作成。

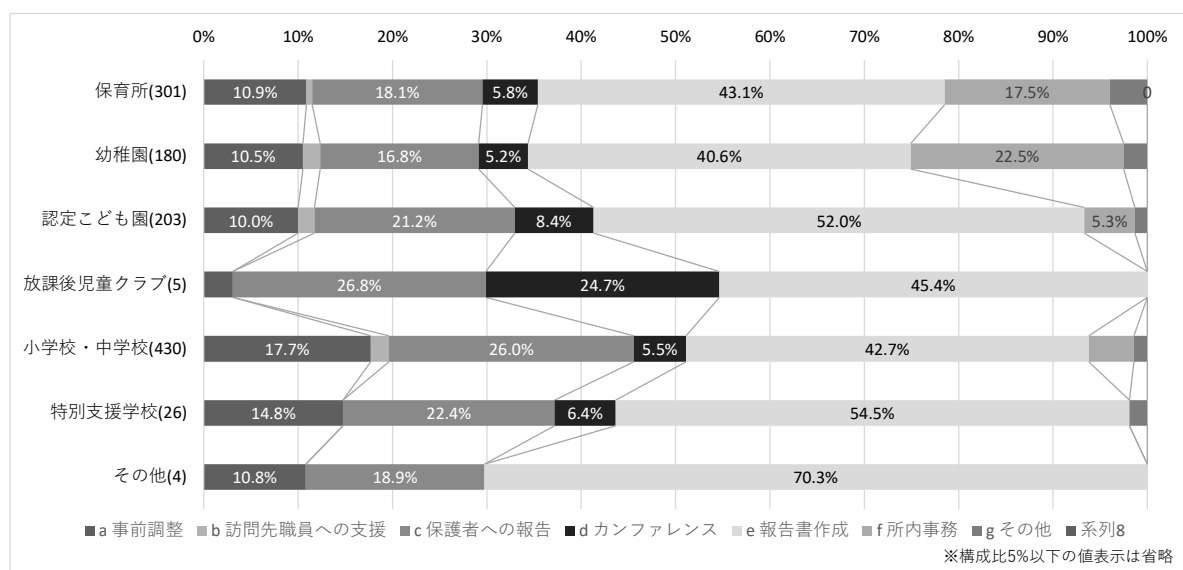
※項目名の括弧内は当該区分に該当する訪問回の件数。

訪問先での実施内容（大区分）の実施率を対象施設種別にみると、「小学校・中学校」では「e 報告書作成」（85.7％）に次いで、「a 事前調整」（66.2％）、「c 保護者への報告」（58.3％）の順に実施率が高かった。「保育所」では、「e 報告書作成」（76.7％）に次いで、「c 保護者への報告」（70.8％）、「a 事前調整」（47.7％）の順に実施率が高かった。

図表 242 訪問外での実施内容の実施率：大区分（対象施設種別）

			a 事前調整	b 訪問先職員への支援	c 保護者への報告	d カンファレンス	e 報告書作成	f 所内事務	g その他
	全体	1406	53.1%	4.2%	59.5%	23.8%	80.7%	30.5%	7.1%
訪問先施設	保育所	373	47.7%	2.9%	70.8%	33.5%	76.7%	36.2%	12.6%
	幼稚園	216	53.7%	5.6%	56.5%	24.5%	74.1%	37.5%	10.2%
	認定こども園	270	36.7%	5.2%	48.1%	23.7%	81.5%	17.8%	4.4%
	放課後児童クラブ	8	12.5%	0.0%	62.5%	25.0%	62.5%	0.0%	0.0%
	小学校・中学校	503	66.2%	4.4%	58.3%	16.3%	85.7%	32.8%	3.6%
	特別支援学校	30	56.7%	0.0%	70.0%	26.7%	93.3%	0.0%	3.3%
	乳児院	0	-	-	-	-	-	-	-
	児童養護施設	0	-	-	-	-	-	-	-
	その他	5	60.0%	0.0%	40.0%	0.0%	80.0%	0.0%	0.0%

図表 243 訪問外での実施内容の構成比：大区分（対象施設種別）



※対象施設種別に、当該区分に該当する訪問回で行われた実施内容ごとの総合計時間を算出し、所要時間全体に占める構成比を求めて作成。

※項目名の括弧内は当該区分に該当する訪問回の件数。

Ⅲ 調査結果のまとめ

【アンケート・タイムスタディの結果概要】

保育所等訪問支援を実施している事業所へのアンケート調査の結果、同サービスを行っている事業所の94.5%[図表 156]が、放課後等デイサービスや児童発達支援等をはじめとする障害児通所支援事業のいずれかを実施していた。訪問支援員の状況をみても、「保育士／兼務／常勤」が最多である[図表 158]など、常勤の保育士や児童指導員を中心に、専従者と兼務者の双方が担い手となっており、通所事業と併行して保育所等訪問支援を実施していることがうかがわれた。なお、タイムスタディ調査対象における訪問支援員の経験年数は、訪問回全体の平均で7.0年であった[図表 212]。

令和3年度に実施された保育所等訪問支援の状況をみると、訪問先施設種別の対象児童数は、就学前の施設（「保育所」「幼稚園」「認定こども園」）が全体の約6割を占め、「小学校・中学校」が約30%であった[図表 163]。月別の延べ訪問件数の分布としては、多くの施設種別において、11月～12月が最多となる傾向がみられた[図表 165]。

訪問先における実施内容をみると、事業所全体としては、【ほぼ毎回実施】との回答が約8割を占めたものは、「行動観察」「環境把握」「保護者への報告」「報告書作成」で、「子ども本人への支援」「訪問先職員への支援」「カンファレンス」の項目においては事業所によってばらつきが見られた[図表 178]。この点について、タイムスタディ調査結果をみると、「行動観察」の実施率はいずれの施設種別でも7～8割にのぼるのに対し、「環境把握」「子ども本人への支援」「訪問先職員への支援」の実施率にはばらつきがあり、「保育所」において高く、「小学校・中学校」では低い傾向がみられた[図表 223]。

訪問先の現地での所要時間について、事業所アンケートの結果をみると、訪問1回あたりの支援提供時間が「1時間～2時間未満」である児童が約5割だったが、「～1時間未満」「2時間～3時間」の児童もそれぞれ20%前後を占めた[図表 176]。この点について、タイムスタディ調査では、「小学校・中学校」では「60分以内」の訪問回の構成比が「保育所」「幼稚園」よりも25ポイント前後高い（全体の45.7%）など、対象児童の所属先（訪問先の施設種別）により差異があることがうかがわれた[図表 218]。

また、保育所等訪問支援の実施に際し、事後の「報告書作成」（訪問回全体での実施率80.7%）や「保護者への報告」（同59.5%）など、現地への訪問時間外で行われている関連作業に一定の時間を要していることも確認された[図表 240]。

【調査結果からみられる課題・提言等】

本調査の結果から、保育所等訪問支援のサービスを実施している事業所の中でも、対象児童数の規模、訪問先の現地での実施内容や所要時間、訪問の実施体制等は多様であ

り、事業所や対象児童の状況等によって様々な形態での訪問支援が行われている実態が明らかとなった。

また、回答事業所では、訪問支援の実施にあたり、現地への訪問以外の時間で行われている関連作業（報告書作成、保護者への報告等）に一定の時間がかけられており、保育所等訪問支援としての直接支援に加えて、訪問以前の下準備や調整、訪問先施設や保護者との連携を行う役割を果たしていることがうかがわれた。事業所の中には、広域のエリアをカバーし、遠方の施設等への訪問を行うために移動時間を要している事業所があることも確認された。

保育所等訪問支援を行っている事業所の9割超が通所事業に加えて同サービスを実施しているとの調査結果は、現在通所事業のみを行っている事業所に対し、今後の事業展開の可能性を示すものと考えられる。一方、今後、保育所等訪問支援の活用を促進していくにあたっては、今回の調査結果から明らかとなった実態を踏まえ、事業所や対象施設の特性・児童の状況等に応じた訪問支援の実践例や手順を示すなど、事業所が参考とすることができる情報を発信していくことに加えて、保育所等訪問支援事業所が果たしている、対象児童の併行通園先と保護者等との間に立った連携支援等の役割や、訪問先での支援に高い専門性が求められること等を考慮すると、事業所内で訪問支援員を担うことのできる職員が、訪問支援に行きやすくなる柔軟な職員体制（緩和規定）や人材の養成も重要である。また、働き続けたいと思う職場作りやきめ細かな支援を行っている事業所が評価される仕組みづくりを行うことが必要と考えられる。

また、保育所等訪問支援のサービス利用のきっかけは、「他の事業の利用等を通じて関わりのあった児童・保護者から利用希望を受けたこと」が最多であったこと〔図表 175〕を踏まえると、利用者サイドである児童・保護者に対し、本サービスへの理解を広げていくための周知・啓発も欠かせないの取組の1つであると考えられる。

巻末資料

- 「児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける移行支援の取組状況調査」調査票
- 「インクルージョン推進に関する市町村の取組状況調査」調査票
- 「保育所等訪問支援の実施状況調査」調査票
- 「保育所等訪問支援の実施状況にかかるタイムスタディ調査」調査票

児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける移行支援の取組状況調査

*** ご記入にあたっての留意点とお願い ***

- 当調査票における「移行支援」「併行通園等」は、以下の内容を指しています。

【移行支援】

障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにし、かつ同年代の子どもとの仲間作りを図っていくことを指します。（「障害児通所支援の在り方に関する検討会 報告書」より）

移行支援に含まれる具体的な内容は、以下のとおりです。

- a 具体的な移行を想定した子どもの発達の評価
- b 合理的配慮を含めた移行に当たっての環境の評価
- c 具体的な移行先との調整
- d 家族への情報提供や移行先の見学調整
- e 移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の伝達
- f 子どもの情報・親の意向等についての移行先への伝達
- g 併行通園の場合は、利用日数や時間等の調整
- h 移行先の受け入れ体制づくりへの協力
- i 相談支援等による移行先への支援
- j 地域の保育所等や子育て支援サークルとの交流

※「移行支援」には、①同年代を対象とするサービス等の利用に際し上記の支援を行うこと、
②就学・進学等の段階に向けて上記の支援を行うことの双方を含めてお考え下さい。

※上記①には、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を退所し、保育所・放課後児童クラブ等に完全に移行することと、併行通園等を継続する（完全移行を目的としない）ことの両者を「移行支援」に含めてお考え下さい。

【併行通園等】

ここでは、保育所・幼稚園・認定こども園等と児童発達支援事業所・児童発達支援センターを併用すること、および放課後児童クラブ等と放課後等デイサービスを併用することの両者を含みます。

<併行通園等の例>

- ・保育園と児童発達支援事業所を、1日のうち別時間で利用している。
- ・週3日は放課後児童クラブ、週2日は放課後等デイサービスを利用している。

<併行通園等に該当しない例>

- ・2つ以上の児童発達支援事業所や放課後等デイサービスを併用しているが、保育園や放課後児童クラブ等は利用していない。
- ・児童発達支援事業所と病院のリハビリ（障害児サービスに該当しないサービス）を併用している。

- 特に断りのない場合、令和4年9月1日現在の状況でお答えください。
- 設問または回答した選択肢によっては、一部の方のみに回答をお願いしている設問があります。説明文、矢印等のガイドに従ってお答えください。
- 選択形式の質問で「その他」を選んだ場合は、具体的な内容を（ ）内にご記入ください。
- 貴事業所が移行支援や併行通園等を行っていない場合も、ご回答にご協力くださいますようお願いいたします。

I. 基本情報

問1 本票へのご回答者をご記入ください。

(1) 事業所名	
(2) 所在地（市区町村まで）	
(3) ご連絡先	(役職名)
	(氏名)
	(電話番号)

問2 貴事業所の概要についてご記入ください。

(1) 活動状況	01 活動中 02 休止中 03 廃止
(2) 設置主体	01 自治体 02 社会福祉法人 03 医療法人 04 営利法人 05 特定非営利活動法人 06 その他（ ）
(3) 運営主体	01 自治体 02 社会福祉法人 03 医療法人 04 営利法人 05 特定非営利活動法人 06 その他（ ）
(4) 設立年（西暦）	（ ）年
(5) 令和4年9月の1か月間における開所日数	（ ）日
(6) 1日あたりの営業時間（※運営規程に準じ回答）	①平日（ ）時間 ②休業日（ ）時間
(7) 主として重症心身障害児を通わせる事業所であるか	01 はい 02 いいえ
(8) 貴法人において実施している事業（当てはまるものすべてに○）	01 放課後等デイサービス 02 児童発達支援センター 03 児童発達支援 04 医療型児童発達支援 05 居宅訪問型児童発達支援 06 障害児入所施設（福祉型・医療型は問わない） 07 障害児相談支援 08 障害福祉サービス（障害者） 09 保育所等訪問支援 10 日中一時支援 11 巡回相談支援 12 保育所 13 幼稚園 14 認定こども園 15 地域型保育事業 16 放課後児童クラブ 17 上記以外の障害児支援・子ども子育て支援サービス

問 3 貴事業所の職員体制についてご記入ください。該当者がゼロの場合は、「0」をご記入ください。

	常勤職員	非常勤職員
児童発達支援管理責任者	人	人
保育士	人	人
児童指導員	人	人
看護師	人	人
理学療法士	人	人
作業療法士	人	人
言語聴覚士	人	人
心理職(臨床心理士、公認心理師等)	人	人
その他上記以外の職員	人	人

問 4 児童発達支援または放課後等デイサービスの利用状況についてご記入ください。

(1) 児童発達支援を利用している子どもの数を、年齢別にご記入ください。

0～2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳 (就学前)	小学生以上
人	人	人	人	人	人

(2) 放課後等デイサービスを利用している子どもの数を、学齢別にご記入ください。

小学生	中学生	高校生
人	人	人

(3) 児童発達支援または放課後等デイサービスを利用している子どもの数を、主たる障害の種類別にご記入ください。該当者がゼロの場合は、「0」をご記入ください。

知的障害	発達障害	肢体 不自由	聴覚障害	視覚障害	重症心身 障害	その他	不明
人	人	人	人	人	人	人	人
医療的 ケア児	(内数)						
人							

(4) 児童発達支援または放課後等デイサービスを利用している子どもの数のうち、不登校の子どもの数を記入ください。

不登校の 子ども
人

II. 移行支援を行っている子どもに関すること

問 5 貴事業所を利用している子どものうち、以下の各項目に当てはまる子どもの数をご記入ください。

(1) 現在、併行通園等を実施している子どもの数	(令和 4 年 9 月 1 日時点) 人
(2) 現在、併行通園等を行っていないが、併行通園等に向けた支援、移行支援を行っている子どもの数	(令和 4 年 9 月 1 日時点) 人
(3) 令和 3 年度中(令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月)に就学・進学時(幼稚園・保育所から小学校、小学校から中学校等)の移行に向けた支援を行った子どもの数	人
(4) 令和 3 年度中(令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月)に移行支援を経て貴事業所を退所し、保育所または放課後児童クラブ等に入所した子どもの数	人

問 6 問 5「(1) 現在、併行通園等を実施している子ども」の併行通園等の形態として、当てはまる子どもの数をご記入ください。

a. 一日中、貴事業所または併行通園先のどちらかで過ごす	人
b. 一日の中で最初は貴事業所、その後併行通園先で過ごす	人
c. 一日の中で最初は併行通園先、その後貴事業所で過ごす	人
d. 時間帯は特に決まっていない	人
e. その他 ()	人

問 7 問 5「(1) 現在、併行通園等を実施している子ども」について、併行通園等を開始した時期別に当てはまる子どもの数をご記入ください。

a. 貴事業所の利用開始時点から	人
b. 貴事業所の利用を開始してから	人

問 8 問 7「b. 貴事業所の利用を開始してから」と回答した子どもについて、移行支援を実施するようになったきっかけ別に当てはまる子どもの数をご記入ください。

(複数のきっかけに該当する場合は、そのうち最も大きなもの 1 つのみをお考えください)

a. 子ども本人から希望があった	人
b. 保護者から希望があった	人
c. 貴事業者から働きかけ・促しを行った	人
d. 併行通園等の実施先 ^{※1} や学校からの希望があった	人
e. その他の施設・機関等(行政等)から働きかけがあった	人
f. 併行通園等の実施先 ^{※1} を利用できる年齢になった ^{※2}	人
g. その他 ()	人

※1 保育所、放課後児童クラブ等

※2 例：小学校入学が近づいてきたので、放課後児童クラブへの移行支援を検討し始めた等

問9 問7「b. 貴事業所の利用を開始してから」と回答した子どもについて、併行通園等にあたり、受入れ先保育所・放課後児童クラブ等の候補の選定をどのような方法で行いましたか。当てはまる子どもの数をご記入ください。

a. 貴事業所の既存の連携先から紹介する	人
b. 本人・保護者自身が選定している	人
c. 担当の障害児相談支援事業所、相談支援専門員に紹介してもらう	人
d. 行政から紹介してもらう	人
e. その他（ ）	人

問10 貴事業所では、併行通園等を経て貴事業所を退所した子どもに対し、何らかのサポートを行っていますか。行っているサポートとしてあてはまるものをお答えください。（当てはまるものすべてに○）

- 01 移行先や居宅を訪問して状況確認・支援を実施（退所後30日以内で終結）
- 02 移行先や居宅を訪問して状況確認・支援を実施（退所後30日以後も継続）
- 03 移行先の保育所等と当該子どもに関する情報共有・協議等を実施
- 04 自治体の巡回相談等の事業による支援につなげる
- 05 その他（ ）

Ⅲ. 移行支援に関する事業所の取組に関すること

<移行支援に関する加算に関すること>

問11 貴事業所における、令和3年度中の移行支援に関する以下の加算の算定件数をご記入ください。

（1）保育・教育等移行支援加算	件
（2）関係機関連携加算（I）	件

問12 貴事業所では、上記の加算の対象となる（と思われる）子どもがいるものの、加算を算定しなかったことがありますか。ある場合は、その理由をお答えください。

- 01 算定しなかったことがある
- 02 算定しなかったことはない

【算定しなかったことがある場合、その理由】（当てはまるものすべてに○）

- 01 加算算定のための事務対応が煩雑である
- 02 要件を満たしているか不明で算定をためらう
- 03 その他（ ）

<移行支援のニーズ把握>

問13 貴事業所では、移行支援を積極的に推進していますか。「03」と答えた場合は、その理由についてもあわせてお答えください。

- 01 子ども・保護者からニーズが聞かれない段階でも、移行支援を積極的に推進している（積極的に子ども・保護者のニーズを把握する、事業者側から移行支援の取組を働きかける等）
- 02 積極的には推進していないが、子ども・保護者の希望があれば対応する
- 03 移行支援は行っていない（併行通園等、移行支援に関する取組には対応していない等）
- 「03」と答えた場合の理由：（ ）

問14 （1）貴事業所では、移行支援に関する子どもや保護者等のニーズの把握を行っていますか。行っている場合は、その把握方法をお答えください。（06の場合を除き、当てはまるものすべてに○）

- 01 面談時に確認するようにしている（移行支援のニーズ把握を主目的としない面談も含む）
- 02 個別支援計画の作成・更新時に確認している
- 03 日々の関わりの中でニーズを確認している
- 04 アンケート等書面への記載によりニーズを確認している
- 05 保護者だけでなく子ども本人からもニーズを確認している
- 06 ニーズ把握は行っていない
- 07 その他（ ）

（2）（1）で06以外を選択した場合にお聞きます。貴事業所では、移行支援に関する子どもや保護者等のニーズを把握した際に、どのような対応を行っていますか。（当てはまるものすべてに○）

- 01 事業所内で対応方法を検討する
- 02 担当の相談支援専門員と共有し、対応方法を検討する
- 03 行政機関（市区町村・出先機関等）と共有し、対応方法を検討する
- 04 移行先となり得る機関（保育所、放課後児童クラブ等）と直接相談する
- 05 その他（ ）

<個別支援計画作成・会議開催等>

※問 15～17 では併行通園等に関する地域の施設等との連携について、問 18～20 では移行支援についてお伺いします。

◆問 15～17 では、併行通園等に関する地域の施設等との連携についてお伺いします。

問 15 貴事業所では、児童発達支援計画および放課後等デイサービス計画において、**併行通園等に関する地域の施設等との連携**について記載を行っていますか。

- 01 原則、記載を含めて作成している
- 02 必要に応じ、記載を含めて作成している
- 03 記載することはない、または稀である
- 04 併行通園を行っていない

問 16 貴事業所では、事業所内において、**併行通園等に関する地域の施設等との連携**に係る会議等を実施していますか。

- 01 定期的に、主目的とした会議を開催している
- 02 必要に応じ（不定期で）、主目的とした会議を開催している
- 03 定期的な会議の中で、必要に応じ検討を行っている
- 04 上記以外の形式の会議で、検討を行っている
- 05 会議は開催していない

問 17 （１）貴事業所では、事業所外の関係機関を含めて、**併行通園等に関する地域の施設等との連携**に係る会議等を実施していますか。

- 01 定期的に、主目的とした会議を開催している
- 02 必要に応じ（不定期で）、会議を開催している
- 03 定期的な会議の中で、必要に応じ検討を行っている
- 04 上記以外の形式の会議で、検討を行っている
- 05 会議は開催していない

（２）（１）で 01～04 を選択した場合にお聞きます。

当該会議に参加している関係機関等として、当てはまるものをすべてお選びください。

- 01 保育所・幼稚園・認定こども園 02 放課後児童クラブ 03 小学校・中学校・高等学校
- 04 特別支援学校 05 障害児通所支援事業所（貴事業所は除く）
- 06 障害児相談支援事業所（貴事業所は除く） 07 基幹相談支援センター
- 08 市役所・町村役場 09 当事者（子ども・保護者代表等） 10 その他（ ）

◆問 18～20 では、移行支援についてお伺いします。

問 18 貴事業所では、児童発達支援計画および放課後等デイサービス計画において、**保育所等への移行支援**に関する記載を行っていますか。

- 01 原則、記載を含めて作成している
- 02 必要に応じ、記載を含めて作成している
- 03 記載することはない、または稀である
- 04 移行支援を行っていない

問 19 貴事業所では、事業所内において、**保育所等への移行支援**に係る会議等を実施していますか。

- 01 定期的に、主目的とした会議を開催している
- 02 必要に応じ（不定期で）、主目的とした会議を開催している
- 03 定期的な会議の中で、必要に応じ検討を行っている
- 04 上記以外の形式の会議で、検討を行っている
- 05 会議は開催していない

問 20 （１）貴事業所では、事業所外の関係機関を含めて、**保育所等への移行支援**に係る会議等を実施していますか。

- 01 定期的に、主目的とした会議を開催している
- 02 必要に応じ（不定期で）、会議を開催している
- 03 定期的な会議の中で、必要に応じ検討を行っている
- 04 上記以外の形式の会議で、検討を行っている
- 05 会議は開催していない

（２）（１）で 01～04 を選択した場合にお聞きます。

当該会議に参加している関係機関等として、当てはまるものをすべてお選びください。

- 01 保育所・幼稚園・認定こども園 02 放課後児童クラブ 03 小学校・中学校・高等学校
- 04 特別支援学校 05 障害児通所支援事業所（貴事業所は除く）
- 06 障害児相談支援事業所（貴事業所は除く） 07 基幹相談支援センター
- 08 市役所・町村役場 09 当事者（子ども・保護者代表等） 10 その他（ ）

＜他機関との連携＞

問 21 移行支援に関する貴事業所と外部機関との連携状況についてお聞きます。

- ①～③の各関係機関との、移行支援に関する連携状況について、当てはまる選択肢をそれぞれお選びください。また、「01」から「03」のいずれかを回答した場合は、各関係機関と連携している1か月あたりの平均的な時間数※をあわせてご回答下さい。
- ※関係機関との間で、【移行支援】に含まれる具体的内容（＜参考＞ 枠内 a～j の取組）を行うために要している時間（会議の書類作成等、直接関わらない時間は除く）

関係機関	連携状況（下記 選択肢から選ぶ）	1か月あたりの平 均的な連携の時間
① 保育所・幼稚園・認定こども園		時間
② 放課後児童クラブ		時間
③ その他（主な機関名： ）		時間

＜選択肢＞
01 よく連携している（併行通園等を行っている子どもの状況を日常的に共有している等）
02 概ね連携している（日常的な連携は無いが、必要に応じ情報共有・相談を行っている等）
03 あまり連携していない（特に必要がある場合のみ連携を行う等）
04 全く連携していない

＜参考＞【移行支援】に含まれる具体的な内容

- a 具体的な移行を想定した子どもの発達の評価
- b 合理的配慮を含めた移行に当たっての環境の評価
- c 具体的な移行先との調整
- d 家族への情報提供や移行先の見学調整
- e 移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の伝達
- f 子どもの情報・親の意向等についての移行先への伝達
- g 併行通園の場合は、利用日数や時間等の調整
- h 移行先の受け入れ体制づくりへの協力
- i 相談支援等による移行先への支援
- j 地域の保育所等や子育て支援サークルとの交流

問 22 就学・進学時（幼稚園・保育所から小学校、小学校から中学校等）の移行における、貴事業所と学校との連携について、当てはまる選択肢をお選びください。また、「01」から「03」のいずれかを回答した場合は、各関係機関と連携にかけている1か月あたりの平均的な時間数※をあわせてご回答下さい。

※関係機関との間で、本票 1 頁目に記載している、【移行支援】に含まれる具体的内容（枠内 a～j のうち関連するもの）を行うために要している時間（会議の書類作成等、直接関わらない時間は除く）

- 01 よく連携している（併行通園等を行っている子どもの状況を日常的に共有している等）
- 02 概ね連携している（日常的な連携は無いが、必要に応じ情報共有・相談を行っている等）
- 03 あまり連携していない（特に必要がある場合のみ連携を行う等）
- 04 全く連携していない

（01 から 03 を選んだ場合：1 か月あたりの平均的な時間数を記入）

時間

IV. 移行支援に関する工夫・課題等

問 23 移行支援に関し、貴事業所で行ったことがある取組をお答えください。（当てはまるものすべてに○）

- 01 具体的な移行を想定した子どもの発達の評価
- 02 合理的配慮を含めた移行に当たっての環境の評価
- 03 子どもの移行に向けた、移行先との個別具体的な調整
- 04 家族への情報提供や、移行先の家族の見学調整
- 05 移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の伝達
- 06 子どもの情報・保護者の意向等についての移行先への伝達
- 07 併行通園等の場合は、利用日数や時間等の調整
- 08 移行先の受け入れ体制づくりへの協力
- 09 相談支援等による移行先への支援
- 10 地域の保育所等や子育て支援サークルとの交流
- 11 移行支援を行っていない
- 12 その他（
）

問 24 移行支援に関し、貴事業所が特に留意して行っている工夫や支援内容をお答えください。（当てはまるものすべてに○）

01 併行通園先との定期的な会議等の実施

02 併行通園先との日々の記録・状況との共有・引継ぎ

03 障害児相談支援事業所と児童発達支援管理責任者等との状況共有・検討等

04 本人・保護者からの現状・ニーズ等の確認

05 円滑・適切な移行に向けたツール等（サポートファイル、就学サポートシート等）の活用

06 移行支援を行っていない

07 その他（ ）

問 25 貴事業所を退所して、地域の保育所等への移行を行ったケースにおいて、移行の段階で特に力を入れて行ったサポートの内容等があれば、ご記入ください。

（行ったサポートの内容）

問 26 貴事業所で、移行支援を実現する上での課題等（事業所、関係機関、本人・保護者等の観点から）と感じている点として当てはまるものをお答えください。（当てはまるものすべてに○）
※現在、移行支援を行っているかどうかに関わらず、貴事業所が感じる課題等についてご回答ください。

01 本人・保護者の意向確認が難しい

02 併行通園等の相談があった際にどう対応して良いか（どこに相談すべきか）分からない

03 本人・保護者のニーズと本人の状況に差がある

04 併行通園等を行える保育所等が無い（少ない）

05 移行支援を行っている保育所等はあるが、子どものニーズと合わず受入が困難

06 人員不足で移行支援が十分行えない

07 その他（ ）

問 27 貴事業所では、令和 3 年度の 1 年間に、事業所から行った併行通園等の提案（※）を保育所・放課後児童クラブ等、および保護者から断られたことがありますか。ある場合は、その主な理由をご記入ください。（03・04 の場合を除き、当てはまるものすべてに○）

※ここでは、保育所等の併用を行うことについて提案することと、就学等のステージにあたって移行のサポートを行うことの提案の双方を含めてご回答ください。

01 保育所・放課後児童クラブ等から断られたことがある

02 保護者から断られたことがある

03 断られたことはない

04 提案したことがない

【断られたことがある場合】

（断りの理由）

問 28 これまでに移行支援を実施した経験がある場合にお聞きます。移行支援の実施にあたり、貴事業所が以下の各場面・事項において苦労した点と、それに対して行った対応策を、1 つずつご記入ください。
※これまでに移行支援を実施した経験がない場合は、本欄はご回答不要です。

（ 1 ）併行通園等を開始してから移行先等で安定して過ごせるようになるまでのプロセス全般において、苦労した点、対応策

（苦労した点）	（対応策）
---------	-------

（ 2 ）就学前の子どもが就学する際に行う移行支援において苦労した点、対応策

（苦労した点）	（対応策）
---------	-------

（ 3 ）その他上記以外で、移行支援において苦労した点、対応策

（苦労した点）	（対応策）
---------	-------

令和4年度障害者総合福祉推進事業
「障害児の保育所等への移行支援の実態把握に係る調査研究」
インクルージョン推進に関する市町村の取組状況調査

＊ ＊ ＊ ご記入にあたっての留意点とお願い ＊ ＊ ＊

- 当調査票において、「インクルージョン推進」とは、「移行支援」などの取組を含め、障害のある子どもの地域社会への参加・包摂を進めていくことを指します。
- 当調査票における「移行支援」「併行通園等」は、以下の内容を指しています。

【移行支援】

障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにし、かつ同年代の子どもとの仲間作りを図っていくことを指します。（「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書」より）

移行支援に含まれる具体的な内容は、以下のとおりです。

- a 具体的な移行を想定した子どもの発達の評価
- b 合理的配慮を含めた移行に当たっての環境の評価
- c 具体的な移行先との調整
- d 家族への情報提供や移行先の見学調整
- e 移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の伝達
- f 子どもの情報・親の意向等についての移行先への伝達
- g 併行通園の場合は、利用日数や時間等の調整
- h 移行先の受け入れ体制づくりへの協力
- i 相談支援等による移行先への支援
- j 地域の保育所等や子育て支援サークルとの交流

- ※ 「移行支援」には、①同年代を対象とするサービス等の利用に際し上記の支援を行うこと、②就学・進学等の段階に向けて上記の支援を行うことの双方を含めてお考え下さい。
- ※ 上記①には、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を退所し、保育所・放課後児童クラブ等に完全に移行すること、併行通園等を継続する（完全移行を目的としない）ことの両者を「移行支援」に含めてお考え下さい。

【併行通園等】

ここでは、保育所・幼稚園・認定こども園等と児童発達支援事業所・児童発達支援センターを併用すること、および放課後児童クラブ等と放課後等デイサービスを併用することの両者を含みます。

＜併行通園等の例＞

- ・ 保育園と児童発達支援事業所を、1日のうち別時間で利用する。
- ・ 週3日は放課後児童クラブ、週2日は放課後等デイサービスを利用している。

＜併行通園等に該当しない例＞

- ・ 2つ以上の児童発達支援事業所や放課後等デイサービスを併用しているが、保育園や放課後児童クラブ等は利用していない。
- ・ 児童発達支援事業所と病院のリハビリ（障害児サービスに該当しないサービス）を併用している。

- 特に断りのない場合、**令和4年9月1日**現在の状況でお答えください。
- 設問または回答した選択肢によっては、一部の方のみに回答をお願いしている設問があります。説明文、矢印等のガイドに従ってお答えください。
- 選択形式の質問で「その他」を選んだ場合は、具体的な内容を（ ）内にご記入ください。

【本シートの設問にご回答いただく前にご確認いただきたい事項】

- ・「ご記入にあたっての留意点とお願い」シートをご一読ください。
- ・特に断りのない限り、**令和4年9月1日時点**の状況でお答えください。

I. 基本情報

問1 本票へのご回答者をご記入ください。

(1) 自治体名	都道府県名：		市町村名：	
(2) 所属部局				
(3) ご連絡先	(役職名)			
	(氏名)			
	(電話番号)			

問2 貴自治体の人口についてご記入ください。

(1) 総人口		人
(2) 18歳未満人口		人

問3 貴自治体における障害児通所給付のサービスにかかる受給者数をご記入ください。

(1) 児童発達支援		人
(2) 医療型児童発達支援		人
(3) 放課後等デイサービス		人
(4) 保育所等訪問支援		人

問4 管内における障害児通所支援事業所数についてご記入ください。

(1) 児童発達支援センター		カ所
(2) 医療型児童発達支援センター		カ所
(3) 児童発達支援事業所		カ所
(4) 放課後等デイサービス		カ所
(5) (1)～(4)のうち、保育所等訪問支援を実施する事業所		カ所

問5 管内における保育所・幼稚園等への障害児の受入れ状況についてお聞きします。

(1) 管内の保育所・幼稚園等の設置状況をご回答ください。

	公立		私立	
① 認可保育所等	1:あり 2:なし		1:あり 2:なし	
② 幼稚園	1:あり 2:なし		1:あり 2:なし	
③ その他(こども園等)	1:あり 2:なし		1:あり 2:なし	

(2) 管内の保育所・幼稚園等では、障害児受入れ枠が設けられていますか。

※指定園のみ枠ありの場合も1を選択

1:設けられている 2:設けられていない 3:分からない	
------------------------------	--

(3) (2) で1を選択した場合、障害児受入れ枠の詳細についてご回答ください。

① 指定園の有無	1:指定園を設けている	
	2:指定園は設けていない	
	3:把握していない	
② 障害児受入れ枠がある保育所・幼稚園等(7の場合を除き、当てはまるものすべてに○)	1:公立の認可保育所等	
	2:私立の認可保育所等	
	3:公立の幼稚園	
	4:私立の幼稚園	
	5:公立のこども園等	
	6:私立のこども園等	
	7:把握していない	

(4) 貴自治体では、障害児通所支援サービスと地域の保育所・幼稚園等を併行して利用すること(併行通園)について、何らかの制限を設けていますか。

【未就学児】	1:設けている	
	2:設けていない	
	3:分からない (1の場合、具体的な内容:)	
【学齢児】	1:設けている	
	2:設けていない	
	3:分からない (1の場合、具体的な内容:)	

問6 管内における巡回相談支援の実施状況についてお聞きします。

(1) 貴自治体は、地域の保育所・幼稚園等や子育て支援施設等を対象とした巡回相談支援を実施していますか(対象施設の範囲は問わない)。

1:実施している 2:実施していない	
--------------------	--

(2) 上記(1)で1を選択した場合、巡回相談支援の実施状況についてご回答ください。

① 巡回相談支援の対象施設 (当てはまるものすべてに○)	1:保育所、幼稚園等	
	2:放課後児童クラブ	
	3:地域の子育て支援拠点	
	4:児童館	
	5:その他 ⇒(具体的に:)	
② 巡回相談支援の対象者		
②-1 障害者手帳を所持している場合	1:対象となる	
	2:対象とならない	
	3:問わない	
②-2 通所受給者証を所持している場合	1:対象となる	
	2:対象とならない	
	3:問わない	
②-3 その他の基準	1:有 2:無 ⇒1の場合、具体的な内容()	
③ 巡回相談支援を実施する者の職種 (当てはまるものすべてに○)	1:医師	
	2:児童指導員	
	3:保育士	
	4:心理職(臨床心理士、公認心理師等)	
	5:作業療法士	
	6:言語聴覚士	
	7:障害児施設等の職員	
	8:その他 ⇒(具体的に:)	
④ 巡回相談支援の実施頻度	1施設あたり 年間() 回程度	

問7 管内の障害児通所支援事業所における、地域への移行支援に関する加算等の算定状況についてご記入ください。

	令和3年度に 請求ありの事業所数	
(1) 児童発達支援および放課後等デイサービス事業所における「保育・教育等移行支援加算」の算定状況		件
(2) 保育所等訪問支援の実施状況		件

Ⅱ. 地域におけるインクルージョン推進や移行支援に向けた取組状況

問8 貴自治体において、障害児支援に関する業務を主に担当している部署は、どのような部署ですか。選択肢の中から、貴自治体の状況に最も近いものをお選びください。

1：障害福祉全般（成人を含む）を所管する部署が担当

2：子育て支援や子ども家庭支援を所管する部署が担当

※2の場合 ➡ 教育委員会の所掌を（1：含む 2：含まない : ☐ ）

3：福祉全般を所管する部署が担当

4：その他 ➡（具体的に： ）

問9 貴自治体では、障害児のインクルージョン推進に関する施策をどのような体制で実施していますか。選択肢の中から、貴自治体の状況に最も近いものをお選びください。

1：障害児支援の担当が中心となって実施

2：障害児支援の担当が、保育・教育等の担当に都度協力を要請して実施

3：障害児支援の担当と保育・教育等の担当が共同で実施

4：その他 ➡（具体的に： ）

問10 貴自治体では、子どもや障害に関する各種計画において、障害児のインクルージョン推進に関する言及を行っていますか。

（1）子ども・子育て支援事業計画 1：言及あり 2：言及なし

（2）障害福祉計画・障害児福祉計画 1：言及あり 2：言及なし

問11 貴自治体における子ども・子育て会議の状況について、ご回答ください。

（1）子ども・子育て会議の構成員に含まれている関係者

① 障害児支援事業所の関係者 1：含まれている 2：含まれていない

② 障害児の保護者等の当事者 1：含まれている 2：含まれていない

（2）子ども・子育て会議の目的の中に、障害児に関する検討が位置づけられているか

1：位置づけられている 2：位置づけられていない

問12 貴自治体における自立支援協議会について、ご回答ください。

（1）子ども部会の有無 1：有 2：無

（2）子ども部会内の専門部会の有無 1：有 2：無

➡ 1の場合、具体名（ ）

問13 「障害児のインクルージョン推進」や「障害児の移行支援」を目的とした、関係者の理解促進に向けた取組として、関連する会議体等において、障害児のインクルージョン推進や障害児の移行支援のテーマを議題として取り上げたことがありますか。a～iの中から、取り上げたことがある会議体等すべてに○をつけ、それぞれに具体的な検討状況（①開催回数、②説明・検討の内容）を【選択肢】欄から選んで回答してください。

【a.子ども・子育て会議】								
○の場合	具体的な検討状況	①開催回数	②説明・検討の内容（当てはまるものすべてに○）					
		1	2	3	4	5	6 … 具体的な内容を下記に記載	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	

【b.自立支援協議会（選択肢c.に該当するものを除く）】								
○の場合	具体的な検討状況	①開催回数	②説明・検討の内容（当てはまるものすべてに○）					
		1	2	3	4	5	6 … 具体的な内容を下記に記載	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	

【c.自立支援協議会内の子ども部会や専門部会】								
○の場合	具体的な検討状況	①開催回数	②説明・検討の内容（当てはまるものすべてに○）					
		1	2	3	4	5	6 … 具体的な内容を下記に記載	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	

【d.保育所・幼稚園・認定こども園の園長会】								
○の場合	具体的な検討状況	①開催回数	②説明・検討の内容（当てはまるものすべてに○）					
		1	2	3	4	5	6 … 具体的な内容を下記に記載	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	

【e.小中学校の校長会、教頭会】								
○の場合	具体的な検討状況	①開催回数	②説明・検討の内容（当てはまるものすべてに○）					
		1	2	3	4	5	6 … 具体的な内容を下記に記載	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	

【f.地域の乳児院・児童養護施設の施設長・関係者等が出席する会議】								
○の場合	具体的な検討状況	①開催回数	②説明・検討の内容（当てはまるものすべてに○）					
		1	2	3	4	5	6 … 具体的な内容を下記に記載	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	

【g.障害児のインクルージョンに関心がある、または併行通園等を行っている子どもを持つ保護者を対象とした会議等】								
○の場合	具体的な検討状況	①開催回数	②説明・検討の内容（当てはまるものすべてに○）					
		1	2	3	4	5	6 … 具体的な内容を下記に記載	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	

【h.上記以外の会議体】→具体的に：								
○の場合	具体的な 検討状況	①開催 回数	②説明・検討の内容（当てはまるものすべてに○）					
		1	2	3	4	5	6 … 具体的内容を下記に記載	
【i.特に取り上げたことがない】								
【選択肢】								
① 開催回数	1：1回 2：2回以上							
② 説明・検討 の内容	1：インクルージョン推進の意義についての説明							
	2：関連サービスの概要説明（保育所等訪問支援の内容等）							
	3：児童発達支援や放課後等デイサービス事業所による移行前後のサポート内容の紹介							
	4：好事例の紹介							
	5：個別ケースに関する検討							
	6：その他							

問14 「障害児のインクルージョン推進」や「障害児の移行支援」を目的とした、関係者の理解促進に向けた取組として、障害児のインクルージョン推進や障害児の移行支援のテーマを取り上げた啓発資料等を作成したことがありますか。a～dの中から、作成したことがある啓発資料等すべてに○をつけ、それぞれに具体的な内容（①想定した読み手、②記載内容）を【選択肢】欄から選んで回答してください。

【a.リーフレット・チラシ等】							
○の場合	具体的な 内容	①想定した読み手（当てはまるものすべてに○）					
		1	2	3	4	5	6 … 具体的内容を下記に記載
		②記載内容（当てはまるものすべてに○）					
		1	2	3	4	5 … 具体的内容を下記に記載	
【b.ウェブサイト上のページ（自治体ホームページ内など）】							
○の場合	具体的な 内容	①想定した読み手（当てはまるものすべてに○）					
		1	2	3	4	5	6 … 具体的内容を下記に記載
		②記載内容（当てはまるものすべてに○）					
		1	2	3	4	5 … 具体的内容を下記に記載	
【c. 上記以外の啓発資料】→具体的に：							
○の場合	具体的な 内容	①想定した読み手（当てはまるものすべてに○）					
		1	2	3	4	5	6 … 具体的内容を下記に記載
		②記載内容（当てはまるものすべてに○）					
		1	2	3	4	5 … 具体的内容を下記に記載	
【d.特に作成したことがない】							
【選択肢】							
① 想定した読み 手	1：保育所・幼稚園・認定こども園						
	2：小学校・中学校						
	3：乳児院・児童養護施設						
	4：児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所						
	5：保護者						
	6：その他						
② 記載内容	1：インクルージョン推進の意義についての説明						
	2：関連サービスの概要説明（保育所等訪問支援の内容等）						
	3：児童発達支援や放課後等デイサービス事業所による移行前後のサポート内容の紹介						
	4：好事例の紹介						
	5：その他						

問15 貴自治体では、地域における障害児のインクルージョン推進の風土が、どの程度定着していると考えますか。表内の項目別に、貴自治体の認識として当てはまるものをお選びください。

項目	回答
① 行政組織内	
② 障害児通所支援事業所	
③ 地域の保育所・幼稚園等	
④ 地域の小中学校・特別支援学校	
⑤ 本人・保護者	

【選択肢】

1:定着していない 2:どちらかという定着していない 3:どちらとも言えない
4:どちらかという定着している 5:定着している

問16 貴自治体では、地域全体における障害児のインクルージョン推進の機運醸成に向けて、自治体として意識的に取り組んでいることがありますか。

1:ある → 具体的な内容を下枠内にご記入ください。 2:ない

【インクルージョン推進の機運醸成のために取り組んでいる内容】

Ⅲ. 移行支援に関する個別的なサポートの実施状況

問17 貴自治体では、障害児通所支援の利用に際しての給付申請受付および通所受給者証の発行以外に、地域への移行支援の観点から、障害児通所支援の利用者（利用希望者を含む）を対象として行っていることがありますか。（4の場合を除き、当てはまるものすべてに○）

1: 障害児通所支援事業所が実施しているサービス内容(移行支援、保育所等訪問支援など)の紹介	
2: 地域の保育所・学校等の利用・進学にあたっての個別的なサポートの実施 → 問18へ	
3: その他 → (具体的に: _____)	
4.: 特になし	

↓ 【問17で「2.地域の保育所・学校等の利用・進学にあたっての個別的なサポートの実施」を選択した場合】

問18 障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス）の利用者が、自らの選択にもとづき、地域の保育所・学校等を利用することを支援するために、貴自治体が行っている個別的なサポートの内容を、対象先の種別ごとにご回答ください。

<保育所・幼稚園等、放課後児童クラブ>（7の場合を除き、当てはまるものすべてに○）	
1: 地域の保育所・幼稚園等、放課後児童クラブの利用を考えている保護者からの相談を受ける	
2: 庁内の関係部署（母子保健、保育・幼児教育、子育て支援所管課など）への取り次ぎを行う	
3: 庁内の関係部署（母子保健、保育・幼児教育、子育て支援所管課など）との調整役を担う	
4: 移行先の探索や個別調整を行う	
5: 移行支援のケースに関して検討する場（関係者会議等）に参加する	
6: その他 → (具体的に: _____)	
7: 保育所・幼稚園等、放課後児童クラブへの移行支援について利用相談を受けたことがない	
<小中学校、特別支援学校>（8の場合を除き、当てはまるものすべてに○）	
1: 地域の小中学校、特別支援学校への進学等と考えている保護者からの相談を受ける	
2: 庁内の関係部署（教育委員会など）への取り次ぎを行う	
3: 庁内の関係部署（教育委員会など）との調整役を担う（例：必要な情報の収集、取りまとめ等）	
4: 移行先の学校職員への説明等を行う、サポートする	
5: スクールソーシャルワーカーとの調整を行う	
6: 移行支援のケースに関して検討する場（関係者会議等）に参加する	
7: その他 → (具体的に: _____)	
8: 小中学校、特別支援学校への移行支援について利用相談を受けたことがない	

問19 個別ケースの移行支援の取組開始後に、貴自治体が、障害児通所支援事業所や移行先の施設等、および本人・保護者との間で行っている取組はありますか（6の場合を除き、当てはまるものすべてに○）。

1：困りごとがあった際に相談対応を行っている	
2：障害児通所支援事業所や移行先の施設等との間で定期的な情報交換を行っている	
3：庁内の関係部署への情報共有を行っている	
4：保育所等訪問支援や巡回相談支援の活用に向けた調整を行っている	
5：その他 ⇒（具体的に： _____）	
6：特になし	

IV. インクルージョン推進の展望と課題

問20 地域における障害児のインクルージョン推進に向けた今後の課題について、以下の項目ごとに、貴自治体の認識に最も近い選択肢を【選択肢】欄の1～5から選び、ご回答ください。

項目	回答
a：地域でインクルージョン推進への理解が進んでいない	
b：保育所等訪問支援などのサービスが普及していない	
c：障害児の受入体制がある施設が地域に不足している	
d：本人・保護者の意向と受入れ先のリソースとのバランスをとることが難しい	
e：相談支援専門員との連携が十分にできていない	
f：移行支援を誰がコーディネートするのが明確になっていない	
g：人材の確保・育成が不十分	
h：関連分野（保健・医療、福祉、保育、教育等）と連携した地域支援体制が整っていない	
i：自治体内でインクルージョン推進に関する情報の共有がうまくできていない	
j：その他 ⇒（具体的に： _____）	

【選択肢】

1:当てはまる 2:やや当てはまる 3:どちらともいえない 4:あまり当てはまらない 5:当てはまらない

令和 4 年度障害者総合福祉推進事業

「障害児の保育所等への移行支援の実態把握に係る調査研究」

保育所等訪問支援の実施状況調査

*** ご記入にあたっての留意点とお願い ***

- 特に断りのない場合、令和 4 年 9 月 1 日現在の状況でお答えください。
- 設問または回答した選択肢によっては、一部の方のみに回答をお願いしている設問があります。説明文、矢印等のガイドに従ってお答えください。
- 選択形式の質問で「その他」を選んだ場合は、具体的な内容を（ ）内にご記入ください。

I. 基本情報

問 1 本票へのご回答者をご記入ください。

(1) 事業所名		
(2) 事業所番号		
(3) 所在地（市町村まで）		
(4) ご連絡先	(役職名)	
	(氏名)	
	(メールアドレス)	

問 2 貴事業所の概要についてご記入ください。

(1) 運営主体	01 自治体 02 社会福祉法人 03 医療法人 04 営利法人 05 特定非営利活動法人 06 その他
(2) 事業所において実施している事業 （当てはまるものすべてに○）	01 放課後等デイサービス 02 児童発達支援センター 03 児童発達支援 04 医療型児童発達支援 05 居宅訪問型児童発達支援 06 障害児入所施設（福祉型・医療型は問わない） 07 障害児相談支援 08 障害福祉サービス（障害者） 09 日中一時支援 10 巡回相談支援 11 保育所 12 幼稚園 13 認定こども園 14 地域型保育事業 15 放課後児童クラブ 16 上記以外の障害児支援・子ども子育て支援サービス
(3) 保育所等訪問支援の開始年	（西暦） 年

II. 保育所等訪問支援の実施状況

＜実施体制に関すること＞

問 3 (1) 保育所等訪問支援のサービスについて、貴事業所が配置している訪問支援員の数（職種別）をご記入ください。記入欄は、保育所等訪問支援のサービスに専従であるか／他事業との兼務であるかの状況別、および常勤／非常勤の勤務形態別に回答欄が分かれています。該当者がゼロの欄は、「0」をご記入ください。

	専従		兼務	
	常勤職員	非常勤職員	常勤職員	非常勤職員
児童指導員	人	人	人	人
保育士	人	人	人	人
看護師	人	人	人	人
理学療法士	人	人	人	人
作業療法士	人	人	人	人
言語聴覚士	人	人	人	人
心理職(臨床心理士、公認心理師等)	人	人	人	人
その他（ ）	人	人	人	人

(2) 上記でお答えいただいた職員について、訪問支援員としての平均経験年数をご記入ください。

平均経験年数	（ ） 年
--------	-------

(3) 訪問時の体制について、ご記入ください。

訪問時の体制	01 1 名を基本としている 02 複数名を基本としている ➡ おおむね（ ） 名
--------	--

＜支援実績に関すること＞

問 4 令和 3 年度における保育所等訪問支援の実績についてお聞きます。

- (1) 保育所等訪問支援のサービスの実施状況について、訪問先施設の種類別に、対象児童数（実人数）
※をご記入ください。該当者がゼロの場合は、「0」をご記入ください。 ※令和 3 年度中に 1 回以上支援を提供
した児童

訪問先施設等の種類	対象児童数（実人数）
a. 保育所等	人
b. 幼稚園	人
c. 認定こども園	人
d. 放課後児童クラブ	人
e. 小学校・中学校	人
f. 特別支援学校（小学部・中学部）	人
g. 特別支援学校（高等部）	人
h. 乳児院	人
i. 児童養護施設	人
j. その他（ ）	人

- (2) 保育所等訪問支援のサービスの実施状況について、訪問先施設の種類別に、月別の延べ訪問件数
をご記入ください。また、訪問を行った実日数※を月別にご記入ください
※1 日に訪問した件数が 1 件でも、2 件以上でも、同一日は「1」とカウントし、当該月の合計日数をご記入ください。（1）
で回答した対象児童数が 1 人以上の場合、いずれかの月に 1 以上の数字の記入し、訪問がなかった月は「0」をご記入く
ださい。

	令和 3 年												令和 4 年		
■ 延べ訪問件数（件）	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
a. 保育所等															
b. 幼稚園															
c. 認定こども園															
d. 放課後児童クラブ															
e. 小学校・中学校															
f. 特別支援学校（小学部・中学部）															
g. 特別支援学校（高等部）															
h. 乳児院															
i. 児童養護施設															
j. その他															
■ 訪問日数（日）															

- (3) 令和 3 年度の訪問件数は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けて、過去の実績と比較し、ど
の程度変動しましたか。貴事業所の状況にもっとも近い選択肢をお選びください。
※令和 3 年度から事業を開始した場合、本設問はご回答不要です。

01 大きく減少した 02 やや減少した 03 あまり変動はない 04 やや増加した 05 大きく増加した

- (4) 令和 3 年度における保育所等訪問支援のおおよその収支状況（※）について、貴事業所の状況にも
っとも近い選択肢をお選びください。 ※事業所が複数の事業を実施している場合、事業所全体ではなく、
本サービス単体としての収支をご回答ください。

01 収入金額が支出金額を上回っている
02 収入金額と支出金額がほぼ同等である
03 支出金額が収入金額を上回っている
04 分からない

＜対象児童に関すること＞

問 5 令和 3 年度における保育所等訪問支援の対象児童についてお聞きます。

- (1) 保育所等訪問支援を実施した児童数を、主たる障害の種類別にご記入ください。該当者がゼロの場
合は、「0」をご記入ください。

知的障害	発達障害	肢体 不自由	聴覚障害	視覚障害	重症心身 障害	その他	不明
人	人	人	人	人	人	人	人
医療的 ケア児	(内数)						
人							

- (2) 保育所等訪問支援を実施した児童のうち、障害児相談支援を利用して利用計画の作成を行っている
児童数をご記入ください。

障害児相談支援の利用児童数 () 人

問 6 保育所等訪問支援を実施した児童数について、支援開始に至るまでの経緯に当てはまる人数をご記入ください。（1 人の児童が複数項目に該当する場合は、主なもの 1 項目のみに計上）

a. 他の事業の利用等を通じて関わりのあった児童・保護者から利用希望を受けた	人
b. 地域の児童・保護者から直接相談を受けた	人
c. 訪問先施設等からの相談を介してニーズを把握した	人
d. 自治体が実施する巡回相談支援を通じてニーズを把握した	人
e. 地域の関係機関（訪問先施設以外）からの相談を介してニーズを把握した	人
f. その他（ ）	人

問 7 保育所等訪問支援を実施した児童について、支援の実施頻度別（※1）、および訪問 1 回あたりの支援提供時間別（※2）に、当てはまる人数をご記入ください。

- ※1 対象児童ごとに、年間合計件数÷12 月により、1 月当たりの平均訪問件数を算出してください。
- ※2 対象児童ごとに、訪問 1 回あたりの平均的な支援提供時間を算出してください。

		支援の実施頻度（1 月当たりの平均訪問件数）				
		月 0.5 回未満	月 0.5 回～1 回未満	月 1 回～2 回未満	月 2 回～3 回未満	月 3 回以上
訪問・支援提供時間あたりの	～1 時間未満	人	人	人	人	人
	1 時間～2 時間未満	人	人	人	人	人
	2 時間～3 時間未満	人	人	人	人	人
	3 時間～4 時間未満	人	人	人	人	人
	4 時間以上	人	人	人	人	人

＜支援内容に関すること＞

問 8 貴事業所では、各回の保育所等訪問支援の内容として、具体的にどのような事項を実施していますか。下表に記載した支援内容の要素ごとに、貴事業所の提供サービスにおける実施の頻度をご回答ください。

＜支援内容＞	＜回答欄＞	＜選択肢＞
a. 行動観察		01 ほぼ毎回実施 02 半数程度で実施 03 必要に応じて時々実施 04 あまり実施しない
b. 環境把握		
c. 子ども本人への支援		
d. 訪問先職員への支援		
e. 保護者への報告		
f. カンファレンス		
g. 報告書作成		
h. その他（ ）		

問 9 貴事業所が保育所等訪問支援を実施するにあたり、支援先の施設等への移動に要する時間について、1 回あたりの平均的な所要時間（往復）と最も長い時間を要する訪問先への移動時間（往復）をご記入ください。また、貴事業所から最も遠方にある訪問先までの距離をご記入ください。

（1）平均移動時間（往復）	（ ）分 ※10 分単位でご記入ください。
（2）移動に最も長い時間を要する訪問先への移動時間（往復）	（ ）分 ※10 分単位でご記入ください。
（3）最も遠方にある訪問先までの距離	（ ）キロ ※おおよそのキロ数をご記入ください。

※（2）と（3）の対象となる施設等は、同一の施設でも、異なる施設でも構いません。

問 10 保育所等訪問支援の実施状況に関する保護者への報告等についてご回答ください。

（1）保護者への報告を行うタイミング（○は 1 つ）	01 訪問毎に報告 02 定期的なタイミングで報告
（2）保護者への報告の方法（当てはまるものすべてに○）	01 電話 02 報告書等の送付（メール等） 03 面談 04 オンライン面談 05 その他（ ）
（3）保護者への報告等で行う内容・活用状況（当てはまるものすべてに○）	01 訪問先での状況や支援内容の報告 02 保護者からの不安や気になる点等の聞き取り 03 保護者とのやりとりを踏まえた支援内容の再検討 04 保護者とのやりとりを踏まえた訪問先との調整 05 その他（ ）

Ⅲ. 保育所等訪問支援に関する事業所としての取組・効果・課題等

問 11 貴事業所が過去 3 年間の間に保育所等訪問支援を実施した、対象児童の経過についてお聞きします。未就学児、小学生、中学生の区分ごとに、該当する人数をご記入ください。

<未就学児>

a. 保育所等への通園を継続	人
b. 保育所等から地域の小学校の通常学級に進学	人
c. 保育所等から地域の小学校の特別支援学級に進学	人
d. 保育所等から特別支援学校小学部に進学	人
e. 特別支援学校幼稚園から小学部に進学	人
f. その他（ ）	人
g. 不明	人

<小学生>

h. 入学時の学校（地域の小学校または特別支援学校）への通学を継続	人
i. 入学時の学校から転校（地域の小学校から特別支援学校へ等）	人
j. 地域の小学校から中学校に進学	人
k. 地域の小学校から特別支援学校に進学	人
l. 特別支援学校小学部から中学部に進学	人
m. その他（ ）	人
n. 不明	人

<中学生>

o. 入学時の学校（地域の中学校または特別支援学校）への通学を継続	人
p. 入学時の学校から転校（地域の中学校から特別支援学校へ等）	人
q. 地域の中学校から高等学校に進学	人
r. 地域の中学校から特別支援学校に進学	人
s. 特別支援学校中学部から高等学部に進学	人
t. その他（ ）	人
u. 不明	人

問 12 保育所等訪問支援の実施にあたり、貴事業所では、どのようなタイミングで支援終結の判断を行っていますか。選択肢の中から、主なものを 3 つまでお選びください。（07 の場合を除く）

- 01 支援開始時に定めた実施回数を満了することで終結となる
- 02 関係機関間で協議し、児童・保護者に対し支援終結のタイミングを提案する（個別支援計画の見直し等）
- 03 児童・保護者からの申し出により終結に至る
- 04 訪問先施設からの申し出により終結に至る
- 05 児童の進学等の所属先変更に伴い終結に至る
- 06 その他（ ）
- 07 終結に至ったケースがない

問 13 これまでに、保育所等訪問支援を開始したものの、保育所等訪問支援計画を完遂せずに支援を中断したケースはありますか。選択肢の中から、主なものを 3 つまでお選びください。（05 の場合を除く）

- 01 児童・保護者から申し出を受けた
- 02 訪問先施設等の理解が得られなかった
- 03 事業所のサービス提供体制が確保できなかった（人員、時間等）
- 04 その他（ ）
- 05 中断に至ったケースがない

問 14 貴事業所では、保育所等訪問支援としての支援の終結後、対象児童・保護者や所属先施設等との関わりを継続的に有していますか。

- 01 終結後もサポートを行っている（保護者や施設等と実際にやりとりを行うことがある）
- 02 終結後も必要に応じてサポートできることを伝えている
- 03 終結後、特段のサポートは実施していない
- 04 その他（ ）

問 15 貴事業所では、保育所等訪問支援の実施に関し、事業所として取り組んでいることがありますか。（当てはまるものすべてに○）

- 01 地域や関係機関への周知を目的とした活動を実施（広報等）
- 02 地域の関係機関が集まる会議体等への参画
- 03 職員の育成を目的とした教育研修の実施（外部研修への派遣等を含む）
➡ 具体的な取組内容を下枠内にご記入ください。
- 04 専門性を有する人材の確保（雇用、処遇改善等）
➡ 具体的な取組内容を下枠内にご記入ください。
- 05 その他（ ）

【保育所等訪問支援の人材育成や人材確保のために取り組んでいる内容】

(取組の具体的な内容)

問 16 保育所等訪問支援の事業展開にあたり、貴事業所が課題と感じている点がありますか。以下の項目ごとに、当てはまる選択肢を【選択肢】欄の 01～05 から選び、ご回答ください。

	回答欄
【受入れ先の施設等に関するもの】	
a 訪問先施設等の制度への理解が不足している	
b 訪問先施設等の独自の考えがあり、支援を受け入れてもらえない	
c 子どもの見立てや優先したい点等について、訪問先施設等との間でずれが生じる	
d 訪問先施設等の職員が忙しく、支援を十分に活かせない	
【保護者に関するもの】	
e 子どもの見立てや優先したい点等について、保護者との間でずれが生じる	
f 保護者と訪問先施設等との間に立つことの負担が大きい	
g 保護者の意向が現実的でない場合に調整に苦労する	
【事業所に関するもの】	
h 事前にアセスメントを行う時間がとれない	
i 保護者支援に充てられる時間がとれない	
j 訪問支援員のマンパワーが不足している	
k 訪問支援を行う技量のある訪問支援員が不足している	
【運用に関するもの】	
l 契約前の調整に時間がかかる	
m 訪問日程の調整に苦労する	
n 訪問先への移動時間が負担である	
【その他】	
o その他（ ）	
【選択肢】	
01 当てはまる 02 やや当てはまる 03 どちらともいえない 04 あまり当てはまらない 05 当てはまらない	

令和4年度障害者総合福祉推進事業
「障害児の保育所等への移行支援の実態把握に係る調査研究」

保育所等訪問支援の実施状況にかかるタイムスタディ調査

＊ ＊ ＊ ご記入にあたっての留意点とお願い ＊ ＊ ＊

- 令和5年1月16日～令和5年2月10日の期間中に実施した、すべての訪問支援についてご記入をお願いいたします。
- 上記対象期間中に訪問支援を行った児童の概要を、1名につき1行、「Ⅰ．フェイスシート」にご記入ください。
- 上記対象期間中に行った訪問支援の具体的な実施状況等を、訪問1件につき1回、「Ⅱ．タイムスタディ票」にご記入ください。
（例）調査対象期間中に、児童Aを対象として2回の訪問を行った場合は、児童Aに関する訪問状況を、実施日ごとに1回ずつ、計2回、タイムスタディ票にご記入いただけます。
- 訪問の度に、「Ⅱ．タイムスタディ票」シートをコピーし、当該訪問1回分の記録をご記入ください（調査期間中に実施した訪問支援の回数分、「Ⅱ．タイムスタディ票」をコピーしたシートを作成いただく形となります）。
（ご参考）訪問時に「Ⅱ．タイムスタディ票」及び「【別紙】コード表」を印刷して持参いただき、訪問先での手元メモ用紙としてご活用いただくと、当ファイルへの事後的な入力をスムーズに行っていただけます。
- 選択形式の質問で「その他」を選んだ場合は、具体的な内容を（ ）内にご記入ください。

【本シートの設問にご回答いただく前にご確認いただきたい事項】

・「ご記入にあたっての留意点とお願い」シートをご一読ください。

・本シートは、令和5年1月16日～令和5年2月10日の調査対象期間中に訪問支援を行った児童1名につき1回（1行）、ご記入ください。

I. フェイスシート

◇ 本票へのご回答者をご記入ください。

(1) 事業所名					
(2) 事業所番号					
(3) 所在地（市町村まで）		都道府県名：		市町村名：	
	(氏名)				
	(電話番号)				

◇ 下表に従い、調査対象期間中に訪問支援を行った児童の概要を、1名ずつご記入ください。（児童1名につき1行を記入）

◆コード表（リストボックスより選択する設問では、以下の中から当てはまるものをお選びください）

- | | |
|----------------------------|--|
| (1) 主たる障害(1つ選択) | 1:知的障害 2:発達障害 3:肢体不自由 4:聴覚障害 5:視覚障害 6:重症心身障害 7:その他 8:不明 |
| (2) 訪問先施設の種別(1つ選択) | 1:保育所 2:幼稚園 3:認定こども園 4:放課後児童クラブ 5:小学校・中学校 6:特別支援学校 7:乳児院 8:児童養護施設 9:その他 |
| (3) 訪問先施設への登園・登校頻度(1つ選択) | 1:ほぼ毎日 2:週2～3日 3:週1日程度 4:その他 |
| (4) 他の利用サービス(該当するものをすべて選択) | ①児童発達支援 ②医療型児童発達支援 ③放課後等デイサービス ④日中一時支援 ⑤障害児相談支援 ⑥その他 |
| (5) 支援のフェーズ(1つを選択) | 1:施設等の利用を新たに開始するにあたっての支援 2:利用中の施設等における円滑な利用のための支援 3:就学等のステージの移行にともなう支援 4:その他 |

児童 I D	年齢	主たる障害	利用開始 年月	訪問先施設	登園・登校 頻度	訪問頻度 (月平均)	通算何回目 の訪問か	他の利用サービス						支援のフェーズ		備考
								①	②	③	④	⑤	⑥	(個別支援計画の目標等より)	その他(自由記述欄)	
		(リストボックスより選択)	20XX年X月	(リストボックスより選択)	(リストボックスより選択)	X.X回	XX回目	(当てはまるものすべてに○)						(リストボックスより選択)	(「その他」選択時記入)	自由記述
01																
02																
03																
04																
05																
06																
07																
08																
09																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																

【本シートの設問にご回答いただく前にご確認いただきたい事項】

・「ご記入にあたっての留意点とお願い」シートをご一読ください。

・訪問の度に、本シートをコピーし、コピー先のシートに回答をご記入ください。

・本シートは、令和5年1月16日～令和5年2月10日の調査対象期間中に訪問支援訪1件につき1回（1行）、ご記入ください。

（例）対象児童が同一であっても、調査対象期間中に2回の訪問支援を行った場合は、実施日ごとに1回ずつ、計2回（2行）ご記入ください。

Ⅱ. タイムスタディ票

◇ 調査対象期間中に行った訪問支援の実施状況を、訪問1件ごとに1回ずつ、ご記入ください。

(1) 訪問日							
(2) 対象児童							
(3) 移動時間		(往路)		分	(復路)		分
(4) 到着時刻		※24時間表記でご記入ください。			時		分

			実施時間				実施内容	実施内容（詳細）	その他（自由記述欄）					
1人目	(5) 訪問支援員の職種													
	(6) 経験年数				年									
	(7) 訪問先での実施内容		①		時		分～		時		分			
			②		時		分～		時		分			
			③		時		分～		時		分			
			④		時		分～		時		分			
			⑤		時		分～		時		分			
			⑥		時		分～		時		分			
			⑦		時		分～		時		分			
			⑧		時		分～		時		分			
			⑨		時		分～		時		分			
⑩				時		分～		時		分				

2人目	(5) 訪問支援員の職種													
	(6) 経験年数		年											
	(7) 訪問先での実施内容	①		時		分	～		時		分			
		②		時		分	～		時		分			
		③		時		分	～		時		分			
		④		時		分	～		時		分			
		⑤		時		分	～		時		分			
		⑥		時		分	～		時		分			
		⑦		時		分	～		時		分			
		⑧		時		分	～		時		分			
		⑨		時		分	～		時		分			
⑩			時		分	～		時		分				
3人目	(5) 訪問支援員の職種													
	(6) 経験年数		年											
	(7) 訪問先での実施内容	①		時		分	～		時		分			
		②		時		分	～		時		分			
		③		時		分	～		時		分			
		④		時		分	～		時		分			
		⑤		時		分	～		時		分			
		⑥		時		分	～		時		分			
		⑦		時		分	～		時		分			
		⑧		時		分	～		時		分			
		⑨		時		分	～		時		分			
⑩			時		分	～		時		分				
(8) 退出時刻				時		分								

		所要時間		実施内容		その他（自由記述欄）
(9) 訪問時間外での実施内容	①		分			
	②		分			
	③		分			
	④		分			
	⑤		分			
	⑥		分			
	⑦		分			
	⑧		分			
	⑨		分			
	⑩		分			
(10) 備考						

区分	(5) 訪問支援員の職種
1	児童指導員
2	保育士
3	看護師
4	理学療法士
5	作業療法士
6	言語聴覚士
7	心理職(臨床心理士、公認心理師等)
8	その他

区分	(7) 訪問先での実施内容
a	行動観察
b	環境把握
c	子ども本人への支援
d	訪問先職員への支援
e	保護者への報告
f	カンファレンス
g	報告書作成
h	その他

実施内容a～hを選択いただいた後、
それぞれの具体的な内容を、オレンジの枠内の選択肢から選びご回答ください。

区分	(9) 訪問時間外での実施内容
a	事前調整
b	訪問先職員への支援
c	保護者への報告
d	カンファレンス
e	報告書作成
f	所内事務
g	その他

実施内容a～gを選択いただいた後、
それぞれの具体的な内容を、緑色の枠内の選択肢から選びご回答ください。

(7) 訪問先での実施内容(詳細)			
区分	a. 行動観察	区分	e. 保護者への報告
1	本人の発達面や行動特性の把握	1	訪問先での状況や支援内容の報告
2	訪問先での生活の様子(日常生活動作など)の把握	2	保護者からの不安や気になる点等の聞き取り
3	訪問先での行動の様子(行動上の課題など)の把握	3	保護者とのやりとりを踏まえた支援内容の再検討
4	本人と周囲の児童との関わり方の把握	4	保護者とのやりとりを踏まえた訪問先との調整
5	本人と訪問先スタッフとの関わり方の把握	5	その他
6	その他		
区分	b. 環境把握	区分	f. カンファレンス
1	本人が過ごす物理的な環境の把握	1	訪問支援員間での情報共有
2	本人に関わる訪問先のスタッフ等の把握	2	児童の支援に関わる職員全体での情報共有
3	訪問先の雰囲気、周囲の受け止め状況の把握	3	実施結果を踏まえた今後の支援方針の検討
4	訪問先での保育方針や指導方針の把握	4	その他
5	その他		
区分	c. 子ども本人への支援	区分	g. 報告書作成
1	本人への働きかけ(個人場面)	1	実施した支援の内容についての記録作成
2	本人への働きかけ(集団場面)	2	実施結果を踏まえた今後の支援方針の作成
3	本人と周囲の児童との関わりへの働きかけ	3	実施結果を踏まえた保護者向けの報告作成
4	本人と訪問先スタッフとの関わりへの働きかけ	4	実施結果を踏まえた訪問先向けの報告作成
5	その他	5	その他
区分	d. 訪問先職員への支援	区分	h. その他
1	特性に応じた環境整備に関する助言・サポート	1	(上記に当てはまらないもの)
2	本人への関わり方に関する助言・サポート		
3	集団の中での関わり方に関する助言・サポート		
4	日常生活や活動の組み立てに関する助言・サポート		
5	行事や進級等の目標に向けた助言・サポート		
6	その他		

(9) 訪問時間外での実施内容(詳細)			
区分	a. 事前調整	区分	e. 報告書作成
1	訪問先施設への趣旨説明	1	実施した支援の内容についての記録作成
2	保護者からの要望等の確認	2	実施結果を踏まえた今後の支援方針の作成
3	訪問日程の調整	3	実施結果を踏まえた保護者向けの報告作成
		4	実施結果を踏まえた訪問先向けの報告作成
		5	その他
区分	b. 訪問先職員への支援	区分	f. 所内事務
1	特性に応じた環境整備に関する助言・サポート	1	報酬算定のための事務
2	本人への関わり方に関する助言・サポート	2	個別支援計画に基づくモニタリング、記録等
3	集団の中での関わり方に関する助言・サポート		
4	日常生活や活動の組み立てに関する助言・サポート		
5	行事や進級等の目標に向けた助言・サポート		
6	その他		
区分	c. 保護者への報告	区分	g. その他
1	訪問先での状況や支援内容の報告	1	(上記に当てはまらないもの)
2	保護者からの不安や気になる点等の聞き取り		
3	保護者とのやりとりを踏まえた支援内容の再検討		
4	保護者とのやりとりを踏まえた訪問先との調整		
5	その他		
区分	d. カンファレンス		
1	訪問支援員間での情報共有		
2	児童の支援に関わる職員全体での情報共有		
3	実施結果を踏まえた今後の支援方針の検討		
4	その他		